

## (別紙 2 - 2) 会派自民党一覧表

## 会派自民党総括表 (原告ら主張)

	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	合計
① 交付額	8,640,000	8,640,000	8,640,000	8,040,000	33,960,000
② 支出計上額 (訴状別紙)	9,518,160	8,654,334	8,656,571	8,698,276	35,527,341
修正届による減少額	0	0	0	6,551	6,551
②' 修正届後の支出計上額	9,518,160	8,654,334	8,656,571	8,691,725	35,520,790
③ 超過額 (=①-②')	-878,160	-14,334	-16,571	-651,725	-1,560,790
違法支出額 鉄道賃	1,300	5,530	10,350	5,610	22,790
違法支出額 有料道路通行料	14,260	20,920	0	8,540	43,720
違法支出額 タクシー代	19,630	24,750	37,420	146,610	228,410
違法支出額 燃料費	752,247	577,862	591,333	496,334	2,417,776
違法支出額 駐車場代等	34,470	54,700	69,340	156,740	315,250
違法支出額 資料購入費	316,166	414,976	342,315	276,184	1,349,641
違法支出額 広報費	273,448	291,548	272,800	2,620,961	3,458,757
違法支出額 通信運搬費	1,630,155	1,319,142	947,534	713,614	4,610,445
違法支出額 事務費	376,414	478,716	244,700	128,520	1,228,350
④ 違法支出額合計	3,418,090	3,188,144	2,515,792	4,553,113	13,675,139
⑤ 返還請求額 (=④-③)	2,539,930	3,173,810	2,499,221	3,901,388	12,114,349
既返還額	0	0	0	0	0
⑥ 弁論終結時返還請求額	2,539,930	3,173,810	2,499,221	3,901,388	12,114,349

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-33	2014/4/2	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線町田駅 23時42分発行の領収書「会議」とされている	・深夜 ・私的利用 町田駅発券の130円区間は登りは玉川学園駅。下りは相模大野、東林間駅。玉川学園に住む議員が、夜遅く帰宅又は朝帰りする際のもので推測される。	8-1	69	中左		深夜や早期であっても市民相談、意見聴取、現地調査を行うことはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J14-34	2014/4/6	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線町田駅 0時25分発行の領収書「会議」とされている	・私的利用 ・深夜 深夜に至るまで会議をしていたとは考え難い。	8-1	69	下左		同上	0
J14-35	2014/4/25	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線町田駅 06時49分発行の領収書「会議」とされている	・私的利用 ・早期 こんな早期に終わるor始まる会議は考え難い。	8-1	73	下左		同上	0
J14-36	2014/6/15	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線町田駅 00時32分発行の領収書「会議」とされている	・私的利用 ・深夜	8-1	83	下右		同上	0
J14-37	2014/7/1	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線町田駅 00時10分発行の領収書「会議」とされている	・私的利用 ・深夜	8-1	88	上左		同上	0
J14-38	2014/7/6	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線町田駅 00時13分発行の領収書「会議」とされている	・私的利用 ・深夜	8-1	88	下中		同上	0
J14-39	2014/8/21	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線町田駅発行 04時57分発行の領収書「打ち合わせ」とされている	・私的利用 ・早期	8-1	92	下左		同上	0
J14-40	2014/9/15	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急町田駅 00時28分発行の領収書「会議」とされている	・私的利用 ・深夜	8-1	95	上右		同上	0
J14-41	2014/11/15	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急町田駅05時44分発行の領収書「会議」とされている	・私的利用 ・早期	8-1	108	上左		同上	0
J14-42	2015/1/5	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急町田駅 07時09分発行の領収書「打ち合わせ」とされている	・私的利用 ・早期	8-1	118	上左		同上	0
合計額				1,300									0

J15-37	2016/2/23	調査	渡辺	550	550	鉄道代 小田急線玉川学園駅 11時26分 発券	・目的の記録なし 玉川学園駅から550円区間の場所へ移動。	9-1	79	上中		鉄道代の支出に当たっては、領収書に使用目的を記入することは使途基準上求められていない。また、町田市外であっても鉄道で現地調査、意見交換等の活動を行うことは通常あり得るため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。また、片道や移動の一部を申請しているのは、上照候補を前項に取捨選択をして申請しているものであって、違法性と結びつかない。	0
J15-38	2016/2/23	調査	渡辺	830	830	鉄道代 首都圏新都市鉄道 北千住駅 12時34分発券。	・目的の記録なし つくばエクスプレス 北千住駅から、みらい平駅。	9-1	79	中左		同上	0
J15-39	2016/2/23	調査	渡辺	830	830	鉄道代 首都圏新都市鉄道 みらい平駅 20時55分発券	・目的の記録なし つくばエクスプレス みらい平駅から 北千住駅に移動。	9-1	79	中		同上	0
J15-40	2016/2/23	調査	渡辺	550	550	鉄道代 東京メトロ北千住駅 21時36分 発券	・目的の記録なし 千代田線北千住駅から、550円の区間へ移動。	9-1	79	下左		同上	0
J15-41	2015/5/11	調査	渡辺	390	390	鉄道代 海浜幕張駅 09時10分 発券	・目的の記録なし 海浜幕張駅で 09時10分に390円区間に発券。朝9時に同所につくのは困難。 調査を行った形跡なし。	9-1	70	下中		同上	0
J15-42	2015/5/11	調査	渡辺	310	310	鉄道代 新木場駅 09時44分 発券	・目的の記録なし 新木場駅で、09時44分に発券。310円の区間へ移動。	9-1	70	下右		同上	0
J15-43	2015/11/10	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線玉川学園駅 10時23分 発券	・目的の記録なし。 同日に町田駅で発行された領収書から推測すると、遠方へ調査のために移動したことが推測される。使途の記載もなく、帰路の領収書も存在しない。	9-1	76	中左		同上	0
J15-44	2015/11/10	調査	渡辺	1,940	1,940	鉄道代 JR町田駅でJR乗車券発券	・目的の記録なし 町田駅で発券。片道1,940円の場所へ移動。	9-1	76	中		同上	0
合計額				5,530									0

J16-24	2016/4/25	調査	渡辺	550	550	鉄道代 小田急線 玉川学園駅で 11時54分 発券、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) 小田急線玉川学園駅から550円区間の場所へ移動。場所・内容の記録なし。 -25-26の関連から、東京メトロ北千住駅であると推測。玉川学園駅から代々木上原まで310円、代々木上原から地下鉄の千代田線で北千住まで240円。 頻繁な訪問。政務調査のための打合せが行われた形跡なし。	10-1	70	下左	甲73	上記、市外という点において同上。また、私的目的との指摘があるが、客観的に明らかではない。	0
J16-25	2016/4/25	調査	渡辺	420	420	鉄道代 首都圏整備鉄道 北千住駅で13時13分 発券、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) つくばエクスプレスで420円区間は「南流山駅」。場所・内容の記録なし。	10-1	70	中右	甲73	以下、記載があるまで同上。	0
J16-26	2016/4/25	調査	渡辺	550	550	鉄道代 東京メトロ 北千住駅 22時27分発券、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) 北千住駅から550円区間の場所へ移動。場所・内容の記録なし。	10-1	70	下中	甲73		0
J16-27	2016/6/17	調査	渡辺	550	550	鉄道代 小田急線玉川学園駅 10時09分発券、「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) 玉川学園駅から550円区間の場所へ移動。場所・内容の記録なし。	10-1	72	上左	甲73		0
J16-28	2016/6/17	調査	渡辺	420	420	鉄道代 首都圏整備鉄道 北千住駅 11時36分 「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) つくばエクスプレスで420円区間は、「南流山駅」。場所・内容の記録なし。	10-1	72	上中	甲73		0
J16-29	2016/6/17	調査	渡辺	550	550	鉄道代 東京メトロ 北千住駅 20時15分発券、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) 北千住駅から20時15分発券。550円区間の場所へ移動。場所・内容の記録なし。	10-1	72	上右	甲73		0
J16-30	2016/8/21	調査	渡辺	550	550	鉄道代 小田急線玉川学園駅 07時31分 「会議」とされている	・目的不明(私的目的) 玉川学園駅から550円区間の場所は北千住。場所・内容の記録なし。	10-1	73	中左	甲73		0
J16-31	2016/8/21	調査	渡辺	620	620	鉄道代 小田急線新百合ヶ丘駅 07時44分 特急券代	・目的不明(私的目的) 小田急の特急券620円は、小田原、箱根まで。	10-1	73	上右	甲73		0
J16-32	2016/8/22	調査	渡辺	550	550	鉄道代 東京メトロ 北千住駅 12時19分発券、「会議」とされている	・目的不明(私的目的) 北千住駅から、550円区間の場所へ移動。場所・内容の記録なし。	10-1	73	中中	甲73		0
J16-33	2016/9/30	調査	渡辺	550	550	鉄道代 小田急線玉川学園駅 11時03分 「会議」とされている	・目的不明(私的目的) 玉川学園駅から550円区間の場所へ移動。場所・内容の記録なし。	10-1	74	下左	甲73		0
J16-34	2016/9/30	調査	渡辺	830	830	鉄道代 首都圏整備鉄道北千住駅 12時13分発券、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) つくばエクスプレスで「みらい平駅」へ。	10-1	74	中右	甲73		0
J16-35	2016/9/30	調査	渡辺	550	550	鉄道代 東京メトロ 北千住駅 20時28分発券、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) 北千住駅から20時15分発券。550円区間の場所へ移動。場所・内容の記録なし。	10-1	74	下中	甲73		0
J16-36	2017/2/19	調査	渡辺	310	310	鉄道代 小田急線玉川学園駅 20時11分発券、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) 小田急線代々木上原駅まで。	10-1	79	上右	甲73		0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-37	2017/2/19	調査	渡辺	240	240	鉄道代 東京メトロ北千住駅 21時26分手書き領収書発行、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) 地下鉄千代田線で代々木上原。	10-1	79	上左	甲73		0
J16-38	2017/2/19	調査	渡辺	170	170	鉄道代 首都圏整備鉄道北千住駅 21時29分発券、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) つくばエクスプレスで南千住駅。	10-1	79	中左	甲73		0
J16-39	2017/2/20	調査	渡辺	170	170	鉄道代 首都圏整備鉄道北千住駅 17時30分 地下鉄 「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) つくばエクスプレスで南千住駅。	10-1	79	中	甲73		0
J16-40	2016/8/25	調査	渡辺	470	470	鉄道代 JR新宿駅 13時38分発券、「打合せ」とされている	・政党活動 立川駅までの乗車券と思われる。自由民主党三多摩議員連絡協議会研修会出席のためと推測される。	10-1	74	上左		指摘内容について具体的な裏付けに欠ける。	0
J16-41	2016/8/25	調査	渡辺	470	470	鉄道代 JR立川駅 21時22分発券、「現地調査」とされている	・政党活動 -4.0の橋路	10-1	73	中右		指摘内容について具体的な裏付けに欠ける。	0
J16-42	2016/11/15	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線玉川学園駅13時59分発券、「会議」とされている	・政党活動 自由民主党三多摩議員連絡協議会冬季研修会出席のためのものと思われる。	10-1	76	下中		以下、記載があるまで同上。	0
J16-43	2016/11/15	調査	渡辺	470	470	鉄道代 JR町田駅 14時11分発券、「打合せ」とされている	・政党活動 同上	10-1	76	下右			0
J16-44	2016/12/27	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線町田駅で 05時47分に発券、「会議」とされている	・早期 こんな早期に終わるor始まる会議は考え難い。	10-1	78	上中		早期、深夜について同上。	0
J16-45	2017/2/15	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線玉川学園駅 14時16分 「会議」とされている	・政党活動 この鉄道代の支出もJ16-43、-44の総会に出席するためのものと思われる。渡辺議員は「立川グランドホテルでの議員研修会に参加しています。」	10-1	78	中右	甲21 P41 甲86-2		0
J16-46	2017/2/15	調査	渡辺	310	310	鉄道代 JR登戸駅 14時49分発券、「会議」とされている	・政党活動 自由民主党三多摩議員連絡協議会研修会参加のための利用であると思われる。 同上	10-1	78	下中			0
J16-47	2017/2/15	調査	渡辺	310	310	鉄道代 JR立川駅 20時29分発券、「会議」とされている	・政党活動 同上(橋路)	10-1	78	下右			0
J16-48	2017/2/15	調査	渡辺	220	220	鉄道代 小田急線登戸駅 20時58分	・政党活動 同上(橋路)	10-1	78	下左			0
J16-49	2017/3/24	調査	渡辺	130	130	鉄道代 小田急線町田駅 06時04分発券、「打合せ」とされている	・早期 こんな早期に終わるor始まる会議は考え難い。	10-1	80	中左			0
合計額				10,350									0

J17-373	2017/4/3	調査	渡辺	550	550	鉄道 小田急線玉川学園駅 09時20分発券、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) 玉川学園駅から550円区間の場所へ移動。	11-1	2	4-3		私的目的を裏付ける事情はない。	0
J17-374	2017/4/3	調査	渡辺	170	170	鉄道 東京メトロ北千住駅 17時05分発券、「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) 170円区間に移動	11-1	2	4-4			0
J17-375	2017/4/3	調査	渡辺	580	580	鉄道 首都圏新都市鉄道北千住駅 08時53分発券「打合せ」とされている	・目的不明(私的目的) つくばエクスプレス580円区間に移動	11-1	2	4-5			0
J17-376	2017/4/23	調査	渡辺	130	130	鉄道 小田急線玉川学園前駅 05時54分発券 「打合せ」とされている	・早期(日曜日) J376~J379は一連のものとして推測される。遠方への泊りがけの旅行視察の形跡なし。渡辺議員は当時ケガで出張できる状況ではなかった。以下J17-379まで同じ。	11-1	9	4-49	甲67-1, 67-2		130
J17-377	2017/4/23	調査	渡辺	310	310	鉄道 町田駅 JR東日本 06時05分発券、「打合せ」とされている	・早期(日曜日) J376~J379は一連のものとして推測される。遠方への泊りがけの旅行	11-1	9	4-50			310
J17-378	2017/4/24	調査	渡辺	130	130	鉄道 小田急線町田駅 17時12分発券、「打合せ」とされている	・J376~J379は一連のものとして推測される。遠方への泊りがけの旅行	11-1	11	4-57			130
J17-379	2017/4/24	調査	渡辺	160	160	鉄道 JR東日本町田駅発券清算代 時間なし 「打合せ」とされている	・J376~J379は一連のものとして推測される。遠方への泊りがけの旅行	11-1	11	4-58			160
J17-380	2017/8/18	調査	渡辺	510	510	鉄道 東京メトロ国会議事堂前駅 16時14分 「打合せ」とされている	・遠方 ・政治活動	11-1	59	8-35			0
J17-381	2017/8/18	調査	渡辺	510	510	鉄道 小田急線玉川学園前駅 08時26分発券。目的記載なし。	同上	11-1	59	8-36			0
J17-382	2017/11/28	調査	渡辺	550	550	鉄道 小田急線玉川学園前駅 09時37分発券、「会議」とされている	・遠方 北千住方面	11-1	100	11-64			0
J17-383	2017/11/28	調査	渡辺	550	550	鉄道 東京メトロ北千住駅 16時16分発券、「会議」とされている	・遠方 北千住方面	11-1	100	11-63			0
J17-384	2017/11/28	調査	渡辺	210	210	鉄道 首都圏新都市鉄道北千住駅10時49分発券、「会議」とされている	・遠方 北千住方面	11-1	100	11-65			0
J17-385	2017/8/19	調査	木目田	390	390	鉄道 JR東日本成瀬駅11時30分発券(成瀬-桜木町)、「現地調査」とされている	・観光スポット 土曜日	11-1	59	8-37			0
J17-386	2017/8/19	調査	木目田	180	180	鉄道 横浜高速鉄道馬車道駅14時48分(馬車道-元町中華街)発券、「現地調査」とされている	・観光スポット 土曜日	11-1	59	8-38		近隣市区町村において、調査を行うことは会派の活動の範囲である。観光スポットという指摘があるが、そうであるか、意味である上に、個別の支出に対する外形的な事実として具体性を欠く。	0
J17-387	2017/8/19	調査	木目田	370	370	鉄道 横浜高速鉄道 元町中華街駅 16時11分(元町中華街-菊名)発券、「現地調査」とされている	・観光スポット 土曜日	11-1	59	8-39			0
J17-388	2017/8/19	調査	木目田	310	310	鉄道 JR東日本菊名駅 17時34分(菊名-成瀬)発券、「現地調査」とされている	・観光スポット 土曜日	11-1	59	8-40			0
合計額				5,610									730

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-1	2014/5/7	調査	渡辺	510	510	高速代 NEXCO中日本 稲城料金所 20時07分	・(私的目的) 続く2つの領収書(J-2,J-3)から、「駐二」に分類される自動車から、佐野藤岡料金所まで走行したことがわかる。「現地調査」とされているが、目的地に到着するのは22時以降。宿泊費や帰路の高速代の計上もない。何の目的の調査か全く不明である。翌年2月23日にも全く同一パターンでの支出がある。宿泊を伴う会議がおこなわれた形跡なし。以下J14-3まで同じ。	8-1	76	上中		遠隔地においても町田市の会派活動に関連性がある活動のために現地調査等を行うことは通常あるため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 例えば、佐野市には佐野プレミアムアウトレットがあり、南町田駅地域の発展を検討する上での先進事例として、誘致方法や課題を調査するなど、会派の行う調査研究活動が行われる。	0
J14-2	2014/5/7	調査	渡辺	930	930	高速代 首都高速 永福本線料金所 20時19分	同上	8-1	76	上右		同上	0
J14-3	2014/5/7	調査	渡辺	1,470	1,470	高速代 NEXCO中日本 佐野藤岡料金所 21時22分 浦和本線～佐野藤岡	同上	8-1	76	下左		同上	0
J14-4	2014/8/13	調査	渡辺	150	150	高速代 真鶴道路 真鶴ブルーライン	・(私的目的) お盆の時期に伊豆方面から東京方面に帰る際の高速代。「現地調査」あるいは「現地視察」とされているが、目的は不明。往路の高速代や宿泊代に計上もない。2月28日にも伊豆方面で「現地視察」がされている。伊豆は有名な観光地であると同時に別荘も多い。 夏休み期間の旅行。毎年繰り返し。会議の開催の形跡なし。以下、J14-4まで同じ。	8-1	91	下左		遠隔地においても町田市の会派活動に関連性がある活動のために現地調査等を行うことは通常あるため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 例えば、町田市は在日米海軍厚木基地と災害時応急協定を締結しているところ。米軍との提携やコミュニケーション構築などを調査するために町田市に赴いて会派の行う調査研究活動が行われることもある。	0
J14-5	2014/8/13	調査	渡辺	160	160	高速代 NEXCO中日本 石橋料金所 13時23分	同上 J-4と一連のもの。	8-1	91	下右		同上	0
J14-6	2014/8/13	調査	渡辺	210	210	高速代 NEXCO中日本 橋本料金所 13時33分 西湘バイパス橋本料金所を通過	同上 J-4,J-5と一連のもの。	8-1	92	上左		同上	0
J14-7	2015/2/23	調査	渡辺	500	500	高速代 NEXCO中日本 in横浜青葉～東京料金所 18時33分	・(私的目的) 遅い時間に佐野藤岡方面に向かったもの。「現地調査」とされているが、何の目的の調査なのか、J-1からJ-3の領収書と同様に全く不明である。宿泊を伴う会議がおこなわれた形跡なし。	8-1	126	下中		J14-1と同じ	0
J14-8	2015/2/23	調査	渡辺	930	930	高速代 首都高用賀本線料金所 18時40分	同上	8-1	127	上左		同上	0
J14-9	2015/2/23	調査	渡辺	1,470	1,470	高速代 NEXCO中日本in浦和本線～佐野藤岡料金所 20時26分	同上	8-1	127	上中		同上	0
J14-10	2015/2/28	調査	渡辺	2,070	2,070	高速代 NEXCO中日本in海老名～沼津料金所 13時21分	・(私的目的) 土曜日に海老名から沼津に向かったことがわかる。翌日に伊豆修善寺の有料道路の領収書があることから、修善寺近辺で一泊したと推測される。「現地視察」とされているが、同所は有名な観光地であり、別荘も多い。宿泊代の計上はない。J-13まで一連のもの	8-1	128	上左		J14-4と同じ	0
J14-11	2015/3/1	調査	渡辺	200	200	高速代 修善寺道路 大仁料金所 10時57分 「現地調査」とされている。	同上	8-1	129	上左		同上	0
J14-12	2015/3/1	調査	渡辺	200	200	高速代 伊豆中央道 江間料金所 12時13分	同上	8-1	129	上中		同上	0
J14-13	2015/3/1	調査	渡辺	2,420	2,420	高速代 NEXCO中日本 in長東沼津～横浜町田料金所 15時25分	同上	8-1	129	上右		同上	0
J14-14	2015/3/28	調査	渡辺	590	590	高速代 NEXCO中日本 in横浜青葉～東京料金所 14時39分	・(私的目的) 土曜日、東名高速 横浜青葉ICから入り、東京料金所から首都高用賀本線料金所を経て、930円の高速代金の場所で発進を降りる。J-15、J-16、J-17と一連のものと推測される。	8-1	132	上中		遠隔地においても町田市の会派活動に関連性がある活動のために現地調査等を行うことは通常あるため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 町田市においては町田市のホームページにて「町田市と基地との位置関係図」 ( <a href="https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kankyo/kankyo/minomawari/souon/joukyou/ichikankeizu.html">https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kankyo/kankyo/minomawari/souon/joukyou/ichikankeizu.html</a> )とのページを作成するなど、市民の大きな関心事として基地との関係がある。 例えば、厚木基地の利用方法などを検討する上で、航空関係の調査を行うこともあり、海岸方面で会派の行う調査研究活動が行われることもある。	0
J14-15	2015/3/28	調査	渡辺	930	930	高速代 首都高用賀本線料金所 14時55分 「現地調査」とされている	・(私的目的) 土曜日の午後、用賀から930円区間は豊洲付近である。	8-1	132	上右		同上。具体的な主張はなく、内容についても不明な主張である。なお、用賀を通過しているのは、東京料金所が用賀にあるためであり、用賀が目的地であるわけではない。	0
J14-16	2015/3/29	調査	渡辺	930	930	高速代 首都高臨海副都心料金所 18時31分	・(私的目的) 翌日曜日夕方、首都高速湾岸線 臨海副都心料金所から入り、東京料金所までのものである。	8-1	133	上中		同上。具体的な主張はなく、内容についても不明な主張である。	0
J14-17	2015/3/29	調査	渡辺	590	590	NEXCO中日本 in東京料金所～横浜青葉 19時21分	・(私的目的) 同上	8-1	133	上左		同上	0
合計額				14,260									0

J15-1	2015/6/13	調査	渡辺	590	590	高速代 NEXCO中日本 11時13分 高、横浜青葉ICから東京ICへ「会議」とされている	・市外 (私的目的) J-2と一連のものとして推測(町田から東名高速を利用する場合、横浜町田インターか、横浜青葉インターかいずれかとなる。)	9-1	8	上左		遠隔地においても町田市の会派活動に関連性がある活動のために現地調査等を行うことは通常あるため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 町田市においては町田市のホームページにて「町田市と基地との位置関係図」 ( <a href="https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kankyo/kankyo/minomawari/souon/joukyou/ichikankeizu.html">https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kankyo/kankyo/minomawari/souon/joukyou/ichikankeizu.html</a> )とのページを作成するなど、市民の大きな関心事として基地との関係がある。 例えば、厚木基地の利用方法などを検討する上で、航空関係の調査を行うこともあり、海岸方面で会派の行う調査研究活動が行われることもある。	0
J15-2	2015/6/13	調査	渡辺	930	930	高速代 首都高速 11時19分、用賀本線料金所、「会議」とされている	・市外 (私的目的) 目的不明(私的目的) 臨海、湾岸地域に向かったと思われる。	9-1	8	上中		同上	0
J15-3	2015/6/14	調査	渡辺	930	930	高速代 首都高速 浦安(1)料金所 10時47分、「会議」とされている	・市外 (私的目的) 目的不明(私的目的) 浦安(1)料金所を10時47分ということは、一泊しての帰りか?浦安(1)料金所の前は東京ディズニーシー。J15-4と一連のものとして推測。	9-1	8	上右		同上	0
J15-4	2015/6/14	調査	渡辺	590	590	高速代 NEXCO中日本東京ICから横浜青葉ICへ 11時20分、「会議」とされている	・市外 (私的目的) 目的不明(私的目的)	9-1	8	下左		同上	0

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J15-5	2015/7/18	調査	渡辺	930	930	高遠代 首都高 狩場本線料金所 15時04分 「会議」とされている	・市外 ・目的不明(私的目的) 前後の脈絡なく、狩場本線料金所の料金所での支払い。会議費を請求	9-1	15	上左		遠隔地においても町田市の会派活動に関連性がある活動のために現地調査等を行うことは通常あるため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 例えば、横浜市における就職活動の実態調査など、会派の行う調査研究活動が行われることもある。	0
J15-6	2015/8/8	調査	渡辺	340	340	高遠代 NEXCO中日本 7時50分、横浜青葉ICから東名川崎ICへ「会議」とされている	・市外 ・目的不明(私的目的) 領収書等添付用紙には2ページに渡りバラバラに添付。時系列でまとめると、都内での会合の後、伊豆方面に向かったことが確認される。J-7、J-8、J-9、J-10、J-11と一連のものと同様 夏休み期間の旅行。会議の開催の形跡なし。	9-1	9	上中	甲69	J15-1と同じ	0
J15-7	2015/8/8	調査	渡辺	50	50	高遠代 NEXCO東日本 玉川料金所 8時15分	・市外 ・目的不明(私的目的)	9-1	10	上右		同上	0
J15-8	2015/8/8	調査	渡辺	930	930	高遠代 首都高 五反田料金所 15時47分 「会議」とされている	・市外 ・目的不明(私的目的)	9-1	9	上左		同上	0
J15-9	2015/8/8	調査	渡辺	3,030	3,030	高遠代 東京ICから長泉沼津ICへ 17時02分 「会議」とされている	・市外 ・目的不明(私的目的) 東名高遠で伊豆方面へ。8月中旬の観光地への遠出。3泊4日の旅行と推測される。宿泊費の計上なし	9-1	10	上左		遠隔地においても町田市の会派活動に関連性がある活動のために現地調査等を行うことは通常あるため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 例えば、町田市は在日米海軍厚木基地と災害時応援協定を締結しているところ、米軍との連携やコミュニケーション構築の経緯などを調査するために下田市に赴いて会派の行う調査研究活動が行われることもある。	0
J15-10	2015/8/8	調査	渡辺	200	200	有料道路代 伊豆中央道 江間料金所 17時18分 「会議」とされている	同上	9-1	10	上中		同上	0
J15-11	2015/8/8	調査	渡辺	200	200	有料道路代 修善寺道路 大仁料金所 17時25分 「会議」とされている	同上	9-1	9	下中		同上	0
J15-12	2015/8/11	調査	渡辺	200	200	高遠代 修善寺道路 大仁料金所 15時40分 「会議」とされている	・市外 ・目的不明(私的目的) 東名高遠で東京方面へ。J-13、J-14、と一連のものと同様	9-1	10	下左		同上	0
J15-13	2015/8/11	調査	渡辺	200	200	高遠代 伊豆中央道 江間料金所 15時58分 「会議」とされている	同上	9-1	11	上左		同上	0
J15-14	2015/8/11	調査	渡辺	2,420	2,420	高遠代 in 長泉沼津料金所 out 横浜町田 19時20分 「会議」とされている	同上	9-1	10	下中		同上	0
J15-15	2015/9/28	調査	渡辺	500	500	高遠代 NEXCO中日本 横浜青葉ICから東京ICへ 14時42分 「会議」とされている	・市外 ・目的不明(私的目的) 片道だけの高遠代 宿泊を伴う会議がおこなわれた形跡なし。以下、J15-18まで同じ。	9-1	12	上中		遠隔地においても町田市の会派活動に関連性がある活動のために現地調査等を行うことは通常あるため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 例えば、佐野市には佐野プレミアムアウトレットがあり、南町田駅地域の発展を検討する上での先進事例として、誘致方法や課題を調査するなど、会派の行う調査研究活動が行われる。なお、片道だけの高遠代金は、活動費の上限規制に基づき、取捨選択をして、提出しているからであって、手続の問題であり、違法な支出という評価には全くむずび付かない。	0
J15-16	2015/9/28	調査	渡辺	930	930	高遠代 首都高 用賀本線料金所 14時48分 「会議」とされている	同上	9-1	12	上左		同上	0
J15-17	2015/9/29	調査	渡辺	1,010	1,010	高遠代 in 佐野蒲田料金所 out 白旗産産料金所 15時04分	同上	9-1	12	上右		同上	0
J15-18	2015/9/29	調査	渡辺	2,130	2,130	高遠代 in 橋川北本料金所 out 八王子本線 16時32分 「会議」とされている	同上	9-1	12	下中		同上	0
J15-19	2015/12/25	調査	渡辺	790	790	高遠代 NEXCO中日本 横浜町田ICから東京ICへ 16時21分 「会議」とされている	・市外 ・目的不明(私的目的) 片道だけの高遠代 -20、-21、と一連のものと同様 宿泊を伴う会議がおこなわれた形跡なし。	9-1	13	上左		J15-1と同じ。また、片道だけという点についても、町田市における費用の上限規制による管理においては、全く違法な点はない。	0
J15-20	2015/12/25	調査	渡辺	930	930	高遠代 首都高 用賀本線 16時31分 「会議」とされている	同上	9-1	13	上右		同上	0
J15-21	2015/12/25	調査	渡辺	930	930	高遠代 首都高 高樹町料金所 (港区西麻布) 16時56分 「会議」とされている	・市外 ・目的不明(私的目的) 渋谷・青山・表参道方面の最寄り出入口	9-1	13	上中		同上	0
J15-22	2015/12/26	調査	渡辺	610	610	高遠代 首都高 初台料金所 「会議」とされている (時間不明)	・市外 ・目的不明(私的目的)	9-1	13	下左		同上	0
J15-23	2015/12/26	調査	渡辺	930	930	高遠代 首都高 蒲安 (1) 料金所 13時02分 「会議」とされている	同上	9-1	14	上左		同上	0
J15-24	2015/12/26	調査	渡辺	620	620	高遠代 NEXCO中日本 三鷹料金所 13時34分 「会議」とされている	同上	9-1	14	上中		同上	0
合計額					20,920								0
J17-389	2017/5/19	調査	渡辺	200	200	有料道路代 修善寺道路 大仁料金所 10時49分 「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) 2泊3日で伊豆方面へ行った時の高遠代。金曜日から日曜日。宿泊費の計上なし。 会議の開催の形跡なし。以下J17-394まで同じ。	11-1	21	5-47		近隣市区町村において、調査を行うことは会派の活動の範囲である。観光スポットという指摘があるが、そうであるか、意味である上に、個別の支出に対する外形的事実として具体性を欠く。	0
J17-390	2017/5/19	調査	渡辺	200	200	有料道路代 伊豆中央道 江間料金所 10時38分 「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) 同上	11-1	21	5-48			0
J17-391	2017/5/19	調査	渡辺	2,420	2,420	高遠代 NEXCO中日本 in 横浜町田 out 長泉沼津 10時24分 「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) 同上	11-1	21	5-49			0
J17-392	2017/5/21	調査	渡辺	200	200	有料道路代 修善寺道路 大仁料金所 13時00分 「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) 同上	11-1	23	5-56			0
J17-393	2017/5/21	調査	渡辺	200	200	有料道路代 伊豆中央道 江間料金所 13時10分 「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) 同上	11-1	23	5-57			0
J17-394	2017/5/21	調査	渡辺	2,420	2,420	高遠代 NEXCO中日本 in 長泉沼津 out 横浜町田 14時32分 「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) 同上	11-1	23	5-58			0
J17-395	2017/5/27	調査	渡辺	1,450	1,450	高遠代 NEXCO中日本 in 相模湖 out 河口湖 10時50分 「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) 河口湖へ行ったときの高遠代。土曜日の私的利用。 現地調査の形跡なし。	11-1	25	5-73	甲70		0
J17-396	2017/5/28	調査	渡辺	1,450	1,450	高遠代 NEXCO中日本 in 相模湖 out 相模湖 7時48分 「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) 河口湖からの帰りに日曜日。私的利用。	11-1	25	5-75	甲70		0
合計額					8,540								0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-18	2014/10/11	調査	渡辺	1,780	1,780	タクシー代 06時44分発行の領収書「現地調査」とされている。	・早期	8-1	99	中右		市民相談や現地調査等の公務活動が深夜や早期に行われることもあり得、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J14-19	2014/10/20	調査	渡辺	1,330	1,330	タクシー代 04時29分発行の領収書「現地視察」とされている。	・深夜	8-1	102	中中		同上	1,330
J14-20	2014/12/11	調査		1,600	1,600	タクシー代 04時11分発行の領収書「現地調査」とされている。	・深夜 深夜のタクシー利用。支出者すら不明。	8-1	113	上中		同上	1,600
J14-21	2014/12/15	調査		1,780	1,780	タクシー代 6時17分発行の領収書「現地調査」のためとされている。	・早期 深夜のタクシー利用。支出者すら不明。	8-1	114	上右		同上	0
J14-22	2014/4/1	調査		1,250	1,250	タクシー代 青葉(神奈川都交通)「現地調査」とされている。	・市外 市外のタクシー利用。支出者すら不明。	8-1	69	上中		市外であっても現地調査、意見交換、会議などの公務活動を行うことはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J14-23	2014/4/13	調査	佐藤	1,540	1,540	タクシー代 相模原「現地調査」とされている。	・市外	8-1	70	中右		同上	0
J14-24	2014/4/20	調査	岩瀬	730	730	タクシー代 三鷹(和親交通)「会議」とされている。	・市外(遠方)	8-1	71	上中		同上	0
J14-25	2014/4/20	調査	岩瀬	730	730	タクシー代 板橋(山城タクシー)「会議」とされている。	・市外(遠方)	8-1	71	上右		同上	0
J14-26	2014/6/18	調査		1,810	1,810	タクシー代 西東京「会議」とされている。	・市外(遠方) 市外のタクシー利用。支出者すら不明。	8-1	84	下中		同上	0
J14-27	2014/9/3	調査		2,350	2,350	タクシー代 八王子「会議」とされている。	・市外(遠方) 同上	8-1	94	上左		同上	0
J14-28	2014/9/10	調査		1,270	1,270	タクシー代 都内「打ち合わせ」とされている。	・市外(遠方) 同上	8-1	94	中中		同上	0
J14-29	2014/11/26	調査		730	730	タクシー代 北区「打ち合わせ」とされている。	・市外(遠方) 同上	8-1	109	上右		同上	0
J14-30	2015/1/5	調査		730	730	タクシー代 大和(神奈川県大和)「現地調査」とされている。	・市外(遠方) 同上	8-1	118	上中		同上	0
J14-31	2015/2/3	調査	木目田	730	730	タクシー代 大和(埼玉県和光市)「現地視察」とされている。	・市外(遠方)	8-1	123	中右		同上	0
J14-32	2015/2/3	調査	木目田	1,270	1,270	タクシー代 大和(埼玉県和光市)「現地視察」とされている。	・市外(遠方)	8-1	123	下左		同上	0
合計額				19,630									2,930

J15-25	2015/4/24	調査	木目田	1,240	1,240	タクシー代 東日本タクシー 2時13分「会議」とされている。	・深夜 (タクシー代の領収書にはほとんど時間が記録されていない。降車時の時刻がかるうじて印字されているのが、東日本タクシーの一部のみ)統一地方選の選挙日の2日前、選挙活動にかかわる利用と認められる。	9-1	140	下右		市民相談や現地調査等の公務活動が深夜や早期に行われることはあり得、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。むしろ、公共交通機関がなくなった場合にはタクシーに乗りざるを得ない。そもそも、タクシー移動という点について、何らの違法性がない。	1,240
J15-26	2015/4/26	調査	木目田	2,860	2,860	タクシー代 東日本タクシー 23時16分「会合」とされている。	・深夜 統一地方選の選挙日当日。選挙活動にかかわる利用と認められる。	9-1	141	下左		同上	0
J15-27	2015/6/25	調査		1,240	1,240	タクシー代 東日本タクシー 4時36分「会議」とされている。	・深夜 深夜のタクシー利用。支出者すら不明。	9-1	145	下中		同上	1,240
J15-28	2015/8/6	調査		2,410	2,410	タクシー代 東日本タクシー 00時21分「会議」とされている。	・深夜 同上	9-1	150	下左		同上	0
J15-29	2015/9/10	調査		1,600	1,600	タクシー代 東日本タクシー 07時35分「会議」とされている。	・早期 早期のタクシー利用。支出者すら不明。	9-1	155	上左		同上	0
J15-30	2015/9/28	調査		1,150	1,150	タクシー代 東日本タクシー 05時20分「会議」とされている。	・早期 同上	9-1	157	上中		同上	1,150
J15-31	2015/10/26	調査		1,240	1,240	タクシー代 東日本タクシー 03時22分「会議」とされている。	・深夜 深夜のタクシー利用。支出者すら不明。	9-1	161	上左		同上	1,240
J15-32	2016/1/2	調査		1,240	1,240	タクシー代 東日本タクシー 01時17分「会議」とされている。	・元日の深夜 元日のタクシー利用。支出者すら不明。	9-1	169	上左		同上	1,240
J15-33	2016/2/29	調査		1,420	1,420	タクシー代 東日本タクシー 01時42分「会議」とされている。	・深夜 深夜のタクシー利用。支出者すら不明。	9-1	172	下右		同上	1,420
J15-34	2021/3/17	調査	木目田	1,330	1,330	タクシー代 東日本タクシー 00時37分「会合」とされている。	・深夜	9-1	173	上右		同上	0
J15-35	2015/7/2	調査		1,360	1,360	タクシー代 旭タクシー 栃木県佐野市「会議」とされている。	・遠方 栃木県佐野市 支出者すら不明。	9-1	146	上左		市外や遠方であっても現地視察、意見交換、会議などの公務活動を行うことはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J15-36	2015/9/5	調査	木目田	7,660	7,660	タクシー代 ニュータウン交通「会議」とされている。	・長距離の利用。	9-1	180	上左		長距離の移動を伴う現地視察や意見交換などはままたり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
合計額				24,750									7,530

J16-1	2016/4/24	調査		2,680	2,680	タクシー代 東日本タクシー 01時27分(使用目的についての記載なし)	・深夜 (タクシー代の領収書にはほとんど時間が記録されていない。降車時の時刻がかるうじて印字されているのが、東日本タクシー)深夜のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	160	上左		市民相談や現地調査等の公務活動が市民の都合に合わせて深夜や早期に行われることもあり得、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	2,680
J16-2	2016/4/24	調査		1,600	1,600	タクシー代 東日本タクシー 02時44分「打合せ」とされている。	・深夜 深夜のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	161	上左		以下、記載があるまで同上。	1,600
J16-3	2016/9/17	調査	木目田	1,330	1,330	タクシー代 東日本タクシー 00時58分「会議」とされている。	・深夜	10-1	179	下右			0
J16-4	2016/10/19	調査		2,230	2,230	タクシー代 東日本タクシー 07時25分「会議」とされている。	・早期 早期のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	184	下右			0
J16-5	2016/10/31	調査		1,150	1,150	タクシー代 東日本タクシー 07時33分「会議」とされている。	・早期	10-1	185	下左			0
J16-6	2016/11/8	調査		2,140	2,140	タクシー代 東日本タクシー 06時46分「会議」とされている。	・早期	10-1	187	下左			0
J16-7	2017/1/1	調査	熊澤	1,270	1,270	タクシー代 相模中央交通「市民相談」	・ありえない元日の市民相談 (J-8も同様)	10-1	86	上左		元日であっても市民相談はあり、特に国民の休日であることや、元日にこそ市政について意見を申し述べる機会を逃がすものではない。町田市の市内中心部ではないエリアを中心に、元日に町内会が集まって新年の活動や、方針について会合をする会があり、一度に多くの市民の意見を聴取できる機会である。	0
J16-8	2017/1/1	調査	熊澤	1,000	1,000	タクシー代 相模中央交通「市民相談」	同上	10-1	86	上中		以下、記載があるまで同上。	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-9	2017/1/2	調査		1,330	1,330	タクシー代 東日本タクシー 00時02分 「打合せ」	・ありえない元日、深夜の「打ち合わせ」 ・支出者すら不明。	10-1	165	中右			0
J16-10	2017/1/14	調査		1,420	1,420	タクシー代 東日本タクシー 03時53分 「会議」とされている	・深夜 ・深夜のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	165	下中			1,420
J16-11	2017/3/26	調査		2,230	2,230	タクシー代 東日本タクシー 23時05分 「会議」とされている	・深夜 ・深夜のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	202	下中			0
J16-12	2016/4/29	調査		730	730	タクシー代 青葉 神奈川県都市交通 「会議」	・市外(青葉区) ・市外のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	160	上中		市外であっても現地調査、意見交換、会議などの政務活動を行うことはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J16-13	2016/8/25	調査		2,530	2,530	タクシー代 南観光交通 日野市 「会議」	・市外(日野市内) ・市外のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	178	左上		同上	0
J16-14	2016/9/28	調査		3,250	3,250	タクシー代 道具タクシー 横浜 「打合せ」とされている	・遠方(横浜) ・市外のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	182	上右		同上	0
J16-15	2016/10/18	調査		1,450	1,450	タクシー代 都内 TATE TAXI 「会議」とされている	・都内(遠方) ・市外のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	164	左上		同上	0
J16-16	2016/10/26	調査		1,720	1,720	タクシー代 西東京 個人タクシー 「打合せ」とされている	・市外(西東京) ・市外のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	186	下左		同上	0
J16-17	2016/11/2	調査		1,080	1,080	タクシー代 門真市(大阪府北河内地域に位置する市) 未妻都無線センター 「会議」とされている	・遠方(大阪) ・視察の形跡なし。支出者すら不明。	10-1	187	左上		同上	0
J16-18	2016/11/13	調査	佐藤	1,810	1,810	タクシー代 相模原 双葉交通 「打合せ」とされている	・市外(相模原)	10-1	188	左上		同上	0
J16-19	2016/12/13	調査		1,630	1,630	タクシー代 西東京 個人タクシー 「打合せ」とされている	・市外(西東京) ・市外のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	194	上中		同上	0
J16-20	2017/2/9	調査		2,350	2,350	タクシー代 西東京 個人タクシー 「会議」とされている	・市外(西東京) ・市外のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	199	上右		同上	0
J16-21	2017/2/16	調査	木目田	1,270	1,270	タクシー代 ジャパンタクシー 相模原 「会議」とされている	・市外(相模原)	10-1	200	左上		同上	0
J16-22	2017/2/21	調査		490	490	タクシー代 台東区 国際自動車 「打合せ」とされている	・遠方(台東区) ・市外のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	200	上中		同上	0
J16-23	2017/3/2	調査		730	730	タクシー代 大和 神奈川県都市交通 「市民相談」とされている	・市外(大和市) ・市外のタクシー利用。支出者すら不明。	10-1	89	左上		同上	0
合計額				37,420									5,700

J17-1	2017/5/12	調査	熊澤	1,450	1,450	タクシー代 東京都個人タクシー南多摩支部 IMAI TAXI 「打合せ」とされている	・同日タクシー3件(-1、-2、-3) ・遠方(八王子市北野町)1件、市内のタクシー2件 平成29年度の熊澤議員による極めて頻繁なタクシー利用	11-1	17	5-23		使途基準に合致していないことを推定させる一般的、外形的事実を指摘しているとは言えない。	0
J17-2	2017/5/12	調査	熊澤	1,540	1,540	タクシー代 千代田自動車 駒 「打合せ」とされている	同上	11-1	17	5-24		同上	0
J17-3	2017/5/12	調査	渡辺	1,810	1,810	タクシー代 飛鳥交通カンツリー株式会社 「打合せ」とされている	同上	11-1	17	5-25		同上	0
J17-4	2017/6/16	調査	熊澤	2,260	2,260	タクシー代 相模中央交通 駒 「打合せ」とされている	・第三者利用 本会議中、同日タクシー2件(J-5)	11-1	33	6-40		同上	0
J17-5	2017/6/16	調査	熊澤	1,360	1,360	タクシー代 小田急交通南多摩株式会社 「打合せ」とされている	同上	11-1	33	6-41		同上	0
J17-6	2017/6/26	調査	熊澤	2,170	2,170	タクシー代 相模中央交通 駒 「打合せ」とされている	・第2回定例会最終日、同日タクシー4件(J-7、J-8、J-9)	11-1	39	6-80		同上	0
J17-7	2017/6/26	調査	若林	2,710	2,710	タクシー代 京王自動車南多摩株式会社 「打合せ」とされている	同上	11-1	39	6-81		同上	0
J17-8	2017/6/26	調査	渡辺	1,630	1,630	タクシー代 東日本個人タクシー協同組合 「打合せ」とされている	同上	11-1	39	6-82		同上	0
J17-9	2017/6/26	調査	木目田	1,180	1,180	タクシー代 相模中央交通 駒 「現地調査」とされている	同上	11-1	39	6-83		同上	0
J17-10	2017/12/16	調査	熊澤	1,630	1,630	タクシー代 相模中央交通 駒 「打合せ」とされている	・選挙関連 立候補者説明会の開催日。同日タクシー4件(J-11、J-12、J-13)	11-1	110	12-48		選挙関連との指摘について、選挙の有無にかかわらず、会派としての活動は継続している。この点について、選挙のための支出であるとの関連証拠や外形的事実の指摘はない。	0
J17-11	2017/12/16	調査	熊澤	1,900	1,900	タクシー代 相模中央交通 駒 「打合せ」とされている	同上	11-1	110	12-49		同上	0
J17-12	2017/12/16	調査	熊澤	2,530	2,530	タクシー代 相模中央交通 駒 「打合せ」とされている	同上	11-1	110	12-50		同上	0
J17-13	2017/12/16	調査	熊澤	1,540	1,540	タクシー代 飛鳥共同無線 「打合せ」とされている	同上	11-1	110	12-52		同上	0
J17-14	2018/2/26	調査	熊澤	1,540	1,540	タクシー代 相模中央交通 駒 「打合せ」とされている	・選挙関連 町田市長、市議員は25日が投票日で即日開業、選挙関連(J-15、J-16)	11-1	133	2-38		同上	0
J17-15	2018/2/26	調査	熊澤	1,900	1,900	タクシー代 相模中央交通 駒 「打合せ」とされている	同上	11-1	133	2-39		同上	0
J17-16	2018/2/26	調査	熊澤	1,000	1,000	タクシー代 相模中央交通 駒 「打合せ」とされている	同上	11-1	133	2-40		同上	0
J17-17	2018/2/28	調査	熊澤	730	730	タクシー代 小田急交通南多摩株式会社 「打合せ」とされている	・選挙関連 当選証書の授与式に参加、その関連(J-18、J-19)	11-1	133	2-42		同上	0
J17-18	2018/2/28	調査	熊澤	1,900	1,900	タクシー代 小田急交通南多摩株式会社 「打合せ」とされている	同上	11-1	134	2-43		同上	0
J17-19	2018/2/28	調査	熊澤	1,360	1,360	タクシー代 相模中央交通 駒 「打合せ」とされている	同上	11-1	134	2-44		同上	0
J17-20	2017/4/23	調査	渡辺	1,330	1,330	タクシー代 太陽交通 名古屋でのタクシー利用 「打合せ」とされている	・遠方 視察の形跡なし。渡辺議員は当時ケガで出張できる状況ではなかった。	11-1	9	4-48	甲67-1、67-2	渡辺議員が当該期間けがをしていたことは認めるが、政務活動ができないほどのものではない。また、原告からは同期間について、病院で入院していたり、政務を休止していたといった事情について具体的な主張はない。	1,330
J17-21	2017/4/24	調査	渡辺	1,090	1,090	タクシー代 千成第一交通 名古屋での利用 「打合せ」とされている	・遠方 同上	11-1	10	4-53	甲67-1、67-2	同上	1,090
J17-22	2017/5/18	調査		2,680	2,680	タクシー代 東日本タクシー 23:58に降車、「打合せ」とされている	・深夜の利用 深夜のタクシー利用。支出者すら不明。	11-1	21	5-46		同上	0
J17-23	2017/6/7	調査	熊澤	1,360	1,360	タクシー代 飛鳥共同無線 「打合せ」とされている	・同日タクシー2件(J-24) ・第三者利用 議会開催中(一般質問)	11-1	29	6-14		同上	0
J17-24	2017/6/7	調査	熊澤	2,170	2,170	タクシー代 相模中央交通 駒 「打合せ」とされている	同上	11-1	29	6-15		同上	0
J17-25	2017/6/8	調査	熊澤	1,360	1,360	タクシー代 小田急交通南多摩株式会社 「打合せ」とされている	・同日タクシー2件(J-26) ・第三者利用 議会開催中(一般質問)	11-1	29	6-17		同上	0
J17-26	2017/6/8	調査	熊澤	1,810	1,810	タクシー代 KOBORI タクシー 「打合せ」とされている	同上	11-1	29	6-18		同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(中)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-27	2017/6/12	調査	熊澤	1,360	1,360	タクシー代 飛鳥共同無線「打合せ」とされている	・同日タクシー2件(J-28) ・第三者利用 議会議場中(一般質問)	11-1	31	6-28			0
J17-28	2017/6/12	調査	熊澤	1,960	1,960	タクシー代 東日本タクシー23:05以降車「打合せ」とされている	同上 ・深夜	11-1	31	6-29			0
J17-29	2017/8/5	調査	熊澤	1,450	1,450	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・同日タクシー3件	11-1	55	8-7			0
J17-30	2017/8/5	調査	熊澤	1,270	1,270	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	55	8-8			0
J17-31	2017/8/5	調査	渡辺	1,540	1,540	タクシー代 東日本個人タクシー協同組合「打合せ」とされている	同上	11-1	55	8-9			0
J17-32	2017/9/4	調査	熊澤	1,360	1,360	タクシー代 小田急交通南多摩線「打合せ」とされている	・同日タクシー3件(J-33、J-34) ・第三者利用 議会議場中(一般質問)	11-1	66	9-8			0
J17-33	2017/9/4	調査	熊澤	1,810	1,810	タクシー代 千代田自動車「打合せ」とされている	同上	11-1	66	9-9			0
J17-34	2017/9/4	調査	熊澤	2,350	2,350	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	66	9-10			0
J17-35	2017/9/6	調査	熊澤	1,630	1,630	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・同日タクシー2件(J-36) ・第三者利用 議会議場中(一般質問)	11-1	66	9-13			0
J17-36	2017/9/6	調査	熊澤	2,170	2,170	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	67	9-14			0
J17-37	2017/9/7	調査	熊澤	2,260	2,260	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・第三者利用 議会議場中(一般質問)	11-1	67	9-18			0
J17-38	2017/10/4	調査	岩瀬	3,880	3,880	タクシー代 日本交通立川南多摩営業所「会議」とされている	同日タクシー2件、(J-39)	11-1	78	10-13			0
J17-39	2017/10/4	調査	岩瀬	3,160	3,160	タクシー代 小田急交通南多摩線「会議」とされている	同上	11-1	78	10-14			0
J17-40	2017/10/11	調査	熊澤	2,350	2,350	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・政治活動 衆議院選挙期間中	11-1	81	10-39			0
J17-41	2017/12/1	調査	熊澤	2,800	2,800	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・同日タクシー2件(J-42) ・目的不明 12月議会議場説明会・全員協議会開催日	11-1	102	12-2			0
J17-42	2017/12/1	調査	熊澤	820	820	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	102	12-4			0
J17-43	2017/12/5	調査	熊澤	2,170	2,170	タクシー代 神奈中ハイヤー「打合せ」とされている	・同日タクシー2件(J-44) ・第三者利用 議会議場中(一般質問)	11-1	105	12-17			0
J17-44	2017/12/5	調査	熊澤	1,810	1,810	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	105	12-18			0
J17-45	2017/12/7	調査	熊澤	1,990	1,990	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・同日タクシー2件(J-46) ・第三者利用 議会議場中(一般質問)	11-1	105	12-21			0
J17-46	2017/12/7	調査	熊澤	1,990	1,990	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	105	12-22			0
J17-47	2017/12/8	調査	熊澤	1,990	1,990	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・第三者利用 議会議場中(一般質問)	11-1	106	12-23			0
J17-48	2017/12/12	調査	熊澤	1,900	1,900	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・同日タクシー3件(J-49、J-50) ・第三者利用 議会議場中(質疑)	11-1	108	12-36			0
J17-49	2017/12/12	調査	熊澤	1,540	1,540	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	108	12-37			0
J17-50	2017/12/12	調査	熊澤	1,810	1,810	タクシー代 飛鳥共同無線「打合せ」とされている	同上	11-1	108	12-38			0
J17-51	2017/12/22	調査	渡辺	2,530	2,530	タクシー代 神奈中ハイヤー「打合せ」とされている	・同日タクシー2件(J-52) ・第三者利用 議会議場最終日	11-1	112	12-61			0
J17-52	2017/12/22	調査	渡辺	910	910	タクシー代 神奈中ハイヤー「打合せ」とされている	同上	11-1	112	12-62			0
J17-53	2018/1/1	調査	熊澤	1,270	1,270	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・私的利用(元旦のタクシー利用) 同日タクシー2件	11-1	115	1-1			0
J17-54	2018/1/1	調査	熊澤	1,900	1,900	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	115	1-2			0
J17-55	2018/1/5	調査	熊澤	2,080	2,080	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・政治活動(新年会等出席) 同日タクシー2件	11-1	116	1-9		政治活動という点について、その具体的な新年会の内容、趣旨、開催団体等を含め手内容については、不明であるため、違法を基礎づける外形事象の主張ではない。	0
J17-56	2018/1/5	調査	熊澤	1,990	1,990	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	116	1-10		同上	0
J17-57	2018/1/6	調査	熊澤	1,000	1,000	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・政治活動(新年会等出席) 同日タクシー3件	11-1	116	1-13		同上	0
J17-58	2018/1/6	調査	木目田	1,330	1,330	タクシー代 東日本タクシー深夜の利用 降車時間01時57分「会議」とされている	同上	11-1	117	1-14		同上	0
J17-59	2018/1/6	調査	木目田	910	910	タクシー代 飛鳥共同無線「会議」とされている	同上	11-1	117	1-15		同上	0
J17-60	2018/1/10	調査	熊澤	730	730	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・政治活動(新年会等出席) 同日タクシー4件	11-1	118	1-22		同上	0
J17-61	2018/1/10	調査	熊澤	910	910	タクシー代 小田急交通南多摩線「打合せ」とされている	同上	11-1	118	1-23		同上	0
J17-62	2018/1/10	調査	熊澤	1,900	1,900	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	118	1-24		同上	0
J17-63	2018/1/10	調査	渡辺	1,450	1,450	タクシー代 神奈中ハイヤー「打合せ」とされている	同上	11-1	118	1-25		同上	0
J17-64	2018/1/11	調査	熊澤	1,000	1,000	タクシー代 小田急交通南多摩線「打合せ」とされている	・政治活動(新年会等出席) 同日タクシー2件	11-1	119	1-26		同上	0
J17-65	2018/1/11	調査	熊澤	1,810	1,810	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	119	1-27		同上	0
J17-66	2018/1/12	調査	熊澤	1,720	1,720	タクシー代 千代田自動車「打合せ」とされている	・政治活動(新年会等出席)	11-1	119	1-29		同上	0
J17-67	2018/1/19	調査	熊澤	910	910	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・政治活動(新年会等出席) 同日タクシー2件	11-1	121	1-42		同上	0
J17-68	2018/1/19	調査	熊澤	1,000	1,000	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	121	1-43		同上	0
J17-69	2018/1/20	調査	熊澤	1,720	1,720	タクシー代 京王自動車多摩南線「打合せ」とされている	・政治活動(新年会等出席) 同日タクシー3件	11-1	122	1-45		同上	0
J17-70	2018/1/20	調査	熊澤	1,000	1,000	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	122	1-46		同上	0
J17-71	2018/1/20	調査	熊澤	1,450	1,450	タクシー代 飛鳥共同無線「打合せ」とされている	同上 支出者すら不明	11-1	122	1-47		同上	0
J17-72	2018/1/21	調査	熊澤	2,170	2,170	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	・政治活動(新年会等出席) 同日タクシー3件	11-1	122	1-49		同上	0
J17-73	2018/1/21	調査	熊澤	1,180	1,180	タクシー代 相模中央交通「打合せ」とされている	同上	11-1	122	1-50		同上	0
J17-74	2018/1/21	調査	熊澤	1,450	1,450	タクシー代 飛鳥共同無線「打合せ」とされている	同上	11-1	123	1-51		趣旨不明	0
J17-75	2018/2/15	調査	熊澤	2,260	2,260	タクシー代 飛鳥共同無線「打合せ」とされている	・政治活動(選挙直前) 同日タクシー2件 町田市議会議員選挙の直前。選挙活動のためと思われる。以下、J-82まで同じ。	11-1	131	2-26		選挙の時期に関わりなく、会派としての活動は行われるため、具体的な指図なく、時期のみの事情をもってしても違法を基礎づける外形事象にならない。	0
J17-76	2018/2/15	調査	熊澤	1,540	1,540	タクシー代 小田急交通南多摩線「打合せ」とされている	同上	11-1	131	2-27		選挙の時期に関わりなく、会派としての活動は行われるため、具体的な指図なく、時期のみの事情をもってしても違法を基礎づける外形事象にならない。	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-77	2018/2/16	調査	熊澤	1,090	1,090	タクシー代 小田急交通南多摩線「打合せ」とされている	・政治活動(選挙直前) 同日タクシー4件	11-1	131	2-30		選挙の時期に関わりなく、会派としての活動は行われるため、具体的な指摘なく、時期のみの事情をもってしても違法を基礎づける外形事情にならない。	0
J17-78	2018/2/16	調査	熊澤	1,540	1,540	タクシー代 相模中央交通線「打合せ」とされている	同上	11-1	132	2-31		選挙の時期に関わりなく、会派としての活動は行われるため、具体的な指摘なく、時期のみの事情をもってしても違法を基礎づける外形事情にならない。	0
J17-79	2018/2/16	調査	熊澤	2,260	2,260	タクシー代 神奈中ハイヤー「打合せ」とされている	同上	11-1	132	2-32		選挙の時期に関わりなく、会派としての活動は行われるため、具体的な指摘なく、時期のみの事情をもってしても違法を基礎づける外形事情にならない。	0
J17-80	2018/2/16	調査	熊澤	2,170	2,170	タクシー代 相模中央交通線「打合せ」とされている	同上	11-1	132	2-33		選挙の時期に関わりなく、会派としての活動は行われるため、具体的な指摘なく、時期のみの事情をもってしても違法を基礎づける外形事情にならない。	0
J17-81	2018/2/17	調査	熊澤	2,080	2,080	タクシー代 相模中央交通線「打合せ」とされている	・政治活動(選挙直前) 同日タクシー2件	11-1	132	2-35		選挙の時期に関わりなく、会派としての活動は行われるため、具体的な指摘なく、時期のみの事情をもってしても違法を基礎づける外形事情にならない。	0
J17-82	2018/2/17	調査	熊澤	4,420	4,420	タクシー代 相模中央交通線「打合せ」とされている	同上	11-1	132	2-36		選挙の時期に関わりなく、会派としての活動は行われるため、具体的な指摘なく、時期のみの事情をもってしても違法を基礎づける外形事情にならない。	0
J17-337	2018/2/5	調査	熊澤	1,810	1,810	タクシー代 小田急交通南多摩線「打合せ」とされている	・政治活動(選挙直前) 同日タクシー2件 (J-338) 町田市議会議員選挙の直前。選挙活動のためと思われる。J-338も同じ。	11-1	128	2-10		選挙の時期に関わりなく、会派としての活動は行われるため、具体的な指摘なく、時期のみの事情をもってしても違法を基礎づける外形事情にならない。	0
J17-338	2018/2/5	調査	熊澤	1,810	1,810	タクシー代 相模中央交通線「打合せ」とされている	同上	11-1	128	2-11		選挙の時期に関わりなく、会派としての活動は行われるため、具体的な指摘なく、時期のみの事情をもってしても違法を基礎づける外形事情にならない。	0
合計額				146,610									2,420

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-98	2014/5/7	調査	渡辺	5,000	5,000	中央石油(株)セルフ金井 19時22分 32.9ℓ	不自然な給油状況: ・同日給油(同じスタンドで、ほぼ同じ時刻に給油J14-99) ・渡辺議員の平成26年度のガソリン代の支出について全体として申告に信憑性が欠ける(以下J14-126まで同じ)	8-1	58	中		使途基準においては燃料費は一人当たり年額12万円以内とされており、これは政務活動等以外の活動を目的とした燃料費の支出を排除するために設けられた上限規制である。原告は、ガソリンの種類や給油頻度について指摘しているが、これは複数の車両を使用しているに起因すると見られ、複数台車両の使用は使途基準上問題にならない。また、不自然という点について、その具体的な内容については、指摘されておらず、外形的事情についても指摘はない。そのため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	5,000
J14-99	2014/5/7	調査	渡辺	2,839	2,839	中央石油(株)セルフ金井 19時33分 18.68ℓ	不自然な給油状況 ・同日給油(J14-98とわずか11分間の差)	8-1	58	右		同上	1,419
J14-100	2014/5/22	調査	渡辺	3,000	3,000	エネオス石坂商會 町田森野S 17時57分 18.18ℓ	不自然な給油状況(渡辺議員)	8-1	59	左		同上	1,500
J14-101	2014/6/15	調査	渡辺	2,000	2,000	中央石油(株)セルフ金井 17時24分給油 12.58ℓ	不自然な給油状況: ・中2日のJ14-102で給油	8-1	59	中		同上	1,000
J14-102	2014/6/18	調査	渡辺	943	943	中央石油(株)セルフ金井 12時49分 5.93ℓ	不自然な給油状況: ・同日給油(J14-103とわずか3分間の差)	8-1	58	左		同上	471
J14-103	2014/6/18	調査	渡辺	3,485	3,485	中央石油(株)セルフ金井 12時46分 21.92ℓ	不自然な給油状況 ・同日給油(J14-102とわずか3分間の差)	8-1	59	右		同上	3,485
J14-104	2014/7/28	調査	渡辺	2,000	2,000	中央石油(株)セルフ金井 18時16分 13.89ℓ	不自然な給油状況 ・同日給油(J14-105とわずか6分間の差)	8-1	60	左		同上	1,000
J14-105	2014/7/28	調査	渡辺	2,130	2,130	中央石油(株)セルフ金井 18時22分 13.66ℓ	不自然な給油状況 ・同日給油(J14-104とわずか6分間の差)	8-1	60	中		同上	2,130
J14-106	2014/8/4	調査	渡辺	3,822	3,822	中央石油(株)セルフ金井 09時49分 24.19ℓ イオンクレジットサービスによる支払い	不自然な給油状況 ・支払状況の違い(渡辺議員による平成26年度の給油全29件中3件のみがイオンカードサービスによる支払い)	8-1	60	右		同上 + 加えて、手持ち現金が不足する場合にクレジットカードを使用して支払うことはありうることである。	1,911
J14-107	2014/8/11	調査	渡辺	2,000	2,000	ENEOS 東海自動車株式会社種取SS 東伊豆で22時44分給油 11.7ℓ	不自然な給油状況 ・中1日のJ14-108にも給油 夏休み期間の旅行。毎年繰り返し。余剰の期間の形跡なし。J14-108も同じ。	8-1	61	左		同上	1,000
J14-108	2014/8/13	調査	渡辺	2,000	2,000	神奈川石油(株)セルフR246ハダノ(神奈川県横浜市) 14時54分給油 12.27ℓ	不自然な給油状況 ・中1日のJ14-107にも給油	8-1	61	中		同上	1,000
J14-109	2014/9/4	調査	渡辺	3,000	3,000	中央石油(株)セルフ金井 10時31分 19.48ℓ給油	不自然な給油状況 ・国会開催中(一般質問)の給油 第三者による給油。	8-1	61	右		同上 + 加えて給油をするのは本人に限られておらず、政務活動のために使用する車両に、自身が都合がつかない時間帯に他者に給油を依頼することもありうることである。	3,000
J14-110	2014/9/16	調査	渡辺	1,000	1,000	中央石油(株)セルフ金井 ハイオクガソリン(キグナスアルファ100)の給油 6.03ℓ 16時28分	不自然な給油状況 ・同日給油(10分後、J14-111の給油) ・ガソリン種の違い(10分後のJ14-111はレギュラーガソリンを給油)	8-1	62	中		同上	500
J14-111	2014/9/16	調査	渡辺	4,112	4,112	中央石油(株)セルフ金井26.700 16時38分 レギュラーガソリンの給油	不自然な給油状況 ・同日給油(J14-110とわずか10分間の差) ・ガソリン種の違い(J14-110と10分差なのに種別が違う)	8-1	62	左		同上	4,112
J14-112	2014/10/4	調査	渡辺	2,000	2,000	中央石油(株)セルフ金井 12.90ℓ 22時12分給油	不自然な給油状況(渡辺議員)	8-1	62	右		同上	1,000
J14-113	2014/11/6	調査	渡辺	2,209	2,209	中央石油(株)セルフ金井 15.34ℓ 19時27分給油	不自然な給油状況(渡辺議員)	8-1	63	左		同上	1,104
J14-114	2014/11/17	調査	渡辺	1,448	1,448	中央石油(株)セルフ金井 10.13ℓ 15時34分給油	不自然な給油状況(渡辺議員)	8-1	63	中		同上	724
J14-115	2014/11/26	調査	渡辺	2,630	2,630	中央石油(株)セルフ金井 18.52ℓ 19時11分給油	不自然な給油状況(渡辺議員)	8-1	63	右		同上	1,315
J14-116	2014/12/10	調査	渡辺	2,000	2,000	エネオス 石坂商會 町田森野S 12.90ℓ 14時53分給油	不自然な給油状況(渡辺議員)	8-1	64	左		同上	1,000
J14-117	2014/12/21	調査	渡辺	3,000	3,000	中央石油(株)セルフ金井 22.39ℓ 16時32分給油	不自然な給油状況(渡辺議員)	8-1	64	中		同上	1,500
J14-118	2014/12/30	調査	渡辺	2,000	2,000	エネオス 石坂商會 町田森野S 13.61ℓ 19時27分給油	不自然な給油状況(渡辺議員)	8-1	65	左		同上	1,000
J14-119	2015/1/16	調査	渡辺	2,000	2,000	中央石油(株)セルフ金井 15.87ℓ 16時55分給油	不自然な給油状況 ・中2日のJ14-120でも給油	8-1	65	右		同上	1,000
J14-120	2015/1/20	調査	渡辺	2,000	2,000	エネオス 石坂商會 町田森野S 14.49ℓ	不自然な給油状況 ・J14-119から中3日で給油	8-1	66	左		同上	1,000
J14-121	2015/2/20	調査	渡辺	2,690	2,690	中央石油(株)セルフ金井 21.52ℓ 19時13分	不自然な給油状況 ・中2日のJ14-122でも給油	8-1	66	中		同上	1,345
J14-122	2015/2/23	調査	渡辺	2,803	2,803	中央石油(株)セルフ金井 22.07ℓ 中2日での給油 イオンクレジットサービスでの支払い	不自然な給油状況 ・J14-121から中2日の給油 ・支払状況の違い(①)	8-1	66	右		同上	1,401
J14-123	2015/2/28	調査	渡辺	6,614	6,614	中央石油(株)セルフ金井47,240 ハイオクガソリン(キグナスアルファ100)の給油 09時56分	不自然な給油状況 ・J14-122から中4日の給油 ・ガソリンの種類が違う(ハイオクを給油)	8-1	67	左		同上	3,307
J14-124	2015/3/16	調査	渡辺	2,000	2,000	中央石油(株)セルフ金井 15.63ℓ 18時05分	不自然な給油状況(渡辺議員)	8-1	67	中		同上	1,000
J14-125	2015/3/27	調査	渡辺	6,052	6,052	中央石油(株)セルフ金井 47.28ℓ 16時29分	不自然な給油状況 ・同日給油(J14-126とわずか18分間の差)	8-1	68	左		同上	6,052
J14-126	2015/3/27	調査	渡辺	2,000	2,000	中央石油(株)セルフ金井 15.39ℓ 16時47分 イオンクレジットサービスによる支払い	不自然な給油状況 ・同日給油(J14-125とわずか18分間の差) ・支払状況の違い(同日、ほぼ同時期なのに、J14-125は現金で、こちらはクレジットで支払っている。)	8-1	68	中		同上 + 加えて、手持ち現金が不足する場合にクレジットカードを使用して支払うことはありうることである。	1,000
J14-127	2014/4/28	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOSフロンティア東京第2 DOセルフ忠生店 15時15分 18.64ℓ Tカード不使用	不自然な給油状況 ・J14-135、J14-136 から中1日で給油 ・支払状況の違い(ENEOSTポイントカード使用/不使用の混在...②) (松岡議員の平成26年度4月の給油7ℓのうち6ℓはENEOSのスタンドでの給油だが、ENEOSのポイントカード(下4桁1969)を使ったのは2件のみ。残りは現金払い) ・松岡議員の平成26年度のガソリン代の支出について全体として信憑性に欠ける(以下J14-162まで同じ)	8-1	37	右		使途基準においては燃料費は一人当たり年額12万円以内とされており、これは政務活動等以外の活動を目的とした燃料費の支出を排除するために設けられた上限規制である。原告は、給油頻度や支払状況の違いについて指摘しているが、給油頻度や支払方法は使途基準上問題とならない。手持ち現金の金額などによって頻度が異なることはありうることである。そのため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。なお、Tカードの使用に使用にかかわらず、支払いは現金で行っている。	1,500
J14-128	2014/4/30	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOSフロンティア東京第2 DOセルフ忠生店 18時16分 18.64ℓ Tカード不使用	不自然な給油状況 ・J14-127から中1日給油 ・支払状況の違い(②)	8-1	38	左		同上	1,500
J14-129	2014/7/18	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOSフロンティア東京第2 DOセルフ忠生店 17時23分 18.41ℓ Tカード不使用	不自然な給油状況 ・J14-147から5日後の給油 ・支払状況の違い(②:7月はENEOSのスタンドでの給油が4件あるが、うちTポイントカード(下4桁1969)を使ったのはJ14-131の1件のみ。)	8-1	42	左		同上	1,500
J14-130	2014/7/20	調査	松岡	4,000	4,000	ENEOSフロンティア東京第2 DOセルフ忠生店 15時30分 24.54ℓ Tカード不使用	不自然な給油状況 ・J14-129から中1日の給油 ・支払状況の違い(②)	8-1	42	中		同上	2,000
J14-131	2014/7/22	調査	松岡	4,000	4,000	ENEOSフロンティア東京第2 DOセルフ忠生店 10時12分 25.84ℓ Tカード下4桁1969使用	不自然な給油状況 ・7/18~7/22の5日間で3回給油 ・支払状況の違い(②)	8-1	42	右	ポイント160円分を使っているのてひく	同上	2,000

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-132	2014/4/4	調査	松岡	4,122	4,122	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木曾店 12時18分 25,602 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・中2日後にJ14-133の給油 ・支払状況の違い(2)	8-1	36	左	同上		2,061
J14-133	2014/4/7	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木曾店 13時19分 給油量見えず Tカード下4桁1969使用	不自然な給油状況 ・J14-132から中2日で給油 ・支払状況の違い(2)	8-1	36	中	同上		1,500
J14-134	2014/4/16	調査	松岡	3,000	3,000	出光リテール販売セルフ町田森野SS 9時10分 19,112	不自然な給油状況 (松岡議員)	8-1	36	右	同上		1,500
J14-135	2014/4/26	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS フロンティア東京第2 DDセルフ忠生店 13時53分 18,642 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・同日給油 (J14-136) ・支払状況の違い(2)	8-1	37	左	同上		1,500
J14-136	2014/4/26	調査	松岡	4,000	4,000	ENEOS フロンティア東京第2 DDセルフ忠生店 16時05分 25,322 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・同日給油 (J14-135) ・支払状況の違い(2)	8-1	37	中	同上		2,000
J14-137	2014/5/11	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS フロンティア東京第2 DDセルフ忠生店 8時57分 18,872 Tカード下4桁1969使用	不自然な給油状況 ・支払状況の違い(2) (5月はENEOSのスタンドで給油したのが3件あるが、うち1ポイントカード(下4桁1969)を使ったのは1件のみ。)	8-1	38	中	同上		1,500
J14-138	2014/5/22	調査	松岡	3,000	3,000	出光リテール販売セルフ町田森野SS 11時47分 18,632	不自然な給油状況 ・同日給油 (J14-139)	8-1	38	右	同上		1,500
J14-139	2014/5/23	調査	松岡	7,317	7,317	ENEOS フロンティア東京第2 DDセルフ忠生店 17時32分 45,452 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・同日給油 (J14-138) ・支払状況の違い(2)	8-1	39	左	同上		3,658
J14-140	2014/5/30	調査	松岡	4,003	4,003	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木曾店 14時18分 24,712 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・支払状況の違い(2)	8-1	39	中	同上		2,001
J14-141	2014/6/7	調査	松岡	4,000	4,000	中央石油販売駒山崎岡地SS 17時52分 25,482	不自然な給油状況 ・支払状況の違い(2) (6月はENEOSのスタンドで給油は2件あるが、いずれもTポイントカード使用せず。)	8-1	39	右	同上		2,000
J14-142	2014/6/11	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS フロンティア東京第2 DDセルフ忠生店 13時40分 18,072 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・J14-141から中3日で給油 ・支払状況の違い(2) 本会派中の給油。第三者によるものである。	8-1	40	左	同上		3,000
J14-143	2014/6/18	調査	松岡	4,000	4,000	ENEOS フロンティア東京第2 DDセルフ忠生店 18時16分 24,692 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・支払状況の違い(2)	8-1	40	中	同上		2,000
J14-144	2014/6/21	調査	松岡	3,000	3,000	三菱石油販売駒 桜葉科学園前SS 11時44分 18,872	不自然な給油状況 ・J14-143から中2日で給油	8-1	40	右	同上		1,500
J14-145	2014/6/28	調査	松岡	2,000	2,000	出光リテール販売セルフ町田森野SS 10時05分 12,202	不自然な給油状況 (松岡議員)	8-1	41	左	同上		1,000
J14-146	2014/7/4	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS フロンティア東京第2 DDセルフ忠生店 18時20分 18,072 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・J14-145から6日後の給油 ・支払状況の違い(2)	8-1	41	中	同上		1,500
J14-147	2014/7/13	調査	松岡	2,000	2,000	三菱石油販売駒 桜葉科学園前SS 13時56分 12,352	不自然な給油状況 ・中4日のJ14-129で給油	8-1	41	右	同上		1,000
J14-148	2014/7/26	調査	松岡	3,000	3,000	出光リテール販売セルフ町田木曾店 18時01分 18,752	不自然な給油状況 ・J14-131から中3日で給油 ・支払状況の違い(2)	8-1	43	左	同上		1,500
J14-149	2014/8/5	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木曾店 14時04分 18,412 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・支払状況の違い(2) (8月はENEOSのスタンド利用は5件あるが、うち1ポイントカード(下4桁1969)を使ったのは2件のみ。)	8-1	43	中	同上		1,500
J14-150	2014/8/10	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS フロンティア東京第2 DDセルフ忠生店 14時09分 18,642 Tカード下4桁1969使用	不自然な給油状況 ・J14-149から中4日の給油 ・支払状況の違い(2)	8-1	43	右	同上		1,500
J14-151	2014/8/15	調査	松岡	3,000	3,000	出光リテール販売セルフ町田森野SS 11時03分 18,752	不自然な給油状況 ・J14-150から中4日の給油	8-1	44	左	同上		1,500
J14-152	2014/8/20	調査	松岡	3,000	3,000	出光リテール販売セルフ町田森野SS 11時49分 18,992	不自然な給油状況 ・J14-151から中4日の給油	8-1	44	中	同上		1,500
J14-153	2014/8/22	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木曾店 10時11分 18,642 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・J14-152から中1日の給油 ・支払状況の違い(2)	8-1	44	右	同上		1,500
J14-154	2014/8/27	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木曾店 14時09分 18,642 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・J14-153から中4日の給油 ・支払状況の違い(2)	8-1	45	左	同上		1,500
J14-155	2014/8/30	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木曾店 21時02分 18,872 Tカード下4桁1969使用	不自然な給油状況 ・J14-154から中2日の給油 ・支払状況の違い(2)	8-1	45	中	同上		1,500
J14-156	2014/9/5	調査	松岡	4,753	4,753	太陽石油販売セルフ常盤SS 16時05分 SOLATOガソリン 30,082	不自然な給油状況 ・J14-155から中5日で給油	8-1	45	右	同上		2,376
J14-157	2014/9/9	調査	松岡	3,000	3,000	出光リテール販売セルフ町田森野SS 19時08分 18,632	不自然な給油状況 ・J14-156から中3日で給油	8-1	46	左	同上		1,500
J14-158	2014/9/12	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS フロンティア東京第2 DDセルフ忠生店 14時24分 18,752 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・J14-157から中2日で給油 ・支払状況の違い(2) (9月、10月はENEOSのスタンド利用は4件。新たにENEOSのTポイントカード(下4桁2623)が登場し、使ったのは2件のみ。)	8-1	46	中	同上		1,500
J14-159	2014/9/17	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木曾店 18,992 15時37分 Tカードを提示差戻6263	不自然な給油状況 ・J14-158から中4日で給油 ・支払状況の違い(2)	8-1	46	右	同上		1,500
J14-160	2014/9/24	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木曾店 17時01分 18,872 Tカードを提示差戻6263	不自然な給油状況 ・中2日のJ14-161で給油 ・支払状況の違い(2)	8-1	47	左	同上		1,500
J14-161	2014/9/27	調査	松岡	3,000	3,000	出光リテール販売セルフ町田森野SS 11時35分 18,522	不自然な給油状況 ・J14-160から中2日で給油	8-1	47	中	同上		1,500
J14-162	2014/10/1	調査	松岡	3,000	3,000	ENEOS フロンティア東京第2 DDセルフ忠生店 14時35分 18,642 Tカード不使用	不自然な給油状況 ・J14-161から中3日で給油	8-1	47	右	同上		1,500
J14-163	2014/4/1	調査	佐藤	1,710	1,710	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 8時41分 ハイオクガソリン(スーパーマグナム)を給油 10,02	不自然な給油状況 ・同日給油 (J14-164で翌日に給油)	8-1	19	上左	同上		855
J14-164	2014/4/2	調査	佐藤	1,710	1,710	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 22時11分 ハイオクガソリン(スーパーマグナム)を給油 10,02	不自然な給油状況 ・同日給油 (J14-163の翌日に給油)	8-1	19	上中	同上		855
J14-165	2014/5/30	調査	佐藤	8,293	8,293	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 ハイオクガソリン(スーパーマグナム)を給油 給油量誤り	不自然な給油状況 ・同日給油 (J14-166で翌日に給油) ・J14-264から中3日給油	8-1	20	上中	照付		4,146
J14-166	2014/5/31	調査	佐藤	3,203	3,203	コスモ石油株式会社 読めず	不自然な給油状況 ・同日の給油 (J14-165の翌日に給油)	8-1	20	上右	同上		1,601
J14-167	2014/7/28	調査	佐藤	3,927	3,927	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 19時33分 24,862 (レギュラーガソリン給油)	不自然な給油状況 ・J14-269から中1日での給油 ・ガソリンの種類が違う(佐藤議員は大部分ハイオクガソリンを給油しているのにレギュラーガソリンを給油)	8-1	21	上右	同上		1,963
J14-168	2014/8/3	調査	佐藤	3,684	3,684	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 23,322 (レギュラーガソリン給油)	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が違う(レギュラーガソリン給油)	8-1	21	下左	同上		1,842
J14-169	2014/8/24	調査	佐藤	3,701	3,701	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 20時58分 23,762 (レギュラーガソリン給油)	不自然な給油状況 ・同日給油 (翌日J14-271でも給油) ・ガソリンの種類が違う(レギュラーガソリン給油)	8-1	21	下右	同上		1,850
J14-170	2014/11/14	調査	長村	750	750	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 5,14L 14時58分給油	不自然な給油状況 ・同日給油 (J14-171とほぼ同時に給油)	8-1	16	中	一台の車両につき給油する際にプリペイドカードを使用し、途中プリペイドカードの残高がなくなり新しいカードを使用した場合、レシートが2枚に分かれるため、不自然な給油とは異なる。		375
J14-171	2014/11/14	調査	長村	3,170	3,170	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 21,71L 15時00分給油	不自然な給油状況 ・同日給油 (J14-170とほぼ同時に給油)	8-1	16	右	同上		1,585
J14-172	2014/4/16	調査	いわせ	4,756	3,432	樹山商店 シェルガソリン 29,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	2	左	使途基準においては燃料費は一人当たり年間12万円以内とされており、これは政務活動等以外の活動を目的とした燃料費の支出を排除するために設けられた上限規制である。そして、各議員はその上限以内の燃料費のみ政務活動費として支出しているため、その費用は政務活動等のために要する経費といえ、さらに按分する必要がある。		2,378

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-173	2014/5/4	調査	いわせ	4,740	3,555	コスモ石油株式会社 セルフビュア町田 30,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	2	中	同上	同上	2,370
J14-174	2014/5/8	調査	いわせ	7,052	5,289	髙山商店 シェルガソリン 43,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	5	中	同上	同上	3,526
J14-175	2014/5/25	調査	いわせ	3,000	2,250	株式会社札幌タイヤス Express多摩SS 19,23L	ガソリン代 按分比75%	8-1	2	右	同上	同上	1,500
J14-176	2014/5/29	調査	いわせ	8,250	6,187	髙山商店 シェルガソリン 50,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	3	左	同上	同上	4,125
J14-177	2014/6/14	調査	いわせ	3,000	2,250	株式会社札幌タイヤス Express多摩SS 18,41L	ガソリン代 按分比75%	8-1	3	中	同上	同上	1,500
J14-178	2014/6/23	調査	いわせ	8,134	6,100	髙山商店 シェルガソリン 49,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	3	右	同上	同上	4,067
J14-179	2014/7/20	調査	いわせ	7,605	5,703	髙山商店 シェルガソリン 45,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	4	左	同上	同上	3,802
J14-180	2014/7/26	調査	いわせ	3,300	2,475	株式会社 ENEOSネットDD鶴川店 20,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	4	中	同上	同上	1,650
J14-181	2014/8/1	調査	いわせ	7,582	5,686	株式会社札幌タイヤス Express多摩SS 47,39L	ガソリン代 按分比75%	8-1	4	右	同上	同上	3,791
J14-182	2014/8/22	調査	いわせ	3,260	2,445	株式会社 ENEOSネットDD鶴川店 20,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	5	左	同上	同上	1,630
J14-183	2014/9/1	調査	いわせ	5,000	3,750	髙山商店 シェルガソリン 30,49L	ガソリン代 按分比75%	8-1	5	右	同上	同上	2,500
J14-184	2014/9/10	調査	いわせ	8,200	6,150	髙山商店 シェルガソリン 50,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	6	左	同上	同上	4,100
J14-185	2014/9/28	調査	いわせ	3,000	2,250	株式会社札幌タイヤス Express多摩SS 19,11L	ガソリン代 按分比75%	8-1	6	中	同上	同上	1,500
J14-186	2014/10/3	調査	いわせ	3,000	2,250	ヤマヒロセルフ桜美林学園前 18,75L	ガソリン代 按分比75%	8-1	6	右	同上	同上	1,500
J14-187	2014/10/8	調査	いわせ	4,000	3,000	株式会社 ENEOSネット 南野SS 24,54L	ガソリン代 按分比75%	8-1	7	左	同上	同上	2,000
J14-188	2014/10/13	調査	いわせ	2,000	1,500	株式会社 ENEOSネット 南野SS 12,50L	ガソリン代 按分比75%	8-1	7	中	同上	同上	1,000
J14-189	2014/10/16	調査	いわせ	8,036	6,027	髙山商店 シェルガソリン 49,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	7	右	同上	同上	4,018
J14-190	2014/10/29	調査	いわせ	7,268	5,451	髙山商店 シェルガソリン 45,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	8	左	同上	同上	3,634
J14-191	2014/11/12	調査	いわせ	3,140	2,355	株式会社ENEOSネット DD鶴川店 20,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	8	中	同上	同上	1,570
J14-192	2014/11/18	調査	いわせ	7,847	5,885	髙山商店 シェルガソリン 50,30L	ガソリン代 按分比75%	8-1	8	右	同上	同上	3,923
J14-193	2014/11/28	調査	いわせ	6,488	4,866	株式会社ENEOSネット DD鶴川店 43,25L	ガソリン代 按分比75%	8-1	9	左	同上	同上	3,244
J14-194	2014/12/10	調査	いわせ	3,020	2,265	髙山商店 シェルガソリン 20,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	9	中	同上	同上	1,510
J14-195	2015/1/9	調査	いわせ	2,800	2,100	株式会社ENEOSネット DD鶴川店 20,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	9	右	同上	同上	1,400
J14-196	2015/1/13	調査	いわせ	3,000	2,250	中央石油販売学園金井SS 23,44L	ガソリン代 按分比75%	8-1	10	左	同上	同上	1,500
J14-197	2015/1/21	調査	いわせ	2,580	1,935	株式会社 ENEOSネット南野SS 20,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	10	中	同上	同上	1,290
J14-198	2015/3/12	調査	いわせ	7,304	5,478	髙山商店 シェルガソリン 52,93L	ガソリン代 按分比75%	8-1	10	右	同上	同上	3,652
J14-199	2014/6/25	調査	石川	5,149	3,861	出光リテール販売神奈川カンパニーテール町田SS 31,98L	ガソリン代 按分比75%	8-1	18	左	同上	同上	2,574
J14-200	2015/1/10	調査	藤田	3,099	2,324	株式会社 J-Crest J-Crest Utsunomiya 24,40L	ガソリン代 按分比75%	8-1	28	右	同上	同上	1,549
J14-201	2015/2/4	調査	藤田	2,756	2,067	中央石油販売セルフレブ店 22,97L	ガソリン代 按分比75%	8-1	29	左	同上	同上	1,378
J14-202	2015/2/24	調査	藤田	2,854	2,140	ENEOS Dr.Driveセルフ町田木曾店 21,62L	ガソリン代 按分比75%	8-1	29	中	同上	同上	1,427
J14-203	2015/3/16	調査	藤田	3,044	2,283	出光リテール販売セルフレブ町田 23,06L	ガソリン代 按分比75%	8-1	29	右	同上	同上	1,522
J14-204	2014/4/19	調査	藤田	5,597	4,197	ENEOS Dr.Driveセルフ町田木曾店 26,18L	ガソリン代 按分比75%	8-1	25	左	同上	同上	2,798
J14-205	2014/5/12	調査	藤田	5,742	4,306	ヤマヒロセルフ桜美林学園前 36,34L	ガソリン代 按分比75%	8-1	25	中	同上	同上	2,871
J14-206	2014/6/12	調査	藤田	5,902	4,426	ヤマヒロセルフ桜美林学園前 36,21L	ガソリン代 按分比75%	8-1	25	右	同上	同上	2,951
J14-207	2014/7/21	調査	藤田	5,536	4,152	ヤマヒロセルフ桜美林学園前 33,35L	ガソリン代 按分比75%	8-1	26	左	同上	同上	2,768
J14-208	2014/9/9	調査	藤田	5,762	4,321	ヤマヒロセルフ桜美林学園前 36,01L	ガソリン代 按分比75%	8-1	26	中	同上	同上	2,881
J14-209	2014/10/14	調査	藤田	2,000	1,500	ヤマヒロセルフ桜美林学園前 12,66L	ガソリン代 按分比75%	8-1	26	右	同上	同上	1,000
J14-210	2014/10/16	調査	藤田	3,685	2,763	ヤマヒロセルフ桜美林学園前 23,32L	ガソリン代 按分比75%	8-1	27	左	同上	同上	1,842
J14-211	2014/11/3	調査	藤田	3,266	2,449	ヤマヒロセルフ桜美林学園前 21,77L	ガソリン代 按分比75%	8-1	27	中	同上	同上	1,633
J14-212	2014/11/21	調査	藤田	3,088	2,316	ENEOS Dr.Driveセルフ町田木曾店 21,15L	ガソリン代 按分比75%	8-1	27	右	同上	同上	1,544
J14-213	2014/12/2	調査	藤田	3,246	2,434	ヤマヒロセルフ桜美林学園前 22,06L	ガソリン代 按分比75%	8-1	28	左	同上	同上	1,623
J14-214	2014/12/15	調査	藤田	3,280	2,460	ヤマヒロセルフ桜美林学園前 23,43L	ガソリン代 按分比75%	8-1	28	中	同上	同上	1,640
J14-215	2014/4/3	調査	木目田	4,049	3,036	出光リテール販売成瀬SS 25,16L	ガソリン代 按分比75%	8-1	30	左	同上	同上	2,024
J14-216	2014/4/25	調査	木目田	3,568	2,676	出光リテール販売成瀬SS 22,03L	ガソリン代 按分比75%	8-1	30	中	同上	同上	1,784
J14-217	2014/5/18	調査	木目田	3,954	2,965	出光リテール販売セルフレブ町田 24,71L	ガソリン代 按分比75%	8-1	30	右	同上	同上	1,977
J14-218	2014/6/1	調査	木目田	3,825	2,868	出光リテール販売成瀬SS 23,91L	ガソリン代 按分比75%	8-1	31	左	同上	同上	1,912
J14-219	2014/7/10	調査	木目田	3,883	2,912	髙見石油 相模富士SS 24,12L	ガソリン代 按分比75%	8-1	31	中	同上	同上	1,941
J14-220	2014/8/19	調査	木目田	3,840	2,880	株式会社ENEOSネット DD奈良こどもの園店 24,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	31	右	同上	同上	1,920
J14-221	2014/9/9	調査	木目田	3,899	2,924	髙見石油 町田金満SS 23,63L	ガソリン代 按分比75%	8-1	32	左	同上	同上	1,949
J14-222	2014/10/2	調査	木目田	3,275	2,456	髙見石油 町田金満SS 20,47L	ガソリン代 按分比75%	8-1	32	中	同上	同上	1,637
J14-223	2014/10/31	調査	木目田	3,494	2,620	髙見石油 町田金満SS 23,29L	ガソリン代 按分比75%	8-1	32	右	同上	同上	1,747
J14-224	2014/11/20	調査	木目田	3,767	2,825	出光リテール販売成瀬SS 24,96L	ガソリン代 按分比75%	8-1	33	左	同上	同上	1,883
J14-225	2014/12/8	調査	木目田	3,560	2,670	髙見石油 町田金満SS 24,72L	ガソリン代 按分比75%	8-1	33	中	同上	同上	1,780
J14-226	2014/12/19	調査	木目田	1,926	1,444	髙見石油 町田金満SS 13,66L	ガソリン代 按分比75%	8-1	33	右	同上	同上	963
J14-227	2015/1/15	調査	木目田	3,404	2,553	出光リテール販売成瀬SS 25,60L	ガソリン代 按分比75%	8-1	34	左	同上	同上	1,702
J14-228	2015/2/4	調査	木目田	2,209	1,656	髙見石油 町田金満SS 19,04L	ガソリン代 按分比75%	8-1	34	中	同上	同上	1,104
J14-229	2015/3/9	調査	木目田	3,300	2,475	髙見石油 町田金満SS 25,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	34	右	同上	同上	1,650
J14-230	2015/3/25	調査	木目田	1,289	966	髙見石油 町田金満SS 9,84L	ガソリン代 按分比75%	8-1	35	左	同上	同上	644
J14-231	2014/4/1	調査	市川	7,000	5,250	ENEOS 有酸素社 石版石油 薬師SS 42,68L	ガソリン代 按分比75%	8-1	48	左	同上	同上	3,500
J14-232	2014/4/14	調査	市川	2,000	1,500	株式会社NCSコーポレーション 山崎団地SS 12,74L	ガソリン代 按分比75%	8-1	48	中	同上	同上	1,000
J14-233	2014/4/21	調査	市川	7,200	5,400	ENEOS 有酸素社 石版石油 薬師SS 43,90L	ガソリン代 按分比75%	8-1	48	右	同上	同上	3,600
J14-234	2014/5/8	調査	市川	7,400	5,550	ENEOS 有酸素社 石版石油 薬師SS 45,12L	ガソリン代 按分比75%	8-1	49	左	同上	同上	3,700
J14-235	2014/5/21	調査	市川	7,700	5,775	ENEOS 有酸素社 石版石油 薬師SS 46,39L	ガソリン代 按分比75%	8-1	49	中	同上	同上	3,850
J14-236	2014/6/9	調査	市川	2,000	1,500	中央石油販売山崎団地SS 12,74L	ガソリン代 按分比75%	8-1	49	右	同上	同上	1,000
J14-237	2014/6/17	調査	市川	7,370	5,527	ENEOS 有酸素社 石版石油 薬師SS 44,40L	ガソリン代 按分比75%	8-1	50	左	同上	同上	3,685
J14-238	2014/7/4	調査	市川	5,000	3,750	中央石油販売 見えず	ガソリン代 按分比75%	8-1	50	中	同上	同上	2,500
J14-239	2014/7/21	調査	市川	7,446	5,584	中央石油販売山崎団地SS 46,54L	ガソリン代 按分比75%	8-1	50	右	同上	同上	3,723
J14-240	2014/7/26	調査	市川	7,700	5,775	ENEOS 有酸素社 石版石油 薬師SS 45,56L	ガソリン代 按分比75%	8-1	51	左	同上	同上	3,850
J14-241	2014/8/3	調査	市川	1,000	750	中央石油販売山崎団地SS 6,31L	ガソリン代 按分比75%	8-1	51	中	同上	同上	500
J14-242	2014/8/4	調査	市川	5,000	3,750	中央石油販売山崎団地SS 31,65L	ガソリン代 按分比75%	8-1	51	右	同上	同上	2,500
J14-243	2014/8/11	調査	市川	5,000	3,750	中央石油販売山崎団地SS 31,65L	ガソリン代 按分比75%	8-1	52	左	同上	同上	2,500
J14-244	2014/8/21	調査	市川	7,700	5,775	ENEOS 有酸素社 石版石油 薬師SS 46,39L	ガソリン代 按分比75%	8-1	52	中	同上	同上	3,850
J14-245	2014/9/5	調査	市川	1,320	990	ENEOS 有酸素社 石版石油 薬師SS 6,00L	ガソリン代 按分比75%	8-1	52	右	同上	同上	660
J14-246	2014/9/9	調査	市川	7,600	5,700	ENEOS 有酸素社 石版石油 薬師SS 46,63L	ガソリン代 按分比75%	8-1	53	左	同上	同上	3,800
J14-247	2014/10/1	調査	市川	7,700	5,775	ENEOS 有酸素社 石版石油 薬師SS 47,24L	ガソリン代 按分比75%	8-1	53	中	同上	同上	3,850

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事柄	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-248	2014/10/8	調査	市川	3,221	2,415	中央石油販売㈱ 山崎団地SS 20,65L	ガソリン代 按分比75%	8-1	53	右	同上		1,610
J14-249	2014/10/22	調査	市川	7,000	5,250	ENEOS 有限会社 石坂石油 業師SS 43,48L	ガソリン代 按分比75%	8-1	54	左	同上		3,500
J14-250	2014/10/29	調査	市川	3,700	2,775	ENEOS 有限会社 石坂石油 業師SS 39,99L	ガソリン代 按分比75%	8-1	54	中	同上		1,850
J14-251	2014/11/28	調査	市川	5,000	3,750	ENEOS 有限会社 萩生田石油 調川SS 32,05L	ガソリン代 按分比75%	8-1	54	右	同上		2,500
J14-252	2014/12/10	調査	市川	2,000	1,500	中央石油販売㈱ 山崎団地SS 14,08L	ガソリン代 按分比75%	8-1	55	左	同上		1,000
J14-253	2014/12/15	調査	市川	6,800	5,100	ENEOS 有限会社 石坂石油 業師SS 45,03L	ガソリン代 按分比75%	8-1	55	中	同上		3,400
J14-254	2014/12/26	調査	市川	5,400	4,050	ENEOS 有限会社 石坂石油 業師SS 37,50L	ガソリン代 按分比75%	8-1	55	右	同上		2,700
J14-255	2015/1/9	調査	市川	6,800	5,100	ENEOS 有限会社 石坂石油 業師SS 48,23L	ガソリン代 按分比75%	8-1	56	左	同上		3,400
J14-256	2015/1/22	調査	市川	6,500	4,875	ENEOS 有限会社 石坂石油 業師SS 47,80L	ガソリン代 按分比75%	8-1	56	中	同上		3,250
J14-257	2015/2/10	調査	市川	6,000	4,500	ENEOS 有限会社 石坂石油 業師SS 46,88L	ガソリン代 按分比75%	8-1	56	右	同上		3,000
J14-258	2015/2/23	調査	市川	6,260	4,695	ENEOS 有限会社 石坂石油 業師SS 46,37L	ガソリン代 按分比75%	8-1	57	左	同上		3,130
J14-259	2015/3/14	調査	市川	6,100	4,575	ENEOS 有限会社 石坂石油 業師SS 44,20L	ガソリン代 按分比75%	8-1	57	中	同上		3,050
J14-260	2014/4/5	調査	佐藤	8,072	6,054	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 49,22L	ガソリン代 按分比75%	8-1	19	上右	同上		4,036
J14-261	2014/4/14	調査	佐藤	7,971	5,978	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,45L	ガソリン代 按分比75%	8-1	19	下左	同上		3,985
J14-262	2014/4/24	調査	佐藤	8,119	6,089	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,76L	ガソリン代 按分比75%	8-1	19	下中	同上		4,059
J14-263	2014/5/8	調査	佐藤	8,127	6,095	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 48,38L	ガソリン代 按分比75%	8-1	19	下右	同上		4,063
J14-264	2014/5/26	調査	佐藤	3,440	2,580	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 20,0L	ガソリン代 按分比75%	8-1	20	上左	同上		1,720
J14-265	2014/6/13	調査	佐藤	8,317	6,237	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 48,08L	ガソリン代 按分比75%	8-1	20	下左	同上		4,158
J14-266	2014/6/23	調査	佐藤	7,843	5,882	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 45,69L	ガソリン代 按分比75%	8-1	20	下中	同上		3,921
J14-267	2014/7/2	調査	佐藤	7,821	5,865	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 45,21L	ガソリン代 按分比75%	8-1	20	下右	同上		3,910
J14-268	2014/7/16	調査	佐藤	7,972	5,979	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 46,62L	ガソリン代 按分比75%	8-1	21	上左	同上		3,986
J14-269	2014/7/26	調査	佐藤	7,229	5,421	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 42,28L	ガソリン代 按分比75%	8-1	21	上中	同上		3,614
J14-270	2014/8/14	調査	佐藤	7,766	5,824	セルフピュア町田 オーパス 46,23L	ガソリン代 按分比75%	8-1	21	下中	同上		3,883
J14-271	2014/8/25	調査	佐藤	7,956	5,967	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,36L	ガソリン代 按分比75%	8-1	22	上左	同上		3,978
J14-272	2014/9/7	調査	佐藤	7,875	5,906	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,16L	ガソリン代 按分比75%	8-1	22	上中	同上		3,937
J14-273	2014/9/21	調査	佐藤	8,076	6,057	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,79L	ガソリン代 按分比75%	8-1	22	上右	同上		4,038
J14-274	2014/10/2	調査	佐藤	7,416	5,562	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 44,41L 給油	ガソリン代 按分比75%	8-1	22	下左	同上		3,708
J14-275	2014/10/14	調査	佐藤	7,549	5,661	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 45,49L 給油	ガソリン代 按分比75%	8-1	22	下中	同上		3,774
J14-276	2014/10/29	調査	佐藤	8,021	6,015	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 49,21L	ガソリン代 按分比75%	8-1	22	下右	同上		4,010
J14-277	2014/11/11	調査	佐藤	7,323	5,492	セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,25L 給油	ガソリン代 按分比75%	8-1	23	上左	同上		3,661
J14-278	2014/11/23	調査	佐藤	1,550	1,162	セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 10,0L 給油 08時09分	ガソリン代 按分比75%	8-1	23	上中	同上		775
J14-279	2014/11/25	調査	佐藤	7,359	5,519	セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,48L 22時09分	ガソリン代 按分比75%	8-1	23	上右	同上		3,679
J14-280	2014/12/7	調査	佐藤	7,535	5,651	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 48,93L	ガソリン代 按分比75%	8-1	23	下左	同上		3,767
J14-281	2014/12/19	調査	佐藤	6,959	5,219	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,67L	ガソリン代 按分比75%	8-1	23	下中	同上		3,479
J14-282	2015/1/6	調査	佐藤	6,588	4,941	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,40L 給油	ガソリン代 按分比75%	8-1	23	下右	同上		3,294
J14-283	2015/1/26	調査	佐藤	4,816	3,612	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 36,49L 給油	ガソリン代 按分比75%	8-1	24	上左	同上		2,408
J14-284	2015/2/10	調査	佐藤	5,931	4,448	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 45,28L	ガソリン代 按分比75%	8-1	24	上中	同上		2,965
J14-285	2015/2/18	調査	佐藤	3,883	2,912	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 27,54L	ガソリン代 按分比75%	8-1	24	上右	同上		1,941
J14-286	2015/3/4	調査	佐藤	6,958	5,218	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 49,35L	ガソリン代 按分比75%	8-1	24	下左	同上		3,479
J14-287	2015/3/17	調査	佐藤	6,579	4,934	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 46,99L	ガソリン代 按分比75%	8-1	24	下中	同上		3,289
J14-288	2015/3/31	調査	佐藤	6,265	4,698	コスモ石油株式会社 セルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 45,4L	ガソリン代 按分比75%	8-1	24	下右	同上		3,132
J14-289	2014/4/3	調査	長村	4,882	3,661	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 30,90L	ガソリン代 按分比75%	8-1	11	左	同上		2,441
J14-290	2014/4/16	調査	長村	4,589	3,441	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 28,80L	ガソリン代 按分比75%	8-1	11	中	同上		2,294
J14-291	2014/4/29	調査	長村	4,765	3,573	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 30,74L	ガソリン代 按分比75%	8-1	11	右	同上		2,382
J14-292	2014/5/17	調査	長村	5,061	3,795	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 32,65L	ガソリン代 按分比75%	8-1	12	左	同上		2,530
J14-293	2014/6/3	調査	長村	4,853	3,639	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 31,11L	ガソリン代 按分比75%	8-1	12	中	同上		2,426
J14-294	2014/6/15	調査	長村	3,748	2,811	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 23,72L	ガソリン代 按分比75%	8-1	12	右	同上		1,874
J14-295	2014/6/29	調査	長村	4,814	3,610	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 30,09L	ガソリン代 按分比75%	8-1	13	左	同上		2,407
J14-296	2014/7/10	調査	長村	3,342	2,506	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 20,63L	ガソリン代 按分比75%	8-1	13	中	同上		1,671
J14-297	2014/7/24	調査	長村	4,883	3,662	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 30,52L	ガソリン代 按分比75%	8-1	13	右	同上		2,441
J14-298	2014/8/3	調査	長村	4,919	3,689	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 31,33L	ガソリン代 按分比75%	8-1	14	左	同上		2,459
J14-299	2014/8/16	調査	長村	5,285	3,963	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 33,66L	ガソリン代 按分比75%	8-1	14	中	同上		2,642
J14-300	2014/9/1	調査	長村	4,616	3,462	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 29,40L	ガソリン代 按分比75%	8-1	14	右	同上		2,308
J14-301	2014/9/19	調査	長村	5,028	3,771	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 31,62L	ガソリン代 按分比75%	8-1	15	左	同上		2,514
J14-302	2014/10/1	調査	長村	4,061	3,045	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 25,09L	ガソリン代 按分比75%	8-1	15	中	同上		2,030
J14-303	2014/10/17	調査	長村	4,438	3,328	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 28,82L	ガソリン代 按分比75%	8-1	15	右	同上		2,219
J14-304	2014/11/2	調査	長村	4,432	3,324	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 30,15L	ガソリン代 按分比75%	8-1	16	左	同上		2,216

支出番号	支出日	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額	
J14-305	2014/12/1	調査 長村	4,335	3,251	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 29.69L	ガソリン代 按分比75%	8-1	17	左		同上	2,167	
J14-306	2014/12/15	調査 長村	4,164	3,123	太陽石油販売 セルフ南町田給油所SOLATOガソリン 29.74L	ガソリン代 按分比75%	8-1	17	中		同上	2,082	
合計額				752,247									476,952

J15-157	2015/6/2	調査 佐藤	2,039	2,039	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 17時33分 オーバス レギュラーガソリン 15.81L	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在 (佐藤議員による35件の給油のうち12件がレギュラーガソリン、23件はハイオクガソリンとなっている・・・①)	9-1	22	下中		使途基準においては燃料費は一人当たり年額12万円以内とされており、これは政務活動等以外の活動を目的とした燃料費の支出を排除するために設けられた上限規制である。原告は、ガソリンの種類や給油回数について指摘しているが、これは複数台の車両を使用していれば起こりうることで、複数台車両の使用は使途基準上問題にならない。そのため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	1,019
J15-158	2015/6/8	調査 佐藤	1,361	1,361	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 21時55分 オーバス レギュラーガソリン代 10.39L	不自然な給油状況 ・中1日のJ15-318でも給油 ・ガソリンの種類が混在 (⑦)	9-1	22	下右		同上	680
J15-159	2015/7/23	調査 佐藤	4,463	4,463	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 12時44分 オーバス レギュラーガソリン 34.07L	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在 (①)	9-1	23	下中		同上	2,231
J15-160	2015/7/31	調査 佐藤	4,153	4,153	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 16時19分 オーバス レギュラーガソリン 32.19L	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在 (①)	9-1	23	下右		同上	2,076
J15-161	2015/8/7	調査 佐藤	3,129	3,129	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 9時27分 オーバス レギュラーガソリン 23.18L	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在 (①)	9-1	24	上左		同上	1,564
J15-162	2016/1/5	調査 佐藤	2,536	2,536	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 10時51分 オーバス レギュラーガソリン 23.92L	不自然な給油状況 ・中3日後のJ15-163でも給油 ・ガソリンの種類が混在 (⑦)	9-1	26	上中		同上	1,268
J15-163	2016/1/9	調査 佐藤	3,474	3,474	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 オーバス レギュラーガソリン32.77L 10時01分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油 (同じスタンドで46分後J15-164でも給油) ・ガソリンの種類が混在 (⑦)	9-1	26	下左		同上	1,737
J15-164	2016/1/9	調査 佐藤	5,390	5,390	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 オーバス スーパーマグナム 46.07L 10時47分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油 (同じスタンドで46分前J15-163でも給油) ・ガソリンの種類が混在 (①) (J15-163のわずか46分後のこちらはハイオクガソリンを給油)	9-1	26	上右		同上	2,695
J15-165	2016/1/22	調査 佐藤	1,822	1,822	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 オーバス レギュラーガソリン17.86L 15時29分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油 (同じスタンドで23分後のJ15-166でも給油) ・ガソリンの種類が混在 (①) (レギュラーガソリンの給油だが、23分後はハイオクガソリンの給油)	9-1	26	下中		同上	911
J15-166	2016/4/22	調査 佐藤	5,375	5,375	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 オーバス スーパーマグナム 47.57L 15時52分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油 (同じスタンドで23分前のJ15-165でも給油) ・ガソリンの種類が混在 (①) (23分後のこちらはハイオクガソリンを給油)	9-1	26	下右		同上	2,687
J15-167	2016/1/31	調査 佐藤	745	745	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 17時51分 オーバス レギュラーガソリン 7.38L	不自然な給油状況 ・中3日のJ15-168でも給油 ・ガソリンの種類が混在 (⑦)	9-1	27	上左		同上	372
J15-168	2016/2/4	調査 佐藤	942	942	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 19時48分 オーバス レギュラーガソリン 9.61L	不自然な給油状況 ・J15-167から中3日の給油。中3日後のJ15-169でも給油。 ・ガソリンの種類が混在 (⑦)	9-1	27	上中		同上	471
J15-169	2016/2/8	調査 佐藤	630	630	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 10時26分 オーバス レギュラーガソリン 6.43L	不自然な給油状況 ・J15-168から中3日の給油。中2日後のJ15-170でも給油 ・ガソリンの種類が混在 (⑦)	9-1	27	上右		同上	315
J15-170	2016/2/11	調査 佐藤	1,834	1,834	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 14時56分 オーバス レギュラーガソリン 17.30L	不自然な給油状況 ・中1日のJ15-171でも給油 ・ガソリンの種類が混在 (①) (2日後J15-171ではレギュラーでなくハイオクの給油)	9-1	27	下左		同上	917
J15-171	2016/2/13	調査 佐藤	5,137	5,137	コスモ石油販売東関東カンパニーセルフピュア町田 12時42分 オーバス スーパーマグナム 45.06L	不自然な給油状況 ・J15-170から中1日後の給油 ・ガソリンの種類が混在 (⑦)	9-1	27	下中		同上	2,568
J15-172	2015/5/22	調査 市川	2,000	2,000	中央石油販売 山崎団地SS 14.81L 16時42分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油 (J15-173でも給油)	9-1	39	下右		同上	1,000
J15-173	2015/5/22	調査 市川	4,900	4,900	Eneos 有限会社 石版石油 薬師SS 34.51L 17時08分	不自然な給油状況 ・同日の給油 (J15-172でも給油)	9-1	40	上左		同上	2,450
J15-174	2015/6/10	調査 市川	4,320	4,320	Eneos 有限会社 石版石油 薬師SS 30.00L 15時28分給油	不自然な給油状況 ・本会議中 (一般質問) の給油	9-1	40	上中		同上 加えて、給油をするのは本人に限られておらず、政務活動のために使用する車両に、自身が都合がつかない時間帯に他者に給油を依頼することもありうることである。	2,160
J15-175	2015/9/25	調査 市川	4,400	4,400	Eneos 有限会社 石版石油 薬師SS 33.59L 15時46分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油 (J15-176でも給油)	9-1	42	上右		J15-157と同じ	2,200
J15-176	2015/9/25	調査 市川	2,000	2,000	中央石油販売 山崎団地SS 16.39L10時36分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油 (J15-175でも給油)	9-1	43	上左		同上	1,000
J15-177	2015/10/14	調査 市川	1,000	1,000	中央石油販売 山崎団地SS 10時41分 8.33L	不自然な給油状況 ・中1日後のJ15-178でも給油	9-1	43	上中		同上	500
J15-178	2015/10/16	調査 市川	3,000	3,000	スタンド名見えず 22.39L	不自然な給油状況 ・J15-177から一旦おき給油	9-1	43	上右		同上	1,500
J15-179	2015/4/23	調査 渡辺	2,000	2,000	中央石油 (株) セルフ金井 15.04L レギュラーガソリン 15時15分 イオンカードによる支払い	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在 (渡辺議員は19件の給油のうち14件はレギュラーガソリン、5件がハイオクガソリンを給油・・・②) ・支払状況の違い (J15-179のみイオンカードによる決済をしている)	9-1	48	上左		同上 加えて、手持ち現金が不足の場合にクレジットカードを使用して支払いすることは十分に想定できることである。	1,000
J15-180	2015/4/30	調査 渡辺	8,098	8,098	中央石油 (株) セルフ金井 ハイオクガソリン (キグナスアルファ-100) 22時05分 57.84L	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在 (②)	9-1	48	上右		J15-157と同じ	4,049
J15-181	2015/5/28	調査 渡辺	3,000	3,000	中央石油 (株) セルフ金井 レギュラーガソリン 22.90L 09時24分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油 (わずか31分後にJ15-182の給油) ・ガソリンの種類が混在 (②)	9-1	48	上中		同上	1,500
J15-182	2015/5/28	調査 渡辺	4,628	4,628	中央石油 (株) セルフ金井 レギュラーガソリン 35.33L 09時55分給油	不自然な給油状況 ・同日給油 (J15-181からわずか31分後に同じスタンドで給油) ・ガソリンの種類が混在 (②)	9-1	48	下左		同上	4,628
J15-183	2015/7/10	調査 渡辺	2,000	2,000	エネオス 石版商會 町田森野SS レギュラーガソリン 17時35分 13.89L	不自然な給油状況 ・中4日後のJ15-184でも給油 ・ガソリンの種類が混在 (②)	9-1	48	下中		同上	1,000
J15-184	2015/7/15	調査 渡辺	4,402	4,402	エネオス 萩生田石油 鶴川SS レギュラーガソリン 18時24分 31.00L	不自然な給油状況 ・J15-183から中4日の給油 ・ガソリンの種類が混在 (②)	9-1	49	上左		同上	2,201

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額	
J15-185	2015/8/6	調査	渡辺	3,682	3,682	中央石油(株)セルフ金井 レギュラーガソリン 18時40分 29.46L	不自然な給油状況 ・中4日後のJ15-186でも給油 ・ガソリンの種類が混在(2) (レギュラーガソリンの給油だが、5日後はハイオクガソリンの給油)	9-1	49	上中		同上	1,841	
J15-186	2015/8/11	調査	渡辺	3,000	3,000	出光 河津 サガミシード株式会社 ハイオクガソリン(キグナスアルファ100) 19.24L 11時37分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油(J15-187) ・遠方の給油(静岡県河津町での給油) ・ガソリンの種類が混在(2) ・夏休み期間の旅行。会費の開催の形跡なし(J15-187も同じ)	9-1	49	上右	甲69	同上	同上 また、連方に政務活動に赴き、その際に給油をすることは十分に想定できることであり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	1,500
J15-187	2015/8/11	調査	渡辺	6,767	6,767	中央石油(株)セルフ金井 ハイオクガソリン(キグナスアルファ100) 50.50L 19時59分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油(J15-186) ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	49	下中	甲69		J15-157と同じ	3,383
J15-188	2015/9/6	調査	渡辺	4,334	4,334	エネオス 有限会社 隣越商店 本町田SS レギュラーガソリン 34.40L 10時07分	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	50	上左			同上	2,167
J15-189	2015/9/28	調査	渡辺	2,986	2,986	エネオス 有限会社 隣越商店 本町田SS レギュラーガソリン 23.70L 14時09分	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	50	上中			同上	1,493
J15-190	2015/10/9	調査	渡辺	4,397	4,397	エネオス 有限会社 隣越商店 本町田SS レギュラーガソリン 34.90L 17時37分給油	不自然な給油状況 ・連日給油(J15-191) ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	50	上右			同上	2,198
J15-191	2015/10/10	調査	渡辺	6,767	6,767	エネオス 有限会社 隣越商店 本町田SS ハイオクガソリン(ENEOSディーゴ) 49.40L 19時16分給油	不自然な給油状況 ・連日給油(J15-190) ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	51	上左			同上	3,383
J15-192	2015/10/28	調査	渡辺	1,000	1,000	エネオス 有限会社 隣越商店 本町田SS レギュラーガソリン 7.94L 14時03分	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	51	上中			同上	500
J15-193	2015/12/8	調査	渡辺	2,000	2,000	エネオス 石坂商會 町田露野SS レギュラーガソリン 15.87L 17時47分	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	51	上右			同上	1,000
J15-194	2015/12/18	調査	渡辺	2,096	2,096	中央石油(株)セルフ金井 レギュラーガソリン 19.59L 17時18分	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	51	下左			同上	1,048
J15-195	2016/1/3	調査	渡辺	2,031	2,031	中央石油(株)セルフ金井 レギュラーガソリン 19.53L 14時49分	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	51	下中			同上	1,015
J15-196	2016/1/20	調査	渡辺	3,466	3,466	中央石油(株)セルフ金井 レギュラーガソリン 34.66L 15時47分	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	51	下右			同上	1,733
J15-197	2016/3/7	調査	渡辺	4,391	4,391	中央石油(株)セルフ金井 ハイオクガソリン(キグナスアルファ100) 42.22L 17時11分	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が混在(2)	9-1	52	上左			同上	2,195
J15-198	2015/10/19	調査	長村	2,480	2,480	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 20.33L 16時25分給油	不自然な給油状況 ・同日の給油(わずかに1分後にJ15-199の給油)	9-1	18	上左			同上	1,240
J15-199	2015/10/19	調査	長村	1,244	1,244	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 10.20L 16時26分給油	不自然な給油状況 ・同日給油(J15-198からわずかに1分後に給油)	9-1	18	上中			同上	622
J15-200	2015/4/12	調査	長村	4,008	3,006	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 32.06L	ガソリン代 按分比75%	9-1	16	上左			使途通帳においては燃料費は一人当たり年額12万円以内とされており、これは政務活動以外の活動を目的とした燃料費の支出を排除するために設けられた上限規制である。そして、各議員はその上限額以内の燃料費のみ政務活動費として支出しているため、その費用は政務活動等のために要する経費と言え、さらに按分する必要はない。	2,004
J15-201	2015/4/20	調査	長村	1,798	1,348	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリンのみ	ガソリン代 按分比75%	9-1	16	上中			同上	899
J15-202	2015/4/26	調査	長村	3,999	2,999	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 30.76L	ガソリン代 按分比75%	9-1	16	上右			同上	1,999
J15-203	2015/5/7	調査	長村	2,825	2,118	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 21.73L	ガソリン代 按分比75%	9-1	16	下左			同上	1,412
J15-204	2015/5/23	調査	長村	3,311	2,483	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 24.71L	ガソリン代 按分比75%	9-1	16	下中			同上	1,655
J15-205	2015/6/8	調査	長村	4,198	3,148	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 31.80L	ガソリン代 按分比75%	9-1	16	下右			同上	2,099
J15-206	2015/6/23	調査	長村	4,074	3,055	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 30.19L	ガソリン代 按分比75%	9-1	17	上左			同上	2,037
J15-207	2015/7/10	調査	長村	4,084	3,063	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 30.25L	ガソリン代 按分比75%	9-1	17	上中			同上	2,042
J15-208	2015/8/1	調査	長村	3,985	2,988	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 31.13L	ガソリン代 按分比75%	9-1	17	上右			同上	1,992
J15-209	2015/9/3	調査	長村	3,781	2,835	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 30.99L	ガソリン代 按分比75%	9-1	17	下左			同上	1,890
J15-210	2015/9/20	調査	長村	3,680	2,760	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 29.92L	ガソリン代 按分比75%	9-1	17	下中			同上	1,840
J15-211	2015/10/4	調査	長村	3,871	2,903	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 31.99L	ガソリン代 按分比75%	9-1	17	下右			同上	1,935
J15-212	2015/11/6	調査	長村	3,456	2,592	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 29.54L	ガソリン代 按分比75%	9-1	18	上右			同上	1,728
J15-213	2015/11/16	調査	長村	3,300	2,475	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 27.73L	ガソリン代 按分比75%	9-1	18	下左			同上	1,650
J15-214	2015/11/29	調査	長村	3,781	2,835	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 32.32L	ガソリン代 按分比75%	9-1	18	下中			同上	1,890
J15-215	2015/12/17	調査	長村	3,298	2,473	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 29.19L	ガソリン代 按分比75%	9-1	18	下右			同上	1,649
J15-216	2015/12/30	調査	長村	3,318	2,488	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 30.72L	ガソリン代 按分比75%	9-1	19	上左			同上	1,659
J15-217	2016/2/14	調査	長村	2,875	2,156	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 27.91L	ガソリン代 按分比75%	9-1	20	上左			同上	1,437
J15-218	2016/1/1	調査	長村	3,645	2,733	コスモ石油販売株式会社 S&GSつきみ野 レギュラーガソリン 33.75L	ガソリン代 按分比75%	9-1	21	上左			同上	1,822
J15-219	2016/1/14	調査	長村	2,868	2,151	コスモ石油販売株式会社 S&GSつきみ野 レギュラーガソリン 28.12L	ガソリン代 按分比75%	9-1	21	上中			同上	1,434
J15-220	2016/1/31	調査	長村	2,880	2,160	太陽石油販売 セルフ南町田給油所 SOLATOガソリン 29.39L	ガソリン代 按分比75%	9-1	21	上右			同上	1,440
J15-221	2015/5/13	調査	石川	3,900	2,925	関東石油株式会社 町田山崎レギュラーガソリン 30.23L	ガソリン代 按分比75%	9-1	28	上左			同上	1,950
J15-222	2016/1/29	調査	石川	3,200	2,400	関東石油株式会社 町田山崎レギュラーガソリン 32.32L	ガソリン代 按分比75%	9-1	28	上中			同上	1,600
J15-223	2016/2/23	調査	石川	2,850	2,137	関東石油株式会社 町田山崎レギュラーガソリン 29.50L	ガソリン代 按分比75%	9-1	29	上左			同上	1,425
J15-224	2016/3/28	調査	石川	3,395	2,546	関東石油株式会社 町田山崎レギュラーガソリン 33.28L	ガソリン代 按分比75%	9-1	29	上中			同上	1,697
J15-225	2015/5/9	調査	木目田	3,077	2,307	鹿児島石油株式会社 町田金谷SS シナジールレギュラー 23.31L	ガソリン代 按分比75%	9-1	30	上左			同上	1,538
J15-226	2015/6/2	調査	木目田	2,859	2,144	鹿児島石油株式会社 町田金谷SS シナジールレギュラー 21.99L	ガソリン代 按分比75%	9-1	30	上中			同上	1,429
J15-227	2015/7/2	調査	木目田	2,885	2,163	鹿児島石油株式会社 町田金谷SS シナジールレギュラー 21.37L	ガソリン代 按分比75%	9-1	30	上右			同上	1,442
J15-228	2015/7/31	調査	木目田	3,153	2,364	ENEOS フォンティア東京第2DDセルフ店生活店 レギュラーガソリン 24.07L	ガソリン代 按分比75%	9-1	30	下横			同上	1,576
J15-229	2015/9/2	調査	木目田	2,784	2,088	鹿児島石油株式会社 町田金谷SS シナジールレギュラー 23.01L	ガソリン代 按分比75%	9-1	31	上左			同上	1,392
J15-230	2015/10/3	調査	木目田	2,989	2,241	鹿児島石油株式会社 町田金谷SS シナジールレギュラー 23.91L	ガソリン代 按分比75%	9-1	31	上中			同上	1,494
J15-231	2015/10/28	調査	木目田	2,793	2,094	鹿児島石油株式会社 町田金谷SS シナジールレギュラー 22.34L	ガソリン代 按分比75%	9-1	31	上右			同上	1,396
J15-232	2015/11/11	調査	木目田	2,755	2,066	鹿児島石油株式会社 町田金谷SS シナジールレギュラー 22.59L	ガソリン代 按分比75%	9-1	31	下横			同上	1,377
J15-233	2015/11/30	調査	木目田	2,377	1,782	鹿児島石油株式会社 町田金谷SS シナジールレギュラー 20.67L	ガソリン代 按分比75%	9-1	32	上左			同上	1,188
J15-234	2015/12/27	調査	木目田	2,831	2,123	ENEOS 株式会社サンオータス松風台SS レギュラーガソリン 24.62L	ガソリン代 按分比75%	9-1	32	上中			同上	1,415
J15-235	2016/1/14	調査	木目田	1,863	1,397	鹿児島石油株式会社 町田金谷SS シナジールレギュラー 17.25L	ガソリン代 按分比75%	9-1	32	上右			同上	931

支出番号	支出日	費目	員名	支出金額	原告らの主張する違法性支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証憑	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J15-236	2016/1/22	調査	木目田	2,036	1,527	出光リテール販売所プリテール高瀬橋店 出光ゼアス 19,58L	ガソリン代 按分比75%	9-1	33	上左	同上	同上	1,018
J15-237	2016/2/15	調査	木目田	2,114	1,585	鶴見石油 町田金務SS シナジーレギュラー 20,93L	ガソリン代 按分比75%	9-1	33	上中	同上	同上	1,057
J15-238	2016/3/16	調査	木目田	2,628	1,971	鶴見石油 町田金務SS シナジーレギュラー 24,33L	ガソリン代 按分比75%	9-1	33	上右	同上	同上	1,314
J15-239	2016/3/30	調査	木目田	1,838	1,378	鶴見石油 町田金務SS シナジーレギュラー 17,02L	ガソリン代 按分比75%	9-1	33	下横	同上	同上	919
J15-240	2015/4/7	調査	いわせ	2,720	2,040	鶴嵩山商店 シェルガソリン 20,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	34	上左	同上	同上	1,360
J15-241	2015/4/15	調査	いわせ	2,600	1,950	有限会社 阿部石油 クリエーション 鶴山SS 出光ゼアス 20,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	34	上中	同上	同上	1,300
J15-242	2015/4/22	調査	いわせ	5,040	3,780	株式会社札幌タヤス Express多摩SS シナジーレギュラー 40,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	34	上右	同上	同上	2,520
J15-243	2015/4/27	調査	いわせ	5,934	4,450	鶴嵩山商店 シェルガソリン 43,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	34	下左	同上	同上	2,967
J15-244	2015/5/18	調査	いわせ	2,760	2,070	鶴嵩山商店 シェルガソリン 20,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	34	下中	同上	同上	1,380
J15-245	2015/5/25	調査	いわせ	2,000	1,500	株式会社札幌タヤス Express多摩SS シナジーレギュラー14,71L	ガソリン代 按分比75%	9-1	34	下右	同上	同上	1,000
J15-246	2015/5/28	調査	いわせ	6,262	4,696	鶴嵩山商店 シェルガソリン 44,10L	ガソリン代 按分比75%	9-1	35	上左	同上	同上	3,131
J15-247	2015/6/10	調査	いわせ	2,000	1,500	コスモ石油販売所東京カンパニーセルフビュア町田(小山市837-7)レギュラーガソリン 13,89L	ガソリン代 按分比75%	9-1	35	上中	同上	同上	1,000
J15-248	2015/6/13	調査	いわせ	2,000	1,500	株式会社札幌タヤス Express多摩SS シナジーレギュラー 14,29L	ガソリン代 按分比75%	9-1	35	上右	同上	同上	1,000
J15-249	2015/6/17	調査	いわせ	7,632	5,724	鶴嵩山商店 シェルガソリン 53,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	35	下中	同上	同上	3,816
J15-250	2015/7/3	調査	いわせ	3,000	2,250	三菱石油販売(株)OS探検隊学園前SS シナジーレギュラー 21,74L	ガソリン代 按分比75%	9-1	35	下右	同上	同上	1,500
J15-251	2015/7/11	調査	いわせ	2,780	2,085	株式会社ENEOSフロンティアDD鶴川店 レギュラー 20,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	36	上左	同上	同上	1,390
J15-252	2015/7/14	調査	いわせ	5,616	4,212	鶴嵩山商店 シェルガソリン 39,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	36	上中	同上	同上	2,808
J15-253	2015/7/29	調査	いわせ	6,754	5,065	株式会社ENEOSフロンティアDD鶴川店 レギュラー 50,40L	ガソリン代 按分比75%	9-1	36	上右	同上	同上	3,377
J15-254	2015/8/12	調査	いわせ	2,640	1,980	株式会社ENEOSフロンティアDD鶴川店 レギュラー 20,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	36	中左	同上	同上	1,320
J15-255	2015/8/21	調査	いわせ	2,600	1,950	株式会社ENEOSフロンティアDD鶴川店 レギュラー 20,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	36	下左	同上	同上	1,300
J15-256	2015/8/27	調査	いわせ	2,000	1,500	鶴嵩山商店 シェルガソリン 14,93L	ガソリン代 按分比75%	9-1	36	中	同上	同上	1,000
J15-257	2015/9/1	調査	いわせ	3,000	2,250	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 24,79L	ガソリン代 按分比75%	9-1	36	中右	同上	同上	1,500
J15-258	2015/9/10	調査	いわせ	6,996	5,247	鶴嵩山商店 シェルガソリン 53,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	37	上左	同上	同上	3,498
J15-259	2015/9/27	調査	いわせ	2,560	1,920	株式会社ENEOSフロンティアDD鶴川店 レギュラー 20,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	37	上中	同上	同上	1,280
J15-260	2015/10/3	調査	いわせ	6,468	4,851	鶴嵩山商店 シェルガソリン 49,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	37	上右	同上	同上	3,234
J15-261	2015/10/20	調査	いわせ	6,204	4,653	鶴嵩山商店 シェルガソリン 47,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	37	下左	同上	同上	3,102
J15-262	2015/11/4	調査	いわせ	6,321	4,740	鶴嵩山商店 シェルガソリン 49,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	37	下中	同上	同上	3,160
J15-263	2015/11/11	調査	いわせ	3,123	2,342	鶴嵩山商店 シェルガソリン 24,40L	ガソリン代 按分比75%	9-1	38	上中	同上	同上	1,561
J15-264	2015/11/27	調査	いわせ	5,544	4,158	鶴嵩山商店 シェルガソリン 44,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	38	上左	同上	同上	2,772
J15-265	2015/12/13	調査	いわせ	5,940	4,455	株式会社ENEOSフロンティアDD鶴川店 レギュラー 49,92L	ガソリン代 按分比75%	9-1	37	下右	同上	同上	2,970
J15-266	2016/1/8	調査	いわせ	2,000	1,500	株式会社ENEOSフロンティアDD鶴川店 レギュラー 18,35L	ガソリン代 按分比75%	9-1	38	下中	同上	同上	1,000
J15-267	2016/1/13	調査	いわせ	5,600	4,200	鶴嵩山商店 シェルガソリン 50,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	38	下左	同上	同上	2,800
J15-268	2016/2/2	調査	いわせ	5,488	4,116	鶴嵩山商店 シェルガソリン 49,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	38	上右	同上	同上	2,744
J15-269	2015/4/6	調査	黒田	2,770	2,077	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー 21,81L	ガソリン代 按分比75%	9-1	53	上左	同上	同上	1,385
J15-270	2015/4/23	調査	黒田	2,973	2,229	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー 23,23L	ガソリン代 按分比75%	9-1	53	上中	同上	同上	1,486
J15-271	2015/5/19	調査	黒田	2,983	2,237	出光リテール販売所セルフ町田森野SS 出光ゼアス 22,71L	ガソリン代 按分比75%	9-1	53	上右	同上	同上	1,491
J15-272	2015/6/11	調査	黒田	2,933	2,199	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー21,10L	ガソリン代 按分比75%	9-1	54	上左	同上	同上	1,466
J15-273	2015/7/1	調査	黒田	3,104	2,328	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー22,33L	ガソリン代 按分比75%	9-1	54	上中	同上	同上	1,552
J15-274	2015/7/20	調査	黒田	3,300	2,475	ENEOS 有限会社 石坂石油 業師SS レギュラー 23,41L	ガソリン代 按分比75%	9-1	54	上右	同上	同上	1,650
J15-275	2015/8/7	調査	黒田	2,853	2,139	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー22,12L	ガソリン代 按分比75%	9-1	55	上左	同上	同上	1,426
J15-276	2015/8/26	調査	黒田	2,787	2,090	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー22,66L	ガソリン代 按分比75%	9-1	55	上中	同上	同上	1,393
J15-277	2015/10/7	調査	黒田	3,489	2,616	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー28,14L	ガソリン代 按分比75%	9-1	55	上右	同上	同上	1,744
J15-278	2015/10/23	調査	黒田	2,831	2,123	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー22,65L	ガソリン代 按分比75%	9-1	56	上左	同上	同上	1,415
J15-279	2015/11/10	調査	黒田	2,683	2,012	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー22,55L	ガソリン代 按分比75%	9-1	56	上中	同上	同上	1,341
J15-280	2015/12/3	調査	黒田	2,407	1,805	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー21,30L	ガソリン代 按分比75%	9-1	56	上右	同上	同上	1,203
J15-281	2015/12/31	調査	黒田	2,270	1,702	株式会社 J-Quest J-Quest町田SS (小山ヶ丘2-2-20) レギュラー 21,83L	ガソリン代 按分比75%	9-1	57	上左	同上	同上	1,135
J15-282	2016/1/17	調査	黒田	2,322	1,741	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー22,11L	ガソリン代 按分比75%	9-1	57	上中	同上	同上	1,161
J15-283	2016/2/4	調査	黒田	2,261	1,695	出光リテール販売所セルフ町田森野SS 出光ゼアス22,39L	ガソリン代 按分比75%	9-1	57	上右	同上	同上	1,130
J15-284	2016/2/27	調査	黒田	1,000	750	出光リテール販売所セルフ町田森野SS 出光ゼアス 10,00L	ガソリン代 按分比75%	9-1	58	右	同上	同上	500
J15-285	2016/3/11	調査	黒田	3,068	2,301	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー29,50L	ガソリン代 按分比75%	9-1	58	左	同上	同上	1,534
J15-286	2015/4/13	調査	松岡	3,000	2,250	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー 23,62L	ガソリン代 按分比75%	9-1	59	上左	同上	同上	1,500
J15-287	2015/4/27	調査	松岡	3,410	2,557	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー26,03L	ガソリン代 按分比75%	9-1	59	上中	同上	同上	1,705
J15-288	2015/5/21	調査	松岡	3,000	2,250	ENEOSフロンティア東京第2 DDセルフお生店 レギュラー 22,90L	ガソリン代 按分比75%	9-1	59	上右	同上	同上	1,500
J15-289	2015/5/29	調査	松岡	2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー 15,27L	ガソリン代 按分比75%	9-1	60	上左	同上	同上	1,000
J15-290	2015/6/3	調査	松岡	3,000	2,250	株式会社ENEOSネット Dr.Drive聖ヶ丘店 レギュラー 22,73L	ガソリン代 按分比75%	9-1	60	上中	同上	同上	1,500
J15-291	2015/6/13	調査	松岡	3,000	2,250	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー 21,58L	ガソリン代 按分比75%	9-1	60	上右	同上	同上	1,500
J15-292	2015/6/25	調査	松岡	3,500	2,625	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー 25,36L	ガソリン代 按分比75%	9-1	61	上左	同上	同上	1,750
J15-293	2015/7/13	調査	松岡	3,500	2,625	ENEOSフロンティア東京第2 Dr.Driveセルフ町田本管店 レギュラー 25,93L	ガソリン代 按分比75%	9-1	61	上中	同上	同上	1,750
J15-294	2015/7/18	調査	松岡	3,000	2,250	ENEOSフロンティア東京第2 DDセルフお生店 レギュラー 22,73L	ガソリン代 按分比75%	9-1	61	上右	同上	同上	1,500

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J15-295	2015/7/23	調査	松岡	2,706	2,029	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 20,661	ガソリン代 按分比75%	9-1	62	上左	同上		1,353
J15-296	2015/7/27	調査	松岡	2,500	1,875	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 19,091	ガソリン代 按分比75%	9-1	62	上中	同上		1,250
J15-297	2015/8/8	調査	松岡	3,000	2,250	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 23,261	ガソリン代 按分比75%	9-1	62	上右	同上		1,500
J15-298	2015/8/17	調査	松岡	2,700	2,025	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 21,431	ガソリン代 按分比75%	9-1	63	上左	同上		1,350
J15-299	2015/8/26	調査	松岡	2,820	2,115	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 22,991	ガソリン代 按分比75%	9-1	63	上中	同上		1,410
J15-300	2015/9/7	調査	松岡	2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 16,391	ガソリン代 按分比75%	9-1	63	上右	同上		1,000
J15-301	2015/9/14	調査	松岡	3,000	2,250	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 23,811	ガソリン代 按分比75%	9-1	64	上左	同上		1,500
J15-302	2015/9/25	調査	松岡	2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 16,001	ガソリン代 按分比75%	9-1	64	上中	同上		1,000
J15-303	2015/10/3	調査	松岡	3,110	2,332	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 25,081	ガソリン代 按分比75%	9-1	64	上右	同上		1,555
J15-304	2015/10/10	調査	松岡	2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 16,391	ガソリン代 按分比75%	9-1	65	上左	同上		1,000
J15-305	2015/10/21	調査	松岡	2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 15,751	ガソリン代 按分比75%	9-1	65	上中	同上		1,000
J15-306	2015/10/30	調査	松岡	2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 16,671	ガソリン代 按分比75%	9-1	65	上右	同上		1,000
J15-307	2015/11/14	調査	松岡	3,200	2,400	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー26,891	ガソリン代 按分比75%	9-1	66	上左	同上		1,600
J15-308	2015/11/28	調査	松岡	2,800	2,100	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 24,351	ガソリン代 按分比75%	9-1	66	上中	同上		1,400
J15-309	2015/12/21	調査	松岡	2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 18,191	ガソリン代 按分比75%	9-1	66	上右	同上		1,000
J15-310	2016/1/10	調査	松岡	3,000	2,250	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 DD セルフ忠生店 レギュラー 28,31	ガソリン代 按分比75%	9-1	67	上左	同上		1,500
J15-311	2016/1/25	調査	松岡	2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー19,611	ガソリン代 按分比75%	9-1	67	上中	同上		1,000
J15-312	2016/2/6	調査	松岡	2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 19,611	ガソリン代 按分比75%	9-1	67	上右	同上		1,000
J15-313	2016/2/20	調査	松岡	2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田本舗店 レギュラー 19,611	ガソリン代 按分比75%	9-1	68	上左	同上		1,000
J15-314	2015/4/10	調査	佐藤	6,446	4,834	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田(小山町837-7) オーパス スーパーマグナム 47,751	ガソリン代 按分比75%	9-1	22	上左	同上		3,223
J15-315	2015/4/27	調査	佐藤	6,316	4,737	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 44,481	ガソリン代 按分比75%	9-1	22	上中	同上		3,158
J15-316	2015/5/8	調査	佐藤	4,159	3,119	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 29,921	ガソリン代 按分比75%	9-1	22	上右	同上		2,079
J15-317	2015/5/22	調査	佐藤	6,551	4,913	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム45,811	ガソリン代 按分比75%	9-1	22	下左	同上		3,275
J15-318	2015/6/10	調査	佐藤	6,865	5,148	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 44,481	ガソリン代 按分比75%	9-1	23	上左	同上		3,432
J15-319	2015/6/18	調査	佐藤	5,493	4,119	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 37,621	ガソリン代 按分比75%	9-1	23	上中	同上		2,746
J15-320	2015/7/1	調査	佐藤	6,405	4,803	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 43,871	ガソリン代 按分比75%	9-1	23	上右	同上		3,202
J15-321	2015/7/12	調査	佐藤	5,329	3,996	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 36,751	ガソリン代 按分比75%	9-1	23	下左	同上		2,664
J15-322	2015/8/15	調査	佐藤	6,386	4,789	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 46,611	ガソリン代 按分比75%	9-1	24	上中	同上		3,193
J15-323	2015/8/28	調査	佐藤	6,534	4,900	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 48,401	ガソリン代 按分比75%	9-1	24	上右	同上		3,267
J15-324	2015/9/11	調査	佐藤	6,539	4,904	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,041	ガソリン代 按分比75%	9-1	24	下左	同上		3,269
J15-325	2015/9/24	調査	佐藤	6,445	4,833	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,391	ガソリン代 按分比75%	9-1	24	下中	同上		3,222
J15-326	2015/10/7	調査	佐藤	5,832	4,374	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 44,521	ガソリン代 按分比75%	9-1	24	下右	同上		2,916
J15-327	2015/10/17	調査	佐藤	6,108	4,581	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 46,271	ガソリン代 按分比75%	9-1	25	上左	同上		3,054
J15-328	2015/10/26	調査	佐藤	5,667	4,250	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 42,611	ガソリン代 按分比75%	9-1	25	上中	同上		2,833
J15-329	2015/11/6	調査	佐藤	5,792	4,344	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 43,881	ガソリン代 按分比75%	9-1	25	上右	同上		2,896
J15-330	2015/11/17	調査	佐藤	6,105	4,578	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 45,901	ガソリン代 按分比75%	9-1	25	下左	同上		3,052
J15-331	2015/11/30	調査	佐藤	5,555	4,166	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 44,091	ガソリン代 按分比75%	9-1	25	下中	同上		2,777
J15-332	2015/12/7	調査	佐藤	3,540	2,655	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 28,321	ガソリン代 按分比75%	9-1	25	下右	同上		1,770
J15-333	2015/12/20	調査	佐藤	4,468	3,351	コスモ石油販売㈱東京カンパニーセルフピュア町田 オーパス スーパーマグナム 37,231	ガソリン代 按分比75%	9-1	26	上左	同上		2,234
J15-334	2015/4/3	調査	市川	6,200	4,650	ENEOS 有限会社 石版石油 薬師 SS 45,591	ガソリン代 按分比75%	9-1	39	上左	同上		3,100
J15-335	2015/4/22	調査	市川	6,100	4,575	ENEOS 有限会社 石版石油 薬師 SS 45,521	ガソリン代 按分比75%	9-1	39	上中	同上		3,050
J15-336	2015/5/6	調査	市川	5,000	3,750	中央石油販売㈱ セルフ金井 38,761	ガソリン代 按分比75%	9-1	39	上右	同上		2,500
J15-337	2015/6/22	調査	市川	6,600	4,950	ENEOS 有限会社 石版石油 薬師 SS 45,831	ガソリン代 按分比75%	9-1	40	上右	同上		3,300
J15-338	2015/7/13	調査	市川	3,000	2,250	ENEOSフロンティア東京第2DD町田小山店 21,901	ガソリン代 按分比75%	9-1	41	上中	同上		1,500
J15-339	2015/7/22	調査	市川	5,000	3,750	出光リテール販売㈱ 読めず 38,461	ガソリン代 按分比75%	9-1	41	上左	同上		2,500
J15-340	2015/8/1	調査	市川	6,510	4,882	ENEOS 有限会社 萩生田石油 46,501	ガソリン代 按分比75%	9-1	41	上右	同上		3,255
J15-341	2015/8/18	調査	市川	4,110	3,082	ENEOS 有限会社 石版石油 薬師 SS 30,001	ガソリン代 按分比75%	9-1	42	上左	同上		2,055
J15-342	2015/8/28	調査	市川	6,100	4,575	ENEOS 有限会社 石版石油 薬師 SS 45,521	ガソリン代 按分比75%	9-1	42	上中	同上		3,050
J15-343	2015/10/22	調査	市川	6,000	4,500	ENEOS 有限会社 石版石油 薬師 SS 46,491	ガソリン代 按分比75%	9-1	44	上左	同上		3,000
J15-344	2015/11/8	調査	市川	5,414	4,060	中央石油販売㈱ 山崎団地SS 46,271	ガソリン代 按分比75%	9-1	44	上中	同上		2,707
J15-345	2015/11/25	調査	市川	6,251	4,688	ENEOS 有限会社 石版石油 薬師 SS 49,611	ガソリン代 按分比75%	9-1	44	上右	同上		3,125

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J15-346	2015/12/21	調査	市川	5,597	4,197	中央石油販売㈱ 山崎団地SS 50.42L	ガソリン代 按分比75%	9-1	45	上左	同上	同上	2,798
J15-347	2015/12/28	調査	市川	2,496	1,872	SUZUYO 高木商店 ライフモア町田SS 19.50L	ガソリン代 按分比75%	9-1	45	上中	同上	同上	1,248
J15-348	2016/1/13	調査	市川	5,300	3,975	ENEOS 有限会社 石版石油 兼師SS 45.69L	ガソリン代 按分比75%	9-1	45	上右	同上	同上	2,650
J15-349	2016/1/29	調査	市川	1,000	750	中央石油販売㈱ 山崎団地SS 9.90L	ガソリン代 按分比75%	9-1	46	上左	同上	同上	500
J15-350	2016/2/2	調査	市川	5,200	3,900	ENEOS 有限会社 石版石油 兼師SS 46.43L	ガソリン代 按分比75%	9-1	46	上中	同上	同上	2,600
J15-351	2016/2/22	調査	市川	5,100	3,825	ENEOS 有限会社・・・見えず金額のみ見える	ガソリン代 按分比75%	9-1	46	上右	同上	同上	2,550
J15-352	2016/3/13	調査	市川	3,000	2,250	中央石油販売㈱ 山崎団地SS 30.93L	ガソリン代 按分比75%	9-1	47	左	同上	同上	1,500
J15-353	2016/3/22	調査	市川	4,900	3,675	ENEOS 有限会社 石版石油 兼師SS 43.75L	ガソリン代 按分比75%	9-1	47	右	同上	同上	2,450

合計額 577,862

364,313

J16-220	2016/4/6	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 18.18L	不自然な給油状況 ・連日給油 (J16-221) ・松岡議員の平成28年度のガソリン代の支出について全体として倍率性に欠ける (以下J16-267まで同じ)	10-1	25	上左		原告の指摘事項から、給油について、客観的に不自然である点が顯出されていない。尚、使途基準においては燃料費は一人当たり年額12万円以内とされており、これは政務活動等以外の活動を目的とした燃料費の支出を排除するために設けられた上限規制である。原告は、ガソリンの種類や給油頻度について指摘しているが、これは複数台の車両を使用しているに起因するところ、複数台車両の使用は使途基準上問題にならない。そのため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	995
J16-221	2016/4/7	調査	松岡	2,489	2,489	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 22.73L	不自然な給油状況 ・連日給油 (J16-220)	10-1	24	上左		以下、記載があるまで同上。	1,244
J16-222	2016/4/10	調査	松岡	2,668	2,668	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 24.36L	不自然な給油状況 ・J16-221から中2日後の給油	10-1	24	上中			1,334
J16-223	2016/4/18	調査	松岡	2,489	2,489	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 22.73L	不自然な給油状況 (松岡議員)	10-1	25	上中			1,244
J16-224	2016/4/25	調査	松岡	2,937	2,937	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 27.83L	不自然な給油状況 ・中1日後のJ16-225でも給油	10-1	24	上右			1,468
J16-225	2016/4/27	調査	松岡	2,867	2,867	ENEOSフロンティア東京第2 セルフ忠生店 レギュラー 25.49L	不自然な給油状況 ・J16-224から中1日での給油	10-1	26	上左			1,433
J16-226	2016/5/10	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 18.69L	不自然な給油状況 ・連日給油J16-227	10-1	26	上中			995
J16-227	2016/5/11	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 セルフ忠生店 レギュラー 17.70L	不自然な給油状況 ・連日給油J16-226	10-1	25	上右			995
J16-228	2016/5/21	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 18.18L	不自然な給油状況 ・中1日後のJ16-229でも給油	10-1	26	上右			995
J16-229	2016/5/23	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 セルフ忠生店 レギュラー 18.18L	不自然な給油状況 ・J16-228から中1日での給油	10-1	28	上左			995
J16-230	2016/5/27	調査	松岡	1,902	1,902	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 17.05L	不自然な給油状況 ・J16-229から中3日後の給油	10-1	27	上左			951
J16-231	2016/6/4	調査	松岡	2,489	2,489	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 21.37L	不自然な給油状況 ・中2日後のJ16-232でも給油	10-1	27	上中			1,244
J16-232	2016/6/7	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 17.09L	不自然な給油状況 ・J16-231から中2日後の給油	10-1	28	上中			995
J16-233	2016/6/15	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 セルフ忠生店 レギュラー 16.81L	不自然な給油状況 ・中5日後のJ16-234でも給油	10-1	28	上右			995
J16-234	2016/6/21	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 17.39L	不自然な給油状況 ・中3日後のJ16-235でも給油	10-1	27	上右			995
J16-235	2016/6/25	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 17.70L	不自然な給油状況 ・J16-234から中3日での給油	10-1	29	上左			995
J16-236	2016/7/5	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 17.86L	不自然な給油状況 ・連日給油 (J16-237)	10-1	30	上左			995
J16-237	2016/7/6	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 17.86L	不自然な給油状況 ・J16-236の翌日給油	10-1	29	上中			995
J16-238	2016/7/18	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 18.02L	不自然な給油状況 (松岡議員)	10-1	29	上右			995
J16-239	2016/7/25	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 セルフ忠生店 レギュラー 27.27L	不自然な給油状況 ・中4日後のJ16-240でも給油	10-1	30	上中			1,493
J16-240	2016/7/30	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 セルフ忠生店 レギュラー 18.18L	不自然な給油状況 ・J16-239から中4日での給油	10-1	31	上左			995
J16-241	2016/8/10	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 18.18L	不自然な給油状況 (松岡議員)	10-1	31	上中			995
J16-242	2016/8/19	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 18.18L	不自然な給油状況 (松岡議員)	10-1	31	上右			995
J16-243	2016/8/29	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 17.70L	不自然な給油状況 (松岡議員)	10-1	32	上左			995
J16-244	2016/9/10	調査	松岡	2,698	2,698	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 23.36L	不自然な給油状況 (松岡議員)	10-1	32	上中			1,349
J16-245	2016/9/19	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 セルフ忠生店 レギュラー 26.32L	不自然な給油状況 (松岡議員)	10-1	32	上右			1,493
J16-246	2016/10/4	調査	松岡	2,917	2,917	ENEOSフロンティア東京第2 セルフ忠生店 レギュラー 26.16L	不自然な給油状況 ・中4日後のJ16-247でも給油	10-1	33	上左			1,458
J16-247	2016/10/9	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 セルフ忠生店 レギュラー 26.53L	不自然な給油状況 ・J16-246から中4日での給油	10-1	33	上中			1,493
J16-248	2016/10/25	調査	松岡	2,601	2,601	出光リテール販売㈱セルフ町田森野SS 出光ゼアス 21.32L	不自然な給油状況 ・中5日後のJ16-249でも給油	10-1	33	上右			1,300
J16-249	2016/10/31	調査	松岡	3,016	3,016	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 25.25L	不自然な給油状況 ・J16-248から中5日での給油	10-1	34	上左			1,508
J16-250	2016/11/14	調査	松岡	2,837	2,837	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 24.57L	不自然な給油状況 ・中4日後のJ16-251でも給油	10-1	34	上中			1,418
J16-251	2016/11/19	調査	松岡	2,947	2,947	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 25.52L	不自然な給油状況 ・J16-250から中4日での給油	10-1	34	上右			1,473
J16-252	2016/12/2	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 26.32L	不自然な給油状況 (松岡議員)	10-1	35	上左			1,493
J16-253	2016/12/16	調査	松岡	3,245	3,245	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 26.50L	不自然な給油状況 ・中2日後のJ16-254でも給油	10-1	35	上中			1,622
J16-254	2016/12/19	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 24.39L	不自然な給油状況 ・J16-253から中2日での給油、連日給油J16-255	10-1	35	上右			1,493
J16-255	2016/12/20	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 24.39L	不自然な給油状況 ・連日給油J16-255	10-1	36	上左			1,493
J16-256	2016/12/30	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 16.13L	不自然な給油状況 (松岡議員)	10-1	36	上中			995
J16-257	2017/1/6	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 16.13L	不自然な給油状況 (松岡議員)	10-1	36	上右			995

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑(印)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-258	2017/1/13	調査	松岡	3,086	3,086	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 ギュラー 24,60L	不自然な給油状況 (松岡議員)		10-1	37	左上		1,543
J16-259	2017/1/25	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 ギュラー 24,59L	不自然な給油状況 ・中2日後のJ16-260でも給油		10-1	37	上中		1,493
J16-260	2017/1/28	調査	松岡	1,991	1,991	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 ギュラー 16,39L	不自然な給油状況 ・J16-259から中2日で給油		10-1	37	右上		995
J16-261	2017/2/8	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 ギュラー 25,00L	不自然な給油状況 ・中1日後のJ16-262でも給油		10-1	38	左上		1,493
J16-262	2017/2/10	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 ギュラー 25,00L	不自然な給油状況 ・J16-261から中1日で給油		10-1	38	上中		1,493
J16-263	2017/2/24	調査	松岡	2,957	2,957	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 ギュラー24,75L	不自然な給油状況 ・中1日後のJ16-264で給油		10-1	38	右上		1,478
J16-264	2017/2/26	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 DO セルフ忠生店 レギュラー24,79L	不自然な給油状況 ・J16-263から中1日で給油		10-1	39	左上		1,493
J16-265	2017/3/10	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 ギュラー 23,81L	不自然な給油状況 ・中3日後のJ16-266でも給油		10-1	39	上中		1,493
J16-266	2017/3/14	調査	松岡	2,987	2,987	ENEOSフロンティア東京第2 DO セルフ忠生店 レギュラー23,81L	不自然な給油状況 ・J16-265から中3日で給油		10-1	39	右上		1,493
J16-267	2017/3/18	調査	松岡	3,387	3,387	ENEOSフロンティア東京第2 DO セルフ忠生店 レギュラー27,00L	不自然な給油状況 ・J16-266から中3日後に給油		10-1	40	左上		1,693
J16-268	2016/5/24	調査	市川	1,000	1,000	中央石油(株)セルフ金井 レギュラー 9,17L	不自然な給油状況 ・連日給油 (J16-269)		10-1	55	上中		500
J16-269	2016/5/25	調査	市川	4,878	4,878	ENEOS 有限会社 石坂石油 兼師SS レギュラー 41,53L 09時59分給油	不自然な給油状況 ・連日給油 (J16-268)		10-1	56	左上		2,439
J16-270	2016/10/4	調査	市川	996	996	ENEOS 坂生田石油 鶴川SSレギュラー 8,20L	不自然な給油状況 ・中1日後のJ16-271でも給油		10-1	59	右上		498
J16-271	2016/10/6	調査	市川	5,077	5,077	ENEOS 有限会社 石坂石油兼師SSレギュラー41,46L	不自然な給油状況 ・J16-270から中1日で給油		10-1	60	左上		2,538
J16-272	2016/10/19	調査	市川	1,170	1,170	中央石油販売株式会社 宇野金井SS ナジーレギュラー 10,00L 翌々日にも給油	不自然な給油状況 ・中1日後のJ16-273でも給油		10-1	60	上中		585
J16-273	2016/10/21	調査	市川	1,170	1,170	エムシーオイル鶴山崎岡地産業所 シナジーレギュラー10,00L	不自然な給油状況 ・J16-272から中1日で給油		10-1	60	右上		585
J16-274	2016/11/26	調査	市川	1,031	1,031	エムシーオイル鶴山崎岡地産業所 ナジーレギュラー 9,12L 翌々日にも給油	不自然な給油状況 ・中1日後のJ16-275でも給油		10-1	61	右上		515
J16-275	2016/11/28	調査	市川	1,957	1,957	株式会社J-Quest J-Quest町田SS レギュラー 17,39L	不自然な給油状況 ・J16-274から中1日で給油		10-1	62	左上		978
J16-276	2017/1/12	調査	佐藤	3,374	3,374	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 レギュラーガソリン 26,78L	不自然な給油状況 ・ガソリンの種類が違う(佐藤議員の給油のガソリンはそのほとんどがハイオクガソリンであるが、これはレギュラーガソリンとなっている。)		10-1	4	下中		1,687
J16-277	2016/7/3	調査	いわせ	3,000	3,000	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 ガソリン代 29,64L	不自然な給油状況 ・中3日後のJ16-278でも給油		10-1	17	左上		1,500
J16-278	2016/7/7	調査	いわせ	4,487	4,487	鶴山商店 ガソリン代 38,00L PONTAカード提示	不自然な給油状況 ・J16-277から中3日で給油 ・支払状況の違い(いわせ議員の鶴山商店町田における給油は各種の支払法が混在している。全16回のうち、PONTAカードを提示したものが6回、同カードを提示しなかったものが9回、クレジットカードで支払ったものが1回となっている。同スタンドでの給油で、PONTAカード提示と不提示が混在するのは極めて不自然であり、第三者による給油を推測させる。・(1))		10-1	17	下左	同上。ぼんたカードについては、スタンドの従業員に提示を求められた際であって、簡単に提出できる状況であれば提出していた。スタンドの従業員において厳禁を行ったり行わなかったりすることはごく自然に起こることであり、何らの違法な外形の主張とは言えない。この点以外に外形的事実の主張はない。	2,243
J16-279	2016/9/17	調査	いわせ	2,000	2,000	株式会社カイトDr. Drive相原店 給油量16,81L	不自然な給油状況 ・中1日後のJ16-280でも給油		10-1	14	右上		1,000
J16-280	2016/9/19	調査	いわせ	2,000	2,000	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 16,95L	不自然な給油状況 ・J16-279から中1日で給油		10-1	14	上中		1,000
J16-281	2016/9/22	調査	いわせ	4,529	4,529	ENEOSフロンティア神奈川1DD鶴川店 39,91L Tカード提示	不自然な給油状況 ・J16-280から中2日で給油 ・支払状況の違い(いわせ議員のENEOSにおける給油は、Tカードを提示したものとしていないものが混在している。全11回の給油のうち、Tカードを提示したものが6回、同カードを提示しなかったものが6回ある。提示と不提示の混在は第三者による給油を推測させる。・(2))		10-1	14	下中		2,264
J16-282	2016/10/3	調査	いわせ	2,000	2,000	札幌タヤスExpress多摩SS 17,70L	不自然な給油状況 ・中2日J16-283でも給油		10-1	13	右上		1,000
J16-283	2016/10/6	調査	いわせ	4,165	4,165	鶴山商店 35,00L 給油 PONTAカード不提示	不自然な給油状況 ・J16-282から中2日で給油 ・支払状況の違い(1))		10-1	13	左上		2,082
J16-284	2017/1/28	調査	いわせ	1,260	1,260	奈良北SS南阿部石油 10,00L	不自然な給油状況 ・遠方(横浜市青葉区内)での給油 ・中1日後のJ16-285でも給油		10-1	23	右上		630
J16-285	2017/1/30	調査	いわせ	3,000	3,000	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 24,79L 給油	不自然な給油状況 ・J16-284から中1日で給油		10-1	23	上中		1,500
J16-286	2017/2/13	調査	いわせ	2,000	2,000	ENEOSフロンティア神奈川1DD鶴川店 16,13L Tカード不提示	不自然な給油状況 ・中2日後のJ16-287でも給油 ・支払状況の違い(2))		10-1	23	下中		1,000
J16-287	2017/2/16	調査	いわせ	5,519	5,519	鶴山商店 44,50L 給油 PONTAカード提示	不自然な給油状況 ・J16-286から中2日で給油 ・支払状況の違い(1))		10-1	22	左上		2,759
J16-288	2016/7/15	調査	渡辺	6,501	6,501	中央石油(株)セルフ金井 55,09L ハイオクガソリン(キグナスアルファ100)	不自然な給油状況 ・ガソリンの違い(渡辺議員は23件の給油をしているが、そのほとんどがレギュラーガソリンである。ところが、5件だけがハイオクガソリンとなっている。・(3))		10-1	42	上中	給油した燃料の指摘にとどまり、何らの違法性を基礎づける外形的事実ではない。	3,250
J16-289	2016/7/21	調査	渡辺	2,000	2,000	中央石油(株)セルフ金井16,81L ハイオクガソリン(キグナスアルファ100)	不自然な給油状況 ・ガソリンの違い(3))		10-1	42	右上		1,000
J16-290	2016/8/7	調査	渡辺	2,680	2,680	中央石油(株)セルフ金井 22,15L ハイオクガソリン(キグナスアルファ100)	不自然な給油状況 ・ガソリンの違い(3))		10-1	42	下左		1,340
J16-291	2016/8/18	調査	渡辺	5,970	5,970	中央石油(株)セルフ金井 50,59L ハイオクガソリン(キグナスアルファ100)	不自然な給油状況 ・ガソリンの違い(3))		10-1	42	下中		2,985
J16-292	2017/3/31	調査	渡辺	6,612	6,612	中央石油(株)セルフ金井 50,09L ハイオクガソリン(キグナスアルファ100)	不自然な給油状況 ・ガソリンの違い(3))		10-1	45	上中		3,306
J16-293	2016/4/9	調査	佐藤	5,585	4,188	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 オーパススーパーマグナム 39,97L	ガソリン代 按分比75%		10-1	2	左上		2,792
J16-294	2016/4/25	調査	佐藤	5,524	4,143	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 オーパススーパーマグナム 47,21L	ガソリン代 按分比75%		10-1	2	上中		2,762
J16-295	2016/5/16	調査	佐藤	5,521	4,140	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 オーパススーパーマグナム 44,89L	ガソリン代 按分比75%		10-1	2	右上		2,760
J16-296	2016/6/5	調査	佐藤	5,196	3,897	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 オーパススーパーマグナム 39,97L	ガソリン代 按分比75%		10-1	2	中左		2,598
J16-297	2016/6/29	調査	佐藤	5,765	4,324	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 オーパススーパーマグナム 45,05L	ガソリン代 按分比75%		10-1	2	中		2,883
J16-298	2016/7/16	調査	佐藤	5,664	4,248	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 オーパススーパーマグナム 44,25L	ガソリン代 按分比75%		10-1	2	中右		2,832
J16-299	2016/8/8	調査	佐藤	5,649	4,236	コスモ石油販売株式会社 南関東カンパニーセルフピア町田 オーパススーパーマグナム 44,48L	ガソリン代 按分比75%		10-1	3	左上		2,824
J16-300	2016/8/29	調査	佐藤	2,580	1,935	出光リチウム販売株式会社 町田南野SS スーパーゼアス 20,00L	ガソリン代 按分比75%		10-1	3	上中		1,290

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-301	2016/9/10	調査	佐藤	5,804	4,353	コスモ石油販売㈱東京カンパニー セルフビュア町田 オーパス スーパーマグナム 44,99L	ガソリン代 按分比75%	10-1	3	上右			2,902
J16-302	2016/10/3	調査	佐藤	5,600	4,200	コスモ石油販売㈱南関東カンパニー セルフビュア町田 オーパス スーパーマグナム 45,59L	ガソリン代 按分比75%	10-1	3	中左			2,800
J16-303	2016/10/19	調査	佐藤	5,881	4,410	コスモ石油販売㈱東京カンパニー セルフビュア町田 オーパス スーパーマグナム 44,89L	ガソリン代 按分比75%	10-1	3	中			2,940
J16-304	2016/11/4	調査	佐藤	5,445	4,083	コスモ石油販売㈱南関東カンパニー セルフビュア町田 オーパス スーパーマグナム 42,21L	ガソリン代 按分比75%	10-1	3	中右			2,722
J16-305	2016/11/21	調査	佐藤	5,727	4,295	コスモ石油販売㈱南関東カンパニー セルフビュア町田 オーパス スーパーマグナム 45,45L	ガソリン代 按分比75%	10-1	4	上左			2,863
J16-306	2016/12/5	調査	佐藤	5,385	4,038	コスモ石油販売㈱南関東カンパニー セルフビュア町田 オーパス スーパーマグナム 43,43L	ガソリン代 按分比75%	10-1	4	上中			2,692
J16-307	2016/12/21	調査	佐藤	2,720	2,040	出光リテール販売㈱セルフ町田森野SS スーパーゼアス 20,00L	ガソリン代 按分比75%	10-1	4	上右			1,360
J16-308	2016/12/28	調査	佐藤	6,229	4,671	コスモ石油販売㈱東京カンパニー セルフビュア町田 オーパス スーパーマグナム 47,55L	ガソリン代 按分比75%	10-1	4	下左			3,114
J16-309	2016/4/4	調査	藤田	3,190	2,392	株式会社 J-Quest J-Quest町田SS (小山ヶ丘2-2-20) レギュラー 20,07L	ガソリン代 按分比75%	10-1	5	上左			1,595
J16-310	2017/1/17	調査	藤田	3,683	2,762	出光リテール販売㈱セルフ町田森野SS 出光ゼアス 29,23L	ガソリン代 按分比75%	10-1	8	下左			1,841
J16-311	2017/2/5	調査	藤田	3,760	2,820	ENEOS 見えず レギュラー 30,96L	ガソリン代 按分比75%	10-1	9	上左			1,880
J16-312	2017/3/4	調査	藤田	3,798	2,848	ENEOS 見えず レギュラー 30,52L	ガソリン代 按分比75%	10-1	9	上中			1,899
J16-313	2017/3/31	調査	藤田	3,854	2,890	ENEOS 見えず レギュラー 30,72L	ガソリン代 按分比75%	10-1	9	上右			1,927
J16-314	2016/5/4	調査	藤田	3,353	2,514	太陽石油販売㈱ セルフ常盤SS SOLATOガソリン31,34L	ガソリン代 按分比75%	10-1	5	上中			1,676
J16-315	2016/5/26	調査	藤田	3,151	2,363	株式会社 J-Quest J-Quest町田SS (小山ヶ丘2-2-20) レギュラー 20,18L	ガソリン代 按分比75%	10-1	5	中左			1,575
J16-316	2016/6/20	調査	藤田	3,571	2,678	ENEOS フロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ町田木曾店 レギュラー 31,05L	ガソリン代 按分比75%	10-1	5	中			1,785
J16-317	2016/7/16	調査	藤田	2,705	2,028	ENEOS 見えず レギュラー 24,37L	ガソリン代 按分比75%	10-1	6	上左			1,352
J16-318	2016/7/26	調査	藤田	2,995	2,246	関東石油株式会社 町田山崎レギュラーガソリン 27,73L	ガソリン代 按分比75%	10-1	6	上中			1,497
J16-319	2016/8/14	調査	藤田	3,305	2,478	ENEOS 見えず レギュラー 30,18L	ガソリン代 按分比75%	10-1	6	中左			1,652
J16-320	2016/8/25	調査	藤田	3,525	2,643	15Pを控除 (領収書をカットしているためポイント数を確認できない。以下同)	ガソリン代 按分比75%	10-1	6	下中			1,762
J16-321	2016/9/16	調査	藤田	3,378	2,533	ENEOS 見えず レギュラー 29,76L	ガソリン代 按分比75%	10-1	7	上左			1,689
J16-322	2016/10/5	調査	藤田	3,244	2,433	15Pを控除 領収指摘も無し	ガソリン代 按分比75%	10-1	7	上中			1,622
J16-323	2016/10/28	調査	藤田	3,502	2,626	ENEOS 見えず レギュラー 29,32L	ガソリン代 按分比75%	10-1	7	下中			1,751
J16-324	2016/11/18	調査	藤田	3,549	2,661	15Pを控除 領収指摘も無し	ガソリン代 按分比75%	10-1	7	中左			1,774
J16-325	2016/12/1	調査	藤田	3,490	2,617	ENEOS 見えず レギュラー 30,75L	ガソリン代 按分比75%	10-1	8	上左			1,745
J16-326	2016/4/13	調査	いわせ	5,000	3,750	ENEOS フロンティア神奈川100鶴川店レギュラー 43,86L	ガソリン代 按分比75%	10-1	20	上中			2,500
J16-327	2016/4/25	調査	いわせ	4,733	3,549	㈱高山商店 シェルガソリン 40,80L	ガソリン代 按分比75%	10-1	20	上左			2,366
J16-328	2016/5/13	調査	いわせ	5,733	4,299	㈱高山商店 シェルガソリン 49,00L	ガソリン代 按分比75%	10-1	19	上左			2,866
J16-329	2016/5/27	調査	いわせ	3,000	2,250	株式会社ENEOSフロンティア DOセルフ奈良この道の店 レギュラー 25,64L	ガソリン代 按分比75%	10-1	19	上中			1,500
J16-330	2016/6/1	調査	いわせ	5,506	4,129	㈱高山商店 シェルガソリン 45,50L	ガソリン代 按分比75%	10-1	18	上左			2,753
J16-331	2016/6/17	調査	いわせ	3,000	2,250	中央石油販売(株) 学園金井SS シナジーレギュラー 26,32L 11時18分	ガソリン代 按分比75%	10-1	18	上中			1,500
J16-332	2016/6/24	調査	いわせ	5,000	3,750	㈱高山商店 シェルガソリン 40,98L	ガソリン代 按分比75%	10-1	18	上右			2,500
J16-333	2016/7/15	調査	いわせ	3,955	2,966	㈱高山商店 シェルガソリン 33,80L	ガソリン代 按分比75%	10-1	17	上中			1,977
J16-334	2016/7/25	調査	いわせ	4,000	3,000	ENEOS フロンティア東京第2 EF東京第2セルフ南野SS レギュラー 35,71L	ガソリン代 按分比75%	10-1	17	上右			2,000
J16-335	2016/8/2	調査	いわせ	2,000	1,500	ENEOS フロンティア東京第2 EF東京第2セルフ南野SS レギュラー 17,54L	ガソリン代 按分比75%	10-1	16	上左			1,000
J16-336	2016/8/8	調査	いわせ	2,987	2,240	ENEOS フロンティア神奈川100鶴川店レギュラー 25,64L	ガソリン代 按分比75%	10-1	15	上中			1,493
J16-337	2016/8/12	調査	いわせ	4,080	3,060	㈱高山商店 シェルガソリン 34,00L	ガソリン代 按分比75%	10-1	15	上左			2,040
J16-338	2016/9/1	調査	いわせ	6,353	4,764	㈱高山商店 シェルガソリン 52,50L	ガソリン代 按分比75%	10-1	14	上左			3,176
J16-339	2016/10/22	調査	いわせ	4,000	3,000	中央石油販売(株) 学園金井SS シナジーレギュラー 33,90L	ガソリン代 按分比75%	10-1	13	上中			2,000
J16-340	2016/11/5	調査	いわせ	3,630	2,722	有限会社 阿部石油 クリエーション鶴山SS 出光ゼアス 30,00L	ガソリン代 按分比75%	10-1	12	上左			1,815
J16-341	2016/11/16	調査	いわせ	5,178	3,883	㈱高山商店 シェルガソリン 42,10L	ガソリン代 按分比75%	10-1	12	上中			2,589
J16-342	2016/12/4	調査	いわせ	3,494	2,620	ENEOS フロンティア神奈川100鶴川店レギュラー 30,00L	ガソリン代 按分比75%	10-1	11	上中			1,747
J16-343	2016/12/14	調査	いわせ	6,300	4,725	㈱高山商店 シェルガソリン 50,00L	ガソリン代 按分比75%	10-1	11	上右			3,150
J16-344	2016/12/31	調査	いわせ	2,974	2,230	ENEOS フロンティア東京第2 EF東京第2セルフ南野SS レギュラー 24,39L	ガソリン代 按分比75%	10-1	11	上左			1,487
J16-345	2017/1/10	調査	いわせ	6,579	4,934	㈱高山商店 シェルガソリン 51,00L	ガソリン代 按分比75%	10-1	10	上左			3,289
J16-346	2017/2/2	調査	いわせ	5,063	3,797	㈱高山商店 シェルガソリン 40,50L	ガソリン代 按分比75%	10-1	23	上左			2,531
J16-347	2017/3/2	調査	いわせ	3,000	2,250	中央石油販売(株) 学園金井SS シナジーレギュラー 24,39L	ガソリン代 按分比75%	10-1	22	上右			1,500
J16-348	2017/3/9	調査	いわせ	6,464	4,848	㈱高山商店 シェルガソリン 51,3L	ガソリン代 按分比75%	10-1	22	上中			3,232
J16-349	2017/3/17	調査	いわせ	3,130	2,347	㈱高山商店 シェルガソリン 25,00L	ガソリン代 按分比75%	10-1	21	上中			1,565
J16-350	2017/3/30	調査	いわせ	6,366	4,774	ENEOS フロンティア神奈川100鶴川店レギュラー 49,96L	ガソリン代 按分比75%	10-1	21	上左			3,183
J16-351	2017/2/3	調査	渡辺	3,408	2,556	中央石油(株) セルフ金井レギュラーガソリン 28,88L	ガソリン代 按分比75%	10-1	45	上左			1,704
J16-352	2017/2/27	調査	渡辺	3,786	2,839	中央石油(株) セルフ金井レギュラーガソリン 32,64L	ガソリン代 按分比75%	10-1	44	下中			1,893
J16-353	2017/3/5	調査	渡辺	3,000	2,250	中央石油(株) セルフ金井レギュラーガソリン 24,79L	ガソリン代 按分比75%	10-1	44	下左			1,500
J16-354	2016/4/4	調査	渡辺	1,680	1,260	エネオス 石坂高倉 町田森野SS 募金特別会員 レギュラーガソリン 15,00L	ガソリン代 按分比75%	10-1	41	上左			840
J16-355	2016/4/19	調査	渡辺	3,635	2,726	中央石油(株) セルフ金井レギュラーガソリン 35,29L	ガソリン代 按分比75%	10-1	41	上中			1,817

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派内民主党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-356	2016/4/29	調査	渡辺	1,991	1,493	エネオス 有限会社 隣越商店 本町田SS レギュラーガソリン 17.70L	ガソリン代 按分比75%	10-1	41	下左			995
J16-357	2016/5/26	調査	渡辺	2,000	1,500	中央石油(株)セルフ金井レ ギュラーガソリン 6.59L	ガソリン代 按分比75%	10-1	41	下中			1,000
J16-358	2016/6/4	調査	渡辺	1,991	1,493	エネオス 有限会社 隣越商店 本町田SS レギュラーガソリン 17.39L	ガソリン代 按分比75%	10-1	41	下右			995
J16-359	2016/7/1	調査	渡辺	2,000	1,500	エネオス 石坂商社 町田森野SS レギュラーガソリン 16.53L	ガソリン代 按分比75%	10-1	42	上左			1,000
J16-360	2016/9/15	調査	渡辺	741	555	中央石油(株)セルフ金井レ ギュラーガソリン 6.56L 19時 56分	ガソリン代 按分比75%	10-1	43	上左			370
J16-361	2016/9/20	調査	渡辺	2,804	2,103	中央石油(株)セルフ金井レ ギュラーガソリン 15.04L	ガソリン代 按分比75%	10-1	43	上中			1,402
J16-362	2016/10/17	調査	渡辺	2,537	1,902	中央石油(株)セルフ金井レ ギュラーガソリン 23.06L	ガソリン代 按分比75%	10-1	43	上右			1,268
J16-363	2016/11/11	調査	渡辺	2,000	1,500	中央石油(株)セルフ金井レ ギュラーガソリン 17.54L	ガソリン代 按分比75%	10-1	43	中左			1,000
J16-364	2016/11/22	調査	渡辺	1,886	1,414	中央石油(株)セルフ金井レ ギュラーガソリン 16.84L	ガソリン代 按分比75%	10-1	43	中			943
J16-365	2016/12/5	調査	渡辺	1,787	1,340	中央石油(株)セルフ金井レ ギュラーガソリン 16.55L 19時 41分	ガソリン代 按分比75%	10-1	43	中右			893
J16-366	2016/12/14	調査	渡辺	3,050	2,287	中央石油(株)セルフ金井レ ギュラーガソリン 27.73L 16時 14分	ガソリン代 按分比75%	10-1	44	上左			1,525
J16-367	2016/12/21	調査	渡辺	2,349	1,761	中央石油(株)セルフ金井レ ギュラーガソリン 20.08L	ガソリン代 按分比75%	10-1	44	上中			1,174
J16-368	2016/12/30	調査	渡辺	3,521	2,640	中央石油(株)セルフ金井レ ギュラーガソリン 30.09L	ガソリン代 按分比75%	10-1	44	上右			1,760
J16-369	2017/1/12	調査	長村	3,931	2,948	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 31.95L	ガソリン代 按分比75%	10-1	47	上中			1,965
J16-370	2017/1/26	調査	長村	2,707	2,030	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 22.56L	ガソリン代 按分比75%	10-1	47	上右			1,353
J16-371	2017/2/8	調査	長村	3,543	2,657	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 30.28L	ガソリン代 按分比75%	10-1	46	上左			1,771
J16-372	2017/2/24	調査	長村	3,575	2,681	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 30.30L	ガソリン代 按分比75%	10-1	46	上中			1,787
J16-373	2016/4/7	調査	長村	754	565	太陽石油販売 セルフ南町田給油 所 SOLATOガソリン 6.92L	ガソリン代 按分比75%	10-1	54	上左			377
J16-374	2016/4/18	調査	長村	2,139	1,604	太陽石油販売 セルフ南町田給油 所 SOLATOガソリン 19.81L	ガソリン代 按分比75%	10-1	54	上中			1,069
J16-375	2016/4/23	調査	長村	2,365	1,773	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 22.52L	ガソリン代 按分比75%	10-1	54	上右			1,182
J16-376	2016/5/5	調査	長村	1,913	1,434	太陽石油販売 セルフ南町田給油 所 SOLATOガソリン 17.71L	ガソリン代 按分比75%	10-1	53	上左			956
J16-377	2016/5/14	調査	長村	2,177	1,632	出光リテール販売セルフレ 出光セアス 19.78L	ガソリン代 按分比75%	10-1	53	上中			1,088
J16-378	2016/5/28	調査	長村	3,161	2,370	太陽石油販売 セルフ南町田給油 所 SOLATOガソリン 27.97L	ガソリン代 按分比75%	10-1	53	上右			1,580
J16-379	2016/6/21	調査	長村	3,602	2,701	出光リテール販売セルフレ 出光セアス 30.52L	ガソリン代 按分比75%	10-1	52	上左			1,801
J16-380	2016/6/24	調査	長村	1,443	1,082	中央石油販売 相模原イーストSS シナジーレギュラー13.00L 17時 05分	ガソリン代 按分比75%	10-1	52	上中			721
J16-381	2016/7/17	調査	長村	2,958	2,218	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 27.90L	ガソリン代 按分比75%	10-1	52	上右			1,479
J16-382	2016/7/28	調査	長村	3,392	2,544	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 30.56L	ガソリン代 按分比75%	10-1	51	上左			1,696
J16-383	2016/8/2	調査	長村	4,112	3,084	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 38.07L	ガソリン代 按分比75%	10-1	51	上中			2,056
J16-384	2016/8/7	調査	長村	1,377	1,032	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 12.74L	ガソリン代 按分比75%	10-1	51	上右			688
J16-385	2016/8/12	調査	長村	3,569	2,676	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 31.87L	ガソリン代 按分比75%	10-1	50	上左			1,784
J16-386	2016/9/1	調査	長村	3,768	2,826	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 33.05L	ガソリン代 按分比75%	10-1	50	上中			1,884
J16-387	2016/9/19	調査	長村	3,635	2,726	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 32.17L	ガソリン代 按分比75%	10-1	50	上右			1,817
J16-388	2016/10/1	調査	長村	3,216	2,412	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 28.71L	ガソリン代 按分比75%	10-1	49	上左			1,608
J16-389	2016/10/17	調査	長村	2,802	2,101	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 23.74L	ガソリン代 按分比75%	10-1	49	上中			1,401
J16-390	2016/10/28	調査	長村	3,823	2,867	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 32.40L	ガソリン代 按分比75%	10-1	49	上右			1,911
J16-391	2016/11/18	調査	長村	3,612	2,709	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 31.59L	ガソリン代 按分比75%	10-1	48	上左			1,806
J16-392	2016/11/27	調査	長村	3,235	2,426	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 28.88L	ガソリン代 按分比75%	10-1	48	上中			1,617
J16-393	2016/12/16	調査	長村	3,728	2,796	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 31.59L	ガソリン代 按分比75%	10-1	48	上右			1,864
J16-394	2016/12/26	調査	長村	3,427	2,570	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 28.55L	ガソリン代 按分比75%	10-1	47	上左			1,713
J16-395	2017/1/1	調査	市川	4,157	3,117	出光リテール販売セルフレ本町田 出光セアス 34.93L	ガソリン代 按分比75%	10-1	63	上中			2,078
J16-396	2017/1/10	調査	市川	6,048	4,536	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 47.47L	ガソリン代 按分比75%	10-1	63	上右			3,024
J16-397	2017/1/16	調査	市川	3,584	2,688	ENEOS 有限会社 石坂石油 SS レギュラー 28.13L	ガソリン代 按分比75%	10-1	64	上左			1,792
J16-398	2017/1/24	調査	市川	5,575	4,181	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 43.75L	ガソリン代 按分比75%	10-1	64	上中			2,787
J16-399	2017/2/4	調査	市川	5,644	4,233	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 44.30L	ガソリン代 按分比75%	10-1	64	上右			2,822
J16-400	2017/2/16	調査	市川	5,160	3,870	エムシーオイル 鶴山崎地産業所 シナジーレギュラー 42.99L	ガソリン代 按分比75%	10-1	65	上左			2,580
J16-401	2017/2/28	調査	市川	5,278	3,957	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 41.41L	ガソリン代 按分比75%	10-1	65	上中			2,638
J16-402	2017/3/10	調査	市川	4,312	3,234	エムシーオイル 鶴山崎地産業所 シナジーレギュラー 34.49L	ガソリン代 按分比75%	10-1	65	上右			2,156
J16-403	2017/3/24	調査	市川	5,783	4,337	エムシーオイル 鶴山崎地産業所 シナジーレギュラー 46.63L	ガソリン代 按分比75%	10-1	66	上左			2,891
J16-404	2016/5/7	調査	市川	4,778	3,583	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 40.68L	ガソリン代 按分比75%	10-1	55	上左			2,389
J16-405	2016/6/11	調査	市川	5,475	4,106	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 45.49L	ガソリン代 按分比75%	10-1	56	上中			2,737
J16-406	2016/6/24	調査	市川	5,644	4,233	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 46.10L	ガソリン代 按分比75%	10-1	56	上右			2,822
J16-407	2016/7/11	調査	市川	5,674	4,255	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 46.34L	ガソリン代 按分比75%	10-1	57	上左			2,837
J16-408	2016/7/27	調査	市川	2,646	1,984	株式会社札幌タヤス Express多 摩SS シナジーレギュラー 27.03L	ガソリン代 按分比75%	10-1	57	上中			1,323
J16-409	2016/8/2	調査	市川	5,973	4,479	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 48.78L	ガソリン代 按分比75%	10-1	57	上右			2,986
J16-410	2016/8/16	調査	市川	5,200	3,900	ENEOS 見えず レギュラー 42.28L	ガソリン代 按分比75%	10-1	58	上左			2,600
J16-411	2016/8/29	調査	市川	5,575	4,181	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 45.53L	ガソリン代 按分比75%	10-1	58	上中			2,787
J16-412	2016/9/9	調査	市川	998	748	中央石油販売(株)宇園金井SS レギュラーガソリン 8.60L 17 時49分	ガソリン代 按分比75%	10-1	58	上右			499
J16-413	2016/9/14	調査	市川	5,077	3,807	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 41.49L	ガソリン代 按分比75%	10-1	59	上左			2,538
J16-414	2016/9/26	調査	市川	3,745	2,808	エムシーオイル 鶴山崎地産業所 シナジーレギュラー 33.73L	ガソリン代 按分比75%	10-1	59	上中			1,872
J16-416	2016/10/27	調査	市川	5,674	4,255	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 45.97L	ガソリン代 按分比75%	10-1	61	上左			2,837
J16-417	2016/11/13	調査	市川	5,689	4,266	ENEOS 有限会社 萩生田石油 鶴 山SS レギュラー 45.72L	ガソリン代 按分比75%	10-1	61	上中			2,844
J16-418	2016/12/1	調査	市川	4,679	3,509	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 37.90L	ガソリン代 按分比75%	10-1	62	上中			2,339
J16-419	2016/12/19	調査	市川	2,380	1,785	エムシーオイル 鶴山崎地産業所 シナジーレギュラー 20.00L	ガソリン代 按分比75%	10-1	62	上右			1,190
J16-420	2016/12/23	調査	市川	5,027	3,770	ENEOS 有限会社 石坂石油 薬師 SS レギュラー 39.45L	ガソリン代 按分比75%	10-1	63	上左			2,513
J16-421	2016/4/25	調査	木目田	2,609	1,956	鶴見石油 町田金森SS シナ ジーレギュラー 23.72L	ガソリン代 按分比75%	10-1	67	上左			1,304
J16-422	2016/5/19	調査	木目田	2,839	2,129	株式会社ENEOSフロンティア DD セルフ養食こどもの国店 レギュラー 24.69L	ガソリン代 按分比75%	10-1	67	上中			1,419
J16-423	2016/6/29	調査	木目田	2,931	2,198	出光リテール販売セルフレ本町田 森野SS 出光セアス 24.22L	ガソリン代 按分比75%	10-1	67	上右			1,465

支出番号	支出日	員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-424	2016/8/8	調査 木目田	2,527	1,895	鶴見石油㈱ 町田金森SS シナ ジーレギュラー 23.18L	ガソリン代 按分比75%	10-1	67	下中			1,263
J16-425	2016/9/12	調査 木目田	2,372	1,779	鶴見石油㈱ 町田金森SS シナ ジーレギュラー 21.37L	ガソリン代 按分比75%	10-1	68	上左			1,186
J16-426	2016/10/6	調査 木目田	2,548	1,911	鶴見石油㈱ 町田金森SS シナ ジーレギュラー 22.16L	ガソリン代 按分比75%	10-1	68	上中			1,274
J16-427	2016/11/22	調査 木目田	2,122	1,591	鶴見石油㈱ 町田金森SS シナ ジーレギュラー 18.95L	ガソリン代 按分比75%	10-1	68	上右			1,061
J16-428	2017/1/10	調査 木目田	2,889	2,166	鶴見石油㈱ 町田金森SS シナ ジーレギュラー 23.88L	ガソリン代 按分比75%	10-1	69	上左			1,444
J16-429	2017/1/31	調査 木目田	2,822	2,116	出光リテール販売㈱町田金森野SS 出光ゼアス 22.94L	ガソリン代 按分比75%	10-1	69	上中			1,411
J16-430	2017/3/11	調査 木目田	2,982	2,236	鶴見石油㈱ 町田金森SS シナ ジーレギュラー 23.30L	ガソリン代 按分比75%	10-1	69	上右			1,491
合計額				591,333								360,932

J17-397	2017/6/12	調査 岩瀬	2,000	2,000	コスモ石油㈱南関東東カンパニー セルフビュア町田 16.6L	不自然な給油状況 ・本会議中(一般質問)の給油	11-1	152	30		原告の指摘事項から、給油について、客観的に不自然である点が懸念されていない。尚、使途基準においては燃料費は一人当たり年額12万円以内とされており、これは公務活動等以外の活動を目的とした燃料費の支出を排除するために設けられた上限規制である。原告は、ガソリンの種類や給油頻度について指摘しているが、これは複数台の車両を使用していれば起こりうることで、複数台車両の使用は使途基準上問題にならない。そのため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	2,000
J17-398	2017/5/20	調査 佐藤	3,057	3,057	コスモ石油㈱南関東東カンパニー セルフビュア町田 レギュラーガソリン 25.06L	(カードの下4桁(7012)から佐藤議員による使用とわかる。) 不自然な給油状況 ・ガソリン種の違い(ハイオクガソリンとレギュラーガソリンの混在)	11-1	146	19		以下、記載があるまで同上	1,528
J17-399	2017/7/19	調査 岩瀬	1,000	1,000	コスモ石油㈱南関東東カンパニー セルフビュア町田 レギュラーガソリン 8.00L	不自然な給油状況 ・わずかな給油。バイクの給油と推測される。	11-1	161	50			500
J17-400	2018/2/2	調査 佐藤	3,551	3,551	コスモ石油㈱南関東東カンパニー セルフビュア町田 レギュラーガソリン 26.11L	(カードの下4桁(7012)から佐藤議員による使用とわかる。) 不自然な給油状況 ・ガソリン種の違い(レギュラーガソリンを給油)	11-1	205	152			1,775
J17-402	2017/9/6	調査 松岡	2,987	2,987	NEOS フロンティア東京Co DDセルフ店 12時32分給油 24.39L	不自然な給油状況 ・本会議中(一般質問)の給油	11-1	170	71			2,987
J17-403	2017/12/6	調査 長村	4,571	4,571	鶴見石油町田金森SS 34.63L	不自然な給油状況 ・本会議中(一般質問)の給油	11-1	191	121			4,571
J17-404	2017/5/19	調査 渡辺	5,591	5,591	中央石油(株)セルフ金井 キグナスアルファ100 43.68L	不自然な給油状況 ・(「F」と記載されており、巡回議員の使用とわかる。J17-408まで同じ)	11-1	146	17			2,795
J17-405	2017/5/27	調査 渡辺	4,406	4,406	中央石油(株)セルフ金井 キグナスアルファ100 34.42L	不自然な給油状況 ・ガソリン種の違い(①)(ハイオクガソリン)	11-1	148	23			2,203
J17-406	2017/8/6	調査 渡辺	2,545	2,545	中央石油(株)セルフ金井 キグナスアルファ100 19.43L	不自然な給油状況 ・ガソリン種の違い(①)(ハイオクガソリン)	11-1	165	59			1,272
J17-407	2017/10/28	調査 渡辺	6,763	6,763	中央石油(株)セルフ金井 キグナスアルファ100 52.43L	不自然な給油状況 ・ガソリン種の違い(①)(ハイオクガソリン)	11-1	184	106			3,381
J17-409	2017/4/23	調査 岩瀬	2,500	1,875	ENEOS フロンティア東京Co セルフ南野SS(多摩市南野3丁目12-1) 19.38L	ガソリン代 按分比75%	11-1	140	6			1,250
J17-410	2017/4/28	調査 長村	2,863	2,147	コスモ石油販売南関東東カンパニー S&CCつきみ野 23.78L	ガソリン代 按分比75%	11-1	142	9			1,431
J17-411	2017/5/16	調査 岩瀬	6,341	4,755	ENEOS フロンティア南関東Co DD鶴川店(能ヶ谷4-4-1) 50.96L	ガソリン代 按分比75%	11-1	144	13			3,170
J17-412	2017/5/29	調査 岩瀬	6,411	4,808	ENEOS フロンティア東京Co DD鶴川店 52.36L	ガソリン代 按分比75%	11-1	148	24			3,205
J17-413	2017/6/16	調査 岩瀬	6,062	4,546	鶴高山商店 シェルガソリン 49.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	152	31			3,031
J17-414	2017/6/16	調査 長村	2,895	2,171	コスモ石油販売南関東東カンパニー S&CCつきみ野 24.25L 19時45分	ガソリン代 按分比75%	11-1	153	32			1,447
J17-415	2017/6/27	調査 岩瀬	2,000	1,500	ENEOS フロンティア南関東Co DD鶴川店 15.87L	ガソリン代 按分比75%	11-1	154	37			1,000
J17-416	2017/6/29	調査 岩瀬	2,500	1,875	ENEOS フロンティア東京Co セルフ南野SS 20.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	157	42			1,250
J17-417	2017/7/2	調査 岩瀬	6,122	4,591	ENEOS フロンティア南関東Co DD鶴川店 50.41L	ガソリン代 按分比75%	11-1	158	44			3,061
J17-418	2017/7/17	調査 岩瀬	2,500	1,875	鶴高山商店 奈良北SS 20.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	160	47			1,250
J17-419	2017/7/21	調査 岩瀬	2,580	1,935	ENEOS フロンティア南関東Co DD鶴川店 20.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	162	52			1,290
J17-420	2017/7/24	調査 岩瀬	5,223	3,917	鶴高山商店 シェルガソリン 49.80L	ガソリン代 按分比75%	11-1	163	54			2,611
J17-421	2017/8/25	調査 岩瀬	5,695	4,271	鶴高山商店 シェルガソリン 45.20L	ガソリン代 按分比75%	11-1	167	66			2,847
J17-422	2017/9/8	調査 岩瀬	2,480	1,860	鶴高山商店 奈良北SS 20.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	170	73			1,240
J17-423	2017/9/15	調査 岩瀬	6,144	4,608	鶴高山商店 シェルガソリン 48.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	172	76			3,072
J17-424	2017/9/28	調査 岩瀬	3,882	2,911	ENEOS フロンティア南関東Co DD鶴川店 30.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	176	85			1,941
J17-425	2017/10/5	調査 岩瀬	6,436	4,827	鶴高山商店 シェルガソリン 49.50L	ガソリン代 按分比75%	11-1	177	88			3,218
J17-426	2017/10/9	調査 藤田	3,496	2,622	鶴高山商店 鶴岡SS 28.48L	ガソリン代 按分比75%	11-1	179	93			1,748
J17-427	2017/10/22	調査 岩瀬	4,000	3,000	コスモ石油販売南関東東カンパニー セルフビュア町田 レギュラーガソリン 32.52L	ガソリン代 按分比75%	11-1	183	102			2,000
J17-428	2017/11/1	調査 岩瀬	2,668	2,001	ENEOS フロンティア南関東Co DD鶴川店 20.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	186	109			1,334
J17-429	2017/11/4	調査 岩瀬	6,394	4,795	ENEOS フロンティア東京Co セルフ南野SS 48.44L	ガソリン代 按分比75%	11-1	186	111			3,197
J17-430	2017/11/10	調査 岩瀬	5,762	4,321	鶴高山商店 シェルガソリン 43.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	188	114			2,881
J17-431	2017/12/8	調査 岩瀬	7,282	5,461	鶴高山商店 シェルガソリン 53.30L	ガソリン代 按分比75%	11-1	191	122			3,641
J17-432	2017/12/21	調査 岩瀬	3,000	2,250	中央石油(株)学園金井SS 22.27L	ガソリン代 按分比75%	11-1	194	129			1,500
J17-433	2017/12/28	調査 岩瀬	7,176	5,382	鶴高山商店 シェルガソリン 52.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	196	134			3,588
J17-434	2018/1/13	調査 岩瀬	6,800	5,100	ENEOS フロンティア南関東Co DD鶴川店 48.57L	ガソリン代 按分比75%	11-1	198	138			3,400
J17-435	2018/1/25	調査 岩瀬	1,440	1,080	ENEOS フロンティア南関東Co DD鶴川店 10.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	201	145			720
J17-436	2018/1/27	調査 岩瀬	2,000	1,500	ENEOS フロンティア南関東Co DDセルフ奈良こどもの国店 14.09L 21時03分	ガソリン代 按分比75%	11-1	202	146			1,000
J17-437	2018/1/29	調査 岩瀬	6,319	4,739	鶴高山商店 シェルガソリン 49.80L	ガソリン代 按分比75%	11-1	203	148			3,159
J17-438	2018/2/10	調査 岩瀬	6,958	5,218	鶴高山商店 シェルガソリン 49.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	206	154			3,479
J17-439	2018/3/1	調査 岩瀬	2,000	1,500	株式会社札幌タヤス Express多摩SS 14.93L	ガソリン代 按分比75%	11-1	208	159			1,000
J17-440	2018/3/2	調査 岩瀬	5,645	4,233	鶴高山商店 シェルガソリン 40.30L	ガソリン代 按分比75%	11-1	209	161			2,822
J17-441	2017/4/21	調査 佐藤	5,773	4,329	コスモ石油販売南関東東カンパニー セルフビュア町田 スーパーマックナム 42.14L給油	ガソリン代 按分比75%	11-1	140	5			2,886

支出番号	支出日	業種	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-442	2017/5/9	調査	佐藤	6,129	4,596	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 46,09L 給油	ガソリン代 接分比75%	11-1	144	12			3,064
J17-443	2017/5/25	調査	佐藤	5,791	4,343	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 43,54L 給油	ガソリン代 接分比75%	11-1	147	22			2,895
J17-444	2017/6/8	調査	佐藤	6,090	4,567	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 44,78L	ガソリン代 接分比75%	11-1	150	26			3,045
J17-445	2017/6/20	調査	佐藤	5,734	4,300	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム42,79L	ガソリン代 接分比75%	11-1	153	33			2,867
J17-446	2017/7/2	調査	佐藤	6,505	4,878	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム49,78L	ガソリン代 接分比75%	11-1	158	43			3,252
J17-447	2017/7/19	調査	佐藤	5,830	4,372	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 42,87L	ガソリン代 接分比75%	11-1	161	49			2,915
J17-448	2017/8/2	調査	佐藤	6,261	4,695	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 46,38L	ガソリン代 接分比75%	11-1	164	57			3,130
J17-449	2017/8/23	調査	佐藤	5,883	4,412	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 43,26L	ガソリン代 接分比75%	11-1	166	64			2,941
J17-450	2017/9/7	調査	佐藤	5,739	4,304	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 42,20L	ガソリン代 接分比75%	11-1	170	72			2,869
J17-451	2017/9/24	調査	佐藤	6,246	4,684	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 45,26L	ガソリン代 接分比75%	11-1	173	79			3,123
J17-452	2017/10/7	調査	佐藤	6,336	4,752	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 45,91L	ガソリン代 接分比75%	11-1	178	90			3,168
J17-453	2017/10/17	調査	佐藤	6,184	4,638	出光リテール販売㈱ セルフ町田森野SS 出光スーパーゼアス 45,47L	ガソリン代 接分比75%	11-1	182	99			3,092
J17-454	2017/10/26	調査	佐藤	6,360	4,770	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 46,09L	ガソリン代 接分比75%	11-1	184	104			3,180
J17-455	2017/11/10	調査	佐藤	6,083	4,562	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 43,45L	ガソリン代 接分比75%	11-1	187	113			3,041
J17-456	2017/12/16	調査	佐藤	6,375	4,781	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 44,27L	ガソリン代 接分比75%	11-1	193	127			3,187
J17-457	2018/1/31	調査	佐藤	6,649	4,986	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 45,23L	ガソリン代 接分比75%	11-1	204	151			3,324
J17-458	2018/2/13	調査	佐藤	6,896	5,172	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 46,91L	ガソリン代 接分比75%	11-1	207	156			3,448
J17-459	2018/3/1	調査	佐藤	6,647	4,985	コスモ石油㈱南関東カンパニーセルフビュア町田 スーパーマグナム 45,53L	ガソリン代 接分比75%	11-1	208	158			3,323
J17-460	2017/5/6	調査	市川	6,288	4,716	エムシーオイル㈱ 山崎団地営業所 50,70L	ガソリン代 接分比75%	11-1	143	10			3,144
J17-461	2017/5/17	調査	市川	843	632	出光リテール販売㈱セルフ町田森野SS 7,03L	ガソリン代 接分比75%	11-1	144	14			421
J17-462	2017/5/18	調査	市川	6,565	4,923	ENEOS 有限会社 石阪石油 薬師SS 50,73L	ガソリン代 接分比75%	11-1	145	15			3,282
J17-463	2017/4/3	調査	松岡	3,106	2,329	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 24,76L 14Pを控除	ガソリン代 接分比75%	11-1	139	2			1,553
J17-464	2017/4/17	調査	松岡	2,987	2,240	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 23,62L 13Pを控除	ガソリン代 接分比75%	11-1	140	4			1,493
J17-465	2017/5/22	調査	松岡	3,345	2,508	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 27,77L 15Pを控除	ガソリン代 接分比75%	11-1	147	21			1,672
J17-466	2017/6/10	調査	松岡	3,116	2,337	ENEOSフロンティア東京GO DDセルフ店 25,04L	ガソリン代 接分比75%	11-1	151	28			1,558
J17-467	2017/6/11	調査	松岡	2,000	1,500	出光リテール販売㈱セルフ本町田 16,13L	ガソリン代 接分比75%	11-1	151	29			1,000
J17-468	2017/6/28	調査	松岡	2,987	2,240	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 24,39L	ガソリン代 接分比75%	11-1	155	40			1,493
J17-469	2017/7/12	調査	松岡	2,987	2,240	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 24,00L	ガソリン代 接分比75%	11-1	159	46			1,493
J17-470	2017/7/26	調査	松岡	3,295	2,471	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 26,69L	ガソリン代 接分比75%	11-1	163	55			1,647
J17-471	2017/8/11	調査	松岡	2,987	2,240	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 24,19L	ガソリン代 接分比75%	11-1	165	60			1,493
J17-472	2017/8/30	調査	松岡	2,827	2,120	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 23,09L	ガソリン代 接分比75%	11-1	168	69			1,413
J17-473	2017/9/18	調査	松岡	3,026	2,269	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 24,52L	ガソリン代 接分比75%	11-1	173	78			1,513
J17-474	2017/9/25	調査	松岡	2,987	2,240	ENEOSフロンティア東京GO DDセルフ店 24,19L	ガソリン代 接分比75%	11-1	174	80			1,493
J17-475	2017/9/27	調査	松岡	3,494	2,620	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 28,31L	ガソリン代 接分比75%	11-1	175	82			1,747
J17-476	2017/10/7	調査	松岡	3,484	2,613	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 27,56L 16Pを控除	ガソリン代 接分比75%	11-1	179	91			1,742
J17-477	2017/10/12	調査	松岡	3,484	2,613	ENEOSフロンティア東京GO Dr. Driveセルフ町田本舗店 27,56L	ガソリン代 接分比75%	11-1	180	94			1,742
J17-478	2017/6/8	調査	石川	3,100	2,325	関東石油株式会社 町田山崎 26,47L	ガソリン代 接分比75%	11-1	150	27			1,550
J17-479	2017/6/23	調査	石川	3,150	2,362	関東石油株式会社 町田山崎 26,47L	ガソリン代 接分比75%	11-1	154	36			1,575
J17-480	2017/9/27	調査	石川	4,750	3,562	関東石油株式会社 町田山崎 38,00L	ガソリン代 接分比75%	11-1	176	84			2,375
J17-481	2017/10/14	調査	石川	4,360	3,270	関東石油株式会社 町田山崎 35,45L	ガソリン代 接分比75%	11-1	181	97			2,180
J17-482	2017/10/26	調査	石川	4,712	3,534	関東石油株式会社 町田山崎 38,00L	ガソリン代 接分比75%	11-1	184	105			2,356
J17-483	2017/12/9	調査	石川	4,299	3,224	関東石油株式会社 町田山崎 33,07L	ガソリン代 接分比75%	11-1	192	123			2,149
J17-484	2017/12/26	調査	石川	5,054	3,790	関東石油株式会社 町田山崎 38,00L	ガソリン代 接分比75%	11-1	196	133			2,527
J17-485	2018/1/16	調査	石川	5,054	3,790	関東石油株式会社 町田山崎 38,00L	ガソリン代 接分比75%	11-1	200	142			2,527
J17-486	2017/4/13	調査	木目田	2,815	2,111	関東石油㈱ 町田金森SS 21,99L	ガソリン代 接分比75%	11-1	139	3			1,407
J17-487	2017/5/8	調査	木目田	2,738	2,053	関東石油㈱ 町田金森SS 23,01L	ガソリン代 接分比75%	11-1	143	11			1,369
J17-488	2017/6/28	調査	木目田	2,900	2,175	関東石油㈱ 町田金森SS 23,77L	ガソリン代 接分比75%	11-1	155	39			1,450
J17-489	2017/8/17	調査	長村	4,300	3,225	関東石油㈱ 町田金森SS 34,95L	ガソリン代 接分比75%	11-1	166	63			2,150
J17-490	2017/8/23	調査	長村	3,765	2,823	関東石油㈱ 町田金森SS 30,86L	ガソリン代 接分比75%	11-1	167	65			1,892
J17-491	2017/8/30	調査	木目田	2,958	2,218	関東石油㈱ 町田金森SS 24,65L	ガソリン代 接分比75%	11-1	168	68			1,479
J17-492	2017/9/9	調査	木目田	3,630	2,722	関東石油㈱ 町田金森SS 30,50L	ガソリン代 接分比75%	11-1	171	74			1,815
J17-493	2017/10/3	調査	木目田	2,390	1,792	関東石油㈱ 町田金森SS 19,43L	ガソリン代 接分比75%	11-1	177	87			1,195
J17-494	2017/10/14	調査	木目田	3,130	2,347	関東石油㈱ 町田金森SS 24,26L	ガソリン代 接分比75%	11-1	181	96			1,565
J17-495	2017/12/2	調査	木目田	3,322	2,491	関東石油㈱ 町田金森SS 24,61L	ガソリン代 接分比75%	11-1	190	119			1,661
J17-496	2017/12/25	調査	木目田	2,965	2,223	関東石油㈱ 町田金森SS 22,81L	ガソリン代 接分比75%	11-1	195	130			1,482
J17-497	2018/1/14	調査	木目田	3,293	2,469	関東石油㈱ 町田金森SS 24,21L 11時48分	ガソリン代 接分比75%	11-1	199	140			1,646
J17-498	2018/1/14	調査	長村	3,969	2,976	関東石油㈱ 町田金森SS 29,84L 15時49分	ガソリン代 接分比75%	11-1	200	141			1,984
J17-499	2018/1/30	調査	長村	3,827	2,870	関東石油㈱ 町田金森SS 27,73L	ガソリン代 接分比75%	11-1	203	149			1,913
J17-500	2018/2/7	調査	木目田	3,333	2,499	関東石油㈱ 町田金森SS 23,98L	ガソリン代 接分比75%	11-1	205	153			1,666
J17-501	2018/2/12	調査	長村	4,308	3,231	関東石油㈱ 町田金森SS 32,15L	ガソリン代 接分比75%	11-1	206	155			2,154
J17-502	2018/3/2	調査	木目田	2,990	2,242	関東石油㈱ 町田金森SS 22,48L	ガソリン代 接分比75%	11-1	208	160			1,495

支出 番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法 支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠 番号 (甲)	シート No	位置	領収書以外の関連証 憑	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定 する違法支出 額	
C15-101	02/15	調査	河辺	29,460	29,460	交通費 東日本旅客鉄道株式会社 相模原801N e. 000025	・遠方 岩手県釜石市方面への旅行代金。市政との関連性は全く不明である。C15-104まで一連の支出。	13-1	266	上左		河辺議員が、町田市と釜石市との間のラグビーを通じた交流を図るため出張した際の支出である。	0	
C15-102	02/23	調査	河辺	1,720	1,720	交通費 東日本旅客鉄道株式会社 釜石801N e. 000019	・同上	13-1	266	上中		同上	0	
C15-103	02/22	調査	河辺	510	510	交通費 中央ライナー2号 八王子発 06時06分 8号車13番C席 1501 06:01	・同上	13-1	266	下左		同上	0	
C15-104	02/22	調査	河辺	7,350	7,350	宿泊費 陸中海岸グランドホテル	・同上	13-1	268	下		河辺議員が、町田市と釜石市との間のラグビーを通じた交流を図るため出張した際の支出である。	0	
合計額				39,040	39,040									0

支出番号	支出日	員目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-503	2017/4/2	調査	渡辺	4,000	3,000	中央石油(株)セルフ金井レギュラー 32.26(L)	ガソリン代 按分比75%	11-1	139	1			2,000
J17-504	2017/5/21	調査	渡辺	4,300	3,225	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 36.75L	ガソリン代 按分比75%	11-1	147	20			2,150
J17-505	2017/6/20	調査	渡辺	2,314	1,735	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 19.45L	ガソリン代 按分比75%	11-1	153	34			1,157
J17-506	2017/6/28	調査	渡辺	2,000	1,500	エネオス 有限会社石坂商會 町田森野S.S.レギュラーガソリン 15.75L	ガソリン代 按分比75%	11-1	154	38			1,000
J17-507	2017/7/22	調査	渡辺	2,000	1,500	出光リテール販売㈱ プリテール 高瀬橋店 出光ゼアス 16.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	162	53			1,000
J17-508	2017/8/13	調査	渡辺	3,787	2,840	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 31.04L	ガソリン代 按分比75%	11-1	165	61			1,893
J17-509	2017/8/15	調査	渡辺	4,196	3,147	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 34.39L	ガソリン代 按分比75%	11-1	166	62			2,098
J17-510	2017/9/16	調査	渡辺	3,583	2,687	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 29.13L	ガソリン代 按分比75%	11-1	172	77			1,791
J17-511	2017/9/26	調査	渡辺	3,738	2,803	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 30.89L	ガソリン代 按分比75%	11-1	174	81			1,869
J17-512	2017/10/2	調査	渡辺	2,000	1,500	エネオス 有限会社石坂商會 町田森野S.S.レギュラーガソリン 15.50L	ガソリン代 按分比75%	11-1	177	86			1,000
J17-513	2017/10/8	調査	渡辺	3,074	2,305	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 24.99L	ガソリン代 按分比75%	11-1	179	92			1,537
J17-514	2017/11/2	調査	渡辺	4,000	3,000	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 31.25L	ガソリン代 按分比75%	11-1	186	110			2,000
J17-515	2017/11/13	調査	渡辺	4,250	3,187	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 33.73L	ガソリン代 按分比75%	11-1	189	116			2,125
J17-516	2017/12/1	調査	渡辺	3,298	2,473	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 25.37L	ガソリン代 按分比75%	11-1	190	118			1,649
J17-517	2017/12/15	調査	渡辺	4,288	3,216	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 32.73L	ガソリン代 按分比75%	11-1	193	126			2,144
J17-518	2017/12/25	調査	渡辺	2,135	1,601	エネオス 有限会社石坂商會 町田森野S.S.レギュラーガソリン 15.7L	ガソリン代 按分比75%	11-1	195	131			1,067
J17-519	2018/1/13	調査	渡辺	4,550	3,412	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 35.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	199	139			2,275
J17-520	2018/1/22	調査	渡辺	2,000	1,500	エネオス 有限会社石坂商會 町田森野S.S.レギュラーガソリン 14.19L	ガソリン代 按分比75%	11-1	201	144			1,000
J17-521	2018/1/30	調査	渡辺	4,755	3,566	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 34.96L	ガソリン代 按分比75%	11-1	204	150			2,377
J17-522	2018/2/14	調査	渡辺	4,703	3,527	エネオス 有限会社 萩生田石油 鶴川S.S.レギュラーガソリン 32.65L	ガソリン代 按分比75%	11-1	207	157			2,351
J17-523	2018/3/3	調査	渡辺	3,000	2,250	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 22.73L	ガソリン代 按分比75%	11-1	209	162			1,500
J17-524	2018/3/5	調査	渡辺	3,130	2,347	中央石油(株)セルフ金井レギュラーガソリン 23.89L	ガソリン代 按分比75%	11-1	209	163			1,565
J17-525	2018/3/8	調査	渡辺	2,994	2,245	エネオス 有限会社 萩生田石油 鶴川S.S.レギュラーガソリン 21.18L	ガソリン代 按分比75%	11-1	210	164			1,497
J17-526	2017/4/25	調査	藤田	3,766	2,824	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木管店 28.79L	ガソリン代 按分比75%	11-1	142	8			1,883
J17-527	2017/5/19	調査	藤田	3,730	2,797	ENEOS Dr. Driveセルフ町田木管店 30.71L	ガソリン代 按分比75%	11-1	146	18			1,865
J17-528	2017/6/22	調査	藤田	3,492	2,619	ENEOSフロンティア東京Co Dr. Driveセルフ町田木管店 28.52L	ガソリン代 按分比75%	11-1	154	35			1,746
J17-529	2017/7/8	調査	藤田	3,619	2,714	ENEOSフロンティア東京Co Dr. Driveセルフ町田木管店 30.29L	ガソリン代 按分比75%	11-1	159	45			1,809
J17-530	2017/7/31	調査	藤田	3,006	2,254	株式会社 J-Quest J-Q Uge町田SS 24.95L	ガソリン代 按分比75%	11-1	163	56			1,503
J17-531	2017/8/27	調査	藤田	3,602	2,701	株式会社 J-Quest J-Q Uge町田SS 29.80L	ガソリン代 按分比75%	11-1	168	67			1,801
J17-532	2017/9/14	調査	藤田	3,662	2,746	ENEOSフロンティア東京Co Dr. Driveセルフ町田木管店 29.67L	ガソリン代 按分比75%	11-1	171	75			1,831
J17-533	2017/10/18	調査	藤田	3,746	2,809	ENEOSフロンティア東京Co Dr. Driveセルフ町田木管店 29.63L	ガソリン代 按分比75%	11-1	182	100			1,873
J17-534	2017/10/28	調査	藤田	3,787	2,840	ENEOSフロンティア東京Co Dr. Driveセルフ町田木管店 29.72L	ガソリン代 按分比75%	11-1	185	107			1,893
J17-535	2017/11/13	調査	藤田	3,387	2,540	ENEOSフロンティア東京Co Dr. Driveセルフ町田木管店 26.17L	ガソリン代 按分比75%	11-1	188	115			1,693
J17-536	2017/11/24	調査	藤田	3,902	2,926	ENEOSフロンティア東京Co Dr. Driveセルフ町田木管店 29.25L	ガソリン代 按分比75%	11-1	189	117			1,951
J17-537	2017/12/12	調査	藤田	3,893	2,919	株式会社 J-Quest J-Q Uge町田SS 28.85L	ガソリン代 按分比75%	11-1	192	125			1,946
J17-538	2017/12/26	調査	藤田	4,028	3,021	ENEOSフロンティア東京Co Dr. Driveセルフ町田木管店 29.75L	ガソリン代 按分比75%	11-1	195	132			2,014
J17-539	2018/1/9	調査	藤田	3,889	2,916	株式会社 J-Quest J-Q Uge町田SS 30.02L	ガソリン代 按分比75%	11-1	198	137			1,944
J17-540	2018/1/20	調査	藤田	4,159	3,119	ENEOSフロンティア東京Co Dr. Driveセルフ町田木管店 30.06L	ガソリン代 按分比75%	11-1	201	143			2,079
J17-541	2018/1/29	調査	藤田	4,259	3,194	出光リテール販売㈱セルフ町田森野SS 30.64L	ガソリン代 按分比75%	11-1	202	147			2,129
J17-542	2017/4/23	調査	長村	3,600	2,700	鶴見石油㈱ 町田金森SS 29.03L	ガソリン代 按分比75%	11-1	141	7			1,800
J17-543	2017/5/18	調査	長村	3,720	2,790	鶴見石油㈱ 町田金森SS 31.00L	ガソリン代 按分比75%	11-1	145	16			1,860
J17-544	2017/6/2	調査	長村	3,989	2,991	鶴見石油㈱ 町田金森SS 32.7L	ガソリン代 按分比75%	11-1	149	25			1,994
J17-545	2017/6/28	調査	長村	3,299	2,474	鶴見石油㈱ 町田金森SS 28.20L	ガソリン代 按分比75%	11-1	156	41			1,649
J17-546	2017/7/18	調査	長村	3,772	2,829	鶴見石油㈱ 町田金森SS 30.67L	ガソリン代 按分比75%	11-1	160	48			1,886
J17-547	2017/8/3	調査	長村	3,473	2,604	鶴見石油㈱ 町田金森SS 28.70L	ガソリン代 按分比75%	11-1	164	58			1,736
J17-548	2017/9/3	調査	長村	3,920	2,940	鶴見石油㈱ 町田金森SS 32.40L	ガソリン代 按分比75%	11-1	169	70			1,960
J17-549	2017/9/27	調査	長村	3,904	2,928	鶴見石油㈱ 町田金森SS 31.23L	ガソリン代 按分比75%	11-1	175	83			1,952
J17-550	2017/10/12	調査	長村	3,649	2,736	鶴見石油㈱ 町田金森SS 28.96L	ガソリン代 按分比75%	11-1	180	95			1,824
J17-551	2017/10/14	調査	長村	4,000	3,000	鶴見石油㈱ 町田金森SS 30.77L	ガソリン代 按分比75%	11-1	181	98			2,000
J17-552	2017/10/25	調査	長村	3,813	2,859	鶴見石油㈱ 町田金森SS 30.50L	ガソリン代 按分比75%	11-1	183	103			1,906
J17-553	2017/11/7	調査	長村	3,744	2,808	鶴見石油㈱ 町田金森SS 29.25L	ガソリン代 按分比75%	11-1	187	112			1,872
J17-554	2017/12/18	調査	長村	4,318	3,238	鶴見石油㈱ 町田金森SS 32.71L	ガソリン代 按分比75%	11-1	194	128			2,159
J17-555	2017/12/31	調査	長村	4,303	3,227	鶴見石油㈱ 町田金森SS 32.35L	ガソリン代 按分比75%	11-1	197	135			2,151
J17-556	2017/7/20	調査	藤田	2,955	2,216	出光リテール販売㈱神奈川カンパニー プリテール町田SS 23.27L	ガソリン代 按分比75%	11-1	161	51			1,477
J17-557	2017/10/20	調査	松岡	3,551	2,663	エムシーオイル㈱ 山崎団地営業所 28.18L	ガソリン代 按分比75%	11-1	182	101			1,775
J17-558	2017/10/30	調査	木目田	3,174	2,380	コスモ石油 太田石油㈱ セルフステーション成瀬 24.80L	ガソリン代 按分比75%	11-1	185	108			1,587
合計額					496,334								329,589

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-43	2014/11/5	調査		600	600	駐車場代 立川北ロパーキング 10時45分～11時51分「会議」とされている。	・政党活動 400mほどの距離に自民党三多摩総支部があり、そこでの会議が目的であったと推測される。政党活動の経費であって、政務活動との関連性を認められない。 J-44、J-45、も同様 『広報おさむら』より 自由民主党三多摩議員連絡協議会 役員・理事・幹事合同会議 10:30～役員会 11:00～役員・理事・幹事合同会議(立川グランドホテル3階) 三多摩さん文議員ホームページにも「自民党三多摩会議」の記載あり 支出者不詳。	8-1	105	中右	21 P41 甲95	自民党三多摩総支部において市政について他議員と意見交換等を行うこともあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J14-44	2015/2/9	調査		1,200	1,200	駐車場代 立川北ロパーキング 15時08分～18時19分「現地調査」とされている。	・政党活動 ・長時間 松岡みゆき議員ホームページ活動日記より 第47回三多摩議員連絡協議会総会～石塚茂氏講演「みりよくあふれる地方創生について」～ 『広報おさむら』より 第47回三多摩議員連絡協議会 15:30～(立川グランドホテル)研修会 16:30～講師 石塚茂 地方創生担当大臣 懇談会 17:30～ 支出者不詳。	8-1	124	中左	21 P41 甲95 甲56	同上	0
J14-45	2015/2/9	調査	岩瀬	800	800	駐車場代 立川北ロパーキング 16時21分～18時04分「現地調査」とされている。	・政党活動 松岡みゆき議員ホームページ活動日記より 第47回三多摩議員連絡協議会総会～石塚茂氏講演「魅力あふれる地方創生について」～ 『広報おさむら』より 第47回三多摩議員連絡協議会 15:30～(立川グランドホテル)研修会 16:30～講師 石塚茂 地方創生担当大臣 懇談会 17:30～ 支出者不詳。	8-1	124	中中	21 P41 甲95	同上	0
J14-46	2014/8/25	調査		600	600	駐車場代 ダイレクトパーク町田旭町駐車場(旭町1丁目16) 18時15分～21時46分「現地調査」とされている。	・長時間 深夜 業務中の深夜の「現地調査」は考えられない。 支出者不詳。	8-1	93	上左		1件当たりの現地調査が長時間にわたることや夜間に及ぶことは十分に想定できることであり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J14-47	2015/3/1	調査	岩瀬	400	400	リパーク町田旭町2丁目駐車場(旭町2丁目1-4) 17時05分～19時05分「会議」とされている。	自由民主党町田総支部(旭町2-1-3)の目の前、徒歩15秒以内の駐車場。同所訪問のための駐車、すなわち政党活動のためと推測。 『広報おさむら』より 自由民主党町田総支部役員会 18:00～支部会議室 支出者不詳。	8-1	129	下中	21 P30 甲86-1	同駐車場に駐車しても、その周辺の住民から市民相談を受けるなどの政務活動を行うことはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 また、市民相談などが夜間に及ぶことはままあるし、ましてや19時代に及ぶことは一般的なことである。	0
J14-48	2014/10/18	調査		400	400	タイムズ町田旭町駐車場 17時59分～19時10分「市民相談」とされている。	自由民主党町田総支部(旭町2-1-3)の目の前、徒歩30秒以内の駐車場で、同所訪問のための駐車、すなわち政党活動のためと推測。J-49も同様。 『広報おさむら』より 自由民主党町田総支部役員会 18:30～支部会議室 支出者不詳。	8-1	102	上左	21 P30 甲86-1	同上	0
J14-49	2014/12/20	調査		400	400	タイムズ町田旭町駐車場 18時36分～17時47分「現地視察」とされている。	・政党活動 『広報おさむら』より 自由民主党町田総支部役員会 17:00～支部会議室 支出者不詳。	8-1	115	中左	21 P30 甲86-1	同上	0
J14-50	2014/4/26	調査	市川	900	900	森野第3駐車場 06時53分～09時03分「現地調査」とされている。	・政党活動(政務調査以外の議員活動) 早朝の駐車。小田急線町田駅北口でのチラシまきのための駐車と推測される。J-51～J-61まで同様。	8-1	72	上左	21 P8 (練19)	午前7時ころから政務活動を行うことはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。また、チラシまきであっても市政報告書であれば政務活動である。	0
J14-51	2014/5/24	調査	市川	700	700	森野第3駐車場 06時58分～08時58分「現地調査」とされている。	同上	8-1	79	上右	21 P8 (練19)	同上	0
J14-52	2014/6/28	調査	市川	1,000	1,000	森野第3駐車場 07時00分～09時01分「現地調査」とされている。	同上	8-1	86	下横	21 P8 (練19)	同上	0
J14-53	2014/8/23	調査	市川	900	900	森野第3駐車場 06時56分～09時03分「現地調査」とされている。	同上	8-1	92	下右	21 P8 (練19)	同上	0
J14-54	2014/9/27	調査	市川	900	900	森野第3駐車場 06時59分～09時18分「現地調査」とされている。	同上	8-1	97	上中	21 P8 (練19)	同上	0
J14-55	2014/10/28	調査		100	100	三井のリパーク森野1丁目第3駐車場(森野1丁目34-3) 07時06分～08時06分「市民相談」とされている。	同上 支出者不詳。	8-1	104	上中	21 P8 (練19)	同上	0
J14-56	2014/11/22	調査	市川	500	500	森野第3駐車場 06時57分～08時16分「現地調査」とされている。	同上	8-1	108	中中	21 P8 (練19)	同上	0
J14-57	2014/12/27	調査	市川	900	900	森野第3駐車場 06時58分～09時01分「現地調査」とされている。	同上	8-1	117	上左	21 P8 (練19)	同上	0
J14-58	2015/1/24	調査	市川	800	800	森野第3駐車場 07時00分～08時58分「現地調査」とされている。	同上	8-1	121	上中	21 P8 (練19)	同上	0
J14-59	2015/2/28	調査	市川	900	900	森野第3駐車場 06時56分～09時00分「現地調査」とされている。	同上	8-1	127	中右	21 P8 (練19)	同上	0
J14-60	2015/3/28	調査	市川	1,200	1,200	森野第3駐車場 07時00分～09時35分「現地調査」とされている。	同上	8-1	132	上左	21 P8 (練19)	同上	0
J14-61	2014/6/5	調査	藤田	200	200	ここにパーキング相原駐車場 06時01分～07時28分「市民相談」とされている。	・政党活動(政務調査以外の議員活動) 早朝の駐車。相原駅付近でのチラシまきのための駐車と推測される。	8-1	82	下左	21 P26	同上	0
J14-62	2014/4/19	調査	木目田	250	250	町田市立総合体育館駐車場(南成瀬5-12) 17時11分～20時36分「現地視察」とされている。	・スポーツ施設の私的利用 ・長時間3時間25分の駐車 ・土曜日 プロバスケットリーグ東京サンレーヴスの公式最終節試合の観戦。	8-1	74	下右	甲204	一般的に体育館においては体育協会の会議や各種式典も開催され、体育館近くに住民の市民の相談に対応する場合などに利用することもあるため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 また、土日祝日であっても政務活動を行うことはあるし(平日に休めない市民の市民相談や休日に開催される会合も多い)、政務活動が長時間に及ぶことも十分に想定でき、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J14-63	2014/9/28	調査		150	150	町田市立総合体育館駐車場 14時10分～16時28分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設の私的利用 ・長時間2時間18分の駐車 ・日曜日 支出者不詳。	8-1	97	下中		同上	0
J14-64	2014/10/13	調査	木目田	100	100	町田市立総合体育館駐車場 09時37分～11時25分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設の私的利用 ・月曜日(祝日)	8-1	101	上中		同上	0

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	余派自民党の主張	原告らの認定する違法支出額
J14-65	2015/3/15	調査	佐藤	350	350	サン町田旭体育館(旭町 3-20-60)08時31分~12時34分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設の私的利用 ・長時間 4時間3分の駐車 ・日曜日 町田市議会議員 藤田学議員のブログより 「町田市少年野球春季大会、開催しました。開会式は、来賓として出席。始球式で、バッターボックスに立たせていただきました。ピッチャーは、わが会派の佐藤伸一郎議員、見事な投球に、みごとな空振りでした(笑)とある。 サン町田旭体育館の一角に、市民球場がある。佐藤伸一郎議員は体育協会に加盟しているソフトボール連盟の顧問、藤田学議員は副会長。	8-1	131	上左	甲91	同上	0
J14-66	2014/5/17	調査		100	100	ホテル千寿園駐車場 16:37~20:39「金庫」とされている。	・商業施設の私的利用 ・長時間 4時間2分の駐車 ・夜間 土曜日。駐車料金が100円に割引されており、ホテル内の飲食等の利用があったと推測される。 『広報おさむら』より 郷友会町田支部平成26年度通常総会17:00~ 日本郷友連盟所属組織の会合であり、政務調査とは無関係。 支出者不詳。	8-1	77	中中	21 P8 (紫20) 甲50-1、50-2	一般的に商業施設は調査対象になることも多くあり、加えて、金庫室等を保有することも多いため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 また、政務活動が長時間、夜間に及ぶことも十分に想定できることである。	0
J14-67	2015/2/11	調査	岩瀬	400	400	ショッピングモール「グランベリーモール(離れ、とどき、お買い物)」町田市編館 9時50分~15時35分「金庫」とされている。	・商業施設の私的利用 ・長時間 約5時間半の駐車 祝日。ショッピングモール内で長時間の会合はありえない。	8-1	125	上左		同上	0
J14-68	2014/10/24	調査		600	600	タイムズ森野第5駐車場 21時31分~0時20分「市民相談」とされている。	・深夜 ・長時間 2時間49分の駐車 深夜0時半からの「市民相談」は考えられない。相談に向けた場所もない。 支出者不詳。	8-1	102	下右	21 P8 (緑30)	繁華街においては人口や商業施設の多さに比例して政務活動の量も高まるため、市民相談や意見聴取をすることも多くあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。 また、市民相談などが深夜まで、長時間に及ぶことは多くあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J14-69	2014/10/27	調査		800	800	森野第3駐車場 22時09分~00時01分「市民相談」とされている。	・深夜 ・繁華街 同上。	8-1	103	下右横	21 P8 (緑19)	同上	0
J14-70	2014/10/7	調査		1400	1,400	タマパーク原町田第52駐車場 18時54分~00時16分「市民相談」とされている。	・深夜 ・繁華街 ・長時間 5時間22分の駐車 深夜0時過ぎまでの「市民相談」は考えられない。 支出者不詳。	8-1	99	上左	21 P8 (オレンジ84)	同上	0
J14-71	2014/11/6	調査		700	700	アイベック原町田第2駐車場 19時12分~0時22分「市民相談」とされている。	・深夜 ・繁華街 ・長時間 5時間10分の駐車 深夜0時過ぎまでの「市民相談」は考えられない。 支出者不詳。	8-1	106	上右	21 P8 (青●)	同上	0
J14-72	2014/12/4	調査		1,000	1,000	アイベック町田第19駐車場 22時03分~01時17分「現地視察」とされている。	・深夜 ・繁華街 ・長時間3時間14分の駐車 深夜01時過ぎから「現地視察」を行うはずはない。 支出者不詳。	8-1	111	中右	場所分らず	同上	1,000
J14-73	2015/2/26	調査		600	600	アイベック町田第10駐車場 19時10分~22時32分「市民相談」とされている。	・深夜 ・繁華街 ・長時間3時間22分の駐車 深夜の「市民相談」は考えられない。 支出者不詳。	8-1	127	下中	21 P8 (赤65)	同上	0
J14-74	2015/3/4	調査		1,000	1,000	FP第2駐車場 20時51分~23時49分「打合せ」とされている。	・深夜 ・繁華街 ・長時間2時間58分の駐車 深夜0時からの「打合せ」は考えられない。会館に向けた場所もない。 支出者不詳。	8-1	130	上左	21 P8 (ピンク9)	同上	0
J14-75	2014/6/17	調査		100	100	町田市民病院 15時05分~16時12分「現地調査」とされている。	・病院の私的利用 支出者不詳。	8-1	84	下左		病院は一般的に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等が行われる場所である。また、付近の現地調査等のために利用されることもある。そのため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	100
J14-76	2014/7/4	調査	市川	100	100	町田市民病院 09時53分~12時09分「現地調査」とされている。	・病院の私的利用	8-1	88	上右		同上	100
J14-77	2014/8/18	調査		100	100	町田市民病院 17時41分~20時18分「現地調査」とされている。	・病院の私的利用 支出者不詳。	8-1	92	上右		同上	100
J14-78	2014/10/25	調査	市川	100	100	町田市民病院 12時32分~13時34分「現地調査」とされている。	・病院の私的利用	8-1	103	上中		同上	100
J14-79	2014/11/14	調査	渡辺	320	320	神奈川県立がんセンター 14時39分~17時09分「現地調査」とされている。	・病院の私的利用	8-1	107	下左		同上	0
J14-80	2014/11/24	調査		700	700	駐車場代 タイムズ鶴川第2駐車場 10時18分~18時03分「現地調査」とされている。	・鶴川駅前 ・長時間 約8時間の駐車 支出者不詳。	8-1	108	下左横	21 P19	鶴川駅の周辺において長時間にわたる政務活動を行うことはあり、特殊な自然な点はなく、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J14-81	2015/2/26	調査		500	500	原町田第25駐車場(原町田3-8) 18時20分~21時50分「現地調査」とされている。	・深夜 ・長時間3時間半の駐車 繁華街での深夜の「現地調査」は考えられない。 支出者不詳。	8-1	127	下左	21 P8 (青61)	同上	0
J14-82	2015/3/26	調査		1,000	1,000	タイムズ町田栄通り駐車場(中町1-4) 12時01分~16時37分「現地調査」とされている。	・繁華街 ・長時間約4時間半の駐車 支出者不詳。	8-1	131	上右	21 P8 (黄45)	同上	0
J14-83	2014/4/21	調査	木目田	600	600	TP原町田第6駐車場(原町田3丁目6-14) 17時59分~20時43分「現地視察」とされている。	・夜間 ・長時間2時間44分の駐車 ・繁華街	8-1	71	下右	21 P8 (青36)	同上	0
J14-84	2014/11/12	調査	木目田	700	700	アイベック原町田第2駐車場(原町田3丁目7) 12時16分~17時「打合せ」とされている。	・繁華街 ・長時間4時間以上の駐車	8-1	107	上左	21 P8 (青●)	同上	0
J14-85	2014/11/13	調査		700	700	アイベック原町田第2駐車場 19時14分~22時01分「金庫」とされている。	・深夜 ・長時間2時間47分の駐車 ・繁華街 繁華街での深夜の「金庫」は考えられない。 支出者不詳。	8-1	107	中左	21 P8 (青●)	同上	0
J14-86	2014/12/4	調査		700	700	アイベック原町田第2駐車場 18時10分~21時53分「金庫」とされている。	・深夜 ・長時間3時間43分の駐車 ・繁華街 繁華街での深夜の「金庫」は考えられない。 支出者不詳。	8-1	111	中中	21 P8 (青●)	同上	0
J14-87	2014/9/30	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ駐車場 18時01分~20時37分「打合せ」とされている。	・夜間 ・長時間2時間36分の駐車	8-1	97	下右	21 P8 (黄1)	同上	0
J14-88	2014/10/3	調査	木目田	100	100	町田シバヒロ駐車場 16時04分~16時19分「現地視察」とされている。イベント視察の手書きメモあり	町田シバヒロでのイベント視察(オクトーパフエスタ)が、秋の企画として、ドイツにちなんだショーや物販をおこなう催しであり、政務調査とはいえない。しかも15分の短時間。	8-1	98	上左	21 P8 (黄1)	短時間であっても、施設がどのように利用されているかを調査する。資料をどけるなど、政務活動を行うことは通常多くあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J14-89	2015/3/20	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ駐車場 19時41分~22時26分「現地視察」とされている。深夜	・深夜 ・長時間2時間45分駐車 ・繁華街 繁華街での深夜の「現地視察」は考えられない。	8-1	131	上中	21 P8 (黄1)	同上	0
J14-90	2014/9/13	調査	佐藤	750	750	相模原市橋本駅北口駐車場 14時00分~16時25分「打合せ」とされている。	・長時間 約2時間半の駐車	8-1	95	上左		現地調査や意見聴取の政務活動が長時間に及ぶことは多くあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-91	2014/9/22	調査	岩瀬	600	600	カノープス鶴川駅前駐車場 09時48分～11時23分「会館」とされている	・鶴川駅前	8-1	96	中中	21 P19	鶴川駅の周辺において長時間や深夜にわたる政治活動を行うことはあり、特段不自然な点はなく、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J14-92	2014/5/22	調査	岩瀬	1,300	1,300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時26分～21時38分「市民相談」「会館」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 5時間以上の駐車 ・深夜	8-1	78	下左	21 P19	同上	0
J14-93	2014/5/29	調査	岩瀬	1,200	1,200	カノープス鶴川駅前駐車場 18時28分～22時07分「会館」とされている	・鶴川駅前 ・深夜 ・長時間 3時間39分の駐車	8-1	80	下左	21 P19	同上	0
J14-94	2014/10/19	調査	木目田	300	300	相模原市宮相模原大野立体駐車場 13時21分～14時09分「現地視察」とされている	・市外 ・繁華街 小田急線相模大野駅から徒歩4分	8-1	102	中左		市外や繁華街であっても市政に関して現地調査や意見交換を行うことはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。その時間が長時間、深夜に及ぶものであっても同様である。	0
J14-95	2014/11/1	調査	佐藤	450	450	相模原市宮相模原自動車駐車場 11時12分～12時49分「現地視察」とされている	・市外 ・繁華街 JR相模原駅からすぐ	8-1	105	上左		同上	0
J14-96	2014/8/28	調査	若林	900	900	リパーク新百合ヶ丘駅前第2駐車場(川崎市南区 万福寺1-13) 18時28分～21時21分「会館」とされている	・市外 ・深夜 ・繁華街 小田急線新百合ヶ丘駅前、ショッピングセンター付近	8-1	93	下左		同上	0
J14-97	2014/11/14	調査	若林	1,200	1,200	タイムズ川崎大師入口駐車場 16時32分～20時20分「打合せ」とされている	・遠方 ・夜間 ・長時間 3時間49分の駐車	8-1	107	下右		同上	0
合計額					34,470								1,400

J15-45	2016/1/10	調査		800	800	町田シバヒロ 08時06分～11時52分「打合せ」とされている	・長時間 約3時間46分の駐車 ・繁華街 町田市プレスリリースより町田市消防団出初式市立第一小学校シバヒロ駐車場は小学校に隣接している 支出者すら不明	9-1	118	中左	21 P8 (黄) 甲205、甲206-1、甲206-2	現地調査や意見交換が長時間にわたることや夜間に及ぶことは十分に想定できることであり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。また、繁華街においては人口や商業施設の数に比例して政治活動の量も高まるため、市民相談や意見交換をすることも多くあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものとはいえない	0
J15-46	2016/2/5	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 13時02分～14時05分「現地調査」とされている	・繁華街	9-1	124	上左	21 P8 (黄)	同上	0
J15-47	2016/2/22	調査		200	200	町田シバヒロ 16時46分～17時40分「打合せ」とされている	・繁華街 支出者すら不明	9-1	128	上中	21 P8 (黄)	同上	0
J15-48	2021/3/29	調査	佐藤	800	400	町田シバヒロ 17時46分～21時26分「会館」とされている	・長時間 約4時間半の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会館」は考えられない	9-1	135	上左	21 P8 (黄)	同上	0
J15-49	2015/4/3	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 12時28分～13時49分「打合せ」とされている	・繁華街	9-1	81	上中	21 P8 (黄)	同上	0
J15-50	2015/4/3	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 11時07分～12時15分「会館」とされている	・繁華街	9-1	81	上右	21 P8 (黄)	同上	0
J15-51	2015/5/1	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 13時40分～14時03分「会館」とされている	・短時間 わずか23分の駐車 ・繁華街	9-1	84	上左	21 P8 (黄)	同上。また、短時間の会館、打ち合わせ、現地調査も一般的に想定しうる事柄であり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものとは考えない。	0
J15-52	2015/5/1	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 10時44分～11時29分「会館」とされている	・繁華街	9-1	84	上中	21 P8 (黄)	繁華街においては人口や商業施設の数に比例して政治活動の量も高まるため、市民相談や意見交換をすることも多くあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものとはいえない。	0
J15-53	2015/5/7	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 13時16分～14時20分「現地調査」とされている	・繁華街	9-1	84	中左	21 P8 (黄)	同上	0
J15-54	2015/5/23	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 12時36分～16時35分「会館」とされている	・長時間 約4時間の駐車 ・繁華街	9-1	87	上右	21 P8 (黄)	J15-45と同じ	0
J15-55	2015/8/3	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 12時54分～14時00分「会館」とされている	・繁華街	9-1	98	上右	21 P8 (黄)	J15-52と同じ	0
J15-56	2015/10/9	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 20時25分～21時00分「打合せ」とされている	・夜間 ・繁華街	9-1	104	上中	21 P8 (黄)	J15-45と同じ	0
J15-57	2015/11/7	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 16時07分～16時35分「打合せ」とされている	・短時間(わずか28分間の駐車) ・繁華街	9-1	108	上中	21 P8 (黄)	J15-51と同じ	0
J15-58	2015/11/8	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 12時52分～13時03分「会館」とされている	・短時間(わずか11分間の駐車) ・繁華街	9-1	108	中左	21 P8 (黄)	同上	0
J15-59	2015/11/9	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 12時04分～12時24分「会館」とされている	・短時間(わずか20分間の駐車) ・繁華街	9-1	108	下中	21 P8 (黄)	同上	0
J15-60	2015/11/26	調査	岩瀬	600	600	町田シバヒロ 17時57分～20時43分「会館」とされている	・長時間 2時間46分の駐車 ・繁華街 ・夜間	9-1	111	上左	21 P8 (黄)	J15-45と同じ	0
J15-61	2015/11/28	調査		400	400	町田シバヒロ 16時27分～18時01分「打合せ」とされている	・繁華街 支出者すら不明	9-1	112	上左	21 P8 (黄)	J15-52と同じ	0
J15-62	2015/1/9	調査		400	400	町田シバヒロ 16時51分～18時49分「打合せ」とされている	・繁華街 支出者すら不明	9-1	118	上左	21 P8 (黄)	同上	0
J15-63	2015/12/12	調査		200	200	町田シバヒロ 18時05分～18時21分「会館」とされている	・短時間 わずか16分間の駐車 ・繁華街 支出者すら不明	9-1	113	下左	21 P8 (黄)	J15-51と同じ	0
J15-64	2015/12/12	調査	市川	400	400	町田シバヒロ 15時39分～17時23分「会館」とされている	・繁華街	9-1	113	下中	21 P8 (黄)	J15-52と同じ	0
J15-65	2015/12/12	調査		1,000	1,000	町田シバヒロ 20時56分～01時12分「会館」とされている	・長時間(4時間以上の駐車) ・深夜 ・繁華街 深夜からの「会館」は考えられないし、会館を行う場所もない。 支出者すら不明	9-1	113	中右	21 P8 (黄)	J15-45と同じ	0
J15-66	2015/12/24	調査	市川	400	400	町田シバヒロ 11時49分～13時03分	・繁華街	9-1	115	下中	21 P8 (黄)	J15-52と同じ	0
J15-67	2016/2/10	調査		2,600	2,600	原町3丁目第1駐車場18時13分～22時14分「会館」とされている	・長時間(約4時間の駐車) ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会館」は考えられない。 支出者すら不明	9-1	125	中	21 P8 (青34)	J15-45と同じ	0
J15-68	2015/8/28	調査		1,200	1,200	FP第2駐車場 19時53分～23時51分「打合せ」とされている	・長時間(約4時間の駐車) ・繁華街 ・深夜 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。 支出者すら不明	9-1	98	下中	21 P8 (ピンク9)	同上	0
J15-69	2016/3/10	調査		1,200	1,200	駐車場代 ダイイチパーク町田駐車場 21時03分～23時52分「打合せ」とされている	・長時間 2時間49分の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。 支出者すら不明	9-1	132	上左	21 P8 (ピンク24)	同上	0
J15-70	2016/1/4	調査		400	400	タイムズ町田旭町駐車場 10時40分～12時23分「打合せ」とされている	自由民主党町田総支部(旭町2-1-3)の前の徒歩30秒以内の駐車場。同所訪問のための駐車、すなわち政治活動のためと推測 「広報おさむら」より 自民党町田総支部 事務所開き 11:00～ 町田市議会自民党会派打ち合わせ 支出者すら不明	9-1	117	上左	21 P30 甲86-2 甲54	同駐車場に駐車しても、その周辺の住民から市民相談をうけたり打ち合わせを行うなどの政治活動を行うことはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J15-71	2016/1/4	調査	佐藤	600	600	タイムズ町田旭町駐車場 09時38分～12時22分「打合せ」とされている	・長時間 約2時間40分の駐車 ・政治活動 「広報おさむら」より 自民党町田総支部 事務所開き 11:00～ 町田市議会自民党会派打ち合わせ	9-1	117	上右	21 P30 甲86-2	同上。また、市民相談や打ち合わせなどの政治活動が長時間にわたること十分に想定できることであり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J15-72	2016/1/26	調査	岩瀬	600	600	リパーク町田旭町2丁目駐車場(旭町2丁目1-4) 10時00分～13時20分「打合せ」とされている	自由民主党町田総支部(旭町2-1-3)の前の徒歩15秒以内の駐車場。同所訪問のための駐車、すなわち政治活動のためと推測 ・長時間 3時間以上の駐車	9-1	122	上左	21 P30	同上	0
J15-73	2016/2/6	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場(旭町2-3) 12時22分～14時49分「打合せ」とされている	・長時間 約2時間20分の駐車 ・政治活動	9-1	124	上中	21 P30	同上	0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派内自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J15-74	2016/2/7	調査		400	400	タイムズ町田旭町駐車場 15時30分～17時21分 「打合せ」とされている	・政庁活動 『広報おさむら』より 自民党町田総支部 16:00～事務所 支出者不明。	9-1	124	中	21 P30 甲86-2	J15-70と同じ	0
J15-75	2016/2/7	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 15時42分～17時38分 「打合せ」とされている	・政庁活動 『広報おさむら』より 自民党町田総支部 16:00～事務所 支出者不明。	9-1	125	上左	21 P30 甲86-2	J15-70と同じ	0
J15-76	2016/2/10	調査	佐藤	600	600	駐車場代 タイムズ町田旭町駐車場 09時37分～13時02分 「会議」とされている	・政庁活動 -長時間(約3時間半の駐車) 支出者不明。	9-1	125	中右	21 P30	J15-71と同じ	0
J15-77	2016/2/17	調査	いわけ	400	400	リパーク町田旭町2丁目駐車場(旭町2丁目1-4) 17時34分～19時00分 「打合せ」とされている	・政庁活動 『広報おさむら』より -自衛隊募集相談員町田支部役員 17:00～事務所 -自民党町田総支部役員会 18:00～支部会議室	9-1	127	上左	21 P30 甲86-2	J15-70と同じ	0
J15-78	2021/12/24	調査		200	200	駐車場代 リパーク町田旭町2丁目駐車場 16時00分～16時24分 「会議」とされている	・政庁活動 -長時間(わずか24分間の駐車) 支出者不明。	9-1	116	上左	21 P30	同上、短時間の会議、打ち合わせ、現地調査も一般的に想定しうる事柄であり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J15-79	2016/2/24	調査		600	600	駐車場代 リパーク町田旭町2丁目駐車場 08時13分～16時27分 「会議」とされている	・政庁活動 -長時間(8時間以上の駐車) 『広報おさむら』より 自民党会派打ち合わせ会 10:00～ 支出者不明。	9-1	129	上中	21 P30 甲86-2	J15-71と同じ	0
J15-80	2016/2/25	調査		200	200	リパーク町田旭町2丁目駐車場 07時34分～08時26分 「打合せ」とされている	・政庁活動 -早朝 支出者不明。	9-1	129	中左	21 P30	同駐車場に駐車しても、その周辺の住民から市民相談をうけたり打ち合わせを行う、現地調査を行うなどの政務活動を行うことはある。また、市民相談、現地調査、打ち合わせが早朝から始まるもしくは夜間に及ぶことは十分に想定できることであり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J15-81	2016/2/25	調査		400	400	タイムズ町田旭町駐車場 07時23分～08時35分 「打合せ」とされている	・政庁活動 -早朝 支出者不明。	9-1	129	中	21 P30	同上	0
J15-82	2015/4/9	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 18時～19時35分 「打合せ」とされている	・政庁活動 -夜間 支出者不明。	9-1	81	中	21 P30	同上	0
J15-83	2015/6/10	調査	長村	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 18時～19時09分 「打合せ」とされている	・政庁活動 -夜間 町田市議会議員おさむら敏明ホームページ『広報おさむら』より 自民党町田総支部役員会 18:30～支部会議室	9-1	90	下中	21 P30 甲86-2	同上	0
J15-84	2015/6/10	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 18時05分～19時13分 「会議」とされている	・政庁活動 『広報おさむら』より 自民党町田総支部役員会 18:30～支部会議室	9-1	90	下右	21 P30 甲86-2	同上	0
J15-85	2015/6/10	調査	岩瀬	200	200	タイムズ町田旭町駐車場 18時12分～19時07分 「会議」とされている	・政庁活動 -夜間 『広報おさむら』より 自民党町田総支部役員会 18:30～支部会議室	9-1	91	上中	21 P30 甲86-2	同上	0
J15-86	2015/10/7	調査	佐藤	600	600	タイムズ町田旭町駐車場 16時37分～19時15分 「会議」とされている	・政庁活動 -夜間 -長時間(約2時間40分の駐車) 『広報おさむら』より 自民党町田総支部役員会 18:30～	9-1	103	下左	21 P30 甲86-2	同上	0
J15-87	2015/10/7	調査	長村	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 17時50分～19時22分 「打合せ」とされている	・政庁活動 -夜間 『広報おさむら』より 自民党町田総支部役員会 18:30～	9-1	103	下中	21 P30 甲86-2	同上	0
J15-88	2015/11/1	調査	長村	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 17時35分～19時04分 「打合せ」とされている	・政庁活動 -夜間 『広報おさむら』より 自民党町田総支部役員会 18:00～	9-1	107	上左	21 P30 甲86-2	同上	0
J15-89	2015/11/9	調査		400	400	リパーク町田旭町2丁目駐車場 17時10分～18時18分 「打合せ」とされている	・政庁活動 支出者不明。	9-1	109	上左	21 P30	J15-70と同じ	0
J15-90	2015/12/16	調査		200	200	駐車場代 リパーク町田旭町2丁目駐車場 14時06分～14時24分 「会議」とされている	・政庁活動 -長時間(わずか18分間の駐車) 支出者不明。	9-1	114	下左	21 P30	J15-78と同じ	0
J15-91	2015/12/22	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 16時59分～18時02分 「打合せ」とされている	・政庁活動 『広報おさむら』より 自民党町田総支部役員会 17:30～自民党総支部事務所 市議会自民党会派18:30～	9-1	115	上右	21 P30 甲86-2	J15-70と同じ	0
J15-92	2015/12/22	調査	岩瀬	200	200	タイムズ町田旭町駐車場 17時22分～17時53分 「会議」とされている	・政庁活動 『広報おさむら』より 自民党町田総支部役員会 17:30～自民党総支部事務所 市議会自民党会派18:30～	9-1	115	下左	21 P30 甲86-2	同上	0
J15-93	2016/1/23	調査	市川	800	800	森野第3駐車場(森野1-3B) 07時01分～09時00分 「現地調査」とされている	・政庁活動(政務調査以外の議員活動) -早朝の駐車、小田急線町田駅北口でのチラシまきのための駐車と推測される。以下、J103まで同様。	9-1	120	中	21 P8 (練 19)	午前7時ころから政務活動を行うことは十分にあり得、また、チラシまきであっても市政報告書であれば政務活動であるため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J15-94	2016/3/26	調査	市川	500	500	森野第3駐車場 06時57分～08時13分 「現地調査」とされている	同上	9-1	134	中	21 P8 (練 19)	同上	0
J15-95	2015/4/25	調査	市川	700	700	森野第3駐車場 06時54分～08時54分 「現地調査」とされている	同上	9-1	83	上右	21 P8 (練 19)	同上	0
J15-96	2015/5/23	調査	市川	700	700	森野第3駐車場 06時58分～08時54分 「現地調査」とされている	同上	9-1	87	上中	21 P8 (練 19)	同上	0
J15-97	2015/6/27	調査	市川	700	700	森野第3駐車場 06時57分～08時49分 「現地調査」とされている	同上	9-1	94	上左	21 P8 (練 19)	同上	0
J15-98	2015/7/25	調査	市川	700	700	森野第3駐車場 06時57分～08時49分 「現地調査」とされている	同上	9-1	97	上左	21 P8 (練 19)	同上	0
J15-99	2015/8/22	調査	市川	700	700	森野第3駐車場 06時57分～08時53分 「現地調査」とされている	同上	9-1	99	中中	21 P8 (練 19)	同上	0
J15-100	2015/9/26	調査	市川	1,000	1,000	森野第3駐車場 07時00分～09時02分 「現地調査」とされている	同上	9-1	101	中左	21 P8 (練 19)	同上	0
J15-101	2015/10/24	調査	市川	700	700	森野第3駐車場 06時59分～08時55分 「現地調査」とされている	同上	9-1	105	下中	21 P8 (練 19)	同上	0
J15-102	2015/11/28	調査	市川	900	900	森野第3駐車場 06時56分～09時00分 「現地調査」とされている	同上	9-1	111	上右	21 P8 (練 19)	同上	0
J15-103	2015/12/26	調査	市川	800	800	森野第3駐車場 07時01分～08時44分 「現地調査」とされている	同上	9-1	116	上右	21 P8 (練 19)	同上	0
J15-104	2016/1/12	調査	藤田	200	200	コムパーク多摩境 06時17分～08時07分 「打合せ」とされている	・政庁活動(政務調査以外の議員活動) -早朝の駐車、京王相模線 多摩境駅前でチラシまきのための駐車と推測される。	9-1	119	上中	21 P26	同上	0
J15-105	2016/1/25	調査	藤田	100	100	駐車場代 コムパーク多摩境 06時30分～06時40分 「打合せ」とされている	同上 -長時間(わずか10分の駐車) 藤田議員はブログに自転車移動と記載。駐車場は第三者による使用	9-1	121	中左	21 P26 甲38	同上、短時間であっても現地調査、簡単な打ち合わせ、資料を届けるなど、政務活動を行うことは想定できる。	100
J15-106	2016/1/26	調査	藤田	200	200	コムパーク多摩境 06時36分～08時04分 「会議」とされている	同上	9-1	121	下右	21 P26	同上	0
J15-107	2016/2/12	調査	藤田	200	200	コムパーク多摩境 06時25分～07時58分 「打合せ」とされている	同上	9-1	126	中左	21 P26	同上	0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額	
J15-108	2015/4/27	調査	藤田	300	300	ニコニコパーキング相原駐車場 05時39分～07時42分「現地調査」とされている	・政庁活動(政務調査以外の議員活動) ・早朝の駐車。JR横浜線相原駅での駅頭宣伝のための駐車と推測される	9-1	83	中左	21 P26	同上	0	
J15-109	2015/7/18	調査		1,200	1,200	駐車場代 タイムズ横浜原町駐車場(横浜市中区原町3-8)(関内駅付近の駐車場) 15時19分～17時06分「金庫」とされている	・違法 支出者すら不明。	9-1	136	上左		市外や遠方であっても現地視察、意見交換、会派などの政務活動を行うことはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0	
J15-110	2015/7/18	調査		400	400	駐車場代 羽衣町京浜パーキング(横浜市中区羽衣町2丁目7-2)(関内駅付近の駐車場) 17時26分～19時35分「金庫」とされている	・違法 ・夜間 支出者すら不明。	9-1	136	上中	割引1400円	同上 また、遠方であっても政務活動が夜間に及ぶことは十分に想定できることあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0	
J15-111	2016/2/4	調査	市川	600	600	駐車場代 NPC24H立川北口パーキング 10時39分～12時06分「金庫」とされている	・政庁活動 400mほどの距離に自民党三多摩支部があり、そこでの会派が目的であったと推測される。政庁活動の経費であって、政庁活動との関連性を認められない。 【広報おさむら】より 自由民主党三多摩議員連絡協議会役員会 10:00～合同会議 11:00～(立川グランドホテル)	9-1	123	上右	21 P41		市外について自民党三多摩支部において他議員と意見交換や打ち合わせなどすることはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものとは異なる。	0
J15-112	2016/3/5	調査		1,000	1,000	駐車場代 GS/パーク立川曙町 17時07分～21時29分「打合せ」とされている	・政庁活動 ・長時間(4時間以上の駐車) ・深夜 ・違法 支出者すら不明。	9-1	131	中左	21 P41	同上	0	
J15-113	2015/11/19	調査		1,000	1,000	駐車場代 K'S曙町第2駐車場 立川 18時56分～22時04分「打合せ」とされている	・政庁活動 ・長時間(3時間以上の駐車) ・深夜 ・違法 支出者すら不明。	9-1	109	中中	21 P41	同上	0	
J15-114	2016/3/21	調査		200	200	駐車場代 PJ明神町第5駐車場(八王子市明神町1-27) 11時40分～11時47分「金庫」とされている	・短時間(わずか7分間の駐車) ・市外 ・祝日 支出者すら不明。	9-1	132	中右		市外であっても現地調査、意見交換などの政務活動を行うことはあり、また、その内容によっては短時間、長時間であることも十分に想定できることあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものとは異なる。	0	
J15-115	2016/3/21	調査		800	800	駐車場代 サザンスカイパーキング(八王子市市安町4-7) 12時18分～16時09分「金庫」とされている	・長時間(約3時間半の駐車) ・市外 支出者すら不明	9-1	132	下		同上	0	
J15-116	2015/4/6	調査	若林	200	200	町田市立室内プール(図師町199-1) 09時25分～12時18分「金庫」とされている。	・スポーツ施設私的利用 ・平成28年4月6日の支出分の領収書で支出(平成27年度の支出として計上することは許されない) 2016年4月6日の領収書であり別年度のもの	9-1	86	上右		一般的に体育館等のスポーツ施設においては体育協会の会派や各種式典も開催され、近くに住む市民の相談に対応する場合などに利用することもあるため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。また、土日祝日であっても政務活動を行うことはあり、平日に休めない市民の市民相談や休日(平日)に開催される会合も多い。政務活動が早朝や夜間に行われることは十分に想定でき、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	200	
J15-117	2015/5/17	調査		100	100	町田市立総合体育館(南成瀬5-12) 15時45分～17時55分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 バスカドラー町田 2015シーズン 3節 試合 16:00～ 支出者すら不明。	9-1	86	中左	甲41		同上	0
J15-118	2015/5/27	調査		100	100	サン町田旭体育館 町田中央公園駐車場(旭町3-20-50) 14時50分～15時49分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 水曜日 支出者すら不明。	9-1	87	下中		同上	0	
J15-119	2015/5/30	調査	木目田	100	100	町田市立総合体育館(南成瀬5-12) 09時22分～11時06分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 土曜日 バスカドラー町田2015シーズン6節 試合15:00～	9-1	88	中中	甲41		同上	0
J15-120	2015/6/5	調査		100	100	町田市立総合体育館 18時53分～20時09分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間) 支出者すら不明。	9-1	90	中右		同上	0	
J15-121	2015/6/19	調査		150	150	町田市立総合体育館 18時55分～21時11分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間) バスカドラー町田 2015シーズン 9節 試合 17:00～ 支出者すら不明。	9-1	91	中右	甲41		同上	0
J15-122	2015/6/20	調査	長村	100	100	サン町田旭体育館/町田中央公園駐車場 13時55分～15時47分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 土曜日	9-1	91	下左		同上	0	
J15-123	2015/7/3	調査	若林	100	100	町田市立総合体育館(南成瀬5-12) 18時41分～20時34分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	9-1	95	上左		同上	0	
J15-124	2015/7/14	調査		100	100	サン町田旭体育館/町田中央公園駐車場 14時23分～15時37分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 火曜日 支出者すら不明。	9-1	95	下中		同上	0	
J15-125	2015/7/18	調査	長村	100	100	サン町田旭体育館/町田中央公園駐車場 18時38分～20時18分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 土曜日の夕方(夜間)	9-1	96	上左		同上	0	
J15-126	2015/7/19	調査		100	100	サン町田旭体育館/町田中央公園駐車場 13時55分～15時22分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 支出者すら不明。	9-1	96	上中		同上	0	
J15-127	2015/7/24	調査	長村	100	100	サン町田旭体育館/町田中央公園駐車場 18時09分～20時13分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	9-1	96	下右		同上	0	
J15-128	2015/7/26	調査	若林	100	100	町田市立室内プール 07時24分～08時15分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 ・日曜日の早朝	9-1	97	上右		同上	0	
J15-129	2015/8/21	調査	若林	100	100	町田市立総合体育館 18時41分～20時32分「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	9-1	99	上右		同上	0	
J15-130	2015/10/11	調査	木目田	300	300	町田市立総合体育館 09時19分～13時20分「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日	9-1	104	下左		同上	0	
J15-131	2015/10/12	調査	木目田	100	100	町田市立総合体育館 14時45分～16時43分「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 祝日 バスカドラー町田2015シーズン23節 試合15:00～	9-1	104	下中	甲41		同上	0
J15-132	2015/10/12	調査	若林	100	100	町田市立総合体育館 14時38分～16時46分「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 祝日 バスカドラー町田2015シーズン23節 試合15:00～	9-1	104	下右	甲41		同上	0
J15-133	2015/11/1	調査		100	100	町田市立総合体育館 09時43分～11時05分「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 支出者すら不明。 ・スポーツ施設私的利用	9-1	107	上中		同上	0	
J15-134	2015/11/7	調査		150	150	町田市立総合体育館 13時04分～15時25分「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 土曜日 バスカドラー町田2015シーズン28節 試合13:30～ 支出者すら不明。	9-1	107	下中	甲41		同上	0
J15-135	2015/11/8	調査	長村	100	100	町田市立総合体育館 08時28分～10時12分「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 ・日曜日の早朝 バスカドラー町田2015シーズン28節 試合13:30～	9-1	108	上左		同上	0	
J15-136	2015/12/6	調査	若林	100	100	町田市立室内プール 08時57分～10時43分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 ・日曜日の早朝 日本スイミングクラブ協会関東支部マスターズスイミングフェスティバル開催	9-1	113	中左	甲47、48-1、48-2		同上	100
J15-137	2016/2/14	調査	岩瀬	200	200	町田市立総合体育館 14時35分～17時37分「金庫」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 町田市議会議員 いわせ和子ブログより 成瀬敏樹スポーツ広場30周年記念式典へ(レストランプレス)	9-1	126	中	甲44		同上	0
J15-138	2016/3/5	調査	長村	200	200	サン町田旭体育館/町田中央公園駐車場 17時05分～20時00分「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 土曜日 【広報おさむら】より 町田市ソフトボール連盟平成27年度定期総会 17:30～サン町田旭体育館・多目的室	9-1	131	上中	甲86-1		同上	0

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J15-139	2016/3/11	調査	長村	100	100	町田市立総合体育館 18時34分～19時22分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の方	9-1	132	上中		同上	0
J15-140	2016/2/22	調査	市川	100	100	町田市民病院 15時13分～16時32分 「打合せ」とされている	・病院の私的利用	9-1	128	左上		病院は一般的に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等が行われる場所である。また、付近の現地調査等のために利用されることもある。そのため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	100
J15-141	2016/2/24	調査		100	100	町田市民病院 08時10分～9時58分 「打合せ」とされている	・病院の私的利用 支出者不詳	9-1	128	下中		同上	100
J15-142	2016/2/23	調査	市川	100	100	町田市民病院 10時27分～11時35分 「打合せ」とされている	・病院の私的利用	9-1	128	中左		同上	100
J15-143	2016/3/7	調査		900	900	駐車場代 タイムズ森野2丁目駐車場(森野2-11) 07時57分～18時57分 「金庫」とされている	・長時間(市役所近くの駐車場で、早朝から11時間の駐車) ・第三者による駐車 本会開会中 支出者不詳	9-1	131	中中		議員本人以外の秘書などが政務活動のために駐車することはあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	900
J15-144	2016/3/7	調査		900	900	駐車場代 タイムズ森野2丁目駐車場 06時59分～18時05分 「金庫」とされている	・長時間(市役所近くの駐車場で、早朝から11時間06分の駐車) ・第三者による駐車 本会開会中 支出者不詳	9-1	131	下左		同上	900
J15-145	2016/2/23	調査		100	100	駐車場代 エスエーパークینگ 10時02分～10時10分 「金庫」とされている	・短時間 わずか8分間の駐車 ・繁華街 支出者不詳	9-1	128	上右	21 P8 (黄43)	J15-51と同じ	0
J15-146	2015/7/24	調査		1,600	1,600	駐車場代 神鹿パーキング 09時51分～18時52分 「金庫」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 9時間の駐車 支出者不詳	9-1	96	下中	21 P19	鶴川駅の周辺において長時間や深夜にわたる政務活動を行うことはあり、特段不自然な点はなく、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J15-147	2015/5/15	調査	若林	1,600	1,600	駐車場代 泉岳寺(東京都港区) 13時05分～15時26分 「金庫」とされている	・遠方 当夜、東京ドームでボクシングの試合が開催された、その観戦と思われ	9-1	85	下右	甲47、61	遠方であっても現地調査や金庫などの政務活動を行うことは十分に想定でき、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J15-148	2015/5/15	調査	若林	1,500	1,500	駐車場代 金庫 タイムズミーツポート 東京ドーム 18時20分～19時18分 「金庫」とされている	・商業施設(東京ドームは野球場や遊技場がある都内屈指の行楽スポット) ・遠方 当夜、東京ドームでボクシングの試合が開催された、その観戦と思われ	9-1	86	上左	甲47、61	一般的に商業施設は調査対象になることも多くあり、加えて、金庫などを保つことも多いため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。また、政務活動が調査対象や金庫参加メンバーの都合上、遠方や市外で、祝日や年末などに行われることも十分に想定できることである。	0
J15-149	2015/11/23	調査	若林	200	200	クロスガーデン多摩駐車場@1F 駐車場 12時46分～14時28分 「打合せ」とされている	・商業施設(クロスガーデン多摩は多摩市発祥にあるショッピングモール) ・祝日のお昼時の時間帯の駐車 ・市外	9-1	110	上左		同上	0
J15-150	2015/12/29	調査	若林	4,000	4,000	駐車場代 有明セントラルタワー 16時27分～21時16分 「金庫」とされている	・商業施設(臨海地域にある超高層のオフィスのビル(の駐車場)) ・年末 ・長時間(約4時間半の駐車) ・遠方 ・深夜	9-1	116	中		同上 また、政務活動が長時間、深夜に及ぶことは十分に想定できることである。	0
J15-151	2015/6/3	調査	若林	700	700	駐車場代 リパーク瀧野辺駅北ローパーキング(相模原市中央区瀧野辺4丁目15-3) 18時46分～22時11分 「金庫」とされている	・繁華街 瀧野辺駅北口の横浜銀行瀧野辺支店のとなり。周辺には飲食の店が集まっている ・長時間 約3時間半の駐車 ・深夜	9-1	90	上中		J15-45と同じ	0
J15-152	2015/10/10	調査	若林	300	300	駐車場代 リパーク瀧野辺駅北ローパーキング 17時44分～19時02分 「打合せ」とされている	・繁華街 瀧野辺駅北口の横浜銀行瀧野辺支店のとなり。周辺には飲食の店が集まっている ・深夜	9-1	104	上右		同上	0
J15-153	2015/11/5	調査	若林	500	500	駐車場代 リパーク瀧野辺駅北ローパーキング 18時54分～21時17分 「打合せ」とされている	・繁華街 瀧野辺駅北口の横浜銀行瀧野辺支店のとなり。周辺には飲食の店が集まっている ・深夜 ・長時間 2時間23分の駐車	9-1	107	中		同上	0
J15-154	2015/12/9	調査	若林	800	800	駐車場代 リパーク瀧野辺駅北ローパーキング 18時41分～22時54分 「金庫」とされている	・繁華街 瀧野辺駅北口の横浜銀行瀧野辺支店のとなり。周辺には飲食の店が集まっている ・長時間 約4時間の駐車 ・深夜	9-1	113	中		同上	0
J15-155	2015/12/12	調査	若林	400	400	駐車場代 リパーク瀧野辺駅北ローパーキング 15時43分～17時21分 「金庫」とされている	・繁華街 瀧野辺駅北口の横浜銀行瀧野辺支店のとなり。周辺には飲食の店が集まっている	9-1	114	上左		同上	0
J15-156	2015/12/12	調査	若林	500	500	駐車場代 相石・P瀧野辺(相模原市中央区瀧野辺3-8) 17時25分～18時57分 「金庫」とされている	・商店街 瀧野辺駅北口の駅前通り(かつ)駐車場。周辺には住宅、飲食の店、マンション、薬局、損保の会社等がある。取付で276m	9-1	113	下右		同上	0
合計額					54,700								2,500

J16-50	2016/4/19	調査	木目田	600	600	町田シバヒロ駐車場 09時01分～11時10分 「金庫」とされている	・繁華街 ・長時間 約2時間10分の駐車	10-1	104	下中	21 P8 (黄1)	繁華街においては人口や商業施設の多さに比例して政務活動の量も高まるため、市民相談や意見交換等することも多くあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものとは考えない。また、市民相談などが深夜まで、長時間に及ぶことは多くあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J16-51	2016/4/23	調査		400	400	町田シバヒロ駐車場 16時01分～17時12分 「現地調査」とされている	・繁華街 支出者不詳	10-1	106	下中	21 P8 (黄1)	同上	0
J16-52	2016/5/2	調査		1,000	1,000	町田シバヒロ駐車場 12時03分～16時47分 「市民相談」とされている	・長時間(5時間弱の駐車) ・繁華街 支出者不詳	10-1	102	上左	21 P8 (黄1)	同上	0
J16-53	2016/8/6	調査		400	400	町田シバヒロ駐車場 ～19時53分	・利用目的の記載なし ・繁華街 ・夜間 支出者不詳	10-1	92	中右		同上	0
J16-54	2016/8/6	調査		200	200	町田シバヒロ駐車場 19時07分～20時05分 「金庫」とされている	・夜間 ・繁華街 支出者不詳	10-1	92	下左		同上	0
J16-55	2016/10/1	調査	岩瀬	200	200	タイムズシバヒロ駐車場 14時29分～15時04分 「現地調査」とされている	・繁華街	10-1	129	上左		同上	0
J16-56	2016/11/5	調査	木目田	200	200	タイムズシバヒロ駐車場 15時57分～16時28分 「現地調査」とされている	・繁華街	10-1	135	上右		同上	0
J16-57	2017/1/8	調査		1,000	1,000	タイムズシバヒロ駐車場 08時03分～12時22分 「打合せ」とされている	・長時間(4時間以上の駐車) ・繁華街 町田市 プレスリリースより町田市消防団出初式 ・町田市議会議員 川畑一隆(公明党系派)の活動日記より 町田市消防団出初式「団員の出初式が、町田一小にて厳粛に執り行われました。」とある。 駐車場は小学校のすぐそば 支出者不詳	10-1	144	上右	21 P8 (黄1) 甲126 甲205	同上、長時間という点について、4時間の打ち合わせは長時間ではない。	0
J16-58	2017/1/14	調査	市川	600	600	町田シバヒロ駐車場 10時05分～12時08分 「打合せ」とされている	・繁華街 東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアー歓迎セレモニーの会場	10-1	146	上中	21 P8 (黄1) 甲207	同上	0
J16-59	2016/4/2	調査	岩瀬	400	400	タイムズ町田町駐車場 17時29分～18時54分 「打合せ」とされている	・政務活動 以下、J80まで同様。 (自由民主党町田総支部(旭町2-1-3)の前の徒歩30秒以内の駐車場で、同所訪問のための駐車) いわず和子議員のブログより(平成28年4月から6月主な活動)「4月 ○自民党町田総支部役員会」 『広報おさむら』より自由民主党党員会 18:30～	10-1	104	上左	21 P30 甲86-3、甲90	自民党多摩支部において市政について他議員と意見交換等を行うこともあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。意見交換について会派活動を場所的に限定する論議に欠ける。	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(印)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-60	2016/6/2	調査	岩瀬	200	200	タイムズ町田旭町駐車場 18時12分～19時09分 「打合せ」とされている	・政党活動 ・夜間 いわせ和子議員のブログより(平成28年4月から6月主な活動) 「6月 ○自民党町田総支部役員会」 【広報おさむら】より 自民党役員会 18:30～この駐車は、J16-85の町田市民病院での駐車(18時15分～19時23分)と重なっている(この駐車も岩瀬和子議員によるもの)	10-1	112	上左	21 P30 甲86-3、甲90	同上	0
J16-61	2016/6/20	調査	佐藤	200	200	タイムズ町田旭町駐車場 10時53分～11時04分 「現地調査」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか11分間の駐車	10-1	113	下中	21 P30	同上	0
J16-62	2016/6/20	調査		200	200	リパーク町田旭町2丁目駐車場(旭町2丁目1-4) 17時18分～17時22分 利用目的の記載なし	・政党活動(自由民主党町田総支部(旭町2-1-3)の前の徒歩15秒以内の駐車場で、同所訪問のための駐車) ・短時間(わずか4分間の駐車) 支出者すら不明。	10-1	113	下左	21 P30	同上	200
J16-63	2016/6/22	調査		400	400	タイムズ町田旭町駐車場 12時52分～14時02分 「市民相談」とされている	・政党活動 三遊亭らん文議員の「年がら年中因感記」より 「参議院選挙公示」ブログの内容は午前は自民党公認候補のポスターを公堂掲示板に貼り、午後は総支部事務所より自民党のポスターに紙を張っているとのこと。政党活動である。参議院選挙公示日である。 支出者すら不明。	10-1	101	中右	21 P30 甲103	同上	0
J16-64	2016/7/5	調査	市川	200	200	リパーク町田旭町2丁目駐車場 11時02分～11時10分 「市民相談」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか8分間の駐車 【広報おさむら】より 選挙車 11:00～14:00 選挙運動中に総支部に立ち寄ったとされるものと思われる。	10-1	100	上左	21 P30 甲86-3	政党活動について同上、短時間という点については、短時間であっても、会派としての活動は行うことも十分定まることができる。領収書を添付したり、実際に会って話をすることにより得られる情報は会派活動として重要な情報である。	0
J16-65	2016/7/6	調査	長村	200	200	タイムズ町田旭町駐車場 17時35分～18時15分 「打合せ」とされている	・政党活動 【広報おさむら】より 参議院選対策会議 17:30～ 自民党町田総支部	10-1	117	下中	21 P30 甲86-3	同上	200
J16-66	2016/7/12	調査		200	200	タイムズ町田旭町駐車場 17時34分～18時00分 「市民相談」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか26分の駐車 【広報おさむら】より 自民党町田総支部役員会 18:00～ 参議院選挙 知事選挙について 支出者すら不明。	10-1	100	中中	21 P30 甲86-3	同上	0
J16-67	2016/7/12	調査	長村	200	200	タイムズ町田旭町駐車場 18時19分～18時59分 「打合せ」とされている	・政党活動 【広報おさむら】より 自民党町田総支部役員会 18:00～ 参議院選挙 知事選挙について 支出者すら不明。	10-1	116	上右	21 P30 甲86-3	同上	200
J16-68	2016/7/12	調査		200	200	タイムズ町田旭町駐車場 18時32分～19時14分 「市民相談」とされている	・夜間 【広報おさむら】より 自民党町田総支部役員会 18:00～ 参議院選挙 知事選挙について 支出者すら不明。	10-1	100	中左	21 P30 甲86-3	同上	0
J16-69	2016/7/16	調査		400	400	タイムズ町田旭町駐車場 17時09分～18時27分 「市民相談」とされている	・政党活動 【広報おさむら】より 緊急選対会議 18:30～ 自民党事務所 支出者すら不明。	10-1	100	中右	21 P30 甲86-3	同上	0
J16-70	2016/7/16	調査	長村	200	200	リパーク町田旭町2丁目駐車場 18時20分～19時20分 「現地調査」とされている	・政党活動 ・夜間 【広報おさむら】より 緊急選対会議 18:30～ 自民党事務所 支出者すら不明。	10-1	118	下左	21 P30 甲86-3 甲55	同上	200
J16-71	2016/7/23	調査		200	200	タイムズ町田旭町駐車場 09時46分～10時09分 「現地調査」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか22分の駐車 都知事選(告示日7月14日選挙期日7月31日)の期間中。選挙活動のため党支部に寄ったと思われる 支出者すら不明。	10-1	119	下左	21 P30 甲86-3	同上	0
J16-72	2016/7/23	調査		200	200	タイムズ町田旭町駐車場 14時34分～15時04分 「現地調査」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか30分の駐車 都知事選(告示日7月14日選挙期日7月31日)の期間中。選挙活動のため党支部に寄ったと思われる 支出者すら不明。	10-1	119	下中	21 P30 甲86-3	同上	0
J16-73	2016/7/25	調査	佐藤	200	200	タイムズ町田旭町駐車場 10時14分～10時36分 「打合せ」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか22分の駐車 都知事選(告示日7月14日選挙期日7月31日)の期間中。選挙活動のため党支部に寄ったと思われる 支出者すら不明。	10-1	116	中右	21 P30 甲86-3	同上	0
J16-74	2016/7/25	調査		200	200	リパーク町田旭町2丁目駐車場 10時55分～11時04分 「市民相談」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか9分の駐車 都知事選(告示日7月14日選挙期日7月31日)の期間中。選挙活動のため党支部に寄ったと思われる 支出者すら不明。	10-1	99	中左	21 P30 甲86-3	同上	0
J16-75	2016/8/25	調査		200	200	リパーク町田旭町2丁目駐車場 13時39分～13時52分 利用目的の記載不能	・政党活動 ・短時間 わずか13分の駐車 支出者すら不明。	10-1	98	下中	21 P30	同上	0
J16-76	2016/9/26	調査	佐藤	200	200	タイムズ町田旭町駐車場 12時12分～13時00分 「現地調査」とされている	・政党活動	10-1	126	中右	21 P30	同上	0
J16-77	2016/9/27	調査	長村	200	200	町田旭町駐車場 18時28分～19時18分 「打合せ」とされている	・政党活動 ・夜間 【広報おさむら】より 自民党町田総支部役員会 18:30～	10-1	128	下中	21 P30 甲86-3	同上	0
J16-78	2016/10/28	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 17時34分～18時59分 「現地調査」とされている	・政党活動 【広報おさむら】より 自民党町田総支部役員会 18:00～	10-1	131	上中	21 P30 甲86-3	同上	0
J16-79	2016/11/29	調査		200	200	リパーク町田旭町2丁目駐車場 11時10分～11時25分 「打合せ」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか15分の駐車 支出者すら不明。	10-1	137	上左	21 P30	同上	0
J16-80	2016/12/27	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 18時19分～19時37分 「打合せ」とされている	・政党活動 ・夜間 【広報おさむら】より 自民党町田総支部役員会 18:00～	10-1	141	下右	21 P30 甲86-3	同上	0
J16-81	2016/4/2	調査		800	800	TP原町57駐車場 21時05分～22時37分 「金儲」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金儲」は考えられない。 支出者すら不明。	10-1	106	上左	21 P8 (ピンク●)	同上	0
J16-82	2016/4/4	調査		800	800	Park one町田駐車場 15時35分～21時35分 「市民相談」とされている	・長時間(6時間の駐車) ・深夜 ・繁華街(小田急町田駅周辺徒歩5分) 支出者すら不明。	10-1	103	上中	21 P8 (緑25)	同上	0
J16-83	2016/4/7	調査	いわせ	600	600	OnePark森野第3駐車場 19時14分～23時53分 「金儲」とされている	・長時間(約4時間半の駐車) ・深夜 ・繁華街(小田急町田駅北口周辺) 繁華街での深夜の「金儲」は考えられない。 支出者すら不明。	10-1	106	上右	21 P8 (緑24)	同上	0
J16-84	2016/5/1	調査		700	700	アットパーク町田第2駐車場 09時39分～13時00分 「打合せ」とされている	・長時間(3時間以上の駐車) ・繁華街(小田急町田駅すぐそば) 支出者すら不明。	10-1	107	中左	21 P8 (黄63)	同上	0
J16-85	2016/5/10	調査		900	900	アイベック町田第8駐車場 19時36分～22時18分 「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。 支出者すら不明。	10-1	109	上左	21 P8 (黄緑76)	同上	0
J16-86	2016/6/7	調査		1,000	1,000	TP原町57駐車場 20時36分～22時51分 「市民相談」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「市民相談」は考えられない。 支出者すら不明。	10-1	101	上左	21 P8 (ピンク●)	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連運賃	金派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-87	2016/6/9	調査		1,150	1,150	アイベック町田中町第3駐車場 18時19分～23時50分 「市民相談」とされている	・長時間(約5時間半の駐車) ・深夜 ・繁華街での深夜の「市民相談」は考えられない。 支出者すら不明。	10-1	101	上右	21 P9 (費29)	同上	0
J16-88	2016/7/12	調査		200	200	サイクルパーク町田 08時28分～16時52分 「打合せ」とされている	・長時間(約3時間半の駐車) ・繁華街(JR町田駅徒歩1分) 支出者すら不明。	10-1	118	中中	21 P8 (赤●)	同上	0
J16-89	2016/7/17	調査	市川	150	150	タマパーク森野 15:22～15:32 「打合せ」とされている	・短時間(わずか10分間の駐車) ・繁華街(小田急町田駅徒歩1分)	10-1	118	下中	21 P8 (緑40)	同上	0
J16-90	2016/7/25	調査		100	100	町田来通り駐車場 11:32～11:44 「市民相談」とされている	・繁華街 支出者すら不明。	10-1	99	上右	21 8 (費45)	同上	0
J16-91	2016/8/23	調査	市川	200	200	町田駅前コイン駐車場 14:07～14:25 「市民相談」とされている	・短時間(わずか18分間の駐車) ・繁華街 【広報おさむら】より 自民党役員会 18:30～	10-1	98	下左	21 P8 (緑34) 甲86-3	同上	0
J16-92	2016/9/2	調査		1,000	1,000	ダイイチパーク町田駐車場 18時26分～20時54分 「市民相談」とされている	・夜間 ・繁華街 ・長時間(約2時間10分の駐車) 支出者すら不明。	10-1	97	上左	21 P8 (ピンク24)	同上	0
J16-93	2016/9/26	調査		400	400	森野第7駐車場18時35分～19時44分 「現地調査」とされている	・住宅地 会議をする場所なし ・夜間 支出者すら不明。	10-1	126	中中		住宅地であっても現地調査を行うことは十分にあり、住宅地の現地調査が許されない理由について具体的事実と併せたの指摘に欠ける。	0
J16-94	2016/9/28	調査		1,100	1,100	リパーク森野1丁目第2駐車場 17時22分～22時28分 「会議」とされている	・長時間(約5時間の駐車) ・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 支出者すら不明。	10-1	128	下右	21 P8 (緑26)	同上	0
J16-95	2016/10/3	調査		1,500	1,500	IP中町第8駐車場 11時09分～18時13分 「市民相談」とされている	・長時間(約7時間の駐車) ・繁華街 支出者すら不明。	10-1	96	上左	21 P8 (費11)	同上	0
J16-96	2016/10/4	調査	岩瀬	950	950	アイベック町田中町第3駐車場 18時59分～21時39分 「市民相談」とされている	・長時間(2時間40分) ・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「市民相談」は考えられない。 支出者すら不明。	10-1	96	上中	21 P8 (費29)	同上	0
J16-97	2016/10/16	調査		900	900	ミウラパーク原町3丁目第5駐車場 11時24分～15時51分 「打合せ」とされている	・長時間(約4時間半の駐車) ・繁華街 支出者すら不明。	10-1	130	上中	21 P8 (青●)	同上	0
J16-98	2016/10/17	調査		1,200	1,200	MPパーク町田駅前駐車場 11時27分～15時33分 「市民相談」とされている	・長時間(約4時間の駐車) ・繁華街 支出者すら不明。	10-1	96	下中	21 P8 (緑20)	同上	0
J16-99	2016/10/22	調査	岩瀬	1,000	1,000	平野第3駐車場 11時00分～14時05分 「打合せ」とされている	・長時間(3時間以上の駐車) ・繁華街 【広報おさむら】より 自民党町田総支部事務所開き 11:00～・市議会自民党会派打ち合わせ	10-1	130	下中	21 P8 (費35) 甲86-3	同上	0
J16-100	2016/10/23	調査		900	900	タマパーク原町15駐車場 10時43分～13時41分 「打合せ」とされている	・繁華街 ・長時間(約3時間の駐車) 支出者すら不明。	10-1	131	上左	21 8 (費52)	同上	0
J16-101	2016/11/7	調査		1,500	1,500	IP中町第8駐車場 15時22分～19時55分 「市民相談」とされている	・長時間(約4時間半の駐車) ・夜間 ・繁華街 支出者すら不明。	10-1	94	上左	21 P8 (費11)	同上	0
J16-102	2017/3/4	調査		800	800	アットパーク町田第2駐車場 18時51分～23時29分 「打合せ」とされている	・長時間(約4時間半の駐車) ・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。 支出者すら不明。	10-1	154	中左	21 P8 (費63)	同上	0
J16-103	2016/4/7	調査	藤田	200	200	コムパーク多摩境 06時15分～07時54分 「現地調査」とされている	・早朝 ・政党活動 多摩境駅前の街頭宣伝のためと推測	10-1	106	中左	21 P26	駅周辺であるという事情から街頭宣伝のためには推測できない。具体的な事実の指摘に欠ける。	0
J16-104	2016/5/18	調査	藤田	200	200	コムパーク多摩境 06時08分～07時56分 「現地調査」とされている	・早朝 ・政党活動 相原駅前の街頭宣伝のためと推測される	10-1	110	上左	21 P26	同上	0
J16-105	2016/5/26	調査	藤田	200	200	にっこパークキング相原駐車場 05時58分～07時56分 「現地調査」とされている	・早朝 ・政党活動 JR横浜線 相原駅前の街頭宣伝のためと推測される	10-1	110	下左	21 P26	同上	0
J16-106	2016/12/24	調査	藤田	500	500	コムパーク多摩境 11時28分～13時57分 「打合せ」とされている	・長時間(2時間29分)	10-1	141	下左	21 P26	同上	0
J16-107	2017/1/11	調査	藤田	200	200	コムパーク多摩境 06時09分～07時59分 「現地調査」とされている	・早朝 ・政党活動 多摩境駅前の街頭宣伝のためと推測 以下J-120まで、同様。	10-1	144	中	21 P26	同上	0
J16-108	2017/2/1	調査	藤田	200	200	コムパーク多摩境 06時09分～07時56分 「現地調査」とされている	同上	10-1	153	上左	21 P26	同上	0
J16-109	2017/2/15	調査	藤田	200	200	コムパーク多摩境 06時18分～07時56分 「現地調査」とされている	同上	10-1	150	中左	21 P26	同上	0
J16-110	2016/4/23	調査	市川	700	700	森野第3駐車場 06時56分～8時54分 「現地調査」とされている	同上	10-1	106	下右	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-111	2016/5/28	調査	市川	500	500	森野第3駐車場 06時58分～08時09分 「現地調査」とされている	同上	10-1	110	下中	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-112	2016/6/25	調査	市川	500	500	森野第3駐車場 06時56分～08時10分 「現地調査」とされている	同上	10-1	114	中右	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-113	2016/7/23	調査	市川	900	900	森野第3駐車場 06時58分～09時05分 「現地調査」とされている	同上	10-1	119	中右	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-114	2016/8/27	調査	市川	800	800	森野第3駐車場 07時00分～08時50分 「現地調査」とされている	同上	10-1	123	上中	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-115	2016/9/24	調査	市川	700	700	森野第3駐車場(森野1-38) 06時59分～08時52分 「現地調査」とされている	同上	10-1	126	上右	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-116	2016/10/22	調査	市川	800	800	森野第3駐車場 07時00分～08時47分 「現地調査」とされている	同上	10-1	130	下右	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-117	2016/11/26	調査	市川	600	600	森野第3駐車場 07時03分～08時10分 「現地調査」とされている	同上	10-1	136	中右	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-118	2016/12/24	調査	市川	800	800	森野第3駐車場 07時05分～08時55分 「現地調査」とされている	同上	10-1	141	中右	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-119	2017/1/28	調査	市川	900	900	森野第3駐車場 06時54分～09時03分 「会議」とされている	同上	10-1	147	上中	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-120	2017/2/25	調査	市川	700	700	森野第3駐車場 06時59分～08時56分 「会議」とされている	同上	10-1	151	中	21 P8 (緑19)	同上	0
J16-121	2016/4/20	調査		800	800	立川グランドホテル駐車場 手書き領収書時間記入なし 「会議」とされている	・政党活動 自由民主党三多摩議員連立協議会の出席のためである ・連立 【広報おさむら】より 自民党三多摩議員連立協議会 10:00～ 知事幹事合同会議 11:00～ (立川グランドホテル) 支出者すら不明。	10-1	93	下左	21 P41 甲86-2	自民党三多摩議員連立において市役について協議と意見交換等を行うこともあり、原告の主張は推測による推定に過ぎない。意見交換について金派活動を場所的に限定する論拠に欠ける。	0
J16-122	2017/2/15	調査	岩瀬	1,200	1,200	NPC24H立川北ロバークキング 14時54分～17時59分 「会議」のためとされている	・政党活動 自由民主党三多摩議員連立協議会が開催。同党の副田健太郎議員の講演がこなされた ・長時間(3時間以上の駐車) ・連立 【広報おさむら】より 自民党三多摩議員連立協議会総会 15:00～ 研修会講師 16:00～ 懇話会 17:00～ (立川グランドホテル)	10-1	150	上右	21 P41 甲86-2	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(印)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-123	2016/11/15	調査		1,200	1,200	NPC24H立川北ロパーキング 15時55分～20時01分「打合せ」とされている。	・政庁活動 自由民主党三多摩議員連絡協議会による研修会開催 ・長時間(4時間以上の駐車) ・夕方・夜間 『広報おさむら』より 自由民主党三多摩議員連絡協議会 冬期全議員研修会 立川グランドホテル 研修会 15:30～懇親会 17:00～ 支出者不詳。	10-1	136	上左	Z1 P41 甲86-2	同上	0
J16-124	2016/5/23	調査	岩瀬	400	400	NPC24H立川北ロパーキング 14時48分～15時25分「打合せ」とされている。	・夕方 ・政庁活動 いわせ和子議員ブログより(平成28年4月から6月 主な活動) 『O中川まさはるさん開所式』 町田市議会議員おさむら敬明ホームページ『広報おさむら』より 中川まさはる事務所開き 13:30～ 14:00～開所式三多摩事務所	10-1	110	上右	Z1 P41 甲90	同上	400
J16-125	2016/6/14	調査	岩瀬	400	400	NPC24H立川北ロパーキング 14時57分～15時55分「打合せ」とされている。	・夕方 ・政庁活動	10-1	113	上中	Z1 P41	同上	0
J16-126	2016/6/20	調査	岩瀬	1,000	1,000	NPC24H立川北ロパーキング 13時25分～15時08分「会議」とされている。	・政庁活動 「中川まさはる参議院議員候補の多摩決起大会」が開催されている。 ・夕方 いわせ和子議員ブログより(平成28年4月から6月 主な活動) 『O中川まさはるさん、決起大会へ(立川市)』 『広報おさむら』より 三多摩決起大会 14:00～ 立川グランドホテル 三遊事らん文議員の「年がら年中田原記」兼ブログより	10-1	114	上左	Z1 P41 甲90	同上	1,000
J16-127	2016/7/4	調査	岩瀬	400	400	NPC24H立川北ロパーキング 16時06分～16時55分「打合せ」とされている。	・夕方 ・政庁活動 『広報おさむら』より 中川まさはる緊急三多摩選対会議 16:00～ 立川グランドホテル 4階 三遊事らん文議員の「年がら年中田原記」より 『中川まさはる緊急選対会議』『中川まさはる緊急三多摩選対会議』	10-1	117	中左	Z1 P41 甲99	同上	0
J16-128	2016/7/14	調査	岩瀬	600	600	PJ柴崎町第4(パークジャパン)駐車場(立川市柴崎町3-7) 16時06分～17時35分「打合せ」とされている。	・夕方 ・政庁活動 いわせ和子議員のブログより(平成28年7月から9月 主な活動) 『7月…参議院選挙、東京都知事選挙の選対などのお手伝い! O東京都知事選挙三多摩第一立川駅北口へ』 国立市議員石井伸之のブログより 『午後4:30～立川駅北口伊勢丹前での街頭演説会』	10-1	118	中右	Z1 P41 甲100、101	同上	600
J16-129	2017/3/22	調査	若林	240	240	多摩センター中央第1駐車場 13時46分～14時15分「打合せ」とされている。	・短時間 わずか29分の駐車 ・商業施設 ・市外	10-1	157	下左	Z1 P36	同上	0
J16-130	2016/5/23	調査	若林	480	480	多摩センター中央第3駐車場 15時08分～17時00分 利用目的の記載なし。	・商業施設 ・市外	10-1	110	中左	Z1 P36	同上	0
J16-131	2016/6/26	調査	若林	900	900	マグレパパーキング(多摩市総合1丁目3B) 11時51分～17時34分「打合せ」とされている。	・長時間 5時間半以上 ・商業施設 ・市外	10-1	114	下中	Z1 P36	同上	0
J16-132	2016/6/30	調査	若林	360	360	多摩センター中央第3駐車場 18時28分～19時48分「打合せ」とされている。	・商業施設 ・市外 ・夜間 三遊事らん文議員の「年がら年中田原記」兼ブログより 『中川まさはる先生の個人演説会』とあり、6月30日は午後6時30分から京王プラザホテル多摩にて、多摩市・町田市合同の、参議院議員候補者、中川まさはる先生の個人演説会が開催されたので、それに町田市議会議員として参加いたしました。』とある。	10-1	111	下右	Z1 P36	同上	0
J16-133	2016/7/9	調査	若林	360	360	多摩センター中央第1駐車場 10時24分～13時40分「現地調査」とされている。	・長時間 3時間16分 ・商業施設 ・市外	10-1	118	上中	Z1 P36	同上	0
J16-134	2016/7/12	調査	若林	750	750	マグレパパーキング 09時24分～14時41分「打合せ」とされている。	・長時間 約5時間の駐車 ・商業施設 ・市外	10-1	118	上右	Z1 P36	同上	0
J16-135	2016/7/24	調査	若林	900	900	マグレパパーキング 11時46分～17時47分「打合せ」とされている。	・長時間 約6時間の駐車 ・商業施設 ・市外	10-1	120	上右	Z1 P36	同上	0
J16-136	2016/7/25	調査	若林	2,100	2,100	三井のリパーク新百合ヶ丘駅前第2駐車場 10時37分～17時36分「打合せ」とされている。	・長時間 約7時間の駐車 ・市外	10-1	120	中左		同上	0
J16-137	2016/8/11	調査	若林	720	720	多摩市宮永山複合施設駐車場 11時38分～14時45分「打合せ」とされている。	・長時間 約3時間の駐車 ・市外	10-1	122	上左		同上	0
J16-138	2016/5/22	調査	長村	150	150	サン町田旭体育館駐車場 09時14分～11時31分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設私的利用 日曜日	10-1	92	上右		体育館であって、商業的なスポーツジムのような施設とは性格が異なる。区の財物である施設について調査をすることは何ら違法な支出とは言えない。尚、施設の性質を超えて客観的な事実の指摘は無い。	0
J16-139	2016/5/24	調査	佐藤	100	100	サン町田旭体育館駐車場 09時57分～11時34分「打合せ」とされている。	・スポーツ施設私的利用 火曜日	10-1	110	中中		同上	0
J16-140	2016/6/25	調査	佐藤	100	100	サン町田旭体育館駐車場 15時52分～17時27分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設私的利用 土曜日 『広報おさむら』より 町田市ソフトボール連盟女子チーム代表者会議 16:00～市民球場管理課2階事務所	10-1	114	中中	甲86-2	同上	0
J16-141	2016/7/30	調査	長村	100	100	サン町田旭体育館駐車場 16時05分～17時24分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設私的利用 土曜日 『広報おさむら』より 第2回女子ソフトボール代表者会議 16:00～市民球場管理課	10-1	120	下中	甲86-2	同上	0
J16-142	2016/9/17	調査	佐藤	100	100	サン町田旭体育館駐車場 15時45分～17時22分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設私的利用 土曜日	10-1	125	下右		同上	0
J16-143	2016/10/15	調査	佐藤	150	150	サン町田旭体育館駐車場 16時46分～19時00分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設私的利用 土曜日	10-1	130	上左		同上	0
J16-144	2016/11/4	調査	佐藤	100	100	サン町田旭体育館駐車場 09時07分～10時40分「打合せ」とされている。	・スポーツ施設私的利用 金曜日	10-1	135	上左		同上	0
J16-145	2016/12/18	調査	長村	100	100	サン町田旭体育館駐車場 09時54分～09時44分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設私的利用 日曜日 『広報おさむら』より 町田市ソフトボール連盟 審判員研修会 9:00～16:00 サン町田	10-1	141	上右	甲49	同上	0
J16-146	2017/3/4	調査	長村	100	100	サン町田旭体育館駐車場 17時13分～18時52分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設私的利用 土曜日 『広報おさむら』より 平成28年度定期総会・町田市ソフトボール連盟 17:30～サン町田旭体育館	10-1	154	下中	甲86-3	同上	0
J16-147	2017/3/19	調査	長村	100	100	サン町田旭体育館駐車場 16時00分～16時44分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設私的利用 日曜日 『広報おさむら』より 町田市ソフトボール連盟 臨時理事会 16:00～管理課	10-1	155	上左	甲86-3	同上	0
J16-148	2017/3/25	調査	佐藤	100	100	サン町田旭体育館駐車場 16時43分～18時51分「現地調査」とされている。	・スポーツ施設私的利用 土曜日 『広報おさむら』より 町田市ソフトボール連盟 理事会・実行委員会 17:00～管理課	10-1	155	上中	甲86-3	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金沢自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-149	2016/4/8	調査	長村	150	150	町田市立総合体育館の駐車場 17時42分～19時53分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	104	上右		同上	0
J16-150	2016/4/17	調査	いわせ	100	100	町田市立総合体育館 09時27分～11時05分 「会議」とされている。	・スポーツ施設私的利用 日曜日 町田市議会議員 いわせ和子ブログより (平成28年4月から6月 主な活動) 町田市柔道連盟創立50周年記念第47回町田市青少年の日のスポーツ選手大会	10-1	93	中左	甲86-3		100
J16-151	2016/4/22	調査	長村	100	100	町田市立総合体育館 18時31分～20時35分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	106	中右		同上	0
J16-152	2016/5/22	調査	佐藤	100	100	町田市立総合体育館 14時24分～15時29分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日	10-1	110	上中		同上	0
J16-153	2016/5/27	調査	若林	100	100	町田市立総合体育館 18時01分～19時30分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間) 東日本少年少女レスリング大会前日準備 若林議員はプロフィールの前書きに、「スイミングコーチ、ボクシングトレーナー、社会体育指導員として幼児から高齢者まで幅広く指導している」とある。若林議員の利用となると、協栄ジムの関係と推測される。	10-1	108	下左	甲92		0
J16-154	2016/5/29	調査		150	150	町田市立総合体育館 16時01分～18時39分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 ベスカドーラ町田 「リーグ2016/2017 プレシーズンマッチ 16:30～	10-1	110	下右	甲88		0
J16-155	2016/6/11	調査		100	100	町田市立総合体育館 09時40分～10時27分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 土曜日 支出者すら不明。	10-1	111	上左		同上	0
J16-156	2016/6/17	調査	長村	150	150	町田市立総合体育館 17時58分～20時33分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	113	上右		同上	0
J16-157	2016/6/19	調査		100	100	町田市立総合体育館 13時39分～15時49分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 ベスカドーラ町田 2016 シーズン 2 第 14:00～	10-1	113	中右	甲88		0
J16-158	2016/7/1	調査	若林	100	100	町田市立総合体育館 18時36分～20時34分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	117	上中		同上	0
J16-159	2016/7/29	調査	長村	100	100	町田市立総合体育館 18時16分～19時11分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	120	下左		同上	0
J16-160	2016/8/14	調査		100	100	町田市立総合体育館 14時55分～見えず 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 ベスカドーラ町田 2016シーズン10 第 15:00～	10-1	122	上中	甲88		0
J16-161	2016/8/19	調査	若林	100	100	町田市立総合体育館 18時34分～20時32分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	121	上右		同上	0
J16-162	2016/8/19	調査		100	100	町田市立総合体育館 18時51分～20時35分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間) 支出者すら不明。	10-1	122	中中		同上	0
J16-163	2016/8/26	調査		100	100	町田市立総合体育館 09時55分～11時05分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日 支出者すら不明。	10-1	121	中中		同上	0
J16-164	2016/10/14	調査	長村	100	100	町田市立総合体育館 18時26分～20時33分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	129	下右		同上	0
J16-165	2016/10/22	調査		100	100	町田市立総合体育館 15時58分～17時48分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 土曜日 ベスカドーラ町田 2016シーズン15 第 16:00～	10-1	130	上右	甲88		0
J16-166	2016/11/2	調査	木目田	100	100	町田市立総合体育館 19時53分～20時41分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 水曜日(祝日の前日の夜間) 若林議員のブログより 町田市柔道連盟50周年記念大会(町田市柔道連盟)	10-1	134	上左	甲88		0
J16-167	2016/11/5	調査	木目田	100	100	町田市立総合体育館 15時21分～16時35分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 土曜日	10-1	134	上右		同上	0
J16-168	2016/11/6	調査	佐藤	100	100	町田市立総合体育館 12時01分～13時02分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日	10-1	135	中左		同上	0
J16-169	2016/11/20	調査	岩瀬	100	100	町田市立総合体育館 12時35分～13時58分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 岩瀬議員のブログより 町田市柔道連盟50周年記念大会(町田市柔道連盟)	10-1	134	下左	甲90		0
J16-170	2016/11/20	調査	佐藤	100	100	町田市立総合体育館 15時48分～16時52分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 町田市柔道連盟50周年記念大会(町田市柔道連盟)	10-1	136	上中	甲90		0
J16-171	2016/12/9	調査	長村	100	100	町田市立総合体育館 18時15分～20時06分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	140	下左		同上	0
J16-172	2016/12/18	調査	佐藤	100	100	町田市立総合体育館 15時56分～17時48分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 ベスカドーラ町田 2016シーズン 2 第 16:00～	10-1	141	上左	甲88		100
J16-173	2017/1/7	調査	佐藤	100	100	町田市立総合体育館 15時20分～16時44分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 土曜日 ベスカドーラ町田 2016シーズン 2 7 第 15:00～ 町田市議会議員 藤田学議員のブログより「連休の初日(7日)の土曜日は、文化芸術、スポーツ、伝統芸術に傾きました。」とあり「わが、ホームタウンチームベスカドーラ町田も、今年発のホームゲームでした。」と続き、藤田議員、佐藤伸一郎議員、吉原修郎議員との写真を掲載。	10-1	143	中右	甲93		100
J16-174	2017/1/22	調査	佐藤	100	100	町田市立総合体育館 16時33分～18時15分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 ベスカドーラ町田 2016シーズン 2 9 第 16:30～	10-1	146	中右	甲88		100
J16-175	2017/1/27	調査	長村	100	100	町田市立総合体育館 18時22分～19時52分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	145	下左		同上	0
J16-176	2017/2/12	調査	佐藤	150	150	町田市立総合体育館 16時04分～18時32分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日 ベスカドーラ町田 2016シーズン 2 第 16:00～	10-1	149	下右	甲88		150
J16-177	2017/2/24	調査	長村	100	100	町田市立総合体育館 17時54分～19時26分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	152	上左		同上	0
J16-178	2017/3/10	調査	若林	100	100	町田市立総合体育館 18時41分～19時43分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 金曜日の夕方(夜間)	10-1	154	上左		同上	0
J16-179	2016/7/24	調査	若林	250	250	町田市立総合体育館 07時53分～11時31分 「打合せ」とされている	・長時間 3時間38分 ・スポーツ施設私的利用 日曜日	10-1	120	上中		同上	0
J16-180	2016/10/2	調査	若林	600	600	町田市立総合体育館 08時34分～15時16分 「打合せ」とされている	・長時間 6時間42分 ・スポーツ施設私的利用 日曜日	10-1	129	上中		同上	0
J16-181	2016/10/9	調査	若林	150	150	町田市立総合体育館 11時12分～13時45分 「打合せ」とされている	・長時間 2時間33分 ・スポーツ施設私的利用 日曜日	10-1	133	上右		同上	0
J16-182	2016/10/9	調査	若林	100	100	町田市立総合体育館 15時12分～15時45分 「打合せ」とされている	・スポーツ施設私的利用 日曜日	10-1	133	中左		同上	0

支出番号	支出日	費目	員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金沢自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-183	2016/11/20	調査	若林	200	200	町田市立屋内プール駐車場 08時31分～11時25分「打合せ」とされている	・長時間 2時間54分 ・スポーツ施設私的利用 日曜日 協会スイングクラブ座席のサイト ホテリオリ (2016年11月20日(日)に町田市立屋内プールにてインターナショナル・スポーツネットワーク杯が行われました。)インターナショナル・スポーツネットワーク杯とは、協会グループの対抗戦	10-1	136	中左	甲48-3	同上	200
J16-184	2016/5/16	調査	岩瀬	100	100	町田市民病院 10時56分～13時02分「打合せ」とされている	・病院の私的利用 ・長時間 2時間6分の駐車	10-1	109	中右		同上	100
J16-185	2016/6/2	調査	岩瀬	100	100	町田市民病院 18時15分～19時23分「金庫」とされている	・病院の私的利用	10-1	112	上中		市民の健康福祉医療という金沢の金沢の行う活動として重要な事柄についての打ち合わせなどである。	100
J16-186	2016/6/22	調査	岩瀬	100	100	町田市民病院 12時40分～13時50分「打合せ」とされている	・病院の私的利用	10-1	114	上中		同上	100
J16-187	2016/7/22	調査	岩瀬	300	300	町田市民病院 10時01分～15時20分「金庫」とされている	・病院の私的利用 ・長時間 約5時間の駐車	10-1	119	中左		同上	300
J16-188	2016/9/27	調査	岩瀬	100	100	町田市民病院 18時13分～19時17分「打合せ」とされている	・病院の私的利用	10-1	128	下左		同上	100
J16-189	2016/10/28	調査	岩瀬	100	100	町田市民病院 17時45分～19時18分「金庫」とされている	・病院の私的利用	10-1	132	上左		同上	100
J16-190	2016/10/14	調査	岩瀬	100	100	町田市民病院 10時54分～12時21分「金庫」とされている	・病院の私的利用	10-1	133	中中		同上	100
J16-191	2016/12/27	調査	岩瀬	100	100	町田市民病院 17時37分～19時42分「現地調査」とされている	・病院の私的利用	10-1	139	上中		同上	100
J16-192	2017/2/7	調査	岩瀬	200	200	町田市民病院 09時38分～13時55分「金庫」とされている	・病院の私的利用 ・長時間 約4時間の駐車	10-1	149	中左		同上	200
J16-193	2017/3/18	調査	岩瀬	100	100	町田市民病院 17時36分～19時13分「金庫」とされている	・病院の私的利用	10-1	157	中中		同上	100
J16-194	2017/3/23	調査		200	200	南町田病院(町田市圏内にある総合病院) 16時05分～17時23分「打合せ」とされている	・病院の私的利用 支出者不明	10-1	91	中		同上	200
J16-195	2017/3/29	調査		100	100	南町田病院 16時31分～16時47分「打合せ」とされている	・病院の私的利用 ・短時間 わずか16分間の駐車 支出者不明	10-1	91	中右		同上	100
J16-196	2016/7/16	調査		1,080	1,080	けいゆう病院駐車場(横浜西区みなとみらい3丁目 11時01分～12時48分「金庫」とされている)	・病院の私的利用 支出者不明	10-1	92	中		同上	1,080
J16-197	2016/4/7	調査	木目田	600	600	いなげや町成瀬台第2駐車場 08時26分～11時00分「金庫」とされている	・商業施設	10-1	104	上中		駐車場所について、金庫場所周辺に適切な駐車場が存在しないためである。	0
J16-198	2016/4/22	調査	木目田	500	500	グルメシティ成瀬台店駐車場 16時37分～18時47分「金庫」とされている	・商業施設	10-1	105	上左	21 P22	同上	0
J16-199	2017/1/28	調査		400	400	セイジョーミニスト上瀬本町駐車場(相模原市南区上瀬本町2-14) 11時54分～13時20分「打合せ」とされている	・商業施設 支出者不明	10-1	145	下中	21 P8(案27)	同上	0
J16-200	2017/2/14	調査	若林	600	600	ショップバスターが新設駐車場 17時30分～18時10分「現地調査」とされている	・商業施設 ・運方	10-1	91	中左		同上	0
J16-201	2016/8/1	調査	若林	100	100	イオン相模原ショッピングセンター 18時35分～22時12分「打合せ」とされている	・商業施設 ・長時間 約3時間半の駐車 ・市外	10-1	124	上左		同上	0
J16-202	2016/8/27	調査	若林	300	300	湘野辺駅北口パーキング 15時55分～17時07分「現地調査」とされている	・繁華街 湘野辺駅北口の横浜銀行湘野辺支店の並び。周辺には飲食の店が集まっている ・深夜	10-1	123	上左		繁華街という指摘について、同上。場所の性質以上の具体的な指摘に欠ける。	0
J16-203	2016/10/1	調査	若林	400	400	湘野辺駅北口パーキング 19時18分～21時13分「打合せ」とされている	・繁華街 湘野辺駅北口の横浜銀行湘野辺支店の並び。周辺には飲食の店が集まっている ・深夜 ・長時間(2時間55分)	10-1	133	上左		同上	0
J16-204	2016/11/4	調査	若林	300	300	湘野辺駅北口パーキング 18時55分～20時17分「打合せ」とされている	・繁華街 湘野辺駅北口の横浜銀行湘野辺支店の並び。周辺には飲食の店が集まっている ・深夜	10-1	135	上中		同上	0
J16-205	2016/11/15	調査	若林	800	800	湘野辺駅北口パーキング 14時29分～18時16分「金庫」とされている	・繁華街 湘野辺駅北口の横浜銀行湘野辺支店の並び。 ・長時間 3時間半以上の駐車	10-1	134	中右		同上	0
J16-206	2017/2/8	調査	若林	200	200	湘野辺駅北口パーキング 15時40分～16時40分「打合せ」とされている	・繁華街 湘野辺駅北口の横浜銀行湘野辺支店の並び。周辺には飲食の店が集まっている ・深夜	10-1	149	中中		同上	0
J16-207	2017/2/13	調査	若林	500	500	湘野辺駅北口パーキング 18時55分～21時03分「打合せ」とされている	・繁華街 湘野辺駅北口の横浜銀行湘野辺支店の並び。周辺には飲食の店が集まっている ・深夜 ・長時間 2時間08分	10-1	150	上中		同上	0
J16-208	2016/4/29	調査	岩瀬	1,000	1,000	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 14時01分～19時13分「金庫」とされている	・長時間 約5時間の駐車	10-1	107	上中		同上	0
J16-209	2016/6/20	調査	岩瀬	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 18時25分～18時36分「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか11分間の駐車	10-1	113	下右		同上	0
J16-210	2016/8/10	調査	岩瀬	600	600	シンコウパーク鶴川駅前 19時01分～20時55分「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	10-1	124	下中		同上	0
J16-211	2016/10/17	調査	岩瀬	1,100	1,100	バウム神邸ビル駐車場鶴川駅前 17時49分～22時19分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 4時間30分 ・商業施設 ・深夜	10-1	130	中左		同上	0
J16-212	2017/2/26	調査	岩瀬	600	600	鶴川駅前神庭パーキング 19時02分～21時44分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 4時間半の駐車 ・深夜	10-1	152	中左		同上	0
J16-213	2016/8/15	調査		100	100	タイムズ玉川学園第4駐車場 15時01分～15時06分「市民相談」とされている	・短時間 わずか5分間の駐車 支出者不明	10-1	98	中右		同上	0
J16-214	2016/8/28	調査		200	200	タイムズ玉川学園第4駐車場 09時26分～09時48分「市民相談」とされている	・短時間 わずか22分間の駐車 支出者不明	10-1	97	中		同上	0
J16-215	2016/10/23	調査	木目田	600	600	J-PARK相模大野駐車場 12時30分～13時12分「現地調査」とされている	・市外 相模大野	10-1	133	下中		市外という点について、同上。	0
J16-216	2016/4/8	調査		500	500	山手パーキング(横浜市中区山手町) 17時22分～18時23分「打合せ」とされている	・運方 横浜市中区山手町 支出者不明	10-1	93	上中		同上	0
J16-217	2016/8/27	調査	岩瀬	200	200	ホテル町田ヴィラ 11時29分～14時02分 800円～割引1600円が適用されて200円「現地調査」とされている	・商業施設 ホテル内の飲食を伴う宴会。現地調査が行われた形跡なし。	10-1	122	下右	21 P8 (案65)	同上	0
J16-218	2017/1/21	調査	岩瀬	800	800	ホテル町田ヴィラ 13時53分～16時14分「金庫」とされている	・商業施設	10-1	142	中右	21 P8 (案65)	同上	0
J16-219	2017/2/25	調査		200	200	千寿園駐車場 14時29分～18時31分「金庫」とされている	・商業施設 ・長時間 約4時間の駐車 ・長時間 約4時間の駐車 松岡ゆき子のブログより町田郷友会復興交歓会・防衛講座(福井祐輔下田市長の講演)『広報おさむら』より町田郷友会新年会 15:00～16:00「講演 福井祐輔下田市長」16:30～復興交歓会 千寿園 支出者不明	10-1	152	上右	21 P8 (案20) 甲128		0
合計額				69,340									6,230

J17-83	2017/4/4	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 15時55分～17時06分「金庫」とされている	・政党活動 自由民主党町田総支部(旭町2-1-3)の前の徒歩30秒以内の駐車場。同所訪問のための駐車。すなわち政党活動のためと推測、以下102まで同様。	11-1	3	4-7	21 P30	市政について他議員と意見交換等をすることもあり、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J17-84	2017/4/7	調査	佐藤	200	200	タイムズ町田旭町駐車場 11時29分～11時41分「打合せ」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか12分の駐車	11-1	4	4-15	21 P30	同上	0
J17-85	2017/4/8	調査	佐藤	300	300	タイムズ町田旭町駐車場 11時15分～20時28分「打合せ」とされている	・政党活動 ・長時間 9時間以上の駐車 『広報おさむら』より自由民主党町田支部役員会18:00～支那懇話会	11-1	5	4-18	21 P30 甲86-4	同上	0
J17-86	2017/4/12	調査	佐藤	200	200	町田旭町駐車場 12時59分～13時25分「打合せ」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか26分の駐車	11-1	6	4-29	21 P30	同上	0

支出番号	支出日	票目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	延滞番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-87	2017/5/21	調査	木目田	300	300	タイムズ町田旭町駐車場 11時26分～13時29分 「現地調査」とされている	・政党活動 ・長時間2時間3分の駐車	11-1	23	5-61	21 P30	同上	0
J17-88	2017/9/7	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 18時07分～19時24分 「打合せ」とされている	・政党活動 『広報おさむら』より 自民党町田総支部役員会 18:30～ ・佐藤議員が2枚の領収書(同日駐車)	11-1	67	9-15	21 P30 甲86-4	同上	0
J17-89	2017/9/7	調査	佐藤	500	500	タイムズ町田旭町駐車場 16時57分～19時29分 「金庫」とされている	・政党活動 ・夜間 ・長時間 約2時間半の駐車 『広報おさむら』より 自民党町田総支部役員会 18:30～ ・佐藤議員が2枚の領収書(同日駐車)	11-1	67	9-16	21 P30 甲86-4	同上	500
J17-90	2017/9/28	調査	佐藤	500	500	タイムズ町田旭町駐車場 12時24分～20時37分 「金庫」とされている	・政党活動 ・夜間 ・長時間 8時間以上の駐車 『広報おさむら』より 自民党役員会・拡大会議 18:00～考案 小倉まさのぶ議員のブログより 「衆議院解散」退陣②として「夜は町田駅前街で街頭演説を行った後、町田・多摩の後援会・自民党支部役員にご参集いただき、状況説明をさせていただきました」と記載されている。	11-1	75	9-62	21 P30 甲111	同上	0
J17-91	2017/11/4	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 17時39分～20時04分 「打合せ」とされている	・政党活動 ・夜間 ・長時間 4時間29分の駐車 『広報おさむら』より 自民党役員会 18:30～	11-1	91	11-7	21 P30 甲86-4	同上	0
J17-92	2017/11/20	調査	佐藤	600	600	タイムズ町田旭町駐車場 18時40分～21時07分 「金庫」とされている	・政党活動 ・深夜 ・長時間 2時間27分の駐車 繁華街での深夜の「金庫」は考えられない。	11-1	97	11-46	21 P30	同上	0
J17-93	2017/11/30	調査	佐藤	600	600	タイムズ町田旭町駐車場 16時13分～20時42分 「金庫」とされている	・政党活動 ・夜間 ・長時間 4時間29分の駐車	11-1	101	11-68	21 P30	同上	0
J17-94	2017/12/3	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 17時20分～20時12分 「打合せ」とされている	・政党活動 ・夜間 ・長時間 2時間52分の駐車	11-1	103	12-6	21 P30	同上	0
J17-95	2017/12/12	調査	佐藤	600	600	タイムズ町田旭町駐車場 16時24分～19時42分 「金庫」とされている	・政党活動 ・夜間 ・長時間 3時間以上の駐車	11-1	108	12-35	21 P30	同上	0
J17-96	2017/12/13	調査	佐藤	600	600	町田旭町駐車場 11時13分～14時22分 「金庫」とされている	・政党活動 ・長時間 3時間以上の駐車	11-1	109	12-40	21 P30	同上	0
J17-97	2017/12/16	調査	佐藤	400	400	町田旭町駐車場 11時45分～14時52分 「打合せ」とされている	・政党活動 ・長時間 3時間以上の駐車	11-1	110	12-51	21 P30	同上	0
J17-98	2017/12/21	調査	佐藤	600	600	タイムズ町田旭町駐車場 13時07分～15時17分 「金庫」とされている	・政党活動 ・長時間 2時間10分の駐車	11-1	112	12-58	21 P30	同上	0
J17-99	2018/1/9	調査	佐藤	600	600	タイムズ町田旭町駐車場 09時06分～12時28分 「金庫」とされている	・政党活動 ・長時間 3時間以上の駐車 ・同日駐車 (J-105時間帯同じ) 『広報おさむら』より 自民党町田総支部事務所開き 11:00～・市議会自民党会派打ち合わせ会	11-1	118	1-20	21 P30 甲86-4	同上	0
J17-100	2018/1/29	調査	岩瀬	600	600	タイムズ町田旭町駐車場 09時37分～11時41分 「打合せ」とされている	・政党活動 ・長時間 2時間35分の駐車 いわせ和子議員ブログより 今日も一日、お疲れ様！★自民党町田総支部の会計監査(事前)★自民党会派、近況報告会	11-1	125	1-67	21 P30 甲104	同上	0
J17-101	2018/1/29	調査	佐藤	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 09時55分～11時41分 「金庫」とされている	・政党活動 いわせ和子議員ブログより 今日も一日、お疲れ様！★自民党町田総支部の会計監査(事前)★自民党会派、近況報告会	11-1	125	1-70	21 P30 甲104	同上	0
J17-102	2018/3/6	調査	佐藤	600	600	タイムズ町田旭町駐車場 09時30分～12時32分の「金庫」とされている	・政党活動 ・長時間 3時間02分の駐車	11-1	136	3-11	21 P30	同上	0
J17-103	2017/12/4	調査	木目田	200	200	リパーク町田旭町1丁目駐車場(旭町1丁目4-2) 11時22分～12時01分 「現地調査」とされている	・政党活動	11-1	104	12-14	21 P30	同上	0
J17-104	2018/1/5	調査	木目田	600	600	リパーク町田旭町1丁目駐車場 09時44分～10時55分 「現地調査」とされている	・政党活動	11-1	116	1-11	21 P30	同上	0
J17-105	2018/1/9	調査	木目田	600	600	リパーク町田旭町1丁目駐車場 10時52分～12時12分 「現地調査」とされている	・政党活動 『広報おさむら』より 自民党町田総支部事務所開き 11:00～・市議会自民党会派打ち合わせ会	11-1	118	1-21	21 P30 甲86-4	同上	0
J17-106	2018/2/15	調査	木目田	200	200	リパーク町田旭町1丁目駐車場 09時38分～10時09分 「打合せ」とされている	・政党活動	11-1	131	2-29	21 P30	同上	0
J17-107	2017/4/12	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ(中町1丁目20-23) 09時05分～10時41分 「金庫」とされている	・繁華街	11-1	6	4-28	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-108	2017/4/24	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時07分～22時05分 「金庫」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金庫」は考えられない。	11-1	10	4-54	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-109	2017/4/26	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時34分～21時36分 「金庫」とされている	・深夜 ・繁華街 ・同日駐車 (J-110) 繁華街での深夜の「金庫」は考えられない。	11-1	11	4-60	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-110	2017/4/26	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 13時15分～14時02分 「現地調査」とされている	・繁華街 ・同日駐車	11-1	11	4-59	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-111	2017/4/27	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 17時55分～18時02分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか7分間の駐車 ・繁華街	11-1	12	4-62	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-112	2017/5/1	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 21時43分～22時06分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか23分間の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「現地調査」は考えられない。	11-1	13	5-1	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-113	2017/5/2	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 14時53分～18時11分 「金庫」とされている	・長時間 3時間以上の駐車 ・繁華街 都議会議員選挙投票日まで残り2か月となる。	11-1	13	5-3	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-114	2017/5/3	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時28分～21時34分 「金庫」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金庫」は考えられない。	11-1	13	5-5	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-115	2017/5/8	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時37分～22時25分 「金庫」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金庫」は考えられない。	11-1	16	5-16	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-116	2017/5/9	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 21時10分～22時12分 「金庫」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金庫」は考えられない。	11-1	16	5-17	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-117	2017/5/10	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時55分～21時59分 「金庫」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金庫」は考えられない。	11-1	16	5-19	21 P8 (賞1)	同上	0

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-118	2017/5/12	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 11時57分～14時21分「会議」とされている	・同日駐車 ・繁華街 ・政治活動	11-1	17	5-27	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-119	2017/5/12	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時40分～21時16分「会議」とされている	・同日2回目の「会議」 ・繁華街 ・深夜 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	18	5-29	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-120	2017/5/15	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 19時25分～19時46分「現地調査」とされている	・短時間 わずか21分の駐車 ・繁華街 ・夜間 ・政治活動	11-1	19	5-38	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-121	2017/5/17	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 09時39分～13時13分「会議」とされている	・長時間 約3時間半の駐車 ・繁華街 ・政治活動	11-1	20	5-44	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-122	2017/5/19	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 13時24分～14時48分「会議」とされている	・同日駐車 ・繁華街 ・政治活動	11-1	21	5-51	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-123	2017/5/19	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時42分～22時25分「会議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・同日2回目の「会議」 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	22	5-52	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-124	2017/5/21	調査	佐藤	1,000	1,000	町田シバヒロ 13時49分～17時54分「会議」とされている	・長時間 約4時間の駐車 ・繁華街 ・政治活動	11-1	23	5-60	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-125	2017/5/22	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 18時38分～22時31分「会議」とされている	・長時間 約4時間の駐車 ・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	24	5-62	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-126	2017/5/23	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 12時05分～13時01分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	24	5-63	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-127	2017/5/24	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 11時44分～12時37分「現地調査」とされている	・同日駐車 ・繁華街	11-1	24	5-65	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-128	2017/5/24	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 17時57分～18時01分「現地調査」とされている	・短時間 わずか4分間の駐車 ・繁華街 ・同日2回目の「現地調査」	11-1	24	5-66	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-129	2017/5/25	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時26分～21時50分「会議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	25	5-71	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-130	2017/5/26	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時27分～21時42分「会議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	25	5-72	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-131	2017/5/29	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時46分～21時22分「会議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	26	5-78	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-132	2017/5/30	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 18時59分～21時57分「会議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	26	5-80	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-133	2017/6/5	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 14時57分～18時28分「会議」とされている	・長時間 3時間半以上の駐車 ・繁華街 ・都議会議員選挙投票日まで残り1カ月を切る ・政治活動	11-1	28	6-10	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-134	2017/6/6	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時30分～21時53分「会議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	28	6-11	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-135	2017/6/7	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時37分～21時29分「会議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	29	6-16	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-136	2017/6/8	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時49分～21時56分「会議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	29	6-19	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-137	2017/6/9	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時48分～21時55分「会議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	30	6-22	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-138	2017/6/12	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時52分～22時31分「会議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	31	6-30	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-139	2017/6/13	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時17分～22時18分「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。 ・政治活動	11-1	32	6-32	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-140	2017/6/14	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 21時15分～22時03分「現地調査」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「現地調査」は考えられない。 ・政治活動	11-1	32	6-36	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-141	2017/6/15	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時41分～21時03分「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。 ・政治活動	11-1	33	6-39	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-142	2017/6/17	調査	佐藤	1,000	1,000	町田シバヒロ 17時48分～22時15分「会議」とされている	・長時間 約4時間半の駐車 ・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	33	6-42	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-143	2017/6/18	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 13時51分～14時26分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	34	6-48	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-144	2017/6/20	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 13時17分～17時08分「会議」とされている	・同日駐車 ・長時間3時間51分の駐車 ・繁華街 ・都議会議員選挙投票日まで残り2週間を切る ・政治活動	11-1	35	6-52	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-145	2017/6/20	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時55分～22時14分「会議」とされている	・同日2回目の駐車 ・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「会議」は考えられない。 ・政治活動	11-1	35	6-53	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-146	2017/6/21	調査	佐藤	1,100	1,100	町田シバヒロ 14時25分～20時55分「会議」とされている	・夜間 ・長時間 6時間半の駐車 ・繁華街 ・政治活動	11-1	36	6-57	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-147	2017/6/23	調査	佐藤	1,100	1,100	町田シバヒロ 08時56分～22時50分「会議」とされている	・長時間 13時間54分の駐車 ・深夜 ・繁華街 ・都議会議員選挙告示日 ・政治活動	11-1	37	6-68	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-148	2017/6/24	調査	佐藤	1,100	1,100	町田シバヒロ 10時11分～21時29分「会議」とされている	・長時間 11時間18分の駐車 ・深夜 ・繁華街 ・政治活動	11-1	38	6-73	21 P8 (黄1)	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-149	2017/6/26	調査	佐藤	1,100	1,100	町田シバヒロ 13時42分～22時55分「会談」とされている	・長時間 9時間13分の駐車 ・深夜 ・繁華街 都議会議員選挙まであと6日 政党活動	11-1	39	6-84	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-150	2017/6/28	調査	佐藤	1,100	1,100	町田シバヒロ 12時09分～21時09分「会談」とされている	・長時間 9時間の駐車 ・深夜 ・繁華街 都議会議員選挙投票日まであと4日 政党活動	11-1	41	6-93	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-151	2017/6/29	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 09時54分～12時42分「会談」とされている	・同日駐車 ・長時間 2時間48分の会談 ・繁華街 都議会議員選挙投票日まであと3日 午前中に駐車したあと、夕方から深夜まで長時間の駐車 (J17-152) 政党活動	11-1	41	6-97	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-152	2017/6/29	調査	佐藤	1,100	1,100	町田シバヒロ 16時12分～22時18分「会談」とされている	同上 ・長時間 6時間7分の駐車 ・深夜 ・繁華街 政党活動	11-1	41	6-98	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-153	2017/6/30	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 09時27分～13時18分「会談」とされている	・同日駐車 ・長時間 約3時間半の駐車 ・深夜 ・繁華街 都議会議員選挙投票日まであと2日 午前中に長時間の駐車をしたあと、夜も再び駐車 政党活動	11-1	42	6-104	21 P8 (黄1) 顔記指摘にも限り	同上	0
J17-154	2017/6/30	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時13分～21時50分「会談」とされている	同上 ・同日駐車 ・深夜 ・繁華街 政党活動	11-1	42	6-105	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-155	2017/7/3	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 17時36分～19時10分「打合せ」とされている	・繁華街 ・夜間	11-1	44	7-13	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-156	2017/7/4	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時26分～21時16分「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	45	7-15	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-157	2017/7/6	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時02分～22時00分「会談」とされている	・長時間 2時間58分の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	45	7-18	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-158	2017/7/7	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時04分～21時50分「会談」とされている	・長時間 3時間弱の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	45	7-20	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-159	2017/7/12	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時40分～22時05分「会談」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	46	7-26	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-160	2017/7/13	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 18時21分～21時37分「会談」とされている	・長時間 3時間以上の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	46	7-28	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-161	2017/7/14	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時14分～20時52分「打合せ」とされている	・夜間 ・繁華街	11-1	46	7-30	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-162	2017/7/17	調査	木目田	200	200	町田シバヒロ 09時05分～10時04分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	48	7-37	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-163	2017/7/19	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時59分～22時24分「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない	11-1	48	7-44	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-164	2017/7/20	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 17時14分～20時41分「会談」とされている	・夜間 ・長時間 3時間半の駐車 ・繁華街	11-1	49	7-47	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-165	2017/7/21	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 19時28分～22時35分「会談」とされている	・長時間 3時間以上の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	50	7-51	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-166	2017/7/24	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時45分～21時47分「会談」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	51	7-57	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-167	2017/7/25	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時22分～21時45分「会談」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	51	7-59	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-168	2017/7/27	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時03分～21時44分「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	52	7-65	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-169	2017/8/1	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 18時32分～21時50分「会談」とされている	・長時間 3時間以上の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	54	8-1	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-170	2017/8/2	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 18時33分～21時40分「会談」とされている	・長時間 3時間以上の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	54	8-2	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-171	2017/8/3	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時37分～21時37分「打合せ」とされている	・深夜 (2日連続) ・繁華街 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない	11-1	54	8-4	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-172	2017/8/7	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時37分～21時53分「会談」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	56	8-17	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-173	2017/8/9	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時09分～21時36分「会談」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	57	8-22	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-174	2017/8/10	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時30分～21時53分「会談」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	57	8-24	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-175	2017/8/15	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時46分～21時52分「会談」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	58	8-27	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-176	2017/8/16	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時42分～22時03分「会談」とされている	・長時間 約2時間20分の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	58	8-30	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-177	2017/8/21	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時43分～21時08分「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない	11-1	60	8-44	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-178	2017/8/22	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時19分～21時42分「会談」とされている	・長時間 約2時間20分の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	60	8-48	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-179	2017/8/24	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 19時32分～20時17分「現地調査」とされている	・夜間 ・繁華街	11-1	61	8-55	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-180	2017/8/25	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 21時09分～22時07分「現地調査」とされている	・深夜 (2日連続) ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	61	8-56	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-181	2017/8/28	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 18時17分～21時40分「会談」とされている	・長時間 3時間以上の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会談」は考えられない	11-1	62	8-64	21 P8 (黄1)	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証憑	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-182	2017/8/30	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時12分～21時40分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	63	8-71	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-183	2017/9/1	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時20分～21時51分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	65	9-2	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-184	2017/9/7	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時45分～22時01分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	67	9-17	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-185	2017/9/8	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時13分～21時47分 「打合せ」とされている	・長時間 ・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	67	9-19	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-186	2017/9/11	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時22分～21時59分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	69	9-27	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-187	2017/9/14	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時38分～22時27分 「金議」とされている	・長時間 約2時間40分の駐車 ・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	69	9-31	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-188	2017/9/20	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時25分～21時51分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	71	9-42	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-189	2017/9/21	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時55分～21時46分 「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。原告準備書面⑬24頁	11-1	71	9-43	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-190	2017/9/22	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時09分～21時58分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。原告準備書面⑬24頁	11-1	72	9-46	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-191	2017/10/2	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時14分～21時51分 「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。原告準備書面⑬24頁 政教活動	11-1	77	10-5	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-192	2017/10/3	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 17時27分～20時12分 「金議」とされている	・夜間 ・繁華街 ・政教活動	11-1	77	10-8	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-193	2017/10/4	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時00分～20時22分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・政教活動	11-1	78	10-15	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-194	2017/10/5	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 18時21分～21時33分 「金議」とされている	・夜間 ・繁華街 ・政教活動	11-1	79	10-18	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-195	2017/10/7	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 21時22分～22時32分 「現地調査」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。 藤田議員のブログより「7日夜も選対会議があり」 政教活動	11-1	80	10-26	21 P8 (賞1) 甲113	同上	0
J17-196	2017/10/11	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 21時02分～22時13分 「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。 政教活動	11-1	81	10-38	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-197	2017/10/12	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 21時48分～22時54分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。 政教活動	11-1	82	10-42	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-198	2017/10/13	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 21時02分～22時10分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・駅周辺の繁華街での夜の宣伝の様子。 政教活動	11-1	83	10-46	21 P8 (賞1) 甲116	同上	0
J17-199	2017/10/14	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 21時21分～22時27分 「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・衆議院議員選挙選挙期間中 深夜まで連日の駐車。選挙活動のため 政教活動	11-1	83	10-50	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-200	2017/10/16	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 21時08分～22時09分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・衆議院議員選挙投票日まで1週間を切る 政教活動	11-1	84	10-54	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-201	2017/10/17	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 20時29分～22時33分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・衆議院議員選挙投票日まで残り5日 深夜まで選挙活動 政教活動	11-1	84	10-56	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-202	2017/10/19	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時34分～21時52分 「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・衆議院議員選挙投票日まで残り3日 政教活動	11-1	84	10-58	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-203	2017/10/20	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 20時55分～21時52分 「現地調査」とされている	・深夜 ・繁華街 ・衆議院議員選挙投票日まで残り2日 政教活動	11-1	85	10-61	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-204	2017/10/21	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 21時28分～22時13分 「現地調査」とされている	・深夜 ・繁華街 ・衆議院議員選挙投票日の前日 藤田議員のブログより「投票率の障！最終日」 政教活動	11-1	85	10-63	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-205	2017/10/24	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時40分～21時18分 「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。	11-1	86	10-71	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-206	2017/10/25	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時27分～21時22分 「金議」とされている	・深夜 2日連続 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	86	10-73	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-207	2017/10/26	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時33分～21時49分 「金議」とされている	・深夜 3日連続 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	86	10-74	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-208	2017/11/1	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 19時52分～19時59分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか7分間 ・深夜 ・政教活動	11-1	90	11-1	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-209	2017/11/1	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時16分～21時44分 「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。	11-1	90	11-2	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-210	2017/11/6	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 14時00分～15時12分 「現地調査」とされている	・深夜 ・繁華街	11-1	92	11-11	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-211	2017/11/7	調査	佐藤	800	800	町田シバヒロ 17時34分～21時00分 「金議」とされている	・長時間 3時間半の駐車 ・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	93	11-17	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-212	2017/11/13	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時32分～21時20分 「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。	11-1	95	11-29	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-213	2017/11/16	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時03分～21時57分 「金議」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「金議」は考えられない。	11-1	96	11-41	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-214	2017/11/20	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 21時13分～22時15分 「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 ・繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。	11-1	97	11-47	21 P8 (賞1)	同上	0
J17-215	2017/11/27	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時48分～20時49分 「打合せ」とされている	・夜間 ・繁華街	11-1	99	11-56	21 P8 (賞1)	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-216	2017/11/28	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 20時02分～21時55分「金曜」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金曜」は考えられない。	11-1	100	11-60	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-217	2017/12/1	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 19時10分～19時18分「現地調査」とされている	・短時間 わずか8分間の駐車 ・繁華街 ・夜間	11-1	102	12-1	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-218	2017/12/4	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時33分～21時31分「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。	11-1	104	12-12	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-219	2017/12/12	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 15時58分～16時02分「現地調査」とされている	・短時間 わずか4分間の駐車 ・繁華街	11-1	108	12-34	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-220	2017/12/27	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時37分～22時35分「金曜」とされている	・長時間 約3時間の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金曜」は考えられない。	11-1	113	12-67	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-221	2017/12/29	調査	佐藤	700	700	町田シバヒロ 12時36分～14時40分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	114	12-71	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-222	2018/1/4	調査	佐藤	500	500	町田シバヒロ 19時32分～20時58分「打合せ」とされている	・夜間 ・繁華街	11-1	115	1-6	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-223	2018/1/11	調査	佐藤	500	500	町田シバヒロ 19時29分～21時03分「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金曜」は考えられない。	11-1	119	1-28	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-224	2018/1/18	調査	佐藤	1,000	1,000	町田シバヒロ 17時44分～20時45分「金曜」とされている	・長時間 約3時間の駐車 ・夜間 ・繁華街	11-1	121	1-39	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-225	2018/1/19	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 19時12分～20時18分「打合せ」とされている	・夜間 ・繁華街	11-1	121	1-44	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-226	2018/1/24	調査	佐藤	500	500	町田シバヒロ 19時38分～21時10分「金曜」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金曜」は考えられない。	11-1	123	1-56	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-227	2018/2/1	調査	佐藤	200	200	町田シバヒロ 12時49分～13時26分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	127	2-4	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-228	2018/2/27	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時01分～20時57分「金曜」とされている	・夜間 ・繁華街	11-1	133	2-41	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-229	2018/2/28	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時36分～21時19分「金曜」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金曜」は考えられない。	11-1	134	2-45	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-230	2018/3/1	調査	佐藤	600	600	町田シバヒロ 19時37分～21時23分「金曜」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金曜」は考えられない。	11-1	135	3-2	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-231	2018/3/5	調査	佐藤	400	400	町田シバヒロ 18時22分～19時25分「打合せ」とされている	・夜間 ・繁華街	11-1	135	3-6	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-232	2018/3/7	調査	佐藤	100	100	町田シバヒロ 15時06分～15時21分「現地調査」とされている	・短時間 わずか15分間の駐車 ・繁華街	11-1	137	3-17	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-233	2018/3/7	調査	佐藤	1,100	1,100	町田シバヒロ 17時36分～21時13分「金曜」とされている	・長時間 約3時間半の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「金曜」は考えられない。	11-1	137	3-18	21 P8 (黄1)	同上	0
J17-234	2017/10/1	調査	木目田	200	200	NPC24H町田中町駐車場(中町1-21-4)10時13分～11時04分 目的把握不能	・繁華街	11-1	77	10-3	21 P8 (黄●)	同上	0
J17-235	2017/11/12	調査	木目田	200	200	TP町田第9駐車場(中町1-2)15時02分～15時20分「現地調査」とされている	・短時間 わずか18分間の駐車 ・繁華街	11-1	94	11-25	21 P8 (黄52)	同上	0
J17-236	2018/1/14	調査	渡辺	600	600	NPC24H町田中町駐車場(中町1-21-4)08時55分～11時44分「打合せ」とされている	・繁華街 町田市議会議員渡辺太朗ブログより「昨日は消防団の出所式が行われました」NPC24H町田中町駐車場(中町1-21-4)は会場の町田第一小学校すぐそば	11-1	120	1-35	21 P8 (黄●)甲126甲205	同上	0
J17-237	2017/4/15	調査	渡辺	900	900	アイベック原町第3丁目第2駐車場(原町3丁目)12時24分～17時08分「金曜」とされている	・長時間 約4時間半の駐車 ・繁華街	11-1	6	4-32	21 P8 (青33)	同上	0
J17-238	2017/6/23	調査	木目田	800	800	アイベック原町第11駐車場(原町5丁目3)17時40分～19時26分「金曜」とされている	・夜間 ・繁華街 告示日の夕方、候補者の街頭演説に参加したときのものと思われる。繁華街内の駐車場。小倉まさのぶ議員の事務所そばにある。	11-1	37	6-66	21 P8 (黄緑69)	同上	0
J17-239	2017/6/27	調査	岩瀬	400	400	アイベック原町第11駐車場09時57分～10時29分「打合せ」とされている	・繁華街 都議会議員選挙投票日まであと5日 政党活動	11-1	40	6-87	21 P8 (黄緑69)	同上	0
J17-240	2017/6/27	調査	岩瀬	200	200	アイベック原町第11駐車場18時24分～18時52分「打合せ」とされている	・短時間 わずか28分間 ・繁華街 都議会議員選挙投票日まであと5日 岩瀬議員はこの日2回目の駐車 政党活動	11-1	40	6-86	21 P8 (黄緑69)	同上	0
J17-241	2017/6/30	調査	岩瀬	950	950	アイベック原町第11駐車場08:43～14:10「金曜」とされている	・長時間 約5時間半の駐車 ・深夜 ・繁華街 都議会議員選挙投票日まであと2日 午前中から長時間の駐車 政党活動	11-1	42	6-102	21 P8 (黄緑69)	同上	0
J17-242	2017/6/30	調査	若林	4,200	4,200	アイベック原町第7駐車場(原町4丁目1)19:28～22:56「金曜」とされている	・長時間 約3時間半の駐車 ・深夜 ・繁華街 都議会議員選挙投票日まであと2日 深夜の時間帯に繁華街での駐車 政党活動	11-1	42	6-100	21 P8 (赤48)	同上	0
J17-243	2017/7/2	調査	岩瀬	600	600	アイベック原町第11駐車場20:19～21:34「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 投票日の夜、即日開票中の駐車。選挙事務所に向いたときのもと思われ 政党活動	11-1	43	7-6	21 P8 (黄緑69)	同上	0
J17-244	2017/6/21	調査	岩瀬	1,000	1,000	タイムズ原町5丁目第2駐車場(原町5-4)13時56分～16時43分「金曜」とされている	・繁華街	11-1	36	6-56	21 P8 (黄緑●)	同上	0
J17-245	2017/6/23	調査	岩瀬	1,000	1,000	タイムズ原町5丁目第2駐車場09時41分～12時36分「打合せ」とされている	・長時間 約3時間の駐車 ・繁華街 告示日の午前中、候補者とともに選挙活動をおこなったときのものと思われる。岩瀬議員は吉原都議会議員の元秘書 政党活動	11-1	37	6-67	21 P8 (黄緑●)	同上	0
J17-246	2017/6/23	調査	岩瀬	600	600	タイムズ原町5丁目第2駐車場15時16分～16時37分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	37	6-64	21 P8 (黄緑●)	同上	0
J17-247	2017/6/23	調査	若林	800	800	タイムズ原町5丁目第2駐車場17時28分～19時37分「打合せ」とされている	・長時間 約2時間10分の駐車 ・夜間 告示日の夕方、候補者の街頭演説に参加したときのものと思われる。小倉まさのぶ議員の事務所すぐそばの駐車場。	11-1	37	6-63	21 P8 (黄緑●)	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(印)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	余派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-248	2017/6/27	調査	佐藤	1,300	1,300	タイムズ24原町田5丁目第2駐車場 11時07分～22時00分「金庫」とされている	・長時間 10時間53分の駐車 ・繁華街 ・深夜 都議会議員選挙投票日まであと5日 政教活動	11-1	40	6-88	21 P8 (黄緑 ●)	同上	0
J17-249	2017/6/30	調査	岩瀬	200	200	タイムズ24原町田5丁目第2駐車場 18時45分～19時15分「打合せ」とされている	・短時間 わずか30分の駐車 ・繁華街 ・夜間 都議会議員選挙投票日まであと2日 岩瀬議員はこの日2回目の市中心部での駐車。タイムズ24原町田5丁目第2駐車場は原町田大通りのそば。 政教活動	11-1	42	6-103	21 P8 (黄緑 ●)	同上	0
J17-250	2017/10/21	調査	岩瀬	600	600	タイムズ原町田5丁目第2駐車場 18時12分～19時44分「打合せ」とされている	・夜間 ・繁華街 ・選挙活動 衆議院選挙投票日の前日 政教活動	11-1	85	10-62	21 P8 (黄緑 ●)	同上	0
J17-251	2017/6/23	調査	木目田	800	800	タイムズ24原町田第11駐車場 09時37分～12時12分「現地調査」とされている	・長時間 約2時間半の駐車 ・繁華街 告示日の午前中。候補者とともに選挙活動をおこなったときのもと思われる。 繁華街内の駐車場。小倉まさのぶ議員の事務所のある。 政教活動	11-1	37	6-69	21 P8 (ピンク16)	同上	0
J17-252	2017/6/27	調査	木目田	100	100	タイムズ原町田第11駐車場 18時21分～18時40分「金庫」とされている	・短時間 わずか19分の駐車 ・繁華街 都議会議員選挙投票日まであと5日 政教活動	11-1	40	6-91	21 P8 (ピンク16)	同上	0
J17-253	2018/2/10	調査	木目田	400	400	タイムズ原町田第11駐車場 10時18分～11時00分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	130	2-20	21 P8 (ピンク16)	同上	0
J17-254	2017/7/1	調査	渡辺	300	300	タマパーク原町田第10駐車場 (原町田6丁目28-3) 19時15分～20時11分「金庫」とされている	・夜間 ・繁華街 都議会議員選挙投票日の前日。選挙運動最終日。 タマパーク原町田第10駐車場は原町田大通りのそば。 政教活動	11-1	43	7-3	21 P8 (ピンク15)	同上	0
J17-255	2017/9/14	調査	渡辺	700	700	タマパーク原町田第10駐車場 13時53分～16時26分「金庫」とされている	・長時間 約2時間半の駐車 ・繁華街	11-1	70	9-32	21 P8 (ピンク15)	同上	0
J17-256	2017/9/15	調査	渡辺	400	400	タマパーク原町田第10駐車場 11時55分～13時33分「金庫」とされている	・繁華街	11-1	70	9-35	21 P8 (ピンク15)	同上	0
J17-257	2017/12/3	調査	渡辺	900	900	タマパーク原町田第10駐車場 17時58分～21時43分「打合せ」とされている	・長時間 約3時間半の駐車 ・深夜 ・繁華街	11-1	103	12-11	21 P8 (ピンク15)	同上	0
J17-258	2017/6/23	調査	若林	800	800	原町田第1駐車場 (原町田5丁目3) 09時37分～12時10分「打合せ」とされている	・長時間 約2時間半の駐車 ・繁華街 告示日の午前中。候補者とともに選挙活動をおこなったときのもの 繁華街内の駐車場。小倉まさのぶ議員の事務所のある。 政教活動	11-1	37	6-65	21 P8 (黄緑 8)	同上	0
J17-259	2017/6/24	調査	若林	800	800	原町田第1駐車場 14時01分～16時31分「打合せ」とされている	・長時間 約2時間半の駐車 ・繁華街 都議会議員選挙の選挙活動 繁華街内の駐車場。小倉まさのぶ議員の事務所のある。 政教活動	11-1	38	6-71	21 P8 (黄緑 8)	同上	0
J17-260	2017/6/25	調査	佐藤	1,100	1,100	原町田第1駐車場 10:08～22:18「金庫」とされている	・長時間 約12時間の駐車 ・深夜 ・繁華街 都議会議員選挙の投票まで残り1週間となる 町田市長候補 吉原 修 公式サイト市長選挙戦ブログ アーカイブより(2017年6月26日のブログ) 「都議選2017 3日目」「昨日は選挙戦最初で最後の日曜日…」とあり、この日、菅官房長官、丸川珠代才リ・バラ担当大臣の応援あり。街頭宣伝。原町田商店街を昼間、朝日健太郎参議院議員と繰り歩き。政教活動	11-1	39	6-79	21 P8 (黄緑 8) 甲109	同上	0
J17-261	2017/6/25	調査	岩瀬	1,100	1,100	原町田第1駐車場 12:55～19:00「金庫」とされている	・長時間 約6時間の駐車 ・夜間 ・繁華街 町田市長候補 吉原 修 公式サイト市長選挙戦ブログ アーカイブより(2017年6月26日のブログ) 「都議選2017 3日目」「昨日は選挙戦最初で最後の日曜日…」とあり、この日、菅官房長官、丸川珠代才リ・バラ担当大臣の応援あり。街頭宣伝。原町田商店街を昼間、朝日健太郎参議院議員と繰り歩き。原町田大通りのそばの原町田第1駐車場に昼から夜7時まで長時間の駐車。 政教活動	11-1	39	6-78	21 P8 (黄緑 8) 甲109	同上	0
J17-262	2017/6/29	調査	岩瀬	400	400	原町田第1駐車場 18時10分～19時02分「打合せ」とされている	・夜間 ・繁華街 都議会議員選挙投票日まであと3日 政教活動	11-1	41	6-95	21 P8 (黄緑 8)	同上	0
J17-263	2017/6/22	調査	木目田	600	600	ショウワパーク町田駐車場(原町田3-3-24) 15時56分～17時39分「金庫」とされている	・繁華街	11-1	36	6-61	21 P8 (青 86)	同上	0
J17-264	2017/8/18	調査	木目田	800	800	ショウワパーク町田駐車場 14時51分～17時20分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	58	8-34	21 P8 (青 86)	同上	0
J17-265	2017/8/25	調査	木目田	200	200	ショウワパーク町田駅前駐車場 17時52分～18時02分「打合せ」とされている	・短時間 わずか10分間の駐車 ・繁華街	11-1	61	8-57	21 P8 (青 89)	同上	0
J17-266	2017/8/31	調査	木目田	1,200	1,200	ショウワパーク町田駐車場 17時27分～21時45分「打合せ」とされている	・長時間 4時間以上の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。	11-1	64	8-74	21 P8 (青 86)	同上	0
J17-267	2017/9/21	調査	木目田	500	500	ショウワパーク町田 12時30分～13時53分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	72	9-45	21 P8 (青 86)	同上	0
J17-268	2017/10/5	調査	木目田	900	900	ショウワパーク町田 12時06分～14時58分「打合せ」とされている	・繁華街 原町田中央通りの裏手にある駐車場。昼間の時間帯に繰り歩きや宣伝活動をするために駐車するのに都合がいい場所にある。小倉まさのぶ議員の事務所にも近く、街頭宣伝のポイントに至近距離にある。 政教活動	11-1	79	10-19	21 P8 (青 86)	同上	0
J17-269	2017/10/21	調査	木目田	700	700	ショウワパーク町田 09時06分～11時20分「金庫」とされている	・繁華街 衆議院選挙投票日の前日 政教活動	11-1	85	10-64	21 P8 (青 86)	同上	0
J17-270	2017/11/15	調査	木目田	1,000	1,000	ショウワパーク町田 15時09分～17時57分「現地調査」とされている	・長時間 約2時間40分の駐車 ・繁華街	11-1	96	11-39	21 P8 (青 86)	同上	0
J17-271	2017/11/18	調査	木目田	600	600	ショウワパーク町田 15時10分～17時07分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	97	11-43	21 P8 (青 86)	同上	0
J17-272	2017/11/21	調査	木目田	600	600	ショウワパーク町田 13時20分～13時20分「金庫」とされている	・繁華街	11-1	98	11-48	21 P8 (青 86)	同上	0
J17-273	2018/1/30	調査	木目田	600	600	ショウワパーク町田 12時55分～14時47分「金庫」とされている	・繁華街	11-1	126	1-73	21 P8 (青 86)	同上	0
J17-274	2017/11/28	調査	木目田	200	200	町田栄通り駐車場(中町1-4) 13時52分～14時50分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	100	11-62	21 P8 (黄 45)	同上	0

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額	
J17-275	2017/12/25	調査	木目田	400	400	町田菜通り駐車場 12時58分～14時39分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	112	12-64	21 P8 (黄45)	同上	0	
J17-276	2018/2/17	調査	木目田	500	500	町田菜通り駐車場 18時08分～20時31分「金庫」とされている	・夜間 ・繁華街	11-1	133	2-37	21 P8 (黄45)	同上	0	
J17-277	2018/2/28	調査	木目田	200	200	町田菜通り駐車場 10時57分～11時30分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	134	2-46	21 P8 (黄45)	同上	0	
J17-278	2017/6/22	調査	佐藤	2,400	2,400	パンダ駐車場(中町1丁目3-1) 13時17分～22時21分「金庫」とされている 9時間44分の駐車	・長時間 約9時間の駐車 ・深夜 ・繁華街 パンダ駐車場(中町1丁目3-1)は吉原修都議事務所のすぐそばにある 政治活動	11-1	36	6-60	21 P8 (黄8)	同上	0	
J17-279	2017/6/27	調査	木目田	400	400	パンダ駐車場 17時03分～18時13分「現地調査」とされている	・繁華街 都議会議員選挙投票日まであと5日 パンダ駐車場は吉原修都議事務所のそばにある 政治活動	11-1	40	6-89	21 P8 (黄8)	同上	0	
J17-280	2017/8/31	調査	佐藤	800	800	パンダ駐車場 17時45分～20時44分「金庫」とされている	・長時間 約3時間の駐車 ・夜間 ・繁華街	11-1	64	8-73	21 P8 (黄8)	同上	0	
J17-281	2017/9/25	調査	佐藤	100	100	パンダ駐車場 11時41分～12時03分「現地調査」とされている	・短時間 わずか22分間の駐車 ・繁華街	11-1	73	9-54	21 P8 (黄8)	同上	0	
J17-282	2017/9/29	調査	岩瀬	200	200	パンダ駐車場 17時29分～20時30分「金庫」とされている	・長時間 約3時間の駐車 ・夜間 ・繁華街 前日の9月28日衆議院解散となる。 パンダ駐車場は吉原修都議事務所のすぐそばにある 政治活動	11-1	75	9-66	21 P8 (黄8)	同上	0	
J17-283	2017/10/6	調査	佐藤	100	100	パンダ駐車場 18時14分～18時26分「現地調査」とされている	・短時間 わずか12分間の駐車 ・繁華街 政治活動	11-1	79	10-23	21 P8 (黄8)	同上	0	
J17-284	2017/10/28	調査	岩瀬	200	200	パンダ駐車場 12時42分～15時17分「金庫」とされている	・長時間 約2時半の駐車 ・繁華街	11-1	88	10-83	21 P8 (黄8)	同上	0	
J17-285	2017/12/28	調査	佐藤	1,600	1,600	パンダ駐車場 12時13分～17時34分「金庫」とされている	・長時間 5時間以上の駐車 ・繁華街	11-1	113	12-69	21 P8 (黄8)	同上	0	
J17-286	2017/6/14	調査	木目田	400	400	ぼっぼ町田パーキング 15時09分～16時09分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	32	6-34	21 P8 (赤28)	同上	0	
J17-287	2017/10/8	調査	木目田	500	500	ぼっぼ町田パーキング 16時00分～17時13分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	80	10-29	21 P8 (赤28)	同上	0	
J17-288	2018/2/4	調査	岩瀬	200	200	ぼっぼ町田パーキング第2駐車場 12時37分～13時59分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	128	2-9	21 P8 (赤28)	同上	0	
J17-289	2017/12/18	調査	岩瀬	200	200	フジパーキング駐車場(原町田6丁目1-7) 18時23分～18時57分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	111	12-55	21 P8 (ピンク11)	同上	0	
J17-290	2018/2/2	調査	岩瀬	800	800	フジパーキング駐車場 11時33分～13時45分「打合せ」とされている	・長時間 約2時間10分の駐車 ・繁華街	11-1	127	2-5	21 P8 (ピンク11)	同上	0	
J17-291	2017/5/15	調査	市川	200	200	森野第3駐車場(森野1-38)11時22分～11時36分「打合せ」とされている	・短時間 わずか8分間の駐車 ・繁華街	11-1	19	5-37	21 P8 (緑19)	同上	0	
J17-292	2017/5/25	調査	若林	1,300	1,300	ワンディーパーク原町田第2駐車場 19:43～22:49「打合せ」とされている	・長時間 3時間以上の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない	11-1	25	5-68	21 P8 (ピンク25)	同上	0	
J17-293	2017/6/24	調査	木目田	700	700	タマパーク(TP)原町田第6駐車場 18時35分～20時36分「金庫」とされている	・夜間 ・繁華街 都議会議員選挙の選挙活動 繁華街内の駐車場。小倉まさのぶ議員の事務所のそばにある。 政治活動	11-1	38	6-75	21 P8 (青36)	同上	0	
J17-294	2017/7/1	調査	木目田	200	200	FP第1駐車場 14時58分～15時08分「打合せ」とされている	・短時間 わずか10分間の駐車 都議会議員選挙投票日の前日。選挙運動当日 タマパーク原町田第10駐車場は原町田大通りのそば。 政治活動	11-1	43	7-4	21 P8 (ピンク6)	同上	0	
J17-295	2017/7/3	調査	若林	400	400	FP第1駐車場 17時56分～18時50分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	44	7-11	21 P8 (ピンク6)	同上	0	
J17-296	2017/8/7	調査	木目田	400	400	アットパーク町田第2駐車場(中町1丁目4番4号) 13時22分～14時27分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	56	8-18	21 P8 (黄63)	同上	0	
J17-297	2017/8/16	調査	若林	1,100	1,100	リパーク森野1丁目第2駐車場(森野1丁目29-17) 17時59分～23時17分「打合せ」とされている	・長時間 5時間以上の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない	11-1	58	8-29	21 P8 (緑26)	同上	0	
J17-298	2017/8/21	調査	若林	700	700	リパーク森野1丁目第2駐車場 14時24分～16時37分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	59	8-43	21 P8 (緑26)	同上	0	
J17-299	2017/10/1	調査	若林	700	700	タマパーク原町田第15駐車場11時17分～13時31分「打合せ」とされている	・長時間 約2時間10分の駐車 ・繁華街	11-1	77	10-1	21 P8 (青52)	同上	0	
J17-300	2017/10/1	調査	佐藤	1,100	1,100	町田第1駐車場(原町田5丁目3) 09時44分～13時43分「金庫」とされている	・長時間 約4時間の駐車 ・繁華街 政治活動	11-1	77	10-2	21 P8 (黄緑8)	同上	0	
J17-301	2017/10/3	調査	木目田	600	600	FPT第7駐車場(原町田6丁目20) 15時26分～16時39分「打合せ」とされている	・繁華街内の駐車場。小倉まさのぶ議員の事務所にも近く、街頭宣伝のポイントに至近距離にある。 政治活動	11-1	78	10-10	21 P8 (ピンク14)	同上	0	
J17-302	2017/10/6	調査	松岡	200	200	タイムズ森野第8駐車場(森野2-15) 18時判読不能～21時判読不能「金庫」とされている	・深夜 小倉まさのぶ議員の事務所前まで出向いたと思われる 政治活動	11-1	79	10-24	21 P8 (水色)	判別600円を控除	同上	0
J17-303	2017/10/8	調査	渡辺	200	200	TP原町田第58 セブンイレブン(原町田6-23) 12時45分～13時44分「金庫」とされている	・繁華街	11-1	80	10-28	21 P8 (セブンイレブンピンク)	同上	0	
J17-304	2017/10/9	調査	若林	800	800	タマパーク原町田15駐車場 17時24分～19時48分「打合せ」とされている	・夜間 ・繁華街 タマパーク原町田15駐車場は「小倉九信前衆議院議員の決起大会」会場の「ホテルエスタシオンセントホテル東京町田のすぐ近く。地図の「ホテルエルシー」(旧ホテル名)の場所。 政治活動	11-1	81	10-33	21 P8 (青52)	同上	0	
J17-305	2017/10/9	調査	松岡	600	600	TP西武信用金庫町田(原町田3-7-13) 17時47分～19時52分「金庫」とされている	・夜間 ・繁華街 「小倉九信前衆議院議員の決起大会」のため。会場のホテルのすぐ近くの駐車場。 政治活動	11-2	81	10-34	21 P8 (青★)	同上	0	
J17-306	2017/10/14	調査	若林	1,200	1,200	タマパーク原町田第52駐車場(町田2-1) 17時00分～19時48分「打合せ」とされている	・夜間 ・繁華街	11-1	83	10-49	21 P8 (オレンジ84)	同上	0	
J17-307	2017/10/15	調査	岩瀬	300	300	平野屋第6駐車場(原町田6丁目23番8号) 14時28分～15時24分「打合せ」とされている	・繁華街 衆議院議員選挙投票日の1週間前となる 原町田大通りそばの駐車場。小倉まさのぶ地元事務所のすぐ近く。 政治活動	11-1	83	10-51	21 P8 (ピンク★)	同上	0	
J17-308	2017/11/8	調査	木目田	1,000	1,000	まちだターミナルパーキング(JR町田駅に隣接) 13時03分～15時20分「金庫」とされている	・長時間 約2時間10分の駐車 ・繁華街	11-1	93	11-18	21 P8 (青44)	同上	0	
J17-309	2017/11/12	調査	木目田	400	400	原町田第46駐車場 13時33分～14時19分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	94	11-26	21 P8 (赤85)	同上	0	
J17-310	2017/12/2	調査	岩瀬	600	600	タマパーク原町田第56駐車場(原町田3-4) 13時21分～15時13分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	102	12-5	21 P8 (青★)	同上	0	

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-311	2017/12/10	調査	渡辺	600	600	タマパーク原町田第58駐車場 09時43分～12時00分「打合せ」とされている	・長時間 約2時間20分の駐車 ・繁華街	11-1	107	12-31	21 P8 (ピンク)	同上	0
J17-312	2017/12/20	調査	岩瀬	800	800	FPI第7駐車場 14時53分～16時44分「会議」とされている	・長時間 約2時間20分の駐車 ・繁華街	11-1	111	12-57	21 P8 (ピンク)	同上	0
J17-313	2018/1/14	調査	木目田	500	500	NTTル・バルク駐車場(原町田4丁目) 09時6分～11時33分「現地調査」とされている	・長時間 約2時間20分の駐車 ・繁華街 消防団出所式に出席。 NTTル・バルク駐車場町田第2駐車場は、消防団出所式の会場である町田第1小学校すぐそば。	11-1	120	1-33	21 P8 (赤) 甲126 甲205	同上	0
J17-314	2018/1/14	調査	岩瀬	600	600	タイムズ町田中町第14駐車場(中町1-2) 09時44～10時55分「打合せ」とされている	・長時間 約2時間20分の駐車 ・繁華街 消防団出所式に出席。 NTTル・バルク駐車場町田第2駐車場は、消防団出所式の会場である町田第2小学校すぐそば。	11-1	120	1-32	21 P8 (黄4) 甲126 甲205	同上	0
J17-315	2018/1/30	調査	渡辺	900	900	アットパーク町田第1駐車場 05時58分～08時10分「打合せ」とされている	・早期 ・繁華街 市議会議員選挙、駅頭宣伝、本人のブログあり	11-1	126	1-75	21 P8 (緑50)	同上	0
J17-316	2018/1/30	調査	若林	600	600	町田駅前コイン駐車場(森野1丁目12-17) 19時30分～21時27分「打合せ」とされている	・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「会議」は考えられない。	11-1	126	1-74	21 P8 (緑34)	同上	0
J17-317	2018/2/13	調査	渡辺	400	400	パーキング365森野第3駐車場(森野1丁目1462) 18時17分～18時57分「打合せ」とされている	・繁華街	11-1	130	2-22	21 P8 (緑19)	同上	0
J17-318	2018/2/14	調査	木目田	400	400	TP森野第10駐車場(森野1-9) 10時18分～11時03分「現地調査」とされている	・繁華街	11-1	131	2-25	21 P8 (緑)	同上	0
J17-319	2018/2/28	調査	渡辺	600	600	町田東都パーク駐車場 19時32分～22時46分「打合せ」とされている	・長時間 3時間以上の駐車 ・深夜 ・繁華街 繁華街での深夜の「打合せ」は考えられない。	11-1	134	2-47	21 P8 (黄緑20)	同上	0
J17-320	2017/10/10	調査	佐藤	800	800	森野第7駐車場(森野2-26) 07時29分～22時07分「現地調査」とされている	・長時間 早期から深夜 14時間38分の駐車 ・繁華街 繁華街での深夜の「現地調査」は考えられない。	11-1	81	10-36		同上	0
J17-321	2017/10/10	調査	岩瀬	400	400	森野第7駐車場 08時39分～10時15分「会議」とされている	・住宅地 会議をする場所なし 「小倉まさのぶ出陣式」が各こなわれた小倉まさのぶ選挙事務所すぐそばの駐車場 政治活動	11-1	81	10-35		同上、特に市内の中心部で、利便性が高い駐車場である。	0
J17-322	2017/10/13	調査	岩瀬	400	400	森野第7駐車場 17時42分～19時06分「打合せ」とされている	・住宅地 会議をする場所なし ・夜間 小倉まさのぶ選挙事務所すぐそばの駐車場 政治活動	11-1	83	10-46		同上	0
J17-323	2017/10/16	調査	岩瀬	800	800	森野第7駐車場 11時20分～20時54分「会議」とされている	・住宅地 会議をする場所なし ・長時間 9時間34分の駐車 小倉まさのぶ議員の事務所近くの駐車場で長時間の駐車 政治活動	11-1	84	10-53		同上	0
J17-324	2017/10/22	調査	佐藤	600	600	森野第7駐車場 19時27分～21時59分「会議」とされている	・住宅地 会議をする場所なし ・深夜 ・長時間 2時間32分の駐車 衆議院議員選挙投票日の夜 即日開票中 小倉まさのぶ議員の事務所そばの駐車場 政治活動	11-1	85	10-66		同上	0
J17-325	2017/10/15	調査	岩瀬	300	300	OnePark森野第6駐車場(森野2-22-12) 15時45分～17時13分「打合せ」とされている	・住宅地 会議をする場所なし 衆議院議員選挙投票日の1週間前となる 小倉まさのぶ選挙事務所すぐ近く 政治活動	11-1	83	10-52		同上	0
J17-326	2017/10/7	調査	岩瀬	400	400	OnePark森野第6駐車場 17時40分～19時15分「会議」とされている	・夜間 ・住宅地 会議をする場所なし OnePark森野第6駐車場は、小倉まさのぶ議員事務所すぐそば。 森野議員のブログより「7日夜も選対会議あり」 政治活動	11-1	80	10-25		同上	0
J17-327	2017/8/22	調査	木目田	100	100	町田小川第4駐車場(小川5-9) 19時19分～19時34分「現地調査」とされている	・短時間 わずか15分間の駐車 ・夜間	11-1	60	8-49		同上	0
J17-328	2017/7/1	調査	木目田	100	100	町田市立総合体育館駐車場(南成瀬5-12) 13時29分～14時37分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日 ベスカドーラ町田 2017シーズン2第13、100～	11-1	43	7-5	甲B8	施設の性質について、市の公共財産、また、私的利用という主張を裏付ける形的事実の指摘はない。	0
J17-329	2017/8/26	調査	木目田	100	100	町田市立総合体育館駐車場 09時45分～11時30分「会議」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日	11-1	62	8-61		同上	0
J17-330	2017/10/3	調査	木目田	100	100	町田市立総合体育館駐車場 11時37分～12時27分「打合せ」とされている	・スポーツ施設の私的利用 火曜日	11-1	77	10-9		同上	0
J17-331	2017/11/4	調査	渡辺	100	100	町田市立総合体育館駐車場 09時42分～11時48分「会議」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日 町田市議会議員渡辺太樹ブログより「町田市テコンドー協会主催の第14回町田市テコンドー大会ならびに、第3回東京都テコンドー大会が成瀬体育館で開催されました」 ・スポーツ施設の私的利用	11-1	91	11-8	甲94	同上	100
J17-332	2017/11/19	調査	木目田	100	100	町田市立総合体育館駐車場 17時51分～18時54分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日 ベスカドーラ町田 2017シーズン2第5節 17:00～	11-1	97	11-45	甲B8	同上	0
J17-333	2017/8/18	調査	岩瀬	200	200	町田市民病院駐車場 11時27分～16時04分「会議」とされている	・病院の私的利用 ・長時間 4時間半の駐車	11-1	58	8-33		同上	200
J17-334	2017/7/10	調査	渡辺	200	200	南町田病院 17時19分～18時15分「会議」とされている	・病院の私的利用	11-1	46	7-24		同上	200
J17-335	2017/7/26	調査	岩瀬	1,000	1,000	立川北パークキング 15時50分～18時05分「会議」とされている	・遠方 ・政治活動(三多議員連絡協議会夏期全議員研修会が開催。ジャーナリストの有本孝氏が「小池劇場が日本を滅ぼす」との演題で講演をおこなった) 『広報おさむら』より三多夏期全議員研修会 16:00～研修会 17:05～懇談会(立川グランドホテル)	11-1	51	7-61 甲86-4		同上	0
J17-336	2017/7/26	調査	若林	1,200	1,200	立川北パークキング 16時17分～20時42分「会議」とされている	・遠方 ・政治活動 『広報おさむら』より三多夏期全議員研修会 16:00～研修会 17:05～懇談会(立川グランドホテル)	11-1	51	7-60 甲86-4		同上	0
J17-339	2017/4/2	調査	岩瀬	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 20時06分～20時49分「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	2	4-1	21 P19	同上	0
J17-340	2017/6/24	調査	岩瀬	500	500	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時29分～17時56分「打合せ」とされている	・鶴川駅前	11-1	38	6-72	21 P19	同上	0
J17-341	2017/6/30	調査	岩瀬	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 19時42分～20時30分「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	42	6-101	21 P19	同上	0
J17-342	2017/7/3	調査	岩瀬	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時02分～16時55分「打合せ」とされている	・鶴川駅前	11-1	44	7-10	21 P19	同上	0
J17-343	2017/10/12	調査	岩瀬	900	900	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 18時17分～21時07分「会議」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	82	10-41	21 P19	同上	0

支出番号	支出日	課目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所が認定する違法支出額
J17-344	2017/10/19	調査	岩瀬	600	600	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 18時16分～19時58分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	84	10-57	21 P19		0
J17-345	2017/10/20	調査	岩瀬	500	500	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 18時34分～20時01分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	84	10-60	21 P19		0
J17-346	2017/11/6	調査	岩瀬	600	600	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 17時43分～19時28分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	92	11-12	21 P19		0
J17-347	2017/11/6	調査	岩瀬	600	600	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 19時36分～21時26分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・深夜	11-1	92	11-13	21 P19		0
J17-348	2017/11/9	調査	岩瀬	200	200	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 14時32分～15時11分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前	11-1	93	11-20	21 P19		0
J17-349	2017/11/28	調査	岩瀬	200	200	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 19時36分～20時15分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	100	11-59	21 P19		0
J17-350	2017/12/12	調査	岩瀬	800	800	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 13時56分～16時28分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 2時間32分	11-1	108	12-39	21 P19		0
J17-351	2017/12/15	調査	岩瀬	500	500	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 17時47分～19時27分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	109	12-44	21 P19		0
J17-352	2017/12/15	調査	岩瀬	400	400	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 19時58分～21時04分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	109	12-45	21 P19		0
J17-353	2017/12/16	調査	岩瀬	400	400	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 17時19分～18時38分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前	11-1	110	12-46	21 P19		0
J17-354	2018/1/29	調査	岩瀬	200	200	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 16時13分～16時37分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 24分間の駐車	11-1	125	1-68	21 P19		0
J17-355	2018/1/29	調査	岩瀬	300	300	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 20時30分～21時28分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・深夜	11-1	125	1-69	21 P19		0
J17-356	2018/2/1	調査	岩瀬	700	700	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 11時17分～13時37分 「会議」とされている	・鶴川駅前	11-1	127	2-3	21 P19		0
J17-357	2018/2/14	調査	岩瀬	700	700	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 16時58分～19時16分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	130	2-24	21 P19		0
J17-358	2018/2/15	調査	岩瀬	200	200	シンコウパーク 鶴川駅前駐車場 06時59分～08時11分 「打合せ」とされている	・早朝 ・鶴川駅前	11-1	131	2-28	21 P19		0
J17-359	2017/8/5	調査	岩瀬	390	390	シンエイパーク 24H (能ヶ谷前1-7-5) 18時50分～20時20分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	55	8-10	21 P19		0
J17-360	2017/6/14	調査	岩瀬	200	200	GSパーク鶴川 19時37分～20時08分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	32	6-33	21 P19		0
J17-361	2017/12/9	調査	岩瀬	600	600	カノブス 鶴川駅前駐車場 13時56分～15時27分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前	11-1	106	12-25	21 P19		0
J17-362	2017/12/24	調査	渡辺	400	400	GSパーク鶴川 14時03分～15時02分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前	11-1	112	12-63	21 P19		0
J17-363	2018/1/7	調査	木目田	500	500	タイムズ鶴川駐車場 12時36分～14時13分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前	11-1	117	1-17	21 P19		0
J17-364	2018/1/18	調査	渡辺	200	200	GSパーク鶴川 19時20分～19時51分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・夜間	11-1	121	1-41	21 P19		0
J17-365	2017/11/16	調査	岩瀬	300	300	神龍パーキング (鶴川駅前) 12時45分～13時55分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前	11-1	96	11-40-2	21 P19		0
J17-366	2017/12/3	調査	木目田	900	900	神龍パーキング (鶴川駅前) 12時06分～16時24分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 4時間以上の駐車	11-1	103	12-9	21 P19		0
J17-367	2018/1/7	調査	岩瀬	400	400	神龍パーキング (鶴川駅前) 10時01分～11時42分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前	11-1	117	1-16	21 P19		0
J17-368	2018/1/26	調査	岩瀬	600	600	神龍パーキング (鶴川駅前) 18時47分～21時26分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・深夜	11-1	124	1-60	21 P19		0
J17-369	2018/1/27	調査	岩瀬	300	300	神龍パーキング (鶴川駅前) 13時50分～15時02分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前	11-1	124	1-62	21 P19		0
J17-370	2018/2/4	調査	岩瀬	600	600	神龍パーキング (鶴川駅前) 17時50分～20時46分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・夜間 ・長時間 2時間56分の駐車	11-1	128	2-8	21 P19		0
J17-371	2017/7/22	調査	岩瀬	400	400	バウム神龍駐車場 16時21分～18時29分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・商業施設 (鶴川駅前のオダキューOxの上にある駐車場)	11-1	50	7-54	21 P19		0
J17-372	2018/1/8	調査	岩瀬	300	300	バウム神龍駐車場 17時28分～18時13分 「打合せ」とされている	・鶴川駅前 ・商業施設 (鶴川駅前のオダキューOxの上にある駐車場)	11-1	117	1-18	21 P19		0

合計額

156,740

1,000

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-307		資料	市川	36,258	36,258	新聞購入代 産経新聞 3,034円 *11 = 33,374円 2,884 * 1 = 2,884	・私的な資料 ・自宅(野津田町2534-18ガーデンヒルズ愛101)での一般紙の購入	8-2	136 139			一般紙には政治、経済及び社会の情勢について最新の情報が記載されており、市政に関する調査研究活動のために有益なものである。そして、使途基準においても新聞購入費は会派の行う調査研究活動のために必要であれば認められており、購入場所が自宅か否かの区別はされていない。	0
J14-308		資料	佐藤	43,284	43,284	新聞購入代 読売新聞 3,607円 領収書×12ヶ月=43,284円	・私的な資料 ・自宅(小山町2420)での一般紙の購入 ・領収書不提出 領収書は1か月分しか提出されていない。	8-2	140	下		同上 また、平成27年~29年においても同じ新聞社から同じ新聞を継続して購読しており、12か月分継続的に支出がされていることは明らかと見える。	39,677
J14-309		資料	藤田	48,444	48,444	新聞購入代 読売新聞 4月分 領収書4,037円×12ヶ月=48,444円	・私的な資料 ・自宅(常盤町3225-2)での一般紙の購入	8-2	143 146			同上	0
J14-310		資料	松岡	36,408	36,408	新聞購入代 産経新聞4月分 領収書3,034円×12ヶ月 36,408円	・私的な資料 ・自宅(忠生3-13-40)での一般紙の購入 ・領収書不提出 領収書は1か月分しか提出されていない。	8-2	147	上	丙C1	同上 また、平成27年~29年においても同じ新聞社から同じ新聞を継続して購読しており、12か月分継続的に支出がされていることは明らかと見える。	0
J14-311		資料	長村	48,444	48,444	新聞購入代 読売新聞	・私的な資料 ・自宅(鶴間436-9)での一般紙の購入	8-2	147	下		同上	0
J14-312		資料	三遊亭	47,396	47,396	新聞購入代 朝日新聞 読売新聞	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入。読売と朝日の領収書混在	8-2	148 160			同上	0
J14-313		資料	いわせ	43,932	43,932	新聞購入代 朝日新聞 朝刊 26年4月~27年3月購読料として 43,932円	・私的な資料 ・自宅(能ヶ谷4-40-11クレインヒルズⅢ-1-1)での一般紙の購入	8-2	155			同上	0
J14-314	2014/10/2	資料	佐藤	12,000	12,000	『倫風』購読料12,000円	・私的な資料 実践倫理宏正会の機関誌。同会は午前五時に「朝の誓い」を唱和などする朝起会を主な活動としている新宗教団体とされる。政務調査とは無関係であり支出は認められない	8-2	172	上左		同書籍は多様な角度から倫理についての記事を掲載しているものであり、道徳教育について教養を取得するために資するものであり、社会や生活に関する調査研究に関連するものである。	0
合計額				316,166									39,677

J15-354		資料	三遊亭	38,922	38,922	新聞購読代 読売朝刊 3,775 * 4か月 朝夕刊 4037 * 5か月 3637円 * 1ヶ月	・私的な資料 ・購入先は「森野5丁目26-8」は戸建住宅。表札に「塩原」「三遊亭らん文」「小野寺 明」とある。一般紙購入	9-2	266 268			一般紙には政治、経済及び社会の情勢について最新の情報が記載されており、市政に関する調査研究活動のために有益なものである。そして、使途基準においても新聞購入費は会派の行う調査研究活動のために必要であれば認められており、購入場所が自宅か否かの区別はされていない。そのため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J15-355		資料	長村	32,296	32,296	新聞購読代 読売新聞 27年4月分4,037円×7ヶ月 28年2月分4,037円 合計32,296円	・私的な資料 ・自宅(鶴間436-9)での一般紙購入	9-2	209 271			同上	0
J15-356		資料	市川	32,053	32,053	新聞購読代 産経新聞 月額 3,034円×7か月 2,987×2ヶ月 2,781×1ヶ月、 2,060×1ヶ月 合計32,053円	・私的な資料 ・自宅(野津田町2534-18ガーデンヒルズ愛101)での一般紙購入	9-2	273 276			同上	0
J15-357		資料	藤田	44,407	44,407	新聞購読代 読売新聞 4,037円×11ヶ月 44,407円	・私的な資料 ・自宅(常盤町3225-2)での一般紙購入	9-2	277 281			同上	0
J15-358		資料	松岡	36,408	36,408	新聞購読代 産経新聞 4月分 領収書3,034円×12ヶ月 36,408円	・私的な資料 ・自宅(忠生3-13-40)での一般紙購入	9-2	209 268			同上	0
J15-359		資料	いわせ	43,932	43,932	新聞購読代 朝日新聞 朝刊 27年4月~28年3月	・私的な資料 ・自宅(能ヶ谷4-40-11クレインヒルズⅢ-1-1)での一般紙購入	9-2	326			同上	0
J15-360		資料	佐藤	36,070	36,070	新聞購読代 読売新聞 朝刊 月6月分3,607円~2016年3月まで 36,070円	・私的な資料 ・自宅(小山町2420)での一般紙購入	9-2	298 301			同上	0
J15-361		資料	三遊亭	48,444	48,444	新聞購読代 朝日新聞(朝日本体3738) 4月分4,037円~3月分 48,444円	・私的な資料 ・森野1丁目21レーベン町田フロントラズ504)での一般紙購読	9-2	302 305			同上	0
J15-362		資料	若林	48,444	48,444	新聞購読代 読売新聞 4,037円×12ヶ月 48,444円	・私的な資料 ・自宅(忠生2-20-9町田ビューハイツ204)での一般紙購入	9-2	310 313			同上	0
J15-363		資料	木目田	42,000	42,000	新聞購読代 日経電子 4,200円 × (2015年5月~2016年1月まで)と2016年3月	・私的な資料 ・自宅での一般紙購読 (ID決済) 新聞購入	9-2	224 314 325		224、314、316、317、319、320、321、322、324、325と10回の領収書あり 該記指 標は誤り	同上	0
J15-364	2015/10/21	資料	佐藤	12,000	12,000	『倫風』購読料12,000円	・私的な資料 実践倫理宏正会の機関誌。同会は午前五時に「朝の誓い」を唱和などする朝起会を主な活動としている新宗教団体とされる。政務調査とは無関係である。 ・翌年度分の支出 27年11月~28年10月は年度をまたいでいる。平成28年4月~10月の7ヶ月分7,000円は翌年度分の政務調査の経費であり計上は認められない。	9-2	246			同書籍は多様な角度から倫理についての記事を掲載しているものであり、道徳教育について教養を取得するために資するものであり、社会や生活に関する調査研究に関連するものである。また、平成27年10月に一括で支出したものであり、翌年度の支出ではない。	0
合計額				414,976									0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-431		資料	いわせ	43,932	43,932	自宅(能ヶ谷4-36-8)での一般紙購読 朝日新聞 28年4月~28年3月購読料 43,932円	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	10-2	272			一般紙には政治、経済及び社会の情勢について最新の情報が記載されており、市政に関する調査研究活動のために有益なものである。そして、使途基準においても新聞購入費は会派の行う調査研究活動のために必要であれば認められており、購入場所が自宅か否かの区別はされていない。そのため、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	0
J16-432		資料	いわせ	11,325	11,325	自宅(能ヶ谷4-36-8)での一般紙購読 読売新聞 朝刊3,775円×3=11,325円	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	10-2	307			同上	0
J16-433		資料	佐藤	32,463	32,463	自宅(小山町2420)での一般紙購読 読売新聞 3,607円×9=32,463円	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	10-2	292 ~ 294			同上	0
J16-434		資料	長村	38,800	38,800	自宅(鶴間436-9)での一般紙購読 読売新聞 4,037円×5=20,185円、3723×5=18615円	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	10-2	295 ~ 298			同上	0
J16-435		資料	三遊亭	48,444	48,444	自宅での一般紙購読 朝日新聞 4,037円×12=48,444円	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	10-2	299 ~ 303			同上	0
J16-436		資料	藤田	40,370	40,370	自宅(常盤町3225-2)での一般紙購読 読売新聞 4,037円×10=40,370円	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	10-2	308 ~ 311			同上	0
J16-437		資料	市川	36,211	36,211	自宅(野津田町2534-18ガーデンヒルズ101)での一般紙購読 産経新聞 3,034円×10か月2,987円×1ヶ月 2,884円×1ヶ月	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	10-2	312 ~ 315			同上	0
J16-438		資料	若林	40,370	40,370	自宅(国師町601-11)での一般紙購読 読売新聞 4,037円×10=40,370円	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	10-2	320 ~ 323			同上	0
J16-439		資料	木目田	50,400	50,400	自宅での一般紙購読 日経電子(ID決済) 4,200円×12=50,400円	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	10-2	324 ~ 335			同上	0
合計額				342,315									0

J17-559		資料	藤田	28,259	28,259	読売新聞 自宅(常盤町3225-2)で一般紙購読 4,037円×7 4・5・6・7・9・10・11月	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入 (領収書は各月ごとに分かれて綴られている。以下同)	11-2	250	上		同上	0
J17-560		資料	木目田	46,200	46,200	日経電子 自宅で一般紙購読(ID決済) 新聞代4,200円 11か月(4月~2月)	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	11-2	251			同上	0
J17-561		資料	松岡	30,340	30,340	産経新聞 自宅(忠生3-13-40)で一般紙購読 4月分領収書 3,034円×10ヶ月(4月~1月)	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	11-2	261	上		同上	0
J17-562		資料	佐藤	39,677	39,677	読売新聞 自宅(小山町2420)で一般紙購読 朝刊3,607円×11ヶ月	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	11-2	261	下		同上	0
J17-563		資料	若林	16,148	16,148	読売新聞 自宅(国師町601-11)で一般紙購読 4,037円×4ヶ月	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	11-2	278	中		同上	0
J17-564		資料	いわせ	30,200	30,200	読売新聞 自宅(能ヶ谷4-36-8)で一般紙購読 3,775円×8ヶ月分 5・6・7・10・11・12・1・2月	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	11-2	272 ~ 306	上		同上	0
J17-565		資料	長村	40,953	40,953	読売新聞 自宅(南町田2-13-1)で一般紙購読 朝刊4月 3,723円×11ヶ月	・私的な資料 ・自宅での一般紙の購入	11-2	264	下		同上	0
J17-566		資料	三遊亭	44,407	44,407	朝日新聞 自宅で一般紙購読(朝日本体3738 4月分4,037円)11ヶ月分	・私的な資料 ・自宅とそれ以外の場所での一般紙の購入	11-2	267	下		同上	0
合計額				276,184									0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-315	2014/8/19	広報	自民党	86,400	86,400	意見広告 武相新聞	・会派の宣伝広告 「地域に根差した町田市議会自由民主党」などと大文字で掲載した広告のための費用。何れも同一内容の広告をおこなっている。会派の広告であり政務調査のための経費ではない。	8-3	189			同広告は市政に関する会派の議会活動及び市の施策について市民に報告する内容であり、会派としての政務活動に他ならない。また、これを端緒として市民からの意見や情報が集まることもあるため、調査研究活動である。	0
J14-316	2014/8/28	広報	自民党	50,432	50,432	意見広告 町田ジャーナル	同上	8-3	190	左右	同上		0
J14-317	2015/1/21	広報	自民党	86,616	86,616	意見広告 武相新聞	同上	8-3	191	右	同上		0
J14-318	2015/2/9	広報	自民党	50,000	50,000	意見広告 町田ジャーナル	同上	8-3	192	左	同上		0
合計額				273,448									0

J15-365	2015/7/25	広報	会派	87,048	87,048	意見広告 武相新聞	・会派の宣伝広告であり政務調査とはいえない。	9-3	420			同広告は市政に関する会派の議会活動及び市の施策について市民に報告する内容であり、会派としての政務活動に他ならない。また、これを端緒として市民からの意見や情報が集まることもあるため、調査研究活動である。	0
J15-366	2015/10/30	広報	会派	50,000	50,000	広告料 町田ジャーナル 同上	同上	9-3	422		同上		0
J15-367	2016/3/16	広報	会派	50,000	50,000	広告料 町田ジャーナル 同上	同上	9-3	424		同上		0
J15-368	2015/4/22	広報	会派	86,400	86,400	意見広告 武相新聞 同上	同上	9-3	426		同上		0
J15-369	2016/1/8	広報	木目田	10,000	10,000	動画撮影代	・市政報告の動画とされているが、動画の内容は不明。議員の宣伝広告であり政務調査に必要な経費とは認められない。	9-3	410			市民に向けて会派における市政報告動画を作成することは十分に想定でき、原告の主張は使途基準違反を推認させるものではない。	10,000
J15-370	2016/3/2	広報	若林	8,100	8,100	HP管理費 ウェブサイト更新業務委託契約(2016年03月~08月分)2分の1	・平成28年度の支出であり計上は認められない	9-3	415			平成28年3月に支出したものであり、平成28年度の支出ではない。	0
合計額				291,548									10,000

J16-440	2017/1/24	広報	会派	86,400	86,400	武相新聞 意見広告1月1日	・会派の宣伝広告	10-3	337			同広告は市政に関する会派の議会活動及び市の施策について市民に報告する内容であり、会派としての政務活動に他ならない。また、これを端緒として市民からの意見や情報が集まることもあるため、調査研究活動である。	0
J16-441	2016/8/17	広報	会派	86,400	86,400	意見広告 武相新聞 8月	・会派の宣伝広告	10-3	403		同上		0
J16-442	2017/2/6	広報	会派	100,000	100,000	意見広告 町田ジャーナル8月、1月 同上	・会派の宣伝広告	10-3	405		同上		0
合計額				272,800									0

J17-567	2018/1/1	広報	会派	87,264	87,264	意見広告 武相新聞	・会派の宣伝広告	11-3	396			同上	0
J17-568	2017/7/27	広報	会派	87,264	87,264	意見広告 武相新聞	・会派の宣伝広告	11-3	391			同上	0
J17-569	2017/8/25	広報	会派	50,540	50,540	意見広告 町田ジャーナル	・会派の宣伝広告	11-3	394			同上	0
J17-570	2017/4/26	広報	松岡	43,300	43,300	印刷代 封筒 10000枚。	・使途が不明 大量の封筒を購入する理由がない	11-3	415			市政報告書(議会報告)を送るために使用した封筒及び封筒への印刷代である。	0
J17-571	2017/4/29	広報	松岡	139,380	139,380	印刷代 議会報告 45000部	印刷部数と全く一致せず	11-3	415			会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について広く市民に報告する目的である。	0
J17-572	2017/5/10	広報	岩瀬	8,200	8,200	切手代 「スヌーピーとおくりもの」82円切手10枚×10セット=100枚	・使途が不明 大量の切手	11-3	357	中		市政報告書(市政レポート2017年号)を送るために使用したもの	0
J17-573	2017/5/11	広報	岩瀬	8,200	8,200	切手代 「マイ旅第2集」82円切手10枚×10セット=100枚 大量の切手購入	・使途が不明 大量の切手購入	11-3	357	右		同上	0
J17-574	2017/11/16	広報	渡辺	173,510	173,510	市政報告チラシの大量印刷(4万部)	・選挙活動 町田市議会議員選挙のためのもの	11-3	456		甲7B	会派の活動などを広く市民に報告する目的であり、個人としての選挙活動には当たらない。	173,510
J17-575	2017/12/1	広報	三遊亭	137,052	137,052	三遊亭議員作成の通信チラシ(はるかぜ24号)印刷代12,000部	・選挙活動	11-3	384			以下、記載があるまで同上	0
J17-576	2017/12/6	広報	若林	283,303	283,303	若林議員の議会報告チラシの印刷費、ポスティング代等22,300部	・選挙活動	11-3	442				283,303
J17-577	2018/1/18	広報	木目田	15,300	15,300	木目田議員の市政報告チラシ3つ折りチラシ 1700部	・選挙活動	11-3	366				15,300
J17-578	2018/1/18	広報	木目田	10,030	10,030	木目田議員のチラシ(あいさつ文)1700部	・選挙活動	11-3	366				10,030
J17-579	2018/1/18	広報	木目田	12,750	12,750	木目田議員のチラシA3 1700部	・選挙活動	11-3	366				12,750
J17-580	2018/1/18	広報	木目田	17,000	17,000	上記チラシの封入/封緘代 1700枚	・選挙活動	11-3	366				17,000
J17-581	2018/1/18	広報	木目田	4,406	4,406	J17-577~580の消費税	・選挙活動	11-3	366				4,406
J17-582	2018/1/18	広報	木目田	8,100	8,100	木目田議員のチラシA3 1,000部	・選挙活動	11-3	367				8,100
J17-583	2018/1/25	広報	岩瀬	291,600	291,600	岩瀬議員の市政レポート印刷代15000部	・選挙活動	11-3	356				0
J17-584	2018/2/7	広報	若林	281,143	281,143	若林議員の議会報告チラシの印刷費、ポスティング代等21,800部	・選挙活動	11-3	448				281,143
J17-585	2018/1/22	広報	木目田	122,066	122,066	木目田議員のチラシ郵送代1,678通	・選挙活動	11-3	368				122,066
J17-586	2018/1/31	広報	石川	124,740	124,740	石川議員の議会報告 2,000部長4封筒2,000枚	・選挙活動	11-3	349				0
J17-587	2018/2/5	広報	石川	141,028	141,028	石川議員のチラシ郵送代 1,879通	・選挙活動	11-3	350				0
J17-588	2018/3/14	広報	長村	492,480	492,480	長村議員の市政報告チラシ、ポスティング代 24,000部(ポスティングは23,000部)	・選挙活動	11-3	362				0
J17-589	2018/1/26	広報	渡辺	82,305	82,305	渡辺議員の市政報告チラシの印刷代 20,000部	・選挙活動 渡辺議員は前年11月にも4万部を印刷した。	11-3	457				82,305
合計額				2,620,961									1,009,913

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額	
J14-319	2014/8/25	通信	石川	16,258	16,258	切手購入 80円×203 10円×12円×4	・使途不明 大量の切手購入 印刷物添付なし。二重計上。	8-4	208	左		二重計上の事実が確認されたため、原告らの主張は争われない。	16,258	
J14-320	2014/9/11	通信	自民党	9,880	9,880	はがき購入 往復はがき104円×95	・使途不明 大量のはがき購入 支出者すら不明。	8-4	208	中		使途基準に合致していないことを推認させる一般的、外形的な事実を指摘しているとは言えない。	0	
J14-321	2014/10/28	通信	自民党	4,100	4,100	切手購入 82円×10×5	・使途不明 大量の切手購入 支出者すら不明。	8-4	209	中		同上	0	
J14-322	2014/11/16	通信	自民党	13,520	13,520	はがき購入 往復はがき104円×130	・使途不明 大量のはがき購入 支出者すら不明。	8-4	209	右		同上	0	
J14-323	2014/11/25	通信	自民党	2,460	2,460	切手購入 82円×10×3枚	・使途不明 大量の切手購入	8-4	210	中		市政報告書の郵送費	0	
J14-324	2015/1/22	通信	自民党	6,560	6,560	切手購入 82円×80	・使途不明 大量の切手購入	8-4	210	右		同上	0	
J14-325		通信	藤田	420,763	420,763	長村、藤田、佐藤議員の「電話代」とされている内訳は、長村議員18万円、藤田議員18万円、佐藤議員6万0763円である。	・使途不明 「電話代」と手書きで記入されているだけである。 ・領収書不提出 領収書は全く提出されておらず、支出内容は全く不明である。	8-4	199			通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)である。当時、使途基準において、通信費については会派所属議員一人当たり月額15000円を限度に支給することができるとされており、これは政務活動等以外の活動を目的とした通信費の支出を排除するために設けられた上限規制である。そして、各議員はその上限以内の通信費のみ政務活動費として支出しており、通信費としての経費である。	255,655	
J14-326		通信		393,616	393,616	同上(佐藤、若林、三遊亭、いわせ議員) 内訳は、佐藤議員2万0398円(2か月分、甲8の4・200頁)、若林議員18万円、三遊亭議員18万円(固定電話代含む。)、いわせ議員1万3218円(固定電話代含む。4か月分、甲8の4・200頁)	同上	8-4	200			同上	270,057	
J14-327		通信	いわせ	26,888	26,888	同上(いわせ議員。固定電話代含む。8か月分)	同上	8-4	201			同上	13,444	
J14-328		通信	市川	98,938	98,938	同上(市川議員。8か月分)	同上	8-4	202			同上	63,302	
J14-329		通信		93,396	93,396	同上 市川議員3万6246円・4か月分 松岡議員5万6970円・5か月分(固定電話代含む。)	同上	8-4	203			同上	46,998	
J14-330		通信		449,857	449,857	同上 松岡議員1万6235円(3か月分・固定電話代含む。) 渡辺議員1万78622円(12か月分) 市川議員18万円 木目田議員7万5000円(5か月分・固定電話代含む。)	同上	8-4	204			同上	334,501	
J14-331		通信	木目田	93,919	93,919	同上(木目田議員・7か月分・固定電話代含む。)	同上	8-4	205			同上	46,959	
				2014年度 違法支出 合計額	1,630,155									1,047,174

J15-371	2015/6/8	通信	会派	4,160	4,160	52円切手×80枚	・使途が不明 大量の切手の購入 支出者すら不明。	9-4	442	左下		使途基準に合致していないことを推認させる一般的、外形的な事実を指摘しているとは言えない。	0
J15-372	2015/7/6	通信	会派	30,192	30,192	92円切手×176枚、52円切手×271枚	同上 支出者すら不明。	9-4	443			同上	0
J15-373	2015/9/17	通信	会派	13,260	13,260	52円はがき×255枚	・使途が不明 大量のはがきの購入 支出者すら不明。	9-4	446	左		同上	0
J15-374	2015/11/19	通信	会派	18,408	18,408	104円往復はがき×177枚	同上 支出者すら不明。	9-4	450	中		同上	0
J15-375	2016/1/9	通信	松岡	66,473	66,473	日本郵便株式会社	・使途が不明	9-4	454	左		市政報告書の料金後納郵便代	0
J15-376	2016/2/10	通信	松岡	3,283	3,283	日本郵便株式会社	同上	9-4	455	左		同上	0
J15-377	2015/5/14	通信	若林	117,896	117,896	NTTファイナンス ドコモ携帯代金	・使途が不明 携帯電話料金であるが、内容が全く不明。議員の家族などの利用料金が含まれている可能性も高い	9-4	429			当時、使途基準において、通信費については会派所属議員一人当たり月額15000円を限度に支給することができるとされており、これは政務活動等以外の活動を目的とした通信費の支出を排除するために設けられた上限規制である。また、自宅の電話代か否かでの区別はされていない。そして、各議員はその上限以内の通信費のみ政務活動費として支出しており、使途基準に合致した政務活動費である。なお、家族の料金は含んでいない。	58,944
J15-378	2015/4/27	通信	三遊亭	77,896	77,896	同上	同上	9-4	434			同上	38,944
J15-379	2015/4/22	通信	三遊亭	31,704	31,704	NTTファイナンス 固定電話料金	・自宅の固定電話料金と推測される。政務活動とは関連しない	9-4	436			同上	15,850
J15-380	2015/6/12	通信	佐藤	9,646	9,646	NTTファイナンス ドコモ携帯代金	・使途が不明 携帯電話料金であるが、内容が全く不明。複数台分の料金と推測される。議員の家族などの利用料金が含まれている可能性も高い	9-4	456			同上	4,823
J15-381	2015/7/11	通信	佐藤	7,051	7,051	同上	同上	9-4	457			同上	3,525
J15-382	2015/8/11	通信	佐藤	7,673	7,673	同上	同上	9-4	458			同上	3,836
J15-383	2015/9/12	通信	佐藤	7,511	7,511	同上	同上	9-4	459			同上	3,755
J15-384	2015/10/11	通信	佐藤	7,553	7,553	同上	同上	9-4	460			同上	3,776
J15-385	2015/11/11	通信	佐藤	7,615	7,615	同上	同上	9-4	461			同上	3,807
J15-386	2015/12/12	通信	佐藤	7,653	7,653	同上	同上	9-4	462			同上	3,826
J15-387	2016/1/13	通信	佐藤	7,637	7,637	同上	同上	9-4	463			同上	3,818
J15-388	2016/2/11	通信	佐藤	7,918	7,918	同上	同上	9-4	464			同上	3,959
J15-389	2016/3/12	通信	佐藤	7,621	7,621	同上	同上	9-4	465			同上	3,810
J15-390	2015/5/5	通信	松岡	4,088	4,088	NTTファイナンス	・内容が不明 携帯電話料金と推測される	9-4	466			同上(固定電話代)	2,044
J15-391	2015/6/7	通信	松岡	3,126	3,126	同上	同上	9-4	466			同上(固定電話代)	1,563
J15-392	2015/7/4	通信	松岡	3,729	3,729	同上	同上	9-4	466			同上(固定電話代)	1,864
J15-393	2015/8/4	通信	松岡	2,894	2,894	同上	同上	9-4	466			同上(固定電話代)	1,447
J15-394	みえず	通信	松岡	15,000	15,000	同上	・内容が不明 金額が非常に高額。2種類の料金の支払いをおこなっている。実際の支払額は15,000円を超えている。	9-4	467			同上(携帯電話使用料1万4179円、固定電話代3667円)	6,077

支出番号	支出日	業種	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J15-395	2015/10/6	通信	松岡	15,000	15,000	同上	同上	9-4	468			同上(携帯電話使用料1万3742円、固定電話代3437円)	6,411
J15-396	みえず	通信	松岡	2,811	2,811	同上	・内容が不明 携帯電話料金と推測される	9-4	469			同上(固定電話代)	1,405
J15-397	2015/11/2	通信	松岡	10,252	10,252	同上	・内容が不明 携帯電話料金と推測される	9-4	469			同上(携帯電話使用料)	5,126
J15-398	2015/12/11	通信	松岡	2,598	2,598	同上	・内容が不明 携帯電話料金と推測される	9-4	470			同上(固定電話代)	1,299
J15-399	2015/11/30	通信	松岡	10,320	10,320	同上	・内容が不明 携帯電話料金と推測される	9-4	470			同上(携帯電話使用料)	5,160
J15-400	2016/1/6	通信	松岡	3,754	3,754	同上	・内容が不明 携帯電話料金と推測される	9-4	471			同上(固定電話代)	1,877
J15-401	2016/2/3	通信	松岡	5,148	5,148	同上	・内容が不明 同じ月に4回の支払いをおこなっている。	9-4	472			同上(固定電話代) なお、2月の支払いのうち1回分は1月請求分である。	2,574
J15-402	2016/2/1	通信	松岡	8,560	8,560	同上	同上	9-4	472			同上(携帯電話使用料)	4,280
J15-403	みえず	通信	松岡	3,919	3,919	同上	同上(「平成28年2月分」とされている)	9-4	473			同上(固定電話代)	1,959
J15-404	2016/2/29	通信	松岡	8,602	8,602	同上	同上	9-4	473			同上(携帯電話使用料)	4,301
J15-405	2016/3/31	通信	松岡	8,586	8,586	同上	・内容が不明 携帯電話料金と推測される	9-4	474			同上(携帯電話使用料)	4,293
J15-406	2016/3/30	通信	市川	109,651	109,651	同上	・用途が不明 携帯電話料金であるが、内容が全く不明。複数台分の料金と推測される。家族の利用も疑われる	9-4	475			同上 1台の1年間分の携帯電話料金である(9-4・476参照)	54,824
J15-407	日付なし	通信	藤田	57,718	57,718	同上	同上	9-4	477			同上 1台の半年分の携帯電話料金である。	27,241
J15-408	2015/4/25	通信	木目田	61,359	61,359	NTTファイナンス 固定電話料金	・自宅の固定電話料金と推測される。政務活動とは関連しない	9-4	479			同上 なお、自宅電話とは別に議員活動用として回線を開設している電話料金である。電話機自体なく、すべて携帯へ転送されるため受電しかなることができない。	30,677
J15-409	2015/4/25	通信	木目田	90,369	90,369	NTTファイナンス 携帯電話料金	・2台分の携帯電話料金 領収書に「2台分」と明記されている(482頁)。家族使用分を含むと推測される	9-4	480 ~ 513			同上 家族割を適用しているため請求書には2台分と記載されているが、費用として計上しているのは1台分の料金である。そのことは、領収書左側の「電話番号」の欄に一つの番号しかないことから明らかである。	40,190
J15-410	2015/5/26	通信	いわせ	13,167	13,167	NTTファイナンス 固定電話料金4月分	・自宅の固定電話料金と推測される。政務活動とは関連しない。	9-4	514			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,040円、固定電話代3127円)	6,583
J15-411	2015/6/26	通信	いわせ	13,774	13,774	同5月分	同上	9-4	515			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,732円、固定電話代3042円)	6,887
J15-412	2015/7/27	通信	いわせ	14,213	14,213	同6月分	同上	9-4	516			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,761円、固定電話代3452円)	7,106
J15-413	2015/8/26	通信	いわせ	13,389	13,389	同7月分	同上	9-4	517			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,520円、固定電話代2869円)	6,694
J15-414	2015/9/28	通信	いわせ	14,539	14,539	同8月分	同上	9-4	518			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,868円、固定電話代3671円)	7,269
J15-415	2015/10/26	通信	いわせ	10,659	10,659	同9月分	同上	9-4	519			J15-377と同じ(携帯電話使用料)	5,329
J15-416	2015/11/26	通信	いわせ	13,410	13,410	同10月分	同上	9-4	520			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,501円、固定電話代2,909円)	6,705
J15-417	2015/12/28	通信	いわせ	13,515	13,515	同11月分	同上	9-4	521			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,533円、固定電話代2,982円)	6,757
J15-418	2016/1/26	通信	いわせ	13,678	13,678	同12月分	同上	9-4	522			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,585円、固定電話代3,093円)	6,839
J15-419	2016/2/26	通信	いわせ	13,386	13,386	同26年1月分	同上	9-4	523			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,481円、固定電話代2,905円)	6,693
J15-420	2016/3/28	通信	いわせ	13,179	13,179	同26年2月分	同上	9-4	524			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,546円、固定電話代2,633円)	6,589
J15-421	2015/4/26	通信	いわせ	13,038	13,038	同26年3月分	同上	9-4	525			J15-377と同じ(携帯電話使用料10,498円、固定電話代2,540円)	6,519
J15-422	2015/4/17	通信	速辺	109,999	109,999	NTTファイナンス 携帯電話料金	・用途が不明 携帯電話料金であるが、内容が全く不明。複数台分の料金と推測される。議員の家族などの利用料金が含まれている可能性も高い	9-4	526 ~ 527			同上 家族の分は含まない。内訳は領収書から明らかである。	54,281
J15-423	2020/4/17	通信	速辺	6,750	6,750	NTTファイナンス 携帯電話料金	同上	9-4	528 ~ 529			同上	3,375
J15-424	2015/4/20	通信	長村	173,812	173,812	NTTファイナンス 電話料金等の支払証明書	・携帯電話料金とインターネット回線料金 内容が不明。複数台分の料金と推測される。自宅のインターネット回線の接続料は政務活動とは無関係。	9-4	530 ~ 540			同上	84,803

2015年度  
違法支出  
合計額

1,319,142

579,714

J16-443		通信	松岡	23,842	23,842	NTTファイナンス 電話料金等支払受領書 固定電話料金 4月分、6月分、7月分、8月分、10月分、11月分、2月分。	・自宅の固定電話料金と推測される。政務活動とは関連しない。	10-4	409 ~ 413			通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)である。当時、使途基準において、通信費については会派所属議員一人当たり月額15000円を限度に支給することができるものとされており、これは政務活動等以外の活動を目的とした通信費の支出を排除するために設けられた上限規制である。そして、各議員はその上限以内の通信費のみ政務活動費として支出しており、通信費としての経費である。なお、家族の分は含まない。なお、この固定番号は政務活動用の回線である。	11,921
J16-444		通信	松岡	106,837	106,837	NTTファイナンス 電話料金等支払証明書 ドコモ利用料金 4月~翌年3月分	・用途が不明 携帯電話料金であるが、内容が全く不明。複数台分の料金と推測される。家族の利用も疑われる。	10-4	414			同上	53,418
J16-445	2017/3/28	通信	市川	68,523	68,523	NTTファイナンス 電話料金等支払証明書 ドコモ利用料金 4月~11月分	・同上	10-4	415			J15-377と同じ	34,261
J16-446	2016/4/1	通信	若林	100,629	100,629	NTTファイナンス 電話料金等支払証明書 ドコモ利用料金 4月~翌年3月分	・同上	10-4	416			同上	50,314

支出番号	支出日	業種	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-447	2017/3/29	通信	藤田	100,848	100,848	同上	・同上	10-4	417			同上	50,424
J16-448	2016/4/4	通信	長村	187,427	187,427	同上	・同上	10-4	418			同上	93,713
J16-449	2017/3/23	通信	渡辺	111,416	111,416	同上	・同上 29年3月分は15,000円を超過しているが、そのまま請求されている。	10-4	419			同上 なお、平成29年3月の上限は月2万円である。	55,708
J16-450	2016/8/23	通信	渡辺	3,402	3,402	GMOベバポ(株)への払込領収書	・私的利用 プロバイダー料金は政務活動とは無関係	10-4	420			同上	1,701
J16-451		通信	いわせ	11,366	11,366	NTTファイナンス 電話料金等払込受領書 4月~7月分	・自宅の固定電話料金と推測される。政務活動とは関連しない	10-4	421			同上	5,683
J16-452		通信	木目田	120,285	120,285	ソフトバンク携帯電話代 4月~翌年2月の合計	・使途が不明 携帯電話料金であるが、領収書に2台分と明記されている。端末分割金も含まれる。議員の家族などの利用料金が含まれている可能性も高い。	10-4	422 ~ 467			同上	60,142
J16-453		通信	木目田	112,959	112,959	固定電話料金とワイヤレスゲート代 4月~翌年2月の合計	・自宅の固定電話料金と推測される。政務活動とは関連しない ・自宅のプロバイダー料金も同じく政務活動とは無関係	10-4	422 ~ 467			同上。固定電話番号については、自宅の固定電話とは別に契約している電話番号である。プロバイダー料金はポケットWi-Fi使用料の支払いであり、自宅のプロバイダー料金ではない。	56,479
				2016年度 違法支出 合計額	947,534								473,764
J17-590		通信	石川	26,513	26,513	NTTファイナンス 固定電話料金 4月~翌年2月分	・自宅の固定電話料金と推測される。政務活動とは関連しない	11-4	462			同上	13,256
J17-591		通信	いわせ	12,293	12,293	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む	・使途が不明 携帯電話料金に端末分割金、「3件」と記載されており、議員の家族などの利用料金が含まれていると推測される。	11-4	464			同上 家族の分は計上していない。	
J17-592		通信	いわせ	12,784	12,784	同上	同上	11-4	467			同上	
J17-593		通信	いわせ	12,330	12,330	同上	同上	11-4	470			同上	
J17-594		通信	いわせ	11,951	11,951	同上	同上	11-4	473			同上	
J17-595		通信	いわせ	10,237	10,237	同上	同上	11-4	476			同上	
J17-596		通信	いわせ	10,762	10,762	同上	同上	11-4	479			同上	
J17-597		通信	いわせ	10,486	10,486	同上	同上	11-4	482			同上	
J17-598		通信	いわせ	10,468	10,468	同上	同上	11-4	485			同上	
J17-599		通信	いわせ	10,701	10,701	同上	同上	11-4	488			同上	
J17-600		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用	11-4	491			ポケットWi-Fiの使用料であり、自宅のプロバイダー料金ではない。	
J17-601		通信	木目田	10,398	10,398	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む	・私的利用 携帯電話料金であるが、領収書に2台分と明記されている。端末分割金も含まれる。議員の家族などの利用料金が含まれている可能性も高い	11-4	493			当時、使途基準において、通信費については会派所属議員一人当たり月額15000円を限度に支給することができるものとされており、これは政務活動等以外の活動を目的とした通信費の支出を排除するために設けられた上限規制である。また、自宅の電話料が否かでの区別はされていない。そして、各議員はその上限以内の通信費のみ政務活動費として支出しており、使途基準に合致した政務活動費である。なお、家族の料金は含んでいない。	
J17-602		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用 自宅のプロバイダー料金は政務活動とは無関係	11-4	496			ポケットWi-Fiの使用料であり、自宅のプロバイダー料金ではない。	
J17-603		通信	木目田	5,025	5,025	NTTファイナンス 固定電話料金	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	498			自宅の固定電話とは別に契約している電話番号であり、政務活動専用で使用しているものである。	
J17-604		通信	木目田	11,364	11,364	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む	・私的利用	11-4	499			同上	
J17-605		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用	11-4	502			同上	
J17-606		通信	木目田	5,004	5,004	NTTファイナンス 固定電話料金 番号は上記と同じ	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	504			同上	
J17-608		通信	木目田	11,427	11,427	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む	・私的利用	11-4	505			同上	
J17-609		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用	11-4	508			同上	
J17-610		通信	木目田	5,219	5,219	NTTファイナンス 固定電話料金 番号は上記と同じ	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	510			同上。政務活動専用の電話番号回線である。	
J17-611		通信	木目田	10,392	10,392	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む	・私的利用	11-4	513			同上	
J17-612		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用	11-4	516			同上	
J17-613		通信	木目田	4,959	4,959	NTTファイナンス 固定電話料金 番号は上記と同じ	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	517			同上	
J17-614		通信	木目田	10,183	10,183	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む	・私的利用	11-4	518			同上	
J17-615		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用	11-4	520			同上	
J17-616		通信	木目田	4,811	4,811	NTTファイナンス 固定電話料金 番号は上記と同じ	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	522			同上	
J17-617		通信	木目田	9,171	9,171	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む	・私的利用	11-4	523			同上	
J17-618		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用	11-4	525			同上	
J17-619		通信	木目田	5,837	5,837	NTTファイナンス 固定電話料金 番号は上記と同じ	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	527			同上	
J17-620		通信	木目田	9,201	9,201	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む	・私的利用	11-4	528			同上	
J17-621		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用	11-4	531			同上	
J17-622		通信	木目田	5,058	5,058	NTTファイナンス 固定電話料金 番号は上記と同じ	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	533			同上	

支出番号	支出日	費目	領収名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J17-623		通信	木目田	9,189	9,189	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む。	・私的利用	11-4	534			同上	
J17-624		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用	11-4	537			同上	
J17-625		通信	木目田	8,148	8,148	NTTファイナンス 固定電話料金 番号は上記と同じ	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	539			同上	
J17-626		通信	木目田	12,283	12,283	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む。	・私的利用	11-4	540			同上	
J17-627		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用	11-4	543			同上	
J17-628		通信	木目田	4,768	4,768	NTTファイナンス 固定電話料金 番号は上記と同じ	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	545			同上	
J17-629		通信	木目田	9,626	9,626	ソフトバンク スマホ通信料、端末分割金を含む。	・私的利用	11-4	548			同上	
J17-630		通信	木目田	5,122	5,122	ソフトバンク「ワイヤレスゲート」代金	・私的利用	11-4	551			同上	
J17-631		通信	木目田	5,335	5,335	NTTファイナンス 固定電話料金 番号は上記と同じ	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	553			同上	
J17-632		通信	木目田	6,472	6,472	NTTファイナンス 固定電話料金 番号は上記と同じ	・私的利用 自宅での固定電話料金	11-4	554			同上	
J17-633		通信	佐藤	7,521	7,521	NTTドコモ 携帯電話料金	・私的利用 ドコモの携帯電話代と思われる。明細がなく内容が不明。高額であり複数台分と推測され、家族の利用も疑われる。	11-4	555			同上(携帯電話使用料)	
J17-634		通信	佐藤	7,712	7,712	同上	同上	11-4	556			同上(携帯電話使用料)	28,757
J17-635		通信	佐藤	8,223	8,223	同上	同上	11-4	557			同上(携帯電話使用料)	
J17-636		通信	佐藤	8,357	8,357	同上	同上	11-4	558			同上(携帯電話使用料)	
J17-637		通信	佐藤	8,289	8,289	同上	同上	11-4	559			同上(携帯電話使用料)	
J17-638		通信	佐藤	8,314	8,314	同上	同上	11-4	560			同上(携帯電話使用料)	
J17-639		通信	佐藤	8,392	8,392	同上	同上	11-4	561			同上(携帯電話使用料)	
J17-640		通信	佐藤	8,227	8,227	同上	同上	11-4	562			同上(携帯電話使用料)	
J17-641		通信	三遊亭	67,080	67,080	NTTファイナンス 携帯電話料金 12か月分	・私的利用 携帯電話料金と推測されるが、内容が不明。複数台分で家族使用も疑われる	11-4	563			同上(携帯電話使用料)	33,540
J17-642		通信	松岡	14,278	14,278	NTTファイナンス 携帯電話料金	・私的利用 携帯電話料金と推測されるが、内容が不明。複数台分で家族使用も疑われる	11-4	565			同上 携帯電話使用料 8674円 固定電話代 5604円	
J17-643		通信	松岡	11,459	11,459	同上	同上	11-4	566			同上 携帯電話使用料 8589円 固定電話代 2870円	
J17-644		通信	松岡	13,558	13,558	同上	同上	11-4	567			同上 携帯電話使用料 9263円 固定電話代 4295円	40,904
J17-645		通信	松岡	11,073	11,073	同上	同上	11-4	568			同上 携帯電話使用料 8157円 固定電話代 2916円	
J17-646		通信	松岡	11,324	11,324	同上	同上	11-4	569			同上 携帯電話使用料 8191円 固定電話代 3133円	
J17-647		通信	松岡	20,117	20,117	同上	同上	11-4	570			同上 携帯電話使用料 15935円 固定電話代 4182円	
J17-648		通信	渡辺	93,835	93,835	NTTファイナンス 携帯電話料金 11か月分	・私的利用 携帯電話料金と推測されるが、内容が不明。複数台分で家族使用も疑われる。	11-4	571			同上(携帯電話使用料)	46,917
J17-649		通信	藤田	57,118	57,118	NTTファイナンス 携帯電話料金 7か月分	・私的利用 携帯電話料金と推測されるが、内容が不明。複数台分で家族使用も疑われる	11-4	574			同上(携帯電話使用料)	28,559

2017年度  
違法支出  
合計額 713,614

353,045

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J14-332	2014/4/4	事務	自民党	37,038	37,038	菊屋浦上商事株式会社 手書領収書に品代とあるのみ	・使途不明 消耗品か、備品かさえ不明 ・納品書、請求書がない 大量の事務用品が購入されている。 私的な使用、政務調査以外の目的のものも含む。	8-5	213	下横	甲79-1, 79-2	使途基準に合致していないことを推認させる一般的、外形的事実を指摘しているとは言えない。 なお、領収書の枠外に購入品についてのメモがあり、使途は明らかである。 会派控室設置の複合機のトナー購入	0
J14-333	2014/5/2	事務	自民党	16,941	16,941	同上	同上	8-5	218	左		同上 会派控室の複合機で使用する紙の購入	0
J14-334	2014/6/3	事務	自民党	29,246	29,246	同上	同上	8-5	221	中		同上 会派控室の複合機で使用する紙等の購入	0
J14-335	2014/7/4	事務	自民党	2,012	2,012	同上	同上	8-5	223	左		同上 会派控室の複合機で使用する紙等の購入	0
J14-336	2014/8/4	事務	自民党	14,580	14,580	同上	同上	8-5	227	左		同上 会派控室で使用する複合機のトナー購入	0
J14-337	2020/8/4	事務	自民党	2,624	2,624	同上	同上	8-5	227	右		同上 会派控室の複合機で使用する紙等の購入	0
J14-338	2014/9/1	事務	自民党	14,904	14,904	同上	同上	8-5	234	左		同上 会派控室の複合機で使用する紙等の購入	0
J14-339	2014/10/3	事務	自民党	10,713	10,713	同上	同上	8-5	237	右		同上 会派控室の複合機で使用する紙等の購入	0
J14-340	2014/10/8	事務	自民党	66,129	66,129	同上	同上	8-5	238	右		同上 会派控室の複合機で使用するトナー等の購入	0
J14-341	2014/11/10	事務	自民党	42,759	42,759	同上	同上	8-5	239	右下		同上 会派控室の複合機で使用する紙等の購入	0
J14-342	2015/1/9	事務	自民党	10,141	10,141	同上	同上	8-5	251	右		同上 会派控室の複合機で使用する紙等の購入	0
J14-343	2015/2/20	事務	自民党	111,382	111,382	同上	同上	8-5	254	左		同上 会派控室の複合機で使用するトナー等の購入	0
J14-344	2015/3/6	事務	自民党	17,945	17,945	同上	同上	8-5	255	左		同上 会派控室の複合機で使用する紙等の購入	0
合計額					376,414								0

J15-425	2015/8/18	事務	熊沢	61,992	61,992	株式会社ケレス	・営業実態不明の取引先 ・請求書、納品書等証拠書類なし ・みずほ銀行ATMより振込のご利用明細書。手書きで封筒代のメモのみ 営業の形跡なし。 J15-426も同じ。 ・封筒の購入時期と市政報告の配布時期が一致していない。	9-5	568	上右	甲80、甲145	使途基準では、消耗品を購入した場合は領収書に物品等の名称を記載することとされており、それに従って領収書等を保管し、政務活動費を支出している。 原告の主張は、使途基準に合致していないことを推認させる一般的、外形的事実を指摘しているとは言えない。 市政報告を送る際に使用していた封筒の封筒代、封筒への印刷代である。	0
J15-426	2015/12/22	事務	熊沢	139,320	139,320	株式会社ケレス	・営業実態不明の取引先 ・請求書、納品書等証拠書類なし ・手書き領収書 但、封筒代とある ・封筒の購入時期と市政報告の配布時期が一致していない	9-5	609		甲80、甲145 丙C21、22	同上	0
J15-427	2015/4/13	事務	自民党	8,897	8,897	(株)菊屋浦上	・納品書・請求書がない 手書き領収書に品代とあるのみ。消耗品か、備品かさえ不明	9-5	552	上		同上 欄外に購入品が記載されている。 なお、会派控室で使用するA3コピー用紙代	0
J15-428	2015/4/13	事務	自民党	66,258	66,258	同上	同上	9-5	552	下		同上 なお、会派控室で使用するトナー、インク代	0
J15-429	2015/5/11	事務	自民党	10,486	10,486	同上	同上	9-5	553	上		同上 なお、会派控室で使用するフラットファイル、ラベルシール、機器のリース代	0
J15-430	2015/5/11	事務	自民党	2,430	2,430	同上	同上	9-5	554	下横		同上 なお、会派控室で使用する再生紙	0
J15-431	2015/6/1	事務	自民党	1,944	1,944	同上	同上	9-5	555			同上 なお、会派控室で使用する機器のリース代	0
J15-432	2015/6/1	事務	自民党	24,030	24,030	同上	同上	9-5	557	下		同上 なお、会派控室で使用するトナー、再生紙	0
J15-433	2015/7/28	事務	自民党	3,304	3,304	同上	・消耗品か、備品かさえ不明	9-5	564	上		同上 なお、会派控室で使用するフラットファイル、リコーリース代	0
J15-434	2015/7/10	事務	自民党	3,542	3,542	同上	同上	9-5	564	下		同上 なお、会派控室で使用するフラットファイル、クリアフォルダー	0
J15-435	2015/9/10	事務	自民党	2,430	2,430	同上	同上	9-5	575			同上 なお、会派控室で使用する再生紙代	0
J15-436	2015/10/2	事務	自民党	2,268	2,268	同上	同上	9-5	583			同上 なお、会派控室で使用するコピー用紙代	0
J15-437	2015/11/1	事務	自民党	73,677	73,677	同上	同上	9-5	596			同上 なお、会派控室で使用するトナー、再生紙、フラットファイル代	0
J15-438	2016/1/14	事務	自民党	2,430	2,430	同上	同上	9-5	610			同上 なお、会派控室で使用する再生紙代	0
J15-439	2016/3/1	事務	自民党	75,708	75,708	同上	同上	9-5	612			同上 なお、会派控室で使用するトナー、再生紙代	0
合計額					478,716								0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派自民党の主張	裁判所の認定する違法支出額
J16-454	2017/2/14	事務	熊沢	115,000	115,000	備品 紙織り機 MA150	・紙折り機の購入は政務活動と合理的に関連しない ・政治活動のためのもの 政営活動、選挙活動のためのもの。	10-5	490		甲 8 2	紙折り機は、会派として紙面による報告等を行う際に使用することが客観的に明らかでない物品である。	0
J16-455	2016/7/9	事務	自民党	129,700	129,700	備品 アンプ Panasonic 800MHz 携帯用ワイヤレスアンプ WX-PW82	・アンプの購入は政務活動と合理的に関連しない ・政治活動のためのもの 会派の事務運営費ではない	10-5	542		甲 8 1 甲 2 0 8	屋外などでの会議や広めの会議室などで会議をする際、また会派として活動する際に使用する物品。	0
合計額				244,700									0
J17-650	2017/12/4	事務	熊沢	128,520	128,520	株) ケレスの手書き領収書「封筒代」としか書かれていない	・営業実態不明の取引先 ・請求書 納品書等 証拠書類なし 営業の形跡なし。	11-5	626		甲 8 0	市政報告書を送るために使用した封筒及び封筒への印刷代である。	0
合計額				128,520									0

## (別紙2-3) 会派保守連合一覧表

## 会派保守連合総括表 (原告ら主張)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
① 交付額	2,880,000	2,880,000	2,880,000	2,880,000	11,520,000
② 支出計上額 (訴状別紙)	3,078,476	3,078,044	3,135,486	3,319,828	12,611,834
修正届による減少額	7,890	2,600	0	0	10,490
② 修正届後の支出計上額	3,070,586	3,075,444	3,135,486	3,319,828	12,601,344
③ 超過額 (=①-②)	-190,586	-195,444	-255,486	-439,828	-1,081,344
違法支出額 鉄道賃等	382,178	95,760	66,190	0	544,128
違法支出額 有料道路通行料	1,020	0	0	0	1,020
違法支出額 タクシー代	63,810	51,790	82,860	0	198,460
違法支出額 燃料費	380,167	363,180	389,822	137,463	1,270,632
違法支出額 駐車場代等	94,400	74,950	81,610	0	250,960
違法支出額 研修費		12,400	60,324	88,500	161,224
違法支出額 資料購入費	177,703	174,106	193,646	78,531	623,986
違法支出額 広報費	43,200	43,200	58,800	2,003,690	2,148,890
違法支出額 通信運搬費	772,100	608,769	725,452	372,304	2,478,625
④ 違法支出額合計	1,914,578	1,424,155	1,658,704	2,680,488	7,677,925
⑤ 返還請求額 (=④-③)	1,723,992	1,228,711	1,403,218	2,240,660	6,596,581
既返還額	0	0	0	0	0
⑥ 弁論終結時返還請求額	1,723,992	1,228,711	1,403,218	2,240,660	6,596,581

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-75	4/1~4/29	調査	白川	10,009	10,009	鉄道代 Suica 利用明細 多数の利用履歴があるが、単に「現地調査」とされているだけである。	・個々の鉄道利用の目的が全く不明(このような政務調査費の支出請求の存在は、他の自治体では確認できない)。	16-1	54		甲40 甲68-2(埼玉県久喜市議会議員選挙) 甲153 甲189-192	交通系ICカードによる交通費の支出については、運用指針にて「履歴印字で打ち出した紙を添付するものとする。」と規定されており、同指針に従った報告をされており、いずれも調査活動に伴う交通費として適法な支出である。選挙応援のための鉄道代は計上していないし、片道分の支出が計上されているものは、白を刷りたり別のICカードを使用したからに過ぎず不自然ではない。		1,792
H14-76	4/30~6/2	調査	白川	10,655	10,655	同上	同上	16-1	55		甲40 甲153 甲189-192	同上		0
H14-77	6/2~7/10	調査	白川	11,795	11,795	同上	同上	16-1	56		甲40 甲153 甲189-192	同上		0
H14-78	7/10~10/4	調査	白川	11,038	11,038	同上	同上	16-1	57		甲40 甲153 甲189-192	同上		0
H14-79	10/04	調査	白川	1,010	1,010	同上	同上	16-1	58		甲40 甲153 甲189-192	同上		0
H14-80	10/25~11/27	調査	白川	9,720	9,720	同上	同上	16-1	59		甲40 甲153 甲189-192	同上		0
H14-81	12/5~12/26	調査	白川	11,155	11,155	同上	同上	16-1	60		甲40 甲68-3(平成24年衆議院東京第5区)一4の2(西東京市議会議員選挙) 甲153 甲189-192	同上		4,013
H14-82	12/26~2/15	調査	白川	14,376	14,376	同上	同上	16-1	61		甲40 甲68-5~7(開成町議会議員選挙) 甲153 甲189-192	同上		0
H14-83	2/16~3/27	調査	白川	12,097	12,097	同上	同上	16-1	62		甲40 甲153 甲189-192	同上		0
H14-84	06/04	調査	新井	170,620	170,620	航空券代(「2014年グローバルパートナーシップサミット」(7月22日火~7月25日金 国連本部・ニューヨーク)主催 日本青年会館所への参加)	・新井議員が所属する町田青年会館所の上部団体 日本青年会館所が企画したもので、町田市議会議員としての活動ではない。	16-1	63		甲74-1 甲74-2 甲74-3 甲74-4	新井議員が運用指針にしたがって届出、報告を行った海外視察のための経費である。議会の審議能力を強化するとの政務活動費制度の目的にも沿うもので、使途基準に沿った適法な支出である。		0
H14-85	07/22	調査	新井	119,703	119,703	同上宿泊費	・同上(宿泊費)	16-1	64		甲74-1 甲74-2 甲74-3 甲74-4	同上		0
合計額				382,178										5,805

H15-190	10/06	調査	新井	5,000	5,000	10/6~10/7 日本青年会館所主催の視察研修会 バス移動費代	他団体主催のイベント参加費用・研修費用(青年会館所に関する支出)	17-1	37	上		新井議員が行った管外視察の際の支出である。管外視察については、運用指針に従い、視察の前日に届出書や報告書を提出しており(丙A3-視察の実施について、丙A4、5-視察報告書等)、使途基準に従った適法な支出である。		0
H15-191	10/07	調査	新井	7,930	7,930	宿泊費	同上	17-1	37	中		同上		0
H15-192	10/06	調査	新井	12,520	12,520	10月6日特急券(かがやき523・大宮→富山) 乗車券(東京都区内→富山)	同上	17-1	37~38			同上		0
H15-193	10/07	調査	新井	15,490	15,490	10月7日 航空券代 富山→羽田空港	同上	17-1	38			同上		0
H15-194	10/07	調査	新井	320	320	乗車券(水見→高岡)	同上	17-1	38			同上		0
H15-195	09/25	調査	新井	15,000	15,000	9/25~9/27の八戸市視察、日本青年会館所の全国大会への参加費。登録料(10,000円会費 5,000円懇親会費用)	同上(登録料:新井議員は青年会館所のシニア会員、懇親会費用は飲食代で支出できない)	17-1	41	左		同上		0
H15-196	09/25	調査	新井	39,500	39,500	交通費・宿泊代。	同上	17-1	41	右		同上		0
合計額				95,760										0

H16-333	02/17	調査	新井	48,820	48,820	10月7日、8日、広島市での、日本青年会館所の全国大会への参加交通費 往路 東海道新幹線のぞみ31号新横浜(12:29)→広島(16:08) 復路 広島(09:04)→新横浜(12:44) 乗車券代 町田⇔広島市内	・青年会館所のイベントへの参加であり、政務活動とは関係がない。	18-1	76			新井議員が行った管外視察の際の支出である。管外視察については、運用指針に従い、届出書や報告書を提出しており(丙A7)、使途基準に従った適法な支出である。		0
H16-334	10/07	調査	新井	15,000	15,000	岸田元外務大臣講演 登録料(広島青年会館所特別会員の会)	・同上(登録料:新井議員は青年会館所のシニア会員、懇親会費用は飲食代で支出できない)	18-1	76			同上		0
H16-335	10/07	調査	新井	2,370	2,370	視察先でのタクシー代 岩本タクシー	・同上	18-1	76			同上		0
合計額				66,190										0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-73	01/29	調査	大西	510	510	高速代 NEXCO 中日本 in相模原愛川 out高尾山料金所 12時47分「現地調査」とされている。	遠方での利用 圏央道の相模原愛川から高尾山までの距離は、14.8km(所要時間は12分)である。 復路の支出がない。 2014年度の調査活動費の支出内容は全て「現地調査」であるが、調査内容不明。	16-172	80	下左	甲72	市民団体からの依頼で現地調査のために高速道路を利用した際の経費である。 なお、復路は一般道路を通行したため、経費の支出がない。		0
H14-74	10/29	調査	大西	510	510	高速代 NEXCO 中日本 in相模原愛川out高尾山料金所 11時42分「現地調査」とされている。	同上	16-172	81	上左	甲72	同上		0
合計額				1,020										0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額	
H14-5	09/02	調査	白川	730	730	タクシー代 東北交通株式会社「ラジオタクシー」(横浜市中区に本拠地)「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(遠方) ・2014年度の調査活動費の支出内容は全て「現地調査」	16-1	79	上中		市政報告作成の相談のための経費である。		0	
H14-6	10/15	調査	不明	830	830	タクシー代 マイルドタクシー(所在地 新潟市)「現地調査」とされている	・同上	16-1	73	下右				0	
H14-7	11/14	調査	新井	730	730	タクシー代 (有)つゆきタクシー(所在地 神奈川県横浜市の「現地調査」とされている	・同上	16-1	79	中中				0	
H14-8	11/15	調査	白川	730	730	タクシー代 メトロ自動車株式会社 港北営業所(所在地 横浜市)「現地調査」とされている	・同上 ・Suicaでの支出との矛盾	16-1 153 190	79	下左	甲40 甲153 甲190			0	
H14-9	12/13	調査	白川	910	910	タクシー代 (株)八重洲タクシー(所在地 世田谷区)「現地調査」とされている	・同上	16-1 153 191	79	下右	甲40 甲153 甲191			0	
H14-10	12/17	調査	白川	3,250	3,250	タクシー代 東京都個人タクシー協同組合(所在地 練馬区)「現地調査」とされている	・高頻(長距離)のタクシー利用 ・Suicaでの支出との矛盾	16-1 153	79	上右	甲40 甲153			0	
H14-11	04/22	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 西東京個人タクシー 島田タクシー(所在地 八王子市)「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(遠方) ・2014年度の調査活動費の支出内容は全て「現地調査」。	16-1	69	上左				0	
H14-12	05/11	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 関ワイキャブ相模原(営)(所在地 相模原市)「現地調査」とされている	・同上	16-1	69	上中				0	
H14-13	05/17	調査	新井	1,360	1,360	タクシー代 千代田自動車(所在地 町田市)「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・青年会議所の活動に関するタクシー代	16-1 74-1 147-151	69	上右	甲74-1 甲147-151			0	
H14-14	05/18	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 東日本個人タクシー(協)(所在地 町田市) 須藤タクシー「現地調査」とされている	・同上	16-1 74-1 147-151	69	下左	甲74-1 甲147-151			0	
H14-15	05/22	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 富士交通有株式会社(所在地 町田市)「現地調査」とされている	・同上	16-1 74-1 147-151	69	下中	甲74-1 甲147-151			0	
H14-16	05/24	調査	新井	820	820	タクシー代 カントリー交通株式会社(所在地 町田市)「現地調査」とされている	・同上	16-1 74-1 147-151	70	上左	甲74-1 甲147-151			0	
H14-17	06/01	調査	新井	910	910	タクシー代 京王自動車株式会社(本都多摩市)「現地調査」とされている	・同上	16-1 74-1 147-151	70	上中	甲74-1 甲147-151			0	
H14-18	06/10	調査	新井	910	910	タクシー代 千代田自動車(所在地 町田市)「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・2014年度の調査活動費の支出内容は全て「現地調査」。	16-1	70	上右				0	
H14-19	06/15	調査	新井	820	820	タクシー代 千代田自動車「現地調査」とされている	・同上	16-1	70	下左				0	
H14-20	06/22	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 カントリー交通株式会社「現地調査」とされている	・同上	16-1	70	下中				0	
H14-21	06/23	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 相模中央交通(元小田急グループ本部厚木)「現地調査」とされている	・同上	16-1	70	下右				0	
H14-22	06/28	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 神奈中ハイヤー(元小田急グループ)「現地調査」とされている	・同上	16-1	71	上左				0	
H14-23	07/05	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 千代田自動車「現地調査」とされている	・同上	16-1	71	上中				0	
H14-24	07/17	調査	新井	820	820	タクシー代 神奈中ハイヤー(元小田急グループ)「現地調査」とされている	・同上	16-1	71	上右				0	
H14-25	07/18	調査	新井	1,090	1,090	タクシー代 株式会社エヌケイキャブ(相模原営業所)「現地調査」とされている	・同上	16-1	71	下左				0	
H14-26	07/26	調査	新井	910	910	タクシー代 小田急交通多摩(相模原、相模原を中心に配車)「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) (新井議員は、7月22日～7月28日と海外視察(ニューヨーク)実施。ありえない虚偽の支出。) 議会に提出した視察の実施と視察報告書より	16-1	71	下中					910
H14-27	07/31	調査	新井	820	820	タクシー代 相模中央交通「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・2014年度の調査活動費の支出内容は全て「現地調査」。	16-1	71	下右					0
H14-28	08/04	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 カントリー交通株式会社「現地調査」とされている	・同上	16-1	72	上左					0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額	
H14-29	08/04	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 カントリー交通株式会社 「現地調査」とされている	・同上	16-1	72	上中		自立支援協議会設立に向けた市民相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0	
H14-30	08/06	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 相模中央交通㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1	72	上右		市内危険ドラッグ販売店舗に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0	
H14-31	08/10	調査	新井	1,090	1,090	タクシー代 小田急交通南多摩㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1	72	下左		町田市介護人材に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0	
H14-32	08/16	調査	新井	730	730	タクシー代 カントリー交通株式会社 「現地調査」とされている	・同上	16-1	72	下中		同上		0	
H14-33	08/28	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 小田急交通南多摩㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1	73	上左		マイナンバー制度に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0	
H14-34	09/08	調査	新井	710	710	タクシー代 多摩地区個人タクシー連合会 鈴木タクシー 「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・青年会議所の活動に関するタクシー代	16-1 74-1 147~151	73	上中	甲74-1 甲147~151		防災・復興支援に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-35	09/29	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 西東京個人タクシー 松井タクシー 「現地調査」とされている	・同上	16-1 74-1 147~151	73	上右	甲74-1 甲147~151		同上		0
H14-36	10/02	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 神奈中ハイヤー㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1 74-1 147~151	73	下左	甲74-1 甲147~151		市内経済活性化・まちづくりに関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-37	10/02	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 神奈中ハイヤー㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1 74-1 147~151	73	下中	甲74-1 甲147~151		市の対応についてのクレームを悪化するためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-38	11/03	調査	新井	910	910	タクシー代 小田急交通南多摩㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1 74-1 147~151	74	上左	甲74-1 甲147~151		防災・復興支援に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-39	11/11	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 千代田自動車㈱ 「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・2014年度の調査活動費の支出内容は全て「現地調査」。	16-1	74	上中			介護保険事業計画に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-40	11/13	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 京王自動車株式会社 「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・青年会議所の活動に関するタクシー代	16-1 74-1 147~151	74	上右	甲74-1 甲147~151		市内経済活性化・まちづくりに関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-41	12/05	調査	新井	910	910	タクシー代 東京都個人タクシー(協) 南多摩支部 井戸崎タクシー 「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・2014年度の調査活動費の支出内容は全て「現地調査」。	16-1	74	下左			同上		0
H14-42	12/06	調査	新井	820	820	タクシー代 小田急交通南多摩㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1	74	下中			特別支援学級の児童に対する学校や教員の対応に関する市民相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-43	12/21	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 京王自動車株式会社 「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・青年会議所の活動に関するタクシー代	16-1 74-1 147~151	74	下右	甲74-1 甲147~151		防災・復興支援に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-44	12/21	調査	新井	730	730	タクシー代 相模中央交通㈱ 「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・2014年度の調査活動費の支出内容は全て「現地調査」。	16-1	75	上左			子育て支援に関する市民相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-45	01/12	調査	新井	820	820	タクシー代 カントリー交通株式会社 「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・その他のタクシー利用(成人式に出席する若者に挨拶を行うために利用)	16-1	75	上中			市内の地域行事に関する現地調査のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-46	01/17	調査	新井	820	820	タクシー代 小田急交通南多摩㈱ 「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている) ・2014年度の調査活動費の支出内容は全て「現地調査」。	16-1	75	上右			治安向上に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-47	01/26	調査	新井	820	820	タクシー代 神奈中ハイヤー㈱ 「現地調査」とされている	町田市文化協会新年賀詞交歓会であり、会合ではない。(詳細報告 議会活動状況)	16-1 209 (吉田議員ブログ)	75	下左	甲209 (吉田議員ブログ)		文化協会の会合に参加するためにタクシー移動をした際の経費である。賀詞交歓会は多数の参加者が集まり意見や情報の交換を行う場であり、酒宴を伴うことにより政務活動であることは否定されない。		0
H14-48	01/25	調査	大西	730	730	タクシー代 カントリー交通株式会社 「現地調査」とされている	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている)	16-1	76	上左			教育を考える会の会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-49	12/14	調査	大西	1,900	1,900	タクシー代 小田急交通南多摩㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1	76	上中			福祉の要望について現地調査のためにタクシー移動をした際の経費である。		0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-50	11/08	調査	大西	730	730	タクシー代 神奈中ハイヤー㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1	76	上右		市政を考える会の会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-51	01/15	調査	大西	1,540	1,540	タクシー代 京王自動車株式会社 「現地調査」とされている	・同上	16-1	76	下左		狭隘道路を拡張してほしいとの要望について現地調査のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-52	11/06	調査	大西	730	730	タクシー代 小田急交通南多摩㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1	76	下中		通学路を整備してほしいとの要望について現地調査のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-53	11/18	調査	大西	730	730	タクシー代 千代田自動車㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1	76	下右		同上		0
H14-54	11/29	調査	大西	2,080	2,080	タクシー代 カンツリー交通株式会社 「現地調査」とされている	・同上 ・市民サークル活動への参加	16-1	77	上左		圖書運搬の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-55	12/14	調査	大西	1,330	1,330	タクシー代 東日本個人タクシー株式会社 16時39分 「現地調査」とされている	・同上 ・市民サークル活動への参加	16-1	77	上中		同上		0
H14-56	12/20	調査	大西	1,990	1,990	タクシー代 千代田自動車㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1	77	上右		街路灯を修繕してほしいとの要望について現地調査のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-57	05/02	調査	大西	1,990	1,990	タクシー代 東日本個人タクシー協同組合(町田市木曾西) 小川タクシー 「現地調査」とされている	・同上	16-1	78	上左		放置物件の現地調査のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-58	07/15	調査	大西	2,350	2,350	タクシー代 西東京個人タクシー(協) 福田タクシー 「現地調査」とされている	・同上	16-1	78	上中		同上		0
H14-59	04/09	調査	大西	1,720	1,720	タクシー代 富士交通有限会社 「現地調査」とされている	・同上	16-1	78	上右		道路上に張り出している樹木を撤去してほしいとの要望について現地調査のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-60	04/16	調査	大西	820	820	タクシー代 京王自動車株式会社 「現地調査」とされている	・同上	16-1	78	下左		故障している交通標識を修繕してほしいとの要望について現地調査のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-61	07/31	調査	大西	2,440	2,440	タクシー代 東日本個人タクシー協同組合 藍澤タクシー 「現地調査」とされている	・同上	16-1	78	下中		道路を補修してほしいとの要望について現地調査のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H14-62	08/11	調査	白川	730	730	タクシー代 神奈中ハイヤー㈱ 「現地調査」とされている	・同上	16-1	79	上左		市民相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
合計額				63,810										910

H15-147	04/10	調査	白川	1,270	1,270	タクシー代 三鷹 「現地調査」	・利用目的不明の現地調査(遠方)	17-1	68	上中		参議院議員秘書との面談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-148	04/12	調査	白川	730	730	タクシー代 芙蓉第一交通(03-3783-7000) 「現地調査」	・同上	17-1	68	上右		参議院議員との面談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-149	08/04	調査	白川	1,000	1,000	タクシー代 京浜交通 「現地調査」	・同上	17-1	68	下中		横浜銀行行員との意見交換のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-150	01/15	調査	白川	730	730	タクシー代 UEHARA TAXI 「現地調査」	・利用目的不明の現地調査(町田市内に配車されている)	17-1	68	上左		ことばらんどで開催された山中恒屋を視察するためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-151	10/18	調査	白川	1,000	1,000	タクシー代 小田急交通南多摩株式会社 「現地調査」	・同上	17-1	68	下左		市民との面談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-152	04/10	調査	白川	1,630	1,630	タクシー代 富士交通株式会社 「現地調査」	・同上	17-1	68	下右		参議院議員秘書との面談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-153	02/26	調査	大西	730	730	タクシー代 神奈中ハイヤー 「会議」	・利用目的不明の会議(町田市内に配車されている) ・市民サークル活動への参加	17-1	70	上左		文化協会会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-154	12/13	調査	大西	700	700	タクシー代 東日本タクシー株式会社 「会議」	・同上	17-1	70	上中		同上		0
H15-155	12/16	調査	大西	2,440	2,440	タクシー代 相模中央交通株式会社 「会議」	・同上	17-1	70	下左		鶴見川こいのほりの金の会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-156	12/22	調査	大西	2,140	2,140	タクシー代 東日本タクシー株式会社 「会議」	・同上	17-1	71	上左		同上		0
H15-157	04/26	調査	大西	2,050	2,050	タクシー代 東日本タクシー株式会社 「会議」	・同上	17-1	71	中左		新しい歴史教科書を作る会の会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-158	10/01	調査	大西	2,350	2,350	タクシー代 東日本個人タクシー(協) 「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(町田市内に配車されている)	17-1	71	上右		学校教材に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-159	02/10	調査	大西	730	730	タクシー代 カンツリー交通株式会社 「打合せ」	・同上	17-1	71	下左		ダンス協会の会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-160	05/10	調査	大西	2,530	2,530	タクシー代 神奈中ハイヤー 「打合せ」	・同上	17-1	72	上左		同上		0
H15-161	05/09	調査	大西	2,620	2,620	タクシー代 神奈中ハイヤー 「打合せ」	・同上	17-1	72	上右		日本会議の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-162	02/25	調査	大西	1,180	1,180	タクシー代 日本交通立川株式会社 「打合せ」	・同上	17-1	73	上左		同上		0

支出 番号	支出日	費目	議員 名	支出金額	原告らの 主張する 違法支出 額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける 事情	延滞 番号 (甲)	シー トNo	位置	領収書以外の関連証 拠	金派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の 認定する 違法支出 額
H15-163	10/28	調査	大西	1,630	1,630	タクシー代 千代田自動車㈱ 「打合せ」	・ 同上 ・ 市民サークル活動への参加	17-1	73	上中		文化協会・囲碁大会に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。 文化協会加盟団体の活動への参加は、市の支援を得る動きかけのための調査研究活動である。		0
H15-164	08/25	調査	大西	2,530	2,530	タクシー代 カンツリー交通株式会社 「市民相談」 「会議」	・ 利用目的不明の市民相談と会議 (町田市内に配車されている)	17-1	73	上右		市民相談及び会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-165	02/26	調査	大西	910	910	タクシー代 京王自動車株式会社 「会議」	・ 利用目的不明の会議 (町田市内に配車されている)	17-1	73	中左		明日の金の会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-166	02/22	調査	大西	730	730	タクシー代 カンツリー交通株式会社 「打合せ」	・ 利用目的不明の打合せ (町田市内に配車されている)	17-1	73	中中		日本会議の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-167	02/22	調査	大西	820	820	タクシー代 相模中央交通株式会社 「市民相談」	・ 利用目的不明の市民相談 (遠方)	17-1	73	下右		狭隘道路に関する市民相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-168	12/09	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 西東京個人タクシー 「会議」	・ 利用目的不明の会議 (遠方)	17-1	78	上左		玉川学園コミュニティセンターの運営に関する質問の答へに関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-169	10/25	調査	新井	820	820	タクシー代 京王自動車株式会社 「会議」	・ 利用目的不明の会議 (町田市内に配車されている)	17-1	78	上右		文学館会議室にて中心市街地治安向上のための会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-170	01/15	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 小田急交通南多摩株式会社 「会議」	・ 同上	17-1	78	下左		市内経済活性化・まちづくりに関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-171	01/23	調査	新井	820	820	タクシー代 相模中央交通株式会社 「会議」	・ 同上	17-1	78	下中		ホームタウンチーム支援に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-172	01/27	調査	新井	820	820	タクシー代 千代田自動車㈱ 「会議」	・ 同上 ・ 町田市商店街連合会「新年賀交歓会」への参加 ・ 賀交歓会、放開き参加に係る支出	17-1	78	下右	甲210 (三道亭議員ブログ)	市内経済活性化・まちづくりに関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-173	07/19	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 神奈中ハイヤー 「会議」	・ 同上	17-1	79	上中		文化発信によるまちづくりに関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-174	07/25	調査	新井	820	820	タクシー代 神奈中ハイヤー 「会議」	・ 同上	17-1	79	上右		治安向上に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-175	08/24	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 カンツリー交通株式会社 「会議」	・ 同上	17-1	79	下左		同上		0
H15-176	07/25	調査	新井	730	730	タクシー代 小田急交通南多摩株式会社 「会議」	・ 同上	17-1	79	下中		まちの景観に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-177	07/05	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 小田急交通南多摩株式会社 「会議」	・ 同上	17-1	79	下右		ホームタウンチームを今後どう盛り上げていくかに関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-178	06/12	調査	新井	1,180	1,180	タクシー代 神奈中ハイヤー 「会議」	・ 同上	17-1	80	上左		南大谷さくら会館の運営要望に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-179	11/13	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 小田急交通南多摩株式会社 「会議」	ベスカドーラ町田のリーグ戦 (第30節) の観戦である。 ベスカドーラ町田 2015シーズン 30節 19:00~	17-1	80	上右	甲41	ホームタウンチーム支援に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。 また、かかる視察は新井議員が町田市の「みるスポーツの充実」政策実現に向けて行われた現地調査である。 新井議員は、ベスカドーラ町田の試合終了後、ベスカドーラ町田のゼネラルマネージャーと懇談を行って大型ビジョンの設置に関する要望を受けた。		1,000
H15-180	02/27	調査	新井	1,180	1,180	タクシー代 千代田自動車㈱ 「会議」	・ 利用目的不明の会議 (町田市内に配車されている)	17-1	81	上左		治安向上に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-181	03/02	調査	新井	730	730	タクシー代 日本交通立川株式会社 「会議」	・ 同上	17-1	81	上中		他の自治体の市議会議員と学校給食に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-182	03/19	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 カンツリー交通株式会社 「会議」	・ 同上	17-1	81	上右		治安向上に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-183	03/19	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 神奈中ハイヤー 「会議」	・ 同上	17-1	81	中左		市内の設備関係事業者団体との会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-184	03/07	調査	新井	730	730	タクシー代 神奈中ハイヤー 「会議」	・ 同上	17-1	81	中中		治安向上に関する会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-185	03/19	調査	新井	1,270	1,270	タクシー代 千代田自動車㈱ 「会議」	・ 同上	17-1	81	中右		市内の学校支援団体の会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-186	03/20	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 千代田自動車㈱ 「会議」	・ 同上	17-1	81	下横左		市内医療・介護事業者の会議のためにタクシー移動をした際の経費である。		0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	区画番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-187	03/06	調査	新井	820	820	タクシー代 千代田自動車㈱「金庫」	・同上	17-1	81	下横右		町田市軟式野球連盟の会費のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H15-188	10/07	調査	新井	1,130	1,130	タクシー代 昭和交通 0766-21-0303 富山県氷見市	・青年会議所主催の視察時のタクシー利用であり、政務調査とは関係がない。	17-1	78	上中		新井議員が行った管外視察の際の支出である。管外視察については、運用指針に従い、視察の前後に届出書や報告書を提出しており(丙A3-視察の実施について、丙A4、5-視察報告書等)、従来基準に従った適法な支出である。		0
H15-189	09/25	調査	新井	1,290	1,290	タクシー代 三三五交通0178-43-0385	・同上 ・同上	17-1	79	上左		同上		0
合計額				51,790										1,000

H16-1	07/13	調査	新井	1,810	1,810	タクシー代 小田急交通南多摩㈱「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(町田市内に配車されている)	18-1	53	上左		ホームタウンチームを今後どう盛り上げていくかについての打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-2	07/15	調査	新井	910	910	タクシー代 三慶交通K.K(横浜)「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(運方)	18-1	53	上中		他の自治体の議員と横浜での打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-3	07/18	調査	新井	820	820	タクシー代 京王自動車多摩南株式会社「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(町田市内に配車されている)	18-1	53	上右		議院協会の係る住宅開発計画に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-4	07/20	調査	新井	730	730	タクシー代 京王自動車株式会社「打合せ」	・同上	18-1	53	中左		指定難病認定に関する今後の対応の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-5	07/24	調査	新井	2,170	2,170	タクシー代 謝ワイキャブ相模原(塾)「打合せ」	・同上	18-1	53	中		医療介護事業者との交流会の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-6	08/16	調査	新井	1,360	1,360	タクシー代 カントリー交通株式会社「打合せ」	・同上	18-1	53	中右		障がい者就労施設にて制度改正についての打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-7	08/17	調査	新井	820	820	タクシー代 東日本タクシー協同組合 SATSUMOTO TAXI「打合せ」	・同上	18-1	54	上左		機帯基地局設置計画に対しての打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-8	08/28	調査	新井	1,540	1,540	タクシー代 相模中央交通株式会社「打合せ」	・同上	18-1	54	上中		忠生地区のまちづくりに関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-9	09/03	調査	新井	910	910	タクシー代 東日本個人タクシー WIZUMOTO TAXI「打合せ」	・同上	18-1	54	上右		柴通りフェスティバル防犯パレードに関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-10	09/06	調査	新井	910	910	タクシー代 東京都個人タクシー(協)南多摩支部 島田タクシー「打合せ」	・同上	18-1	54	中左		地域防犯に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-11	09/10	調査	新井	1,150	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社「打合せ」	・同上	18-1	54	中		個人宅での打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-12	09/23	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 千代田自動車㈱「打合せ」	・同上	18-1	54	中右		指定難病認定に関する今後の対応の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-13	12/09	調査	新井	1,090	1,090	タクシー代 飛鳥協同無糖株式会社「打合せ」	・同上	18-1	55	上左		市内在住外国人支援に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-14	01/24	調査	新井	820	820	タクシー代 小田急交通南多摩㈱「打合せ」	・同上	18-1	55	上中		国保税分納についての対応についての打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-15	01/31	調査	新井	730	730	タクシー代 千代田自動車㈱「打合せ」	・同上	18-1	55	上右		市有財産の豊犯についての打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-16	03/04	調査	新井	1,000	1,000	タクシー代 神楽中ハイヤー「打合せ」	・同上	18-1	55	中左		開発計画排水構築の不安に対する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-17	03/14	調査	新井	910	910	タクシー代 小田急交通南多摩㈱「打合せ」	・同上	18-1	55	中		少年サッカーの公式戦ができる場所についての打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-18	03/24	調査	新井	730	730	タクシー代 TATE TAXI(都内)「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(運方)	18-1	55	中右		乗車した個人タクシーの加盟している協会が都内にあるため03の記載があるに過ぎない。防災協定締結についての打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-19	05/22	調査	大西	2,080	2,080	タクシー代 カントリー交通株式会社「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(町田市内に配車されている)	18-1	56	上左		街灯設置に関する市民相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-20	06/15	調査	大西	1,270	1,270	タクシー代 小田急交通南多摩㈱「打合せ」	・同上	18-1	56	上中		農地転用に関する市民相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-21	06/24	調査	大西	1,450	1,450	タクシー代 小田急交通南多摩㈱「打合せ」	・同上	18-1	56	上右		同上		0

支出 番号	支出日	科目	議員 名	支出金額	原告らの 主張する 違法支出 額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける 事情	証書 (甲)	シ トNo	位置	領収書以外の関連証 拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の 認定する 違法支出 額
H16-22	07/09	調査	大西	2,080	2,080	タクシー代 カントリー交通株式会社 「打合せ」	・同上	18-1	56	中左		同上		0
H16-23	07/15	調査	大西	1,810	1,810	タクシー代 小田急交通南多摩線 「打合せ」	・同上	18-1	56	中		狭間道整備に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-24	08/25	調査	大西	1,630	1,630	タクシー代 和同交通 (横浜市中区本牧町1-11)「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(運方) (講演会の内容不明)	18-1	56	中右		講演会講師との打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-25	08/25	調査	大西	730	730	タクシー代 千代田自動車 「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(町田市内に 配車されている) (活動実態のない団体)	18-1	56	下左		明日の会館に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-26	08/25	調査	大西	1,270	1,270	タクシー代 ヒノデ第一交通 (保土ヶ谷)	・利用目的不明(運方)	18-1	56	下中		教育をただす金の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-27	09/21	調査	大西	1,630	1,630	タクシー代 東京都個人タクシー協 同組合 南支部 NOHARATAXI「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(運方) ・同上	18-1	56	下右		教育をただす金の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-28	10/12	調査	大西	730	730	タクシー代 神奈中ハイヤー 「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(町田市内に 配車されている)	18-1	57	上左		鶴川市民センターでの打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-29	10/13	調査	大西	730	730	タクシー代 神奈中ハイヤー 「打合せ」	・同上	18-1	57	上中		現地調査及び打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-30	10/21	調査	大西	730	730	タクシー代 神奈中ハイヤー 「打合せ」	・同上	18-1	57	上右		同上		0
H16-31	10/28	調査	大西	730	730	タクシー代 千代田自動車 「打合せ」	・同上	18-1	57	中左		同上		0
H16-32	10/26	調査	大西	2,260	2,260	タクシー代 小田急交通南多摩 線 「打合せ」	・同上	18-1	57	中		街路灯設置に関する要望の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-33	11/26	調査	大西	1,630	1,630	タクシー代 神奈中ハイヤー 「打合せ」	・同上	18-1	57	中右		車列り要望に関する現地調査のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-34	11/27	調査	大西	2,170	2,170	タクシー代 相模中央交通株式 会社 「打合せ」	・同上	18-1	57	下左		同上		0
H16-35	11/30	調査	大西	1,540	1,540	タクシー代 小田急交通南多摩 線 「打合せ」	・同上	18-1	57	下中		同上		0
H16-36	12/04	調査	大西	1,990	1,990	タクシー代 飛鳥協同無線株式 会社 「打合せ」	・同上	18-1	57	下右		市民相談の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-37	12/05	調査	大西	1,450	1,450	タクシー代 小田急交通南多摩 線 「打合せ」	・同上	18-1	58	上左		道路補修要望に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-38	12/29	調査	大西	1,450	1,450	タクシー代 日本交通立川株式 会 社 南多摩営業所「打 合せ」	・同上	18-1	58	上中		つくし野センターの市民相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-39	01/08	調査	大西	2,710	2,710	タクシー代 相模中央交通株式 会 社 「打合せ」	・同上	18-1	58	上右		学童保育入所相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-40	12/15	調査	大西	1,360	1,360	タクシー代 相模中央交通株式 会 社 「打合せ」	・同上	18-1	58	中左		同上		0
H16-41	01/09	調査	大西	2,440	2,440	タクシー代 小田急交通南多摩 線 「打合せ」	・同上	18-1	58	中	甲214-2 甲218・市民団幕大 会	文化協会の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。文化協会加盟団体の活動への参加は、市の支援を得る働きかけのための調査研究活動である。		0
H16-42	01/20	調査	大西	1,690	1,690	タクシー代 東日本タクシー株 会 社 「打合せ」	・同上 ・市民サークル活動への参加	18-1	58	中右		町田茶道会の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。文化協会加盟団体の活動への参加は、市の支援を得る働きかけのための調査研究活動である。		0
H16-43	12/26	調査	大西	1,540	1,540	タクシー代 神奈中ハイヤー 「打合せ」	・同上 ・市民サークル活動への参加	18-1	58	下左		困窮世帯の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。文化協会加盟団体の活動への参加は、市の支援を得る働きかけのための調査研究活動である。		0
H16-44	01/20	調査	大西	730	730	タクシー代 五和交通(相模原市 緑 区) 「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(運方)	18-1	58	下中		橋本公民館の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-45	01/24	調査	大西	1,810	1,810	タクシー代 神奈中ハイヤー 「打合せ」	・利用目的不明の打合せ(町田市内に 配車されている)	18-1	58	下右		保育園入園相談の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-46	02/04	調査	大西	1,360	1,360	タクシー代 相模中央交通株式 会 社 「打合せ」	・同上	18-1	59	上左		同上		0
H16-47	02/11	調査	大西	1,450	1,450	タクシー代 相模中央交通株式 会 社 「打合せ」	・同上	18-1	59	上中		講演会講師との打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-48	02/20	調査	大西	3,160	3,160	タクシー代 東日本個人タクシ ー 協 同 組 合 「打合せ」	・同上 ・高価(長距離)のタクシー利用	18-1	59	上右		同上		0
H16-49	03/04	調査	大西	1,540	1,540	タクシー代 小田急交通南多摩 線 「打合せ」	・同上	18-1	59	中左		講演の打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-50	03/11	調査	大西	1,090	1,090	タクシー代 小田急交通南多摩 線 「打合せ」	・同上	18-1	59	中		同上		0
H16-51	03/12	調査	大西	1,780	1,780	タクシー代 東日本タクシー株 会 社 「打合せ」	・同上	18-1	59	中右		学区内の市民相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-52	03/15	調査	大西	1,270	1,270	タクシー代 小田急交通南多摩 線 「打合せ」	・同上	18-1	59	下左		同上		0
H16-53	03/17	調査	大西	730	730	タクシー代 東日本個人タクシ ー 協 同 組 合 (協) KADOWAKI TAXI「打 合 せ」	・同上	18-1	59	下中		生活保護に関する相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-54	03/26	調査	白川	1,270	1,270	タクシー代 飛鳥協同無線株式 会 社 「打合せ」	・同上	18-1	61	上左		市民意見交換のためにタクシー移動をした際の経費である。		0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H16-55	03/30	調査	白川	1,720	1,720	タクシー代 飛鳥協同無線株式会社「打合せ」	・ 同上 町田商工会議所では、「通常議員総会」が開かれていた。 (商工会議所ニュースV. 1. 253)	18-1 134	61	上右	甲134	商工会議所での打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。 地域の商工業者が集まる会合への参加であり、地域の商工業者と意見や情報を交換するためのもので、地域経済の市政の課題や市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動のための支出である。		0
H16-56	03/25	調査	白川	1,540	1,540	タクシー代 相模中央交通株式会社「打合せ」	・ 同上	18-1	61	中左	甲133	市民との打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-57	10/09	調査	新井	910	910	タクシー代 小田急交通南多摩株式会社「打合せ」	・ 同上	18-1	79	上中		請願提出内容に関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-58	10/21	調査	新井	1,270	1,270	タクシー代 神奈中ハイヤー「打合せ」	・ 同上	18-1	79	下左		中心市街地の落書き消しに関する打ち合わせのためにタクシー移動をした際の経費である。		0
H16-59	10/22	調査	新井	1,180	1,180	タクシー代 京王自動車多摩南株式会社「打合せ」	・ 同上	18-1	79	下中		同上		0
H16-60	11/27	調査	新井	1,540	1,540	タクシー代 相模中央交通株式会社「打合せ」	・ 同上	18-1	79	下右		保育園入園に関する点数の相談のためにタクシー移動をした際の経費である。		0
合計額				82,860										0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	原簿番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-245	07/23	調査	大西	2,709	2,709	中央石油販売岡山崎岡団地SS 11時58分 16.93L 現金フリー	・同日給油 H14-245と同日に給油 (H14-245とH14-246以外に、H14-324も同日給油である。加えて、駐車場代の支出であるH14-119では、長津田駅前の駐車場に9:59~17:53の間に駐車。でたための領収書の添付状況の一例)	16-1	19	左上		ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものとされている。保守連合は、実際には上限以上のガソリン代を経費として支出しているが、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としてのガソリン代の支出を報告しているのであり、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。		1,354
H14-246	07/23	調査	大西	5,000	5,000	中央石油販売岡山崎岡団地SS 11時39分 31.25L 現金フリー	・同上	16-1	19	上中		同上		2,500
H14-247	08/21	調査	大西	5,737	5,737	中央石油販売岡山崎岡団地SS 20時16分 36.31L 現金フリー	・同日給油 H14-248と同日に給油	16-1	17	下左		同上		5,737
H14-248	08/21	調査	大西	3,459	3,459	中央石油販売岡山崎岡団地SS 20時30分 21.89L 現金フリー	・同上	16-1	20	下右		同上		1,729
H14-249	04/17	調査	大西	3,000	3,000	有限会社 石版石油 東郷SS 16時56分 18.29L 現金フリー	・連日給油 H14-250と連日に給油	16-1	18	左上		同上		1,500
H14-250	04/18	調査	大西	2,449	2,449	株式会社NSコーポレーション山崎岡団地SS 10時42分 15.80L 現金メンバー	・同上	16-1	17	左上		同上		1,224
H14-251	04/20	調査	大西	3,990	3,990	中央石油セルフ金井 17時00分 25.91L UFJニコス(カ) × × × ×	・連日給油 H14-252と連日に給油	16-1	21	上右		同上		1,995
H14-252	04/21	調査	大西	5,853	5,853	株式会社NSコーポレーション山崎岡団地SS 09時37分 37.76L ミツデンUFJニコス × × × ×	・同上	16-1	18	下右		同上		2,926
H14-253	05/08	調査	大西	2,658	2,658	株式会社NSコーポレーション山崎岡団地SS 13時57分 16.93L カインサマ	・連日給油 H14-254と連日に給油	16-1	18	下左		同上		1,329
H14-254	05/09	調査	大西	4,200	4,200	有限会社 石版石油 東郷SS 18時47分 25.61L 現金フリー	・同上	16-1	18	上中		同上		2,100
H14-255	08/03	調査	大西	2,681	2,681	中央石油販売岡山崎岡団地SS 12時38分 16.97L 現金フリー	・一日おき給油 2日目に給油、H14-256	16-1	19	上右		同上		1,340
H14-256	08/05	調査	大西	4,600	4,600	有限会社 石版石油 東郷SS 09時39分 27.71L 現金フリー	・同上	16-1	19	下中		同上		2,300
H14-257	08/21	調査	新井	5,628	5,628	関東日本宇佐美 16号調野森 18時11分 36.08L	・連日給油 H14-258と連日に給油	16-1	5	右		ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものとされている。保守連合は、実際には上限以上のガソリン代を経費として支出しているが、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としてのガソリン代の支出を報告しているのであり、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。 また、連日の給油となったのは、この期間に集中的に市内各所を回って意見交換を行ったためである。		2,814
H14-258	08/20	調査	新井	2,959	2,959	関東日本宇佐美 16号調野森 11時22分 18.97L	・同上	16-1	6	左		同上		1,479
H14-259	01/16	調査	白川	7,582	7,582	中央石油販売相模原イーストSS 17時27分 61.76L ミツイズ ミトモカード × × × ×	・一日おき給油 2日目に給油、H14-260	16-1	30	中		同上		3,791
H14-260	01/18	調査	白川	3,290	3,290	中央石油販売相模原イーストSS 17時56分 26.97L ミツイズ ミトモカード × × × × (VISA MASTER)	・同上	16-1	30	左		ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものとされている。保守連合は、実際には上限以上のガソリン代を経費として支出しているが、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としてのガソリン代の支出を報告しているのであり、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。 また、市内各所を回り、移動量が多いため、連日給油することもままあり得る。 加えて、白川議員は、車両を2台保有しており、同じタイミングで給油することもあるため、連日又は一日置き給油となる。		1,645
H14-261	08/13	調査	白川	4,266	4,266	関東日本宇佐美 16号調野森 22時46分 27.00L 現金フリー	・一日おき給油 2日目に給油、H14-262	16-1	25	中		同上		2,133
H14-262	08/15	調査	白川	7,023	7,023	中央石油販売相模原イーストSS 17時30分 45.61L ミツイズ ミトモカード × × × × (VISA MASTER)	・同上	16-1	25	右		同上		3,511
H14-263	10/24	調査	白川	4,000	4,000	株式会社商車株式会社産別立野台SS ENDS 18時14分 26.49L VISAカード4662	・一日おき給油 2日目に給油、H14-264	16-1	27	右		同上		2,000
H14-264	10/26	調査	白川	4,932	4,932	中央石油販売相模原イーストSS 21時56分 33.56L ミツイズ ミトモカード × × × ×	・同上	16-1	28	左		同上		2,466
H14-265	11/06	調査	白川	3,940	3,940	関東日本宇佐美 16号調野森 22時25分 26.62L クレジットカード4662	・一日おき給油 2日目に給油、H14-266	16-1	28	中		同上		1,970
H14-266	11/08	調査	白川	8,853	8,853	中央石油販売相模原イーストSS 01時29分 60.64L ミツイズ ミトモカード × × × ×	・同上	16-1	28	右		同上		4,426
H14-267	12/27	調査	白川	5,000	5,000	鶴見石油 瀬らとり台SS 01時02分 37.59L ミツイズ ミトモカード × × × ×	・連日給油 H14-268と連日に給油	16-1	29	右		同上		2,500
H14-268	12/28	調査	白川	3,248	3,248	中央石油販売相模原イーストSS 13時09分 25.58L ミツイズ ミトモカード × × × ×	・同上	16-1	30	左		同上		1,624
H14-269	02/03	調査	新井	3,497	2,623	28.90 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	3	中		ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものとされている。保守連合は、実際には上限以上のガソリン代を経費として支出しているが、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としてのガソリン代の支出を報告しているのであり、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。		1,748
H14-270	03/09	調査	新井	4,927	3,695	38.90 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	3	左		同上		2,463
H14-271	03/23	調査	新井	3,408	2,556	25.82 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	2	中		同上		1,704
H14-272	04/07	調査	新井	3,260	2,445	20.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	7	下右		同上		1,630
H14-273	05/06	調査	新井	2,000	1,500	12.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	7	下中		同上		1,000
H14-274	05/13	調査	新井	2,000	2,000	12.74 L給油	全額違法 ・中2日給油	16-1	7	上右		同上		1,000
H14-275	05/16	調査	新井	4,830	4,830	30.00 L給油	全額違法 ・同上	16-1	7	上中		同上		2,415
H14-276	06/13	調査	新井	1,000	750	6.17 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	7	上左		同上		500
H14-277	07/07	調査	新井	5,846	4,385	36.77 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	6	右		同上		2,923
H14-278	08/11	調査	新井	5,083	3,812	31.97 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	6	中		同上		2,541
H14-279	09/13	調査	新井	4,167	3,125	26.71 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	5	中		同上		2,083
H14-280	10/05	調査	新井	5,420	4,065	37.38 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	5	左		同上		2,710
H14-281	11/07	調査	新井	5,231	3,923	35.83 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	4	右		同上		2,615

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	原簿番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-282	11/24	調査	新井	5,561	4,171	38.09 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	4	中		同上		2,780
H14-283	12/13	調査	新井	5,354	4,016	38.52 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	4	左		同上		2,677
H14-284	12/30	調査	新井	3,429	2,572	28.34 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	3	右		同上		1,714
H14-285	01/04	調査	吉田	5,358	4,019	40.29 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	10	中			①町田市では、燃料費について、支出の性格別困難回避のため、按分方式によるのではなくて上乗額方式を採用しており、会派保守連合の燃料代支出は、いずれの時期についても運用指針等の定める上乗額の範囲内で充たされているため、「使途基準に含致した政務調査費の支出が認められたことを推察させる一般約・外形的事実」及び使途基準違反の事実はない。 ②補助参加人吉田の政務調査・政務活動に用いる車両は台のみであり、これは私的利用のための自動車ではなく、給油されたガソリンはそのほとんどが政務活動に用いられている。	0
H14-286	01/19	調査	吉田	5,561	4,171	43.45 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	10	右			同上	0
H14-287	02/09	調査	吉田	5,323	3,992	42.59 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	9	左			同上	0
H14-288	02/28	調査	吉田	5,765	4,324	42.71 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	9	中			同上	0
H14-289	03/24	調査	吉田	2,108	1,581	15.97 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	8	左			同上	0
H14-290	04/03	調査	吉田	6,880	5,160	41.70 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	15	左上			同上	0
H14-291	04/14	調査	吉田	6,108	4,581	39.16 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	15	下横			同上	0
H14-292	04/27	調査	吉田	6,929	5,197	43.58 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	15	上中			同上	0
H14-293	05/16	調査	吉田	6,496	4,872	40.86 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	15	右上			同上	0
H14-294	06/04	調査	吉田	6,901	5,176	43.68 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	14	左上			同上	0
H14-295	06/23	調査	吉田	3,566	2,675	22.29 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	14	上中			同上	0
H14-296	07/07	調査	吉田	6,230	4,673	38.46 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	14	右上			同上	0
H14-297	07/28	調査	吉田	6,564	4,923	41.03 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	13	左上			同上	0
H14-298	08/16	調査	吉田	7,116	5,337	44.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	13	上中			同上	0
H14-299	08/26	調査	吉田	6,261	4,696	39.38 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	13	右上			同上	0
H14-300	09/11	調査	吉田	6,673	5,005	40.94 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	12	左上			同上	0
H14-301	09/22	調査	吉田	6,892	5,244	42.90 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	12	上中			同上	0
H14-302	10/07	調査	吉田	6,394	4,796	39.96 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	12	右上			同上	0
H14-303	10/24	調査	吉田	7,384	5,538	47.64 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	11	左上			同上	0
H14-304	11/11	調査	吉田	5,994	4,496	40.23 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	11	上中			同上	0
H14-305	12/01	調査	吉田	6,575	4,931	44.43 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	11	右上			同上	0
H14-306	12/19	調査	吉田	6,096	4,572	42.93 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	10	左上			同上	0
H14-307	01/26	調査	大西	1,617	1,213	13.25 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	21	上中				808
H14-308	02/10	調査	大西	1,667	1,250	14.01 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	21	左上				833
H14-309	02/25	調査	大西	2,500	1,875	19.23 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	22	下左				1,250
H14-310	03/04	調査	大西	3,700	2,775	26.81 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	22	下中				1,850
H14-311	03/12	調査	大西	2,540	1,905	19.54 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	22	右上				1,270
H14-312	03/26	調査	大西	2,657	1,993	20.44 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	22	上中				1,328
H14-313	04/05	調査	大西	3,000	3,000	19.23 L給油	全額違法 ・中2日給油	16-1	17	右上				1,500
H14-314	04/08	調査	大西	4,900	4,900	29.88 L給油	全額違法 ・同上	16-1	17	上中				2,450
H14-315	04/27	調査	大西	2,683	2,012	16.98 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	17	下中				1,341
H14-316	05/02	調査	大西	1,152	864	6.58 L給油	ガソリン代/ 按分比75%	16-1	20	右上				576
H14-317	05/27	調査	大西	2,000	1,500	11.30 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	16	上中				1,000
H14-318	06/03	調査	大西	2,953	2,953	中央石油販売山崎岡地SS 14時58分 18.81 L給油	全額違法 ・午後1時より本会議。終了時間は午後4時59分。他人でなければ給油できない	16-1	16	右上				2,953
H14-319	06/13	調査	大西	5,000	3,750	30.12 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	16	左上				2,500
H14-320	06/24	調査	大西	3,000	2,250	19.11 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	20	左上				1,500
H14-321	07/02	調査	大西	5,000	3,750	31.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	17	下右				2,500
H14-322	07/09	調査	大西	3,063	3,063	18.91 L給油	全額違法 ・中2日給油	16-1	20	下左				1,531
H14-323	07/12	調査	大西	810	810	4.08 L給油	全額違法 ・同上	16-1	20	下中				405
H14-324	07/19	調査	大西	4,100	4,100	24.26 L給油	全額違法 ・中3日給油	16-1	18	右上				2,050
H14-325	08/25	調査	大西	5,036	5,036	31.09 L給油	全額違法 ・中3日給油	16-1	19	下左				2,518
H14-326	09/08	調査	大西	3,800	2,850	23.31 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	16	下右				1,900
H14-327	09/27	調査	大西	3,340	2,505	21.55 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	16	下中				1,670
H14-328	10/09	調査	大西	1,630	1,223	10.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	21	下右				815
H14-329	10/17	調査	大西	4,500	3,375	27.95 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	20	上中				2,250
H14-330	11/06	調査	大西	1,580	1,185	10.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	21	下中				790
H14-331	11/17	調査	大西	1,550	1,163	10.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	22	左上				775
H14-332	11/25	調査	大西	3,001	2,251	19.36 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	19	下右				1,500
H14-333	12/06	調査	大西	4,400	3,300	29.14 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	18	下中				2,200

支出番号	支出日	支出目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	原簿番号(明)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-334	12/20	調査	大西	1,736	1,302	12.67 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	21	下左		同上		868
H14-335	01/29	調査	白川	7,941	5,956	64.56 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	31	左		同上		3,970
H14-336	02/11	調査	白川	3,411	2,558	27.51 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	31	中		同上		1,705
H14-337	03/08	調査	白川	3,152	2,364	23.70 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	31	右		同上		1,576
H14-338	05/16	調査	白川	1,984	1,488	12.48 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	23	左		同上		992
H14-339	06/21	調査	白川	3,999	2,999	25.47 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	23	中		同上		1,999
H14-340	07/06	調査	白川	4,000	3,000	24.85 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	23	右		同上		2,000
H14-341	07/11	調査	白川	4,200	3,150	25.30 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	24	左		同上		2,100
H14-342	07/19	調査	白川	6,000	4,500	37.27 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	24	中		同上		3,000
H14-343	07/25	調査	白川	4,265	3,199	26.49 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	24	右		同上		2,132
H14-344	08/03	調査	白川	5,000	3,750	31.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	25	左		同上		2,500
H14-345	08/23	調査	白川	3,674	2,756	24.01 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	26	左		同上		1,837
H14-346	09/07	調査	白川	5,000	3,750	31.65 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	26	中		同上		2,500
H14-347	09/14	調査	白川	3,760	2,820	24.90 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	26	右		同上		1,880
H14-348	10/07	調査	白川	4,102	3,077	26.64 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	27	左		同上		2,051
H14-349	10/11	調査	白川	4,740	3,555	30.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	27	中		同上		2,370
H14-350	11/25	調査	白川	3,886	2,915	26.26 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	29	左		同上		1,943
H14-351	12/08	調査	白川	3,600	2,700	25.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	16-1	29	中		同上		1,800
合計額				380,167										168,182

H15-197	04/21	調査	大西	1,751	1,751	ナビオ調エコノ金井SS 15時36分 14.01L	・同日給油 H15-198と同日に給油		17-1	15	上右		ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものとなっている。実際には上限以上のガソリン代を雑費として支出しているが、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で雑費としてのガソリン代の支出を報告しているものであり、限度内のものについては使途基準に違反する支出と認定する余地はない。また、市内各所を回り、移動量が多いため、連日給油することもままあり得る。	875
H15-198	04/21	調査	大西	3,000	3,000	有限会社 石版石油 業師SS 10時10分 22.39L	・同上		17-1	16	下中		同上	1,500
H15-199	04/23	調査	大西	2,740	2,740	有限会社 石版石油 業師SS 16時30分 20.00L	・一日おき給油 H15-197、H15-198から2日目に給油		17-1	16	上右		同上	1,370
H15-200	05/28	調査	大西	4,000	4,000	調ダイヤ昭石セルフ給油 23時07分 30.08L	・同日給油 H15-201、H15-202と同日に給油		17-1	15	上左		同上	4,000
H15-201	05/28	調査	大西	2,760	2,760	有限会社 石版石油 業師SS 13時47分 19.44L	・同上		17-1	16	上中		同上	1,380
H15-202	05/28	調査	大西	2,943	2,943	調ダイヤ昭石セルフ給油 23時12分 22.19L	・同上		17-1	20	上中		同上	1,471
H15-203	06/03	調査	大西	1,623	1,623	有限会社 石版石油 業師SS 09時33分 12.39L	・同日給油 H15-204と同日に給油		17-1	17	上右		同上	811
H15-204	06/03	調査	大西	3,400	3,400	有限会社 石版石油 業師SS 08時54分 23.95L	・同上		17-1	17	下左		同上	3,400
H15-205	06/27	調査	大西	2,097	2,097	有限会社 石版石油 業師SS 12時13分 15.31L	・同日給油 H15-206と同日に給油		17-1	19	下右		同上	1,048
H15-206	06/27	調査	大西	3,600	3,600	有限会社 石版石油 業師SS 16時51分 25.00L	・同上		17-1	21	上左		同上	1,800
H15-207	08/03	調査	大西	3,000	3,000	有限会社 石版石油 業師SS 19時15分 21.58L	・同日給油 H15-208、H15-209と同日に給油		17-1	16	上左		同上	3,000
H15-208	08/03	調査	大西	2,856	2,856	有限会社 石版石油 業師SS 19時21分 22.31L	・同上		17-1	16	下左		同上	1,428
H15-209	08/03	調査	大西	2,900	2,900	有限会社 石版石油 業師SS 18時15分 21.02L	・同上		17-1	18	上中		同上	2,900
H15-210	01/12	調査	大西	3,100	3,100	有限会社 石版石油 業師SS 17時03分 26.72L	・同日給油 H15-211と連日に給油		17-1	14	下左		同上	1,550
H15-211	01/13	調査	大西	2,000	2,000	ナビオ調エコノ金井SS 13時12分 19.42L	・同日給油 H15-212と連日に給油		17-1	23	上左		同上	1,000
H15-212	01/28	調査	大西	2,240	2,240	有限会社 石版石油 業師SS 06時00分 20.00L	・同日給油 H15-213と連日に給油		17-1	22	上右		同上	1,120
H15-213	01/29	調査	大西	1,800	1,800	ナビオ調エコノ金井SS 13時00分 18.37L	・同上		17-1	14	下中		同上	900
H15-214	03/27	調査	大西	1,424	1,424	有限会社 石版石油 業師SS 10時46分 14.10L	・同日給油 H15-215と連日に給油		17-1	23	上中		同上	712
H15-215	03/28	調査	大西	1,787	1,787	有限会社 石版石油 業師SS 14時13分 17.35L	・同上		17-1	23	上右		同上	893
H15-216	04/04	調査	大西	3,700	3,700	有限会社 石版石油 業師SS 18時50分 27.21L	・同日給油 H15-217と連日に給油		17-1	17	下右		同上	1,850
H15-217	04/06	調査	大西	1,900	1,900	ナビオ調エコノ金井SS 18時07分 15.08L	・同上		17-1	19	上左		同上	950
H15-218	05/01	調査	大西	3,378	3,378	有限会社 石版石油 業師SS 12時15分 24.66L	・同日給油 H15-219と連日に給油		17-1	17	下中		同上	1,689
H15-219	05/02	調査	大西	2,000	2,000	有限会社 石版石油 業師SS 16時12分 14.60L	・同上		17-1	15	下右		同上	1,000
H15-220	05/07	調査	大西	1,370	1,370	有限会社 石版石油 業師SS 12時14分 10.00L	・同日給油 H15-221と連日に給油		17-1	18	下右		同上	685
H15-221	05/09	調査	大西	2,828	2,828	有限会社 石版石油 業師SS 10時05分 21.92L	・同上		17-1	20	下左		同上	1,414
H15-222	05/12	調査	大西	3,200	3,200	有限会社 石版石油 業師SS 18時53分 23.36L	・同日給油 H15-223と連日に給油		17-1	15	下左		同上	1,600
H15-223	05/14	調査	大西	3,950	3,950	有限会社 石版石油 業師SS 09時31分 28.83L	・同上		17-1	19	下左		同上	1,975
H15-224	05/21	調査	大西	1,941	1,941	有限会社 石版石油 業師SS 09時52分 15.28L	・同日給油 H15-225と連日に給油		17-1	20	下右		同上	970
H15-225	05/23	調査	大西	3,160	3,160	有限会社 石版石油 業師SS 10時30分 22.25L	・同上		17-1	20	下中		同上	1,580
H15-226	06/14	調査	大西	2,880	2,880	ナビオ調エコノ金井SS 11時48分 20.87L	・同日給油 H15-227と連日に給油		17-1	18	下左		同上	1,440
H15-227	06/16	調査	大西	4,100	4,100	有限会社 石版石油 業師SS 14時11分 28.47L	・同上		17-1	15	下中		同上	2,050
H15-228	09/08	調査	大西	2,420	2,420	ナビオ調エコノ金井SS 11時09分 20.17L	・同日給油 H15-229と連日に給油		17-1	17	上中		同上	1,210
H15-229	09/09	調査	大西	2,600	2,600	スタンド名分からず 16時31分 19.85L	・同上		17-1	14	上左		同上	1,300
H15-230	09/29	調査	大西	4,100	4,100	スタンド名分からず 10時07分 31.30L	・同日給油 H15-231と連日に給油		17-1	18	上右		同上	2,050

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	日原番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-231	09/30	調査	大西	2,700	2,700	有限会社 石阪石油 東師SS 10 時27分 20.61L 金フリー	・同上	17-1	14	下右		同上		1,350
H15-232	06/01	調査	新井	2,794	2,794	関東日本宇佐美 16号鶴野森 17 時21分 21.17L	・一日おき給油 2日目に給油、H15-233	17-1	8	上右		同上 また、連日の給油となったのは、この期間に集中的に市内各所を回って意見交換を行ったためである。		1,397
H15-233	06/03	調査	新井	3,278	3,278	ENEOSフロンティア東京第2 00 セルフ忠生店 20時12分 26.02L	・同上	17-1	3	下横 2		同上		1,639
H15-234	08/06	調査	新井	3,800	3,800	有限会社 石阪石油 東師SS 12 時50分 27.54L 金フリー	・連日給油 H15-235と連日に給油	17-1	3	上中		同上		1,900
H15-235	08/07	調査	新井	4,407	4,407	関東日本宇佐美 16号鶴野森 21 時51分 33.90L クレジットカード番号 × × × × × × × × × × マスキングテープ2文字	・同上	17-1	7	上右		同上		2,203
H15-236	12/26	調査	新井	3,100	3,100	有限会社 石阪石油 東師SS 16 時35分 25.41L 金フリー	・一日おき給油 2日目に給油、H15-237	17-1	2	上中		ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものとなっている。 保守連合は、実際には上限以上のガソリン代を総額として支出しているが、同指針に依り、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としてのガソリン代の支出を報告しているものであり、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。 市内各所を回り、移動が重なることから、連日給油することもまあり得る。 また、1日おきの給油となったのは、スノータイヤを履きしたまま移動を続けて燃料消費が激しかったためである。		1,550
H15-237	12/28	調査	新井	3,138	3,138	関東日本宇佐美 16号鶴野森 10 時40分 29.06L クレジットカード番号 × × × × × × × × × × マスキングテープ2文字	・同上	17-1	5	上中		同上		1,569
H15-238	08/13	調査	白川	6,037	6,037	関東日本宇佐美 16号鶴野森 00 時54分 47.91L クレジットカード番号 × × × × × × × × × × マスキングテープ2文字	・連日給油 H15-239と連日に給油	17-1	26	左上		ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものとなっている。 保守連合は、実際には上限以上のガソリン代を総額として支出しているが、同指針に依り、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としてのガソリン代の支出を報告しているものであり、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。 また、市内各所を回り、移動が重なることから、連日給油することもまあり得る。		3,018
H15-239	08/14	調査	白川	3,144	3,144	関東日本宇佐美 16号鶴野森 23 時49分 27.10L クレジットカード番号 × × × × × × × × × × マスキングテープ2文字	・同上	17-1	28	左上		同上		1,572
H15-240	01/23	調査	大西	3,840	2,880	34.29 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	22	下右		同上		1,920
H15-241	02/12	調査	大西	2,000	1,500	18.52 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	22	下中		同上		1,000
H15-242	02/23	調査	大西	1,356	1,017	13.43 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	22	下左		同上		678
H15-243	03/10	調査	大西	2,000	1,500	18.52 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	22	上左		同上		1,000
H15-244	03/15	調査	大西	1,860	1,395	17.22 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	22	上中		同上		930
H15-245	04/14	調査	大西	3,000	2,250	22.39 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	14	上中		同上		1,500
H15-246	07/10	調査	大西	2,580	1,935	17.92 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	18	上左		同上		1,290
H15-247	07/15	調査	大西	2,775	2,081	21.02 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	16	下右		同上		1,387
H15-248	07/22	調査	大西	2,000	2,000	15.27 L給油	全額違法 ・中2日給油	17-1	18	下中		同上		1,000
H15-249	07/25	調査	大西	3,720	3,720	26.96 L給油	全額違法 ・同上	17-1	15	上中		同上		1,860
H15-250	08/13	調査	大西	3,100	2,325	22.63 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	17	上左		同上		1,550
H15-251	08/19	調査	大西	2,850	2,137	22.98 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	20	上左		同上		1,425
H15-252	08/24	調査	大西	2,250	1,687	16.79 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	20	上右		同上		1,125
H15-253	09/25	調査	大西	2,630	2,630	21.56 L給油	全額違法 ・中3日給油	17-1	14	上右		同上		1,315
H15-254	10/10	調査	大西	1,377	1,032	10.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	19	下中		同上		688
H15-255	12/21	調査	大西	2,000	1,500	16.39 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	19	上右		同上		1,000
H15-256	04/07	調査	吉田	5,704	4,278	43.88 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	10	左上			①町田市では、燃料費について、支出の性格別困難回避のため、按分方式によるのではなくて上層方式を採用しており、会派保守連合の燃料費支出は、いずれの時期についても運用指針等の定める上層額の範囲内での充當となっているため、「使途基準に抵触した政務活動費の支出が認められなかったことを推認させる一般的、外形的事実」及び使途基準違反の事実はない。 ②補助参加人吉田の政務活動・政務活動に用いる車両は1台のみであり、これは私利私欲のための自動車ではなく、給油されたガソリンはそのほとんどが政務活動に用いられている。	0
H15-257	04/27	調査	吉田	5,984	4,488	44.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	10	上中			同上	0
H15-258	05/15	調査	吉田	4,296	3,222	33.56 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	10	上右			同上	0
H15-259	06/02	調査	吉田	5,687	4,265	43.41 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	10	下横 2			同上	0
H15-260	06/19	調査	吉田	5,408	4,056	40.66 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	10	下横 1			同上	0
H15-261	07/11	調査	吉田	5,592	4,194	40.82 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	11	上左			同上	0
H15-262	08/03	調査	吉田	4,668	3,501	36.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	11	上中			同上	0
H15-263	08/13	調査	吉田	5,284	3,963	41.94 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	11	上右			同上	0
H15-264	08/28	調査	吉田	4,614	3,460	37.82 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	11	下横 2			同上	0
H15-265	09/09	調査	吉田	4,340	3,255	33.91 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	11	下横 1			同上	0
H15-266	09/23	調査	吉田	4,406	3,304	35.53 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	12	上左			同上	0
H15-267	10/06	調査	吉田	4,184	3,138	34.02 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	12	上中			同上	0
H15-268	10/27	調査	吉田	4,413	3,309	35.59 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	12	上右			同上	0
H15-269	11/18	調査	吉田	4,084	3,063	34.32 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	12	下横 2			同上	0
H15-270	12/07	調査	吉田	4,101	3,075	35.66 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	12	下横 1			同上	0

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	原簿番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-271	03/12	調査	吉田	4,069	3,051	41.10 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	13	上左		同上		0
H15-272	03/29	調査	吉田	3,967	2,975	36.39 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	13	上中		同上		0
H15-273	01/03	調査	新井	2,803	2,102	26.20 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	4	上中		ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものとされている。 保守連合は、実際には上限以上のガソリン代を経費として支出しているが、向指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としてのガソリン代の支出を報告しているものであり、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。 また、市内各所を回り、移動が重なることから、過日給油することもまあり得る。	同上	1,401
H15-274	01/17	調査	新井	3,433	2,574	37.32 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	5	上右		同上		1,716
H15-275	02/04	調査	新井	2,200	1,650	20.37 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	2	上左		同上		1,100
H15-276	02/13	調査	新井	3,343	2,507	32.46 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	6	上左		同上		1,671
H15-277	03/05	調査	新井	3,506	2,629	35.78 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	5	上左		同上		1,753
H15-278	04/13	調査	新井	4,545	3,408	36.07 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	9	上左		同上		2,272
H15-279	05/09	調査	新井	4,614	3,460	35.77 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	8	上中		同上		2,307
H15-280	06/23	調査	新井	4,955	3,716	35.70 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	8	上左		同上		2,477
H15-281	07/17	調査	新井	1,000	750	7.63 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	3	下横1		同上		500
H15-282	07/24	調査	新井	3,600	2,700	25.53 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	3	上右		同上		1,800
H15-283	08/12	調査	新井	2,779	2,084	21.88 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	7	上左		同上		1,389
H15-284	08/18	調査	新井	3,812	3,812	30.25 L給油	全額違法 ・中3日給油	17-1	7	上中		同上		1,906
H15-285	08/22	調査	新井	3,246	3,246	25.97 L給油	全額違法 ・同上	17-1	4	下横1		同上		1,623
H15-286	09/18	調査	新井	3,688	2,766	32.07 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	6	上中		同上		1,844
H15-287	09/28	調査	新井	3,644	2,733	32.83 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	6	上右		同上		1,822
H15-288	10/03	調査	新井	3,377	2,532	27.23 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	4	上左		同上		1,688
H15-289	10/22	調査	新井	3,000	2,250	23.62 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	3	上左		同上		1,500
H15-290	10/29	調査	新井	2,000	1,500	15.63 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	2	下横1		同上		1,000
H15-291	11/04	調査	新井	4,132	3,099	35.62 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	9	上右		同上		2,066
H15-292	11/21	調査	新井	3,100	2,325	24.22 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	2	下横2		同上		1,550
H15-293	11/26	調査	新井	3,106	2,329	26.32 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	4	上右		同上		1,553
H15-294	12/04	調査	新井	4,418	4,418	39.10 L給油	全額違法 ・中3日給油	17-1	9	上中		同上		2,209
H15-295	12/08	調査	新井	4,100	4,100	32.54 L給油	全額違法 ・同上	17-1	2	上右		同上		2,050
H15-296	01/08	調査	白川	6,300	4,725	60.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	30	上中		同上		3,150
H15-297	01/30	調査	白川	5,781	4,335	61.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	27	上中		同上		2,890
H15-298	02/15	調査	白川	2,760	2,070	27.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	27	上左		同上		1,380
H15-299	02/22	調査	白川	5,500	4,125	55.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	26	上中		同上		2,750
H15-300	03/16	調査	白川	5,993	4,494	50.08 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	25	上左		同上		2,996
H15-301	03/21	調査	白川	2,567	1,925	24.92 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	24	上左		同上		1,283
H15-302	04/08	調査	白川	7,964	5,973	61.74 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	29	上右		同上		3,982
H15-303	04/30	調査	白川	2,693	2,019	20.40 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	25	上右		同上		1,346
H15-304	05/15	調査	白川	2,905	2,178	28.43 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	31	上左		同上		1,452
H15-305	05/20	調査	白川	6,915	5,186	55.32 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	24	上中		同上		3,457
H15-306	05/26	調査	白川	7,602	5,701	57.59 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	28	上中		同上		3,801
H15-307	05/31	調査	白川	3,233	2,424	24.59 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	28	上右		同上		1,616
H15-308	06/19	調査	白川	3,277	2,457	23.92 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	32	上右		同上		1,638
H15-309	07/06	調査	白川	3,178	2,383	24.64 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	32	上左		同上		1,589
H15-310	07/28	調査	白川	3,057	2,292	23.70 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	27	上右		同上		1,528
H15-311	09/11	調査	白川	3,397	2,547	26.96 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	26	上右		同上		1,698
H15-312	09/22	調査	白川	2,170	1,627	17.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	31	上右		同上		1,085
H15-313	10/04	調査	白川	2,916	2,187	24.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	29	上左		同上		1,458
H15-314	10/19	調査	白川	7,129	5,346	57.71 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	32	上中		同上		3,564
H15-315	10/25	調査	白川	2,976	2,232	24.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	24	上右		同上		1,488
H15-316	11/10	調査	白川	3,179	2,384	26.94 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	25	上中		同上		1,589
H15-317	11/17	調査	白川	7,039	5,279	58.66 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	30	上右		同上		3,519
H15-318	11/29	調査	白川	2,926	2,194	25.44 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	29	上中		同上		1,463
H15-319	12/19	調査	白川	6,882	5,161	62.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	30	上左		同上		3,441
H15-320	12/25	調査	白川	2,819	2,114	26.10 L給油	ガソリン代 按分比75%	17-1	31	上中		同上		1,409
合計額 363,180														183,556

H16-197	10/18	調査	大西	2,280	2,280	19.16L給油	全額違法 ・中3日給油	18-1	8	上右		ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものとされている。 保守連合は、実際には上限以上のガソリン代を経費として支出しているが、向指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としてのガソリン代の支出を報告しているものであり、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。	同上	1,140
H16-198	01/25	調査	大西	3,600	2,700	28.13L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	11	上中		同上		1,800
H16-199	05/25	調査	大西	3,500	3,500	有限会社 石阪石油 東部SS 14時10分 29.41L 現金フリー	一日おき給油 翌日に給油、H16-200	18-1	3	上右		同上		1,750
H16-200	05/27	調査	大西	3,050	3,050	有限会社 石阪石油 東部SS 12時12分 25.63L 現金フリー	・同上	18-1	3	中左		同上		1,525

支出番号	支出日	項目	員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	日額(円)	シフトNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H16-201	06/27	調査	大西	2,600	2,600	有限会社 石版石油 兼師SS 17時00分 21.14L 現金フリー	・連日給油 H16-202と連日に給油	18-1	4	上右		同上		1,300
H16-202	06/28	調査	大西	2,100	2,100	有限会社 石版石油 兼師SS 15時33分 17.07L 現金フリー	・同上	18-1	4	中左		同上		1,050
H16-203	07/11	調査	大西	3,300	3,300	有限会社 石版石油 兼師SS 13時24分 26.83L 現金フリー	・連日給油 H16-204と連日に給油	18-1	4	中右		同上		1,650
H16-204	07/12	調査	大西	2,875	2,875	中央石油販売岡山崎園地SS 12時18分 26.14L 現金フリー	・同上	18-1	5	上左		同上		1,437
H16-205	07/19	調査	大西	2,000	2,000	有限会社 石版石油 兼師SS 08時50分 16.25L 現金フリー	・連日給油 H16-206と連日に給油	18-1	5	上右		同上		1,000
H16-206	07/20	調査	大西	2,820	2,820	有限会社 石版石油 兼師SS 09時12分 22.93L 現金フリー	・同上	18-1	5	中左		同上		1,410
H16-207	07/26	調査	大西	1,430	1,430	有限会社 石版石油 兼師SS 12時47分 11.63L 現金フリー	・連日給油 H16-208と連日に給油	18-1	5	中		同上		715
H16-208	07/27	調査	大西	3,425	3,425	中央石油販売岡山崎園地SS 21時39分 30.58L 現金フリー	・同上	18-1	5	中右		同上		1,712
H16-209	08/04	調査	大西	2,000	2,000	有限会社 石版石油 兼師SS 09時05分 16.26L 現金フリー	・連日給油 H16-210と連日に給油	18-1	6	上中		同上		1,000
H16-210	08/05	調査	大西	2,600	2,600	有限会社 石版石油 兼師SS 13時19分 21.14L 現金フリー	・同上	18-1	6	上右		同上		1,300
H16-211	08/30	調査	大西	3,000	3,000	有限会社 石版石油 兼師SS 15時46分 24.39L 現金フリー	・一日おき給油 要翌日に給油、H16-212	18-1	6	中右		同上		1,500
H16-212	09/01	調査	大西	1,801	1,801	有限会社 石版石油 兼師SS 15時12分 14.64L 現金フリー	・同上	18-1	7	上左		同上		900
H16-213	09/07	調査	大西	1,000	1,000	有限会社 石版石油 兼師SS 16時24分 8.85L 現金フリー	・連日給油 H16-214と連日に給油	18-1	7	中左		同上		500
H16-214	09/08	調査	大西	2,870	2,870	有限会社 石版石油 兼師SS 09時02分 23.33L 現金フリー	・同上	18-1	7	上中		同上		1,435
H16-215	09/10	調査	大西	2,900	2,900	有限会社 石版石油 兼師SS 15時06分 23.58L 現金フリー	・一日おき給油 要翌日に給油、H16-216	18-1	7	中		同上		1,450
H16-216	09/13	調査	大西	2,962	2,962	有限会社 石版石油 兼師SS 17時35分 24.08L 現金フリー	・同上	18-1	7	上右		同上		1,481
H16-217	09/27	調査	大西	2,180	2,180	有限会社 石版石油 兼師SS 16時01分 17.72L 現金フリー	・連日給油 H16-218と連日に給油 ・同上	18-1	8	上左		同上		1,090
H16-218	09/28	調査	大西	2,900	2,900	有限会社 石版石油 兼師SS 11時50分 23.58L 現金フリー	・同上 ・同上	18-1	8	中左		同上		1,450
H16-219	12/29	調査	大西	2,030	2,030	有限会社 石版石油 兼師SS 14時19分 15.86L 現金フリー	・連日給油 H16-220と連日に給油 ・同上	18-1	10	中右		同上		1,015
H16-220	12/30	調査	大西	2,467	2,467	株式会社タヤスExpress多摩SS 11時43分 20.39L 現金フリー	・同上 ・同上	18-1	11	上左		同上		1,233
H16-221	02/14	調査	白川	3,138	3,138	関東日本宇佐美 16号鶴野森 04時39分 26.31L	・連日給油 H16-222と連日に給油	18-1	29	中		同上		1,569
H16-222	02/15	調査	白川	7,584	7,584	関東日本宇佐美 16号鶴野森 14時45分 62.68L	・同上 ・同上	18-1	29	右		同上		3,792
H16-223	07/02	調査	白川	2,764	2,764	中央石油販売 相模原イーストSS 17時32分 25.13L ミツイスミトモカード 9,173	・一日おき給油 要翌日に給油、H16-224	18-1	20	上左		同上		1,382
H16-224	07/04	調査	白川	6,773	6,773	関東日本宇佐美 16号鶴野森 19時23分 60.47L	・同上 ・同上	18-1	21	中		同上		3,386
H16-225	07/28	調査	白川	6,214	6,214	関東日本宇佐美 16号鶴野森 00時09分 55.48L	・一日おき給油 要翌日に給油、H16-226	18-1	21	右		同上		3,107
H16-226	07/30	調査	白川	2,954	2,954	中央石油販売岡山崎園地SS 21時25分 27.10L ミツイスミトモカード下4折をマスキング	・同上	18-1	20	上右		同上		1,477
H16-227	09/10	調査	白川	3,245	3,245	石版石油 兼師SS 12時09分 26.60L	・一日おき給油 要翌日に給油、H16-228	18-1	23	上中		同上		1,622
H16-228	09/12	調査	白川	6,988	6,988	関東日本宇佐美 16号鶴野森 01時23分 60.24L	・同上	18-1	26	左		同上		3,494
H16-229	01/06	調査	大西	3,140	2,355	26.84 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	11	中		同上		1,570
H16-230	01/17	調査	大西	2,100	1,575	17.21 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	11	中左		同上		1,050
H16-231	02/04	調査	大西	3,710	3,710	31.44 L給油	全額違法 ・中4日給油	18-1	11	上右		同上		1,855
H16-232	02/09	調査	大西	2,900	2,900	22.66 L給油	全額違法 ・同上	18-1	11	中右		同上		1,450
H16-233	02/28	調査	大西	3,500	2,625	27.34 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	12	上左		同上		1,750
H16-234	03/23	調査	大西	3,800	3,800	28.57 L給油	全額違法 ・中3日給油	18-1	12	上右		同上		1,900
H16-235	03/27	調査	大西	4,360	4,360	35.16 L給油	全額違法 ・同上	18-1	12	上中		同上		2,180
H16-236	04/02	調査	大西	3,200	2,400	28.57 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	2	上左		同上		1,600
H16-237	04/07	調査	大西	2,342	1,756	20.91 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	2	上中		同上		1,171
H16-238	04/12	調査	大西	2,000	1,500	17.24 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	2	上右		同上		1,000
H16-239	04/18	調査	大西	2,000	1,500	17.24 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	2	中		同上		1,000
H16-240	04/27	調査	大西	1,670	1,252	14.78 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	2	中左		同上		835
H16-241	05/07	調査	大西	2,700	2,700	22.88 L給油	全額違法 ・中2日給油	18-1	2	中右		同上		1,350
H16-242	05/10	調査	大西	3,000	3,000	25.42 L給油	全額違法 ・同上	18-1	3	上左		同上		1,500
H16-243	05/19	調査	大西	3,344	2,508	みえず	ガソリン代 按分比75%	18-1	3	上中		同上		1,672
H16-244	06/07	調査	大西	2,823	2,823	24.55 L給油	全額違法 ・中3日給油	18-1	3	中		同上		1,411
H16-245	06/11	調査	大西	2,000	2,000	16.53 L給油	全額違法 ・同上	18-1	3	中右		同上		1,000
H16-246	06/14	調査	大西	2,900	2,900	23.58 L給油	全額違法 ・中2日給油	18-1	4	上左		同上		1,450
H16-247	06/21	調査	大西	2,600	1,950	22.41 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	4	上中		同上		1,300
H16-248	07/07	調査	大西	2,000	2,000	16.26 L給油	全額違法 ・中3日給油(H16-203と)	18-1	4	中		同上		1,000
H16-249	07/16	調査	大西	1,080	1,080	1.00 L(給)作業料	全額違法 ・ガソリン給油ではなく1件の作業の代金(例えばバッテリーの交換)作業料の支出は運用指針に反する	18-1	5	上中		同上		1,080
H16-250	07/30	調査	大西	3,100	3,100	25.20 L給油	全額違法 ・中2日給油(H16-208と)	18-1	6	上左		同上		1,550
H16-251	08/12	調査	大西	3,100	2,325	25.20 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	6	中左		同上		1,550
H16-252	08/18	調査	大西	3,083	2,312	28.28 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	6	中		同上		1,541
H16-253	09/22	調査	大西	1,860	1,395	15.12 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	7	中右		同上		930
H16-254	10/03	調査	大西	3,170	2,377	28.56 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	8	上中		同上		1,585

支出番号	支出日	支出目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	区議員番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H16-255	10/13	調査	大西	3,275	2,456	26.63 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	8	中		同上		1,637
H16-256	10/22	調査	大西	3,400	3,400	27.42 L給油	全額違法 ・中3日給油 (H16-197)、中2日給油 (H16-257)	18-1	8	中右		同上		1,700
H16-257	10/25	調査	大西	2,728	2,728	22.00 L給油	全額違法 ・同上	18-1	9	左上		同上		1,364
H16-258	11/04	調査	大西	2,800	2,100	22.58 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	9	中左		同上		1,400
H16-259	11/09	調査	大西	2,580	1,935	22.24 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	9	上中		同上		1,290
H16-260	11/14	調査	大西	2,750	2,750	22.18 L給油	全額違法 ・中3日給油	18-1	9	中		同上		1,375
H16-261	11/18	調査	大西	2,740	2,740	22.10 L給油	全額違法 ・同上	18-1	9	右上		同上		1,370
H16-262	11/25	調査	大西	3,000	3,000	24.19 L給油	全額違法 ・中3日給油	18-1	9	中右		同上		1,500
H16-263	11/29	調査	大西	2,200	2,200	19.47 L給油	全額違法 ・同上	18-1	10	左上		同上		1,100
H16-264	12/01	調査	大西	2,840	2,840	22.90 L給油	全額違法 ・一泊おき給油	18-1	10	中左		同上		1,420
H16-265	12/13	調査	大西	3,400	3,400	26.77 L給油	全額違法 ・中2日給油	18-1	10	上中		同上		1,700
H16-266	12/16	調査	大西	3,070	3,070	24.17 L給油	全額違法 ・同上	18-1	10	中		同上		1,535
H16-267	12/21	調査	大西	2,560	1,920	20.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	10	右上		同上		1,280
H16-268	04/12	調査	新井	3,544	2,658	33.12 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	13	左上		同上		1,772
H16-269	05/04	調査	新井	3,314	2,485	30.97 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	13	上中		同上		1,657
H16-270	05/17	調査	新井	2,005	2,005	18.23 L給油	全額違法 ・一泊おき給油	18-1	13	右上		同上		1,002
H16-271	05/19	調査	新井	2,641	2,641	24.01 L給油	全額違法 ・同上	18-1	14	左上		同上		1,320
H16-272	06/20	調査	新井	3,830	2,872	33.60 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	14	上中		同上		1,915
H16-273	07/17	調査	新井	3,608	2,706	32.80 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	14	右上		同上		1,804
H16-274	08/06	調査	新井	2,902	2,176	25.68 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	15	左上		同上		1,451
H16-275	08/18	調査	新井	3,308	2,481	30.35 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	15	上中		同上		1,654
H16-276	09/18	調査	新井	3,084	2,313	27.29 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	15	右上		同上		1,542
H16-277	10/10	調査	新井	3,225	2,418	29.32 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	16	左上		同上		1,612
H16-278	11/10	調査	新井	4,396	3,297	37.90 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	16	上中		同上		2,198
H16-279	11/28	調査	新井	3,632	2,724	32.43 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	16	右上		同上		1,816
H16-280	12/17	調査	新井	3,551	2,663	28.87 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	17	左上		同上		1,775
H16-281	01/04	調査	新井	3,219	2,414	27.99 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	17	上中		同上		1,609
H16-282	02/03	調査	新井	4,104	3,078	よめず	ガソリン代 按分比75%	18-1	17	右上		同上		2,052
H16-283	02/26	調査	新井	3,971	2,978	33.94 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	18	左上		同上		1,985
H16-284	03/23	調査	新井	3,680	2,760	29.21 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	18	上中		同上		1,840
H16-285	03/31	調査	新井	3,694	2,770	30.03 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	18	右上		同上		1,847
H16-286	03/27	調査	白川	3,566	2,674	28.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	19	左上		同上		1,783
H16-287	01/05	調査	白川	2,932	2,199	25.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	28	左上		同上		1,466
H16-288	01/15	調査	白川	3,208	2,406	25.87 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	28	上中		同上		1,604
H16-289	01/26	調査	白川	3,549	2,661	29.33 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	28	右上		同上		1,774
H16-290	02/04	調査	白川	3,386	2,539	28.45 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	29	左上		同上		1,693
H16-291	02/23	調査	白川	3,062	2,296	25.73 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	24	左上		同上		1,531
H16-292	03/08	調査	白川	3,339	2,504	26.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	24	上中		同上		1,669
H16-293	03/20	調査	白川	3,388	2,548	27.85 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	24	右上		同上		1,699
H16-294	04/02	調査	白川	2,806	2,104	24.40 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	19	上中		同上		1,403
H16-295	04/08	調査	白川	6,217	4,662	57.04 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	22	左上		同上		3,108
H16-296	05/01	調査	白川	2,958	2,218	26.41 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	22	上中		同上		1,479
H16-297	05/14	調査	白川	6,642	4,981	58.78 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	22	右上		同上		3,321
H16-298	05/28	調査	白川	2,964	2,223	24.70 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	19	右上		同上		1,482
H16-299	06/19	調査	白川	7,149	5,361	62.71 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	21	左上		同上		3,574
H16-300	08/23	調査	白川	1,000	1,000	9.17 L給油	全額違法 ・中2日給油	18-1	23	右上		同上		500
H16-301	08/26	調査	白川	3,363	3,363	28.99 L給油	全額違法 ・同上	18-1	25	右上		同上		1,681
H16-302	09/21	調査	白川	2,799	2,099	24.99 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	20	上中		同上		1,399
H16-303	09/26	調査	白川	3,128	2,346	27.93 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	26	上中		同上		1,564
H16-304	10/09	調査	白川	2,758	2,068	25.07 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	25	左上		同上		1,379
H16-305	10/28	調査	白川	6,638	6,638	55.78 L給油	全額違法 ・中3日給油	18-1	26	右上		同上		3,319
H16-306	10/30	調査	白川	2,950	2,950	25.00 L給油	全額違法 ・同上	18-1	23	左上		同上		1,475
H16-307	11/15	調査	白川	5,847	4,385	50.84 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	27	左上		同上		2,923
H16-308	11/21	調査	白川	3,034	2,275	27.09 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	27	上中		同上		1,517
H16-309	12/01	調査	白川	2,759	2,059	25.08 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	25	上中		同上		1,379
H16-310	12/14	調査	白川	3,200	2,400	26.89 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	30	右上		同上		1,600
H16-311	12/21	調査	白川	6,518	4,888	51.73 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	27	右上		同上		3,259
H16-312	12/29	調査	白川	3,143	2,357	26.19 L給油	ガソリン代 按分比75%	18-1	30	上中		同上		1,571

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	記録簿番号(号)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H16-313	06/18	購置	吉田	4,699	3,524	39.82 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	31	横1			①町田市では、燃料費について、支出の性格が別個困難回避のため、接分方式によるのではなくて上限額方式を採用しており、会派保守連合の燃料費支出は、いずれの時期についても運用指針等の定める上限額の範囲内での充当となっているため「使途基準に合致した政治調査費の支出がされなかったことを推認させる一面的・外形的事実」及び使途基準違反の事実はない。 ②補助参加人吉田の政務調査・政務活動に用いる車両は1台のみであり、これは私的利用のための自動車ではなく、給油されたガソリンはそのほとんどが政務活動に用いられている。	0
H16-314	01/11	購置	吉田	4,685	3,513	37.48 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	35	横4			同上	0
H16-315	01/25	購置	吉田	4,390	3,292	35.98 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	35	横3			同上	0
H16-316	02/14	購置	吉田	4,986	3,747	39.97 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	35	横2			同上	0
H16-317	03/18	購置	吉田	4,576	3,432	36.03 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	35	横1			同上	0
H16-318	04/25	購置	吉田	4,172	3,129	38.99 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	31	横4			同上	0
H16-319	05/09	購置	吉田	3,787	2,840	34.74 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	31	横3			同上	0
H16-320	05/29	購置	吉田	3,726	2,794	33.27 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	31	横2			同上	0
H16-321	07/04	購置	吉田	4,004	3,003	34.52 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	32	横4			同上	0
H16-322	07/18	購置	吉田	4,342	3,255	38.09 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	32	横3			同上	0
H16-323	08/04	購置	吉田	4,566	3,424	39.70 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	32	横2			同上	0
H16-324	08/14	購置	吉田	3,880	2,910	34.64 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	32	横1			同上	0
H16-325	08/26	購置	吉田	4,135	3,101	35.65 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	33	横4			同上	0
H16-326	09/08	購置	吉田	4,696	3,522	40.48 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	33	横3			同上	0
H16-327	09/22	購置	吉田	3,980	2,985	35.22 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	33	横2			同上	0
H16-328	09/30	購置	吉田	3,907	2,930	34.27 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	33	横1			同上	0
H16-329	10/29	購置	吉田	4,920	3,690	みえず	ガソリン代 接分比75%	18-1	34	横4			同上	0
H16-330	11/29	購置	吉田	4,052	3,039	36.18 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	34	横3			同上	0
H16-331	12/19	購置	吉田	4,640	3,480	38.03 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	34	横2			同上	0
H16-332	12/28	購置	吉田	4,488	3,366	36.79 L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	34	横1			同上	0
合計額				389,822										187,626

H17-8	01/16	購置	新井	3,584	2,686	16号鶴野森岡東日本字佐美 14時54分 26.04L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	8	12014		ガソリン代は、政務活動と政務活動以外の別活動との区分が困難であることから、運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものされている。実際には上限以上のガソリン代を経費として支出しているが、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としてのガソリン代の支出を報告しているものであり、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。	1,797	
H17-5	02/04	購置	新井	4,352	3,264	16号鶴野森岡東日本字佐美 16時45分 31.99L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	8	12015		同上	2,176	
H17-6	03/04	購置	新井	3,696	2,772	16号鶴野森岡東日本字佐美 17時02分 28.00L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	9	12016		同上	1,848	
H17-7	04/14	購置	新井	673	505	16号鶴野森岡東日本字佐美11時14分 見えず	ガソリン代 接分比75%	18-1	4	12001		同上	336	
H17-8	04/28	購置	新井	4,146	3,110	16号鶴野森岡東日本字佐美 12時25分 33.17L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	4	12002		同上	2,073	
H17-9	05/18	購置	新井	4,119	3,089	16号鶴野森岡東日本字佐美 1時18分 34.61L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	4	12003		同上	2,059	
H17-10	05/29	購置	新井	3,172	2,379	16号鶴野森岡東日本字佐美 22時04分26.87L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	5	12004		同上	1,566	
H17-11	06/16	購置	新井	4,765	3,574	16号鶴野森岡東日本字佐美 15時37分 39.90L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	5	12005		同上	2,382	
H17-12	07/06	購置	新井	3,979	2,984	16号鶴野森岡東日本字佐美 16時25分 34.01L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	5	12006		同上	1,989	
H17-13	07/26	購置	新井	4,237	3,178	16号鶴野森岡東日本字佐美 17時58分 35.02L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	6	12007		同上	2,118	
H17-14	09/07	購置	新井	3,638	2,729	16号鶴野森岡東日本字佐美 18時37分 29.81L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	6	12008		同上	1,819	
H17-15	09/26	購置	新井	757	568	16号鶴野森岡東日本字佐美 13時59分 6.01L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	6	12009		同上	378	
H17-16	10/02	購置	新井	4,019	3,014	16号鶴野森岡東日本字佐美 16時42分32.41L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	7	12010		同上	2,009	
H17-17	11/07	購置	新井	4,577	3,433	16号鶴野森岡東日本字佐美 14時26分 36.04L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	7	12011		同上	2,288	
H17-18	12/08	購置	新井	4,620	3,465	16号鶴野森岡東日本字佐美 0時10分 35.00L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	7	12012		同上	2,310	
H17-19	12/29	購置	新井	4,264	3,198	16号鶴野森岡東日本字佐美 12時06分 32.30L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	8	12013		同上	2,132	
H17-20	04/21	購置	吉田	4,986	3,740	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 10時37分 39.89L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	10	32001			①町田市では、燃料費について、支出の性格が別個困難回避のため、接分方式によるのではなくて上限額方式を採用しており、会派保守連合の燃料費支出は、いずれの時期についても運用指針等の定める上限額の範囲内での充当となっているため、「使途基準に合致した政治調査費の支出がされなかったことを推認させる一面的・外形的事実」及び使途基準違反の事実はない。 ②補助参加人吉田の政務調査・政務活動に用いる車両は1台のみであり、これは私的利用のための自動車ではなく、給油されたガソリンはそのほとんどが政務活動に用いられている。	0
H17-21	01/03	購置	吉田	5,262	3,947	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 16時51分 39.27L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	11	32010			同上	0
H17-22	01/11	購置	吉田	4,409	3,307	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 14時09分 32.92L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	11	32011			同上	0
H17-23	01/22	購置	吉田	5,114	3,836	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 13時53分 36.53L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	11	32012			同上	0
H17-24	02/10	購置	吉田	4,594	3,446	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 17時19分 33.29L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	12	32013			同上	0
H17-25	02/28	購置	吉田	5,350	4,013	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 10時48分 39.34L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	12	32014			同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証照番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H17-26	06/04	調査	吉田	4,336	3,252	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 16時02分 34.97L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	10	32002		同上	同上	0
H17-27	07/11	調査	吉田	4,503	3,377	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 18時12分 33.49L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	10	32003		同上	同上	0
H17-28	08/15	調査	吉田	4,214	3,161	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 16時02分 33.71L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	10	32004		同上	同上	0
H17-29	09/01	調査	吉田	4,553	3,415	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 18時28分 37.94L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	10	32005		同上	同上	0
H17-30	09/30	調査	吉田	4,110	3,083	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 13時39分 32.39L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	10	32006		同上	同上	0
H17-31	11/29	調査	吉田	5,039	3,779	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 12時58分 37.89L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	11	32007		同上	同上	0
H17-32	12/18	調査	吉田	5,105	3,829	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 11時15分 38.10L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	11	32008		同上	同上	0
H17-33	12/25	調査	吉田	4,831	3,623	セルフ成瀬出光リテール販売株式会社 17時43分 36.05L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	11	32009		同上	同上	0
H17-34	05/31	調査	白川	3,609	2,707	16号鶴野森岡東日本字佐美 22時46分 28.10L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	13	42001		同上	同上	1,804
H17-35	01/09	調査	白川	3,641	2,731	16号鶴野森岡東日本字佐美 14時19分 27.58L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	17	42014		同上	同上	1,820
H17-36	01/26	調査	白川	3,870	2,903	16号鶴野森岡東日本字佐美 22時28分 28.45L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	15	42007		同上	同上	1,935
H17-37	02/17	調査	白川	3,691	2,768	16号鶴野森岡東日本字佐美 00時34分 28.34L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	17	42015		同上	同上	1,845
H17-38	06/16	調査	白川	2,833	2,125	16号鶴野森岡東日本字佐美 01時18分 23.41L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	13	42002		同上	同上	1,416
H17-39	07/06	調査	白川	3,211	2,408	16号鶴野森岡東日本字佐美 08時08分 27.21L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	13	42003		同上	同上	1,605
H17-40	07/17	調査	白川	3,609	2,707	16号鶴野森岡東日本字佐美 00時38分 28.34L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	14	42004		同上	同上	1,804
H17-41	07/31	調査	白川	3,486	2,615	16号鶴野森岡東日本字佐美 05時51分 28.29L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	14	42005		同上	同上	1,743
H17-42	08/25	調査	白川	3,023	2,267	16号鶴野森岡東日本字佐美 07時19分 24.77L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	14	42006		同上	同上	1,511
H17-43	09/08	調査	白川	3,000	2,250	16号鶴野森岡東日本字佐美 07時24分 25.00L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	15	42008		同上	同上	1,500
H17-44	09/25	調査	白川	3,270	3,270	16号鶴野森岡東日本字佐美 07時02分 27.25L給油	全額違法 ・中3日給油	18-1	15	42009		同上	同上	1,635
H17-45	09/29	調査	白川	7,366	7,366	16号鶴野森岡東日本字佐美 19時53分 59.40L給油	全額違法 ・同上	18-1	16	42010		同上	同上	3,683
H17-46	10/21	調査	白川	3,610	2,708	16号鶴野森岡東日本字佐美 00時42分 29.83L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	16	42011		同上	同上	1,805
H17-47	11/09	調査	白川	2,994	2,246	16号鶴野森岡東日本字佐美 07時53分 23.57L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	16	42012		同上	同上	1,497
H17-48	12/02	調査	白川	3,512	2,634	16号鶴野森岡東日本字佐美 07時46分 26.80L給油	ガソリン代 接分比75%	18-1	17	42013		同上	同上	1,756
合計額				137,463										56,659

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書(甲)	シートNo	回数	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-86	04/04	調査	白川	100	100	駐輪場代 西友町田店駐輪場(森野1-12) 08時25分~11時44分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間20分の駐輪	16-1 153	32	上左	甲21 甲40 甲153	地方議員との意見交換のために町田駅前に自転車駐輪し、電車を移動させる際の経費である。電車の往復や意見交換の所要時間を考えれば、長時間の駐輪ではない。		0
H14-87	04/12	調査	白川	200	200	駐輪場代 ヨドバシカメラ町田店駐輪場(原町田1-11) 09時33分~16時39分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 7時間7分の駐輪	16-1 153	32	上中	甲21 甲40 甲153	国会議員との意見交換のために町田駅前に自転車駐輪し、電車を移動させる際の経費である。電車の往復や意見交換の所要時間を考えれば、長時間の駐輪ではない。		0
H14-88	05/23	調査	白川	100	100	駐輪場代 ヨドバシカメラ町田店駐輪場 20時30分~23時35分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間5分の駐輪	16-1 153	32	上右	甲21 甲40 甲153	相模原での市長相談のために町田駅前に自転車駐輪し、電車を移動させる際の経費である。電車の往復や市長相談の所要時間を考えれば、長時間の駐輪ではない。		0
H14-89	06/14	調査	白川	200	200	駐輪場代 ヨドバシカメラ町田店駐輪場(原町田1-11) 14時38分~21時22分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 6時間44分もの駐輪	16-1 153	32	中左	甲21 甲40 甲153	就職支援センターにて取り組み等を聴取するために町田駅前に自転車駐輪し、電車を移動させる際の経費である。電車の往復や聴取の所要時間を考えれば、長時間の駐輪ではない。		0
H14-90	06/11	調査	白川	100	100	駐輪場代 西友町田店駐輪場(森野1-14-17) 読めず「現地調査」とされている 6/10に入庫し、6/11午前0:06に出庫	・繁華街 ・長時間 利用時間に4時間・・・とありその先は読めず。	16-1 153	32	中中	甲21 甲40 甲153	日付が誤っている。		0
H14-91	06/05	調査	白川	100	100	駐輪場代 西友町田店駐輪場(森野1-14-17) 12時11分~18時03分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 5時間52分の駐輪	16-1 153	32	中右	甲21 甲40 甲153	就職支援センターにて取り組み等を聴取するために町田駅前に自転車駐輪し、電車を移動させる際の経費である。電車の往復や聴取の所要時間を考えれば、長時間の駐輪ではない。		0
H14-92	06/05	調査	白川	100	100	駐輪場代 西友町田店駐輪場(森野1-14-17) 21時45分~01時30分「現地調査」とされているが、6/4 21:45に入庫し、6/5 01:30出庫	・繁華街・深夜 ・長時間 5時間46分の駐輪	16-1 153	32	下左	甲21 甲40 甲153	新宿区議会議員との情報交換のために町田駅前に自転車駐輪し、電車を移動させる際の経費である。電車の往復や情報交換の所要時間を考えれば、長時間の駐輪ではない。		0
H14-93	07/04	調査	白川	400	400	駐輪場代 ヨドバシカメラ町田店駐輪場(原町田1-11) 11時49分~23時18分「現地調査」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間 11時間29分の駐輪(東京農工大学への移動と駐輪場代)	16-1 153 187~189	32	下中	甲21 甲40 甲153 甲187~189	東京農工大学へ農業に関する調査のために町田駅前に自転車駐輪し、電車を移動させる際の経費である。		0
H14-94	09/27	調査	白川	300	300	駐輪場代 西友町田店駐輪場 森野1-14-17 08時25分~22時41分「現地調査」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間 14時間16分の駐輪	16-1 153	32	下右	甲21 甲40 甲153	都内での打ち合わせ及び地方議員との意見交換のために町田駅前に自転車駐輪し、電車を移動させる際の経費である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐輪ではない。		0
H14-95	02/17	調査	白川	600	600	駐輪場代 西友町田店駐輪場(森野1-14-17) 2月15日(日) 19時30分~2月17日(火) 00時30分「現地調査」とされている	・53時間もの長時間調査がされることはあり得ない。	16-1 153 192	33	上中	甲21 甲40 甲153 甲192	都内での打ち合わせのために町田駅前に自転車駐輪し、電車を移動させる際の経費である。その後、体調を崩したため自転車置いたままバスで帰宅し、翌日もバスで移動し、市民と市役所についての意見交換を行った。通常バスでの移動でも1日460円がかかることも勘案し、2日間で600円が妥当な金額であると考え、そのまま経費として計上している。 両日とも政治活動のために必要な移動で、その際の駐輪代であるし、金額も相当であるため、違法な支出である。		0
H14-96	11/14	調査	白川	100	100	駐輪場代 ヨドバシカメラ町田店駐輪場(原町田1-11) 10時16分~13時50分の「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間35分の駐輪	16-1 153 190	33	上左	甲21 甲40 甲153 甲190	横浜市議会議員との情報交換のために町田駅前に自転車駐輪し、電車を移動させる際の経費である。電車の往復や情報交換の所要時間を考えれば、長時間の駐輪ではない。		0
H14-97	04/12	調査	大西	1,500	1,500	駐車場代 タイムズ北真込1丁目駐車場(大田区北真込1-30)10時39分~17時26分の「現地調査」とされている	・遠方での利用(大田区) ・長時間 6時間47分の駐車	16-1	41	下右		鶴見川流域にトイレ施設がなく、市民から設置の要望があったため、先達自治体である大田区での取り組みを調査する際の駐車場代である。調査に相当者からの駐車等の時間を考えれば、長時間の駐車ではない。		0
H14-98	05/04	調査	大西	1,500	1,500	駐車場代 タイムズ北真込1丁目駐車場(大田区北真込1-30)11時45分~17時01分の「現地調査」とされている	同上 ・長時間 5時間16分の駐車	16-1	41	中中		同上		0
H14-99	04/27	調査	新井	4,000	4,000	駐車場代 タイムズ下連雀第25駐車場(三鷹市下連雀4-16) 4月27日(日)15時51分~28日(月)21時19分の「現地調査」とされている	・長時間 29時間28分の駐車 ・遠方(三鷹駅南口、三鷹消防署下連雀出張所近く) ・日曜午後から月曜日夜にかけての駐車	16-1	51	上左		三鷹市は、コミュニティスクールの先達自治体であり、また、市民団体が都内で最初に開催された自治体であるため、各関係者から話を聞くために自動車で移動した際の駐車場代である。 4月27日は関係者と話をするため、会食し、そのまま三鷹に宿泊した。また、翌日28日も三鷹市内にて市民団体の話について話を聞いている。2日間かけて先達自治体の調査を行った際の経費であり、遠方や長時間であることには理由があるため、違法な支出である。 なお、当初は宿泊する予定ではなく、視察用としていなかったため宿泊代は経費として計上していない。		0
H14-100	04/28	調査	新井	1,800	1,800	駐車場代 タイムズ下連雀第25駐車場(三鷹市下連雀4-16) 4月28日(月)18時23分~28日23時57分の「現地調査」とされている	・遠方(三鷹駅南口、三鷹消防署下連雀出張所近く) ・長時間 5時間34分の駐車 ・遠方での月曜夕方から深夜の利用	16-1	51	上中		同上		1,800
H14-101	02/10	調査	白川	300	300	駐車場代 府中の森芸術劇場駐車場 13時48分(時間の記録はこれのみ)「現地調査」とされている	・遠方	16-1	50	下左		東京都市議会議員研修会に参加するため自動車移動した際の駐車場代である。		0
H14-102	02/12	調査	大西	500	500	駐車場代 コムパーク八王子八日町駐車場(八王子市本町11-11)13時14分~16時18分「現地調査」とされている	・遠方(周囲は飲食店が連なる地域) ・長時間3時間4分の駐車	16-1	36	上中		駐車場の実情調査のために自動車移動した際の駐車場代である。		0
H14-103	02/27	調査	大西	600	600	駐車場代 くにおが駐車場(国立市中1-16-26) 14時50分~16時44分「現地調査」とされている	・遠方 ・利用目的が不明(周囲は国立駅近くの繁華街)	16-1	36	上左		国立駅前通りの桜木水泳場に隣する反対運動について調査するために自動車移動した際の駐車場代である。		0
H14-104	03/23	調査	大西	400	400	駐車場代 パークジャパン国立第2駐車場(国立市中1丁目16)15時41分~17時28分「現地調査」とされている	・遠方 ・利用目的が不明(周囲は国立駅近くの繁華街で、国立駅前郵便局、紀伊国屋国立店近く)	16-1	37	下中		同上		0
H14-105	03/04	調査	大西	400	400	駐車場代 パークジャパン国立第2駐車場(国立市中1丁目16)11時14分~12時32分「現地調査」とされている	・遠方 ・利用目的が不明(周囲は国立駅近くの繁華街で、国立駅前郵便局、紀伊国屋国立店近く)	16-1	37	下右		同上		0
H14-106	03/14	調査	大西	300	300	駐車場代 クレイシヤパーク国立駐車場 11時03分~12時31分「現地調査」とされている	・遠方 ・利用目的が不明(国立駅から徒歩5分の場所)にあり、国立駅近くの繁華街 ・長時間1時間28分の駐車	16-1	37	中左		同上		0

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	原簿番号(甲)	シートNo	位置	収領書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-107	06/24	調査	新井	1,500	1,500	駐車場代 リパーク立川錦町2丁目第5駐車場(立川市錦町2-2-32) 6月24日19時36分～6月25日00時58分の「現地調査」とされている	・遠方 ・利用目的が不明(場所は立川市錦町2丁目の蒙古タンメン中本 立川店のあるM-1ビル側) ・長時間 5時間22分の駐車(夕食時から未明まで)	16-1 74-1 147-151	52	左上	甲74-1 甲147-151	自治体でできる復興支援の調査研究のために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて時間調整し、調査や聴取の際に会食を伴うこともあり、長時間であることや遅い時間帯であることにも理由がある。		0
H14-108	07/07	調査	新井	1,500	1,500	駐車場代 リパーク立川錦町2丁目第5駐車場(立川市錦町2-2-32) 18時45分～22時09分「現地調査」とされている	・遠方(駐車場の場所は同上) ・長時間 3時間24分の駐車	16-1 74-1 147-151	52	上中	甲74-1 甲147-151	同上		0
H14-109	07/28	調査	新井	800	800	駐車場代 パーキング365日野駅前「現地調査」とされている	・遠方・利用目的が不明(中央線日野駅前、日野駅北交差点近く、ふじ葉屋ひの店隣の駐車場) ・長時間 2時間21分の駐車・深夜 ・新井議員は、7月22日～7月28日と海外視察(ニューヨーク)実施。ありえない虚偽の支出。(議会に提出した視察の実施と視察報告書より)	16-1 74-1 147-151	52	右上	甲74-1 甲147-151	同上		0
H14-110	08/18	調査	白川	1,500	1,500	駐車場代 リパーク府中券町1丁目駐車場(府中市券町1-6) 18時20分～23時13分「現地調査」とされている	・遠方 ・利用目的が不明(場所は、東京消防庁府中消防署) ・長時間4時間53分の駐車 ・深夜	16-1	33	中左		府中駅で経営者との意見交換のために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて時間調整し、聴取の際に会食を伴うこともあり、長時間であることや遅い時間帯であることにも理由がある。		0
H14-111	09/01	調査	新井	1,500	1,500	駐車場代 リパーク立川錦町2丁目第5駐車場(立川市錦町2-2-32) 18時35分～22時55分「現地調査」とされている	・遠方 ・利用目的が不明(場所は立川市錦町2丁目の蒙古タンメン中本 立川店のあるM-1ビル側) ・長時間5時間20分の駐車(夕食時から未明まで) ・深夜 (青年会館所の活動に関する駐車代)	16-1 74-1 147-151	52	下中	甲74-1 甲147-151	自治体でできる復興支援の調査研究のために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて時間調整し、調査や聴取の際に会食を伴うこともあり、長時間であることや遅い時間帯であることにも理由がある。		0
H14-112	10/20	調査	新井	1,700	1,700	駐車場代 府中券町1丁目駐車場(府中市券町1-2-8) 17時25分～23時54分「現地調査」とされている	・遠方 ・利用目的が不明(場所は、東京消防庁府中消防署) ・長時間6時間29分の駐車 ・深夜	16-1	53	左上		同上		0
H14-113	11/16	調査	大西	2,000	2,000	駐車場代 GSパーク宇田川町駐車場(渋谷区宇田川町8-5) 11時16分～17時51分「現地調査」とされている	・遠方 ・利用目的が不明(場所は、井の頭通り、トヨタレンタカー宇田川店の近く) ・長時間 6時間35分の駐車(日曜日、午前11時すぎから夕方6時前までの利用)	16-1	46	下中		明治神宮及び代々木公園での現地調査のために自動車で移動した際の駐車代である。		0
H14-115	02/22	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 09時08分～18時19分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間 9時間10分の駐車 ・H14-129と重複	16-1	44	右上	21 P32	冬の不忍池の水質調査及び打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-116	03/08	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2 11時44分～20時49分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間 9時間の駐車 ・夜間	16-1	37	左上	21 P32	場外馬券売場の調査及び打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-117	03/26	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2 10時43分～17時55分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間 7時間12分の駐車	16-1	37	上中	21 P32	国会関係者と反安倍政権子モ状況の視察に電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-118	06/01	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 アイベック長津田第1 駐車場 11時17分～17時27分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間 6時間以上の駐車	16-1	39	右上	21 P32	日比谷公園と栗蔭池公園の比較や打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-119	07/23	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 にこにこパーキング長津田第1 駐車場 09時59分～17時53分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間 7時間52分の駐車	16-1	39	右下	21 P32	明治神宮の裏山調査と栗蔭池公園の裏山の比較や打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-120	08/01	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 アイベック長津田第1 駐車場 09時22分～18時32分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間 9時間以上の駐車	16-1	39	中中	21 P32	夏の不忍池の水質調査や打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-121	07/11	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田駅前コインパーキング 09時22分～18時34分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間 9時間以上のあまりに長い駐車	16-1	40	上中	21 P32	築地市場での現地調査に電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-122	06/14	調査	大西	900	900	駐車場代 アイベック長津田第1 駐車場 12時08分～18時27分「現地調査」とされ	・市外 ・長時間 6時間以上の駐車	16-1	41	中右	21 P32	夏の皇居のお堀水質と栗蔭池公園の調査に電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や調査の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-123	12/24	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 11時20分～19時14分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間 7時間54分の駐車 ・夜間	16-1	42	左上	21 P32	冬の皇居のお堀水質と栗蔭池公園の調査に電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や調査の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-124	10/05	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 11時55分～17時39分「現地調査」とされる	・市外 ・長時間 5時間43分の駐車	16-1	43	中左	21 P32	町田の線の保全に關して、明治神宮の橋生の調査に電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や調査の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	古田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-125	10/12	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 にこにこパーキング長津田第1駐車場 11時27分～17時12分「現地調査」とされる	・市外 ・長時間 5時間39分の駐車	16-1	43	下中	21 P32	外国人参政権問題の会場視察や打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。 なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-126	12/06	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 11時50分～18時50分「現地調査」とされる	・市外 ・長時間 7時間の駐車	16-1	43	左下	21 P32	警察関係者と鶴岡田の路上駐車に関する打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。 なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-127	08/25	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 アイベック長津田第1駐車場 09時25分～17時53分「現地調査」とされる	・市外 ・長時間 8時間以上の駐車	16-1	44	右下	21 P32	自衛隊関係者との町田募財事務所の見学に関する打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。 なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-128	09/28	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田駅前コインパーキング 09時41分～16時47分「現地調査」とされる	・市外 ・長時間7時間06分の駐車	16-1	44	左上	21 P32	拉致問題の会場予定地の視察や打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や視察等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。 なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-130	02/12	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 10時42分～16時52分「現地調査」とされる	・市外 ・長時間 6時間10分の駐車	16-1	44	中右	21 P32	都議会訪問や教育問題に関する打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や打ち合わせ等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。 なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-131	09/06	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 ニッポンレンタカー長津田駅前営業所(鶴岡 長津田4-1) 09時50分～17時50分「現地調査」とされる	・市外 ・長時間8時間の駐車	16-1	45	中右	21 P32	野津田球場との比較視察のために東京ドーム球場に電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や視察等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。 なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-132	10/26	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時50分～18時00分「現地調査」とされる	・市外 ・長時間 8時間10分の駐車	16-1	45	上右	21 P32	国際フォーラムの視察や打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や視察等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。 なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-133	10/17	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 08時58分～15時08分「現地調査」とされる	・市外 ・長時間 6時間以上の駐車	16-1	46	中右	21 P32	町田市と世田谷の祭りの比較調査や打ち合わせに電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や調査等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。 なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-134	11/23	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 09時07分～19時09分「現地調査」とされる	・市外 ・長時間 10時間02分の駐車 ・夜間	16-1	46	中左	21 P32	町田市と都心の商店街との比較調査に電車で行くため、駅周辺に駐車した際の駐車代である。電車の往復や調査等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。 なお、目的地への公共交通機関の費用は経費として計上していない。		0
H14-135	03/08	調査	白川	600	600	駐車場代 アイベック相模大野駅前第2駐車場(相模大野3丁目) 21時31分～22時39分「現地調査」とされている	・市外 ・繁華街 相模大野駅北口 コリドー街の一角、伊勢丹も近い ・深夜	16-1	33	上右		同上		0
H14-136	03/30	調査	大西	400	400	駐車場代 アイベック相模大野駅前第2駐車場 21時58分～22時57分「現地調査」とされている	・市外 ・繁華街 相模大野駅北口 コリドー街の一角、伊勢丹も近い ・深夜	16-1	36	中右		市民相談のために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて場所や時間を調整するため、市外であることや遅い時間帯であることにも理由がある。		0
H14-137	09/11	調査	白川	600	600	駐車場代 アイベック相模大野駅前第2駐車場 14時19分～15時37分「現地調査」とされている	・市外 ・繁華街 相模大野駅北口 コリドー街の一角、伊勢丹も近い	16-1	33	上右 下		同上		0
H14-138	12/20	調査	白川	600	600	駐車場代 アイベック相模大野駅前第2駐車場 14時41分～15時54分「現地調査」とされている	・市外 ・繁華街 相模大野駅北口 コリドー街の一角、伊勢丹も近い 同上	16-1	33	上右 下		同上		0
H14-139	06/19	調査	大西	600	600	駐車場代 リパーク矢部3丁目駐車場(相模原市中区矢部5丁目17番14) 19時33分～21時23分「現地調査」とされている	・市外 ・R横浜線矢部駅前南口すぐの駐車場 ・深夜	16-1	40	上右		同上		0
H14-140	07/14	調査	白川	200	200	駐車場代 リパーク東林間駅前駐車場(相模原市南区東林間5丁目2-10) 17時26分～18時04分「現地調査」とされている	・市外 ・利用目的不明(駐車場は小田急江ノ島線東林間駅西口シャッター通りの商店街)	16-1	33	中中		町田市への移住に関する市民相談のために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて場所や時間を調整するため、市外であることや遅い時間帯であることにも理由がある。		0
H14-141	06/23	調査	大西	200	200	駐車場代 ナビパーク古淵第1駐車場(相模原市南区古淵1丁目) 16時03分～17時28分「現地調査」とされている	・市外 ・利用目的不明(駐車場はR横浜線古淵駅前北口のマツモトキヨシ古淵店 隣)	16-1	40	中左		現地調査のために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて場所や時間を調整するため、市外であることにも理由がある。		0
H14-142	08/30	調査	大西	200	200	駐車場代 ナビパーク古淵第1駐車場 09時17分～10時36分「現地調査」とされている	・市外 ・利用目的不明(駐車場はR横浜線古淵駅前北口のマツモトキヨシ古淵店 隣)	16-1	44	中中		市民相談のために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて場所や時間を調整するため、市外であることや遅い時間帯であることにも理由がある。		0
H14-143	06/30	調査	大西	300	300	駐車場代 南林間駐車場 13時45分～15時01分「現地調査」とされている	・市外 ・利用目的不明(小田急江ノ島線南林間駅前の駐車場、小田急のショッピングモールに駐車したことが推測される)	16-1	35	中左		市民からの要望に関する現地調査や打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて場所や時間を調整するため、市外であることにも理由がある。		0
H14-144	08/15	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 多摩センター中央第3駐車場 09時59分～15時00分「現地調査」とされる	・市外 ・繁華街 ・長時間 4時間59分の駐車	16-1	39	左下	甲21-13	駅前広場並びに放射状に広がる道路の現地調査のために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて場所や時間を調整するため、市外であることにも理由がある。		0
H14-145	09/19	調査	大西	500	500	駐車場代 相模原第2パーキング 12時12分～15時10分「現地調査」とされる	・市外 ・繁華街 ・長時間 約3時間の駐車	16-1	38	上右		バルテオ多摩の改修工事に関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車代である。 調査や説明聴取等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。 歩道のゆり下行に関する市民相談や現地調査のために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて場所や時間を調整するため、遅い時間帯であることにも理由がある。		0
H14-147	09/21	調査	新井	1,800	1,800	駐車場代 オーケーパーキング町田駐車場 22時54分「現地調査」とされている	・市外 ・深夜	16-1	52	下右		市民相談のために自動車で移動した際の駐車代である。 先方の予定に合わせて場所や時間を調整するため、遅い時間帯であることにも理由がある。		0

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書(有)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額	
H14-148	03/20	調査	白川	100	100	駐車場代 サン町旭体育館駐車場 18時19分～19時02分「現地調査」とされている	・利用目的不明(スポーツ施設の私的利用)	16-1	34	中右		武相マラソンの打ち合わせのために自動車移動した際の駐車場代である。		0	
H14-149	05/25	調査	新井	300	300	駐車場代 サン町旭体育館駐車場 08時50分～12時27分「現地調査」とされている	・利用目的不明(スポーツ施設の私的利用) ・長時間 3時間37分の駐車	16-1	51	中中		日本山梨県合道連全大会の開催のために自動車移動した際の駐車場代である。打ち合わせの所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。		0	
H14-150	07/26	調査	新井	100	100	駐車場代 町田市民病院駐車場(旭町2-15-41) 13時08分～13時50分「現地調査」とされている	・利用目的不明(病院の私的利用と推測される) ・新井議員は、7月22日～7月28日と海外視察(ニューヨーク)実施。ありえない虚偽の支出。(領金に提出した視察の支店と視察報告書より)	16-1	48	中中		市民相談を受けて病院内の現地調査を行った際の駐車場代である。なお、市民病院の診察時間は午前中のみである。面金は14時からであるため、私的利用はあり得ない。		100	
H14-151	02/07	調査	新井	400	400	駐車場代 ダイレクトパーク旭町駐車場(旭町1丁目16) 18時55分～21時31分「現地調査」とされている	・旭町1丁目の住宅地の駐車 ・長時間 2時間36分の駐車 ・夜間	16-1	53	上右		警備団の相談を受けて現地調査を行うために自動車移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて時間を調整するため、遅い時間であることにも理由がある。また、調査等の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。		0	
H14-152	読めず	調査	白川	500	500	領収書の記載が読解できない	・利用目的不明(支出内容不明)	16-1	49	上左 4		3月19日14:37～16:03の利用である。月1回行っている市民との情報交換のために自動車移動した際の駐車場代である。		0	
H14-153	読めず	調査	白川	500	500	領収書の記載が読解できない	・利用目的不明(支出内容不明)	16-1	49	下左 1 2		3月7日15:03～16:23の利用である。月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車移動した際の駐車場代である。		0	
H14-154	03/30	調査	新井	200	200	駐車場代 リパーク森野1丁目駐車場(森野1丁目34-3) 11時46分～12時36分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	47	右	21 P8-P9 (線16)		ビル間の土地が市の土地かどうかや、土地に工事車両を入れられるかの相談を受けて現地調査をした際の駐車場代である。		0
H14-155	04/02	調査	大西	400	400	駐車場代 町田駅前コイン駐車場(森野1-12-17) 16時51分～17時47分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	41	中左	21 P8-P9 (線34)		打ち合わせのために自動車移動した際の駐車場代である。先方に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-156	07/29	調査	大西	200	200	駐車場代 森野第3駐車場(森野1-38) 17時19分～17時34分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間15分の駐車	16-1	46	中中	21 P8-P9 (線19)		市民相談の資料受領のために自動車移動した際の駐車場代である。先方に合わせて場所を調整し、資料受領のみであったため、繁華街であることや短時間であることにも理由がある。		0
H14-157	11/15	調査	大西	300	300	駐車場代 トーワーキング町田駅前駐車場(森野1-38) 16時42分～17時13分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	38	上左	21 P8-P9		現地調査のために自動車移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-158	07/03	調査	大西	540	540	駐車場代 いちのや駐車場(森野1-21-14) 11時00分～14時24分「現地調査」とされている	・繁華街(周辺は繁華街であり、現地調査にすぎない。) ・長時間 3時間24分の駐車	16-1	39	中左	21 P8-P9(線22)		明日の町田会議のために自動車移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。		0
H14-159	10/07	調査	大西	180	180	駐車場代 いちのや駐車場10時10分～12時37分「現地調査」とされている	・繁華街(周辺は繁華街であり、現地調査にすぎない。) ・長時間 2時間27分の駐車	16-1	44	下左	21 P8-P9(線22)		一方通行に関する現地調査のために自動車移動した際の駐車場代である。説明の聴取の所要時間を考えれば長時間の駐車ではない。		0
H14-160	10/27	調査	大西	180	180	駐車場代 いちのや駐車場 11時28分～14時02分 A900円 C・1 昼720円「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間34分の駐車	16-1	46	上右	21 P8-P9(線22)		市民相談のために自動車移動した際の駐車場代である。先方に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、聴取の所要時間を考えれば長時間の駐車ではない。		0
H14-161	11/27	調査	大西	900	900	駐車場代 いちのや駐車場) 10時34分～15時03分 A1620円 E・1 昼720円「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 4時間29分の駐車	16-1	45	上左	21 P8-P9(線22)		会議のために自動車移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。		0
H14-162	02/15	調査	大西	200	200	駐車場代 ホテルザエルシ駐車場 10時55分～15時20分A料金1800円(料03) 1枚1600円「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 4時間22分の駐車 ・ホテルの利用	16-1	42	中左	21 P8-P9 甲64		文化団体の打ち合わせのために自動車移動した際の駐車場代である。先方に合わせて場所を調整するため、繁華街やホテルであることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。		0
H14-163	05/01	調査	新井	600	600	駐車場代 アイベック原町第2駐車場(原町3丁目7) 19時02分～5月2日 00時20分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 5時間15分・深夜	16-1 74-1 147-151	51	中左	21 P8-P9 (青●) 甲53(地固) 甲74-1 甲147～151		中心市街地の複数の建物損壊に関する現場の調査のために自動車移動した際の駐車場代である。シャッターが閉まった後でないと確認できないため、夜間や繁華街であることにも理由がある。また、調査や聴取の所要時間を考えれば、長時間の駐車ではない。		0
H14-164	06/12	調査	新井	600	600	駐車場代 アイベック原町第2駐車場(原町3丁目7) 19時27分～6月13日 00時24分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 5時間57分 ・深夜	16-1 74-1 147-151	51	下左	21 P8-P9 (青●) 甲53(地固) 甲74-1 甲147～151		同上		0
H14-165	12/04	調査	新井	500	500	駐車場代 ぼっぽ町パークセンター駐車場 17時22分～18時23分	・不自然な領収書(券No. 10-130742) H14-166の支出の領収書と全く同じ領収書が貼付されており、二重の支出となっている。	16-1	48	上左	21 P8-P9		中心市街地内の不法駐車されやすい場所を巡回を目的とする調査をしたため、二枚の領収書が貼付されているものである。		0
H14-167	08/07	調査	新井	800	800	駐車場代 タマパーク原町第40駐車場 8月7日22時22分～8月8日00時05分「現地調査」とされている	・繁華街 ・深夜の駐車	16-1	52	下左	21 P8-P9(赤31)		中心市街地の複数の建物損壊に関する現場の調査のために自動車移動した際の駐車場代である。シャッターが閉まった後でないと確認できないため、夜間や繁華街であることにも理由がある。		0
H14-168	02/01	調査	白川	200	200	駐車場代 ショウワパーク町田駅前駐車場 15時01分～15時29分の「現地調査」	・繁華街 ・短時間	16-1	33	中下	21 P8-P9(青89)		男女平等フェスティバル参加のために自動車移動した際の駐車場代である。会場や他の予定との兼ね合いから繁華街であることや短時間であることにも理由がある。		0
H14-169	03/15	調査	大西	400	400	駐車場代 まちだターミナルパーキング駐車場(原町3-1-4) 14時40分～15時34分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	35	中中	21 P8-P9 (青44)		市立図書館の現地調査のために自動車移動した際の駐車場代である。		0
H14-170	10/10	調査	大西	600	600	駐車場代 FPI第7駐車場(原町6-20) 17時25分～18時32分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	36	中下	21 P8-P9 (ピンク14)		会議のために自動車移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-171	11/29	調査	大西	200	200	駐車場代 FPI第1駐車場(原町6-28) 10時14分～10時51分の「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	46	上中	21 P8-P9 (ピンク6)		同上		0
H14-172	11/29	調査	白川	700	700	駐車場代 平野第3駐車場(原町3丁目3-26) 14時00分～16時10分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間10分の駐車	16-1	50	下左 -3	21 P8-P9 (青35)		虎園議員選挙の公開討論会に参加するために自動車移動した際の駐車場代である。討論会の場所の都合上繁華街であることにも理由がある。また、所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-173	11/30	調査	白川	800	800	駐車場代 まちだターミナル駐車場 13時34分～15時20分「現地調査」とされている	・繁華街 ・茶会への参加	16-1	34	下右	21 P8-P9 (青44) 甲216 (松岡議員ブロッグ)		文化交流センターの町田茶会に参加するために自動車移動した際の駐車場代である。会場の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、市支支援を得る働きかけのための調査研究活動である。		0

支出番号	支出日	項目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	原簿番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	古田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-174	02/08	調査	白川	600	600	駐車場代 タイムズ原町6丁目1F駐車場(原町6-26) 13時25分～15時21分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	50	上左-2	21 P8-P9 (ピンク91) 甲152	月1回行っている市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-176	07/03	調査	白川	200	200	駐車場代 タイムズ原町6丁目1F駐車場(原町6-26) 17時42分～18時21分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	49	上左-1	21 P8-P9 (ピンク91)	町田駅で市民団体のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-177	07/06	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ原町6丁目2F駐車場(原町6-26) 13時56分～15時30分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	50	下左-1	21 P8-P9 (ピンク91) 甲152(毎月意見交換会を実施)	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-178	07/13	調査	白川	600	600	駐車場代 タイムズ原町6丁目1F駐車場(原町6-26) 09時54分～11時48分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	49	上左-2	21 P8-P9 (ピンク91) 甲152	月1回行っている市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-179	07/31	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ原町6丁目1F駐車場(原町6-26) 13時06分～14時47分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	49	上左-3	21 P8-P9 (ピンク91) 甲152	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-180	08/10	調査	白川	600	600	駐車場代 タイムズ原町6丁目1F駐車場(原町6-26) 09時44分～11時43分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 約2時間の駐車	16-1	49	下左-3	21 P8-P9 (ピンク91) 甲152	月1回行っている市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。また、情報交換の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-181	08/31	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町6丁目1F駐車場(原町6-26) 17時26分～18時25分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	49	下左-4	21 P8-P9 (ピンク91) 甲152	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-182	09/14	調査	白川	700	700	駐車場代 タイムズ原町6丁目1F駐車場(原町6-26) 13時38分～15時58分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 約2時間20分の駐車	16-1	50	上左	21 P8-P9 (ピンク91)	フェスタ町田の視察のために自動車で移動した際の駐車場代である。イベント開催の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、視察や関係者からの聴取等の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-183	10/10	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町6丁目1F駐車場(原町6-26) 10時04分～11時01分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	49	上左	21 P8-P9 (ピンク91) 甲152	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-184	10/12	調査	白川	800	800	駐車場代 タイムズ原町6丁目2F駐車場(原町6-26) 13時08分～15時35分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 約2時間27分の駐車	16-1	50	下左	21 P8-P9 (ピンク91) 甲152	月1回行っている市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-185	11/09	調査	白川	800	800	駐車場代 タイムズ原町6丁目1F駐車場(原町6-26) 10時06分～12時47分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間41分の駐車	16-1	49	下左-1	21 P8-P9 (ピンク91)	キラリ町田祭に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。イベント開催の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、視察や関係者からの聴取等の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-186	12/27	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町6丁目1F駐車場(原町6-26) 12時29分～13時28分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	49	下左	21 P8-P9 (ピンク91) 甲152	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-187	03/02	調査	大西	400	400	駐車場代 ぼっぼ町田パーキング駐車場(原町4-10-20) 12時23分～13時10分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	37	中右	21 P8-P9(赤27)	打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-188	08/02	調査	新井	500	500	駐車場代 ぼっぼ町田パーキング駐車場(原町4-10-20) 13時48分～15時53分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間5分の駐車	16-1	51	上右	21 P8-P9(赤27)	横断歩道が狭くなっていることに関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。現地調査の場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、調査や関係者からの聴取等の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-189	03/29	調査	新井	500	500	駐車場代 ワンダーパーク原町田第1駐車場(6-1-21) 13時45分～15時11分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	47	上左	21 P8-P9 (ピンク10)	風宮法対面店と保育園の位置に関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。現地調査の場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-190	06/26	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 ワンダーパーク原町田第2駐車場 13時16分～16時11分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間55分の駐車	16-1	39	上中	21 P8-P9 (ピンク10)	文化協会の会館に参加するために自動車で移動した際の経費である。会館場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、調査や関係者からの聴取等の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-191	07/02	調査	大西	200	200	駐車場代 ワンダーパーク原町田第1駐車場(6-1-21) 17時28分～18時05分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	35	上中	21 P8-P9 (ピンク10)	見通しの悪い交差点の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。現地調査の場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-192	08/29	調査	大西	700	700	駐車場代 ワンダーパーク原町田第2駐車場 18時29分～20時11分「現地調査」とされている	・繁華街 ・夜間	16-1	43	上左	21 P8-P9 (ピンク10)	時事フォーラム視察のために自動車で移動した際の駐車場代である。フォーラムの開催場所や開催時間の都合上、繁華街や夜間であることにも理由がある。		0
H14-193	11/12	調査	大西	500	500	駐車場代 ワンダーパーク原町田第1駐車場(6-1-21) 18時36分～19時59分「現地調査」とされている	・繁華街 ・夜間	16-1	35	上左	21 P8-P9 (ピンク10)	解体予定の田舎農産と周囲の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所や予定の都合上、繁華街や夜間であることにも理由がある。		0
H14-194	01/12	調査	大西	800	800	駐車場代 タマパーク原町田第33駐車場(原町4丁目3) 11時50分～13時41分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	36	中中	21 P8-P9(オレンジ70)	会議に参加するために自動車で移動した際の経費である。会議場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-195	02/24	調査	大西	400	400	駐車場代 タマパーク原町田第40駐車場 16時22分～16時59分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	36	下左	21 P8-P9 (赤31)	市民相談のために自動車で移動した際の経費である。市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-196	03/15	調査	大西	500	500	駐車場代 原町4丁目第2駐車場(原町4丁目14-17) 09時23分～10時47分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	37	下左	21 P8-P9 (赤62)	打ち合わせのために自動車で移動した際の経費である。市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため。繁華街であることにも理由がある。		0
H14-197	04/20	調査	大西	400	400	駐車場代 原町4丁目第2駐車場(原町4丁目14-17) 09時17分～10時31分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	41	下左	21 P8-P9 (赤62)	同上		0
H14-198	06/01	調査	大西	300	300	駐車場代 原町4丁目第2駐車場(原町4-14-17) 10時04分～11時00分「現地調査」とされている	・繁華街 ・華道展の鑑賞	16-1	41	上中	21 P8-P9 (赤62) 甲215-1	文化協会華道展の視察のために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。文化協会加担団体の活動への参加は、市の支援を得る働きかけのための調査研究活動である。		0
H14-199	07/06	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 原町4丁目第2駐車場(原町4丁目14-17) 11時55分～15時04分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間09分の駐車	16-1	41	下中	21 P8-P9 (赤62)	原町田の継続調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。現地調査の場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、調査や関係者からの聴取等の所要時間を考えれば長時間ではない。		0

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額	
H14-200	07/07	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 原町田4丁目第2駐車場(原町田4丁目14-17) 13時17分～16時58分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間41分の駐車	16-1	39	左上	21 P8-P9 (赤62)	講演会会場の調査や打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。講演会の開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、打ち合わせの所要時間を考えれば長時間ではない。		0	
H14-201	11/30	調査	大西	1,600	1,600	駐車場代 原町田4丁目第2駐車場(原町田4丁目14-17) 07時39分～19時39分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 10時間の駐車 ・朝から夜間まで ・茶会道の茶会への参加	16-1	45	上中	21 P8-P9 (赤62)	21 P16 (松岡議員ブログ)	文化協会の茶道部記念式典に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、式典や関係者との会合等の所要時間を考えれば長時間ではない。文化協会加盟団体の活動への参加は、市の交通を滞らせるおそれがあるため、調査研究活動である。		0
H14-202	07/20	調査	大西	600	600	駐車場代 原町田4丁目第1駐車場 11時39分～13時29分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	39	中右	21 P8-P9		文化協会会場のために自動車で移動した際の駐車場代である。会場場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-203	09/01	調査	大西	900	900	駐車場代 原町田4丁目第1駐車場 12時39分～15時09分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間半の駐車	16-1	42	上中			打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。会場場所や会場の所要時間の都合上、繁華街や長時間であることにも理由がある。		0
H14-204	07/13	調査	大西	400	400	駐車場代 タマパーク原町田第4の駐車場 11時34分～12時23分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	36	中左	21 P8-P9 (赤31)		市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-205	09/20	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 タマパーク原町田第23駐車場(原町田6-22) 13時53分～17時13分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間20分の駐車	16-1	45	中左	21 P8-P9 (ピンク60)		教育を考える会の会場のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H14-206	10/16	調査	大西	200	200	駐車場代 原町田第46駐車場(原町田4丁目11-14) 11時23分～11時52分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間 29分の駐車	16-1	38	上中	21 P8-P9 (赤85)		現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査対象の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、調査事項によらず短時間で調査が終了することもあり、短時間であることにも理由がある。		0
H14-207	11/02	調査	大西	2,000	2,000	駐車場代 タマパーク原町田第40駐車場 12時30分～17時02分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 4時間32分の駐車	16-1	45	左下	21 P8-P9 (赤31)		交通機関の調査と講演会参加のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所や講演会開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、調査や講演会の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-208	04/03	調査	大西	400	400	駐車場代 アイベックまちだ中町第3駐車場(中町1丁目6) 10時27分～11時15分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	36	上右	21 P8-P9 (黄29)		市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-209	05/03	調査	大西	300	300	駐車場代 エスエーパークینگ駐車場(中町1丁目28) 09時47分～10時48分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	41	上右	21 P8-P9 (黄43)		芝ひろの現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-210	06/16	調査	新井	300	300	駐車場代 アットパーク町田第2駐車場(中町1-4) 12時19分～13時48分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	51	下右	21 P8-P9 (黄63)		商店街の祭実施会場の相談を受けて現地調査を行うために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-211	01/11	調査	大西	300	300	駐車場代 TP中町第6駐車場(町田市中町3-4)09時24分～10時47分「現地調査」とされている	・繁華街 平成27年町田市消防団出初式(会場:町田市立町田第一小学校中町1-20-30) 午前8時30分～11時30分	16-1	42	中中	21 P8-P9 (黄36)	甲126	現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-212	02/25	調査	白川	100	100	駐車場代 タイムズ町田栄通り駐車場(中町1-4) 14時58分～15時18分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間 20分の駐車	16-1	34	中中	21 P8-P9 (黄45)		一般質問に関連して新産業創造センターの事務職員にヒアリングをするため、自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、ヒアリングが短時間で終了することもあり、短時間であることにも理由がある。資料受取が主目的であったため、短時間の駐車使用となった。		0
H14-213	02/27	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ町田栄通り駐車場(中町1-4) 10時56分～13時16分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間2時間20分の駐車	16-1	34	上中	21 P8-P9 (黄45)		新産業創造センターで入居企業の経営者との打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、打ち合わせの所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-214	03/02	調査	白川	600	600	駐車場代 タイムズ町田栄通り駐車場(中町1-4) 15時30分～18時02分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間2時間32分の駐車	16-1	34	中左	21 P8-P9 (黄45)		同上		0
H14-215	09/17	調査	白川	100	100	駐車場代 タイムズ町田栄通り駐車場(中町1-4) 12時10分～12時39分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間 29分の駐車	16-1	34	上右	21 P8-P9 (黄45)		新産業創造センターで入居企業の経営者との打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、打ち合わせが短時間で終了することもあり得る。		0
H14-216	09/26	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ町田栄通り駐車場(中町1-4) 14時55分～16時20分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	34	上左	21 P8-P9 (黄45)		新産業創造センターで入居企業の経営者との打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-217	06/30	調査	新井	200	200	駐車場代 バンダ駐車場(中町1-4-20) 11時59分～12時32分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	48	下左	21 P8-P9 (黄8)		横断歩道が狭くなっていることに関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。現地調査の場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H14-218	10/27	調査	新井	200	200	駐車場代 バンダ駐車場(中町1-4-20) 11時59分～12時32分「現地調査」とされている	・繁華街	16-1	48	中左	21 P8-P9 (黄8)		同上		0
H14-219	02/09	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 タマパーク玉川学園第3駐車場 14時11分～17時09分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前) ・長時間 約3時間の駐車	16-1	43	中中	21 P17		玉川学園ケヤキ問題の現地調査や関係者の聴取のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査や関係者からの聴取の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-220	06/15	調査	新井	500	500	駐車場代 PCP玉川学園駐車場 11時41分～13時54分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前) ・長時間 2時間13分の駐車	16-1	51	下中	21 P17		位置指定道路に関する相談と現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査や関係者からの聴取の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-221	06/17	調査	大西	400	400	駐車場代 TP玉川学園第4駐車場 14時44分～16時03分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前)	16-1	40	下左	21 P17		玉川学園ケヤキ問題の現地調査や関係者の聴取のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H14-222	06/18	調査	大西	600	600	駐車場代 タイムズ玉川学園第4駐車場 16時58分～18時51分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前)	16-1	35	上右	21 P17		南大谷の大型マンション送迎バスが停車することによる混雑状況を調査する際に自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H14-223	06/21	調査	大西	400	400	駐車場代 TP玉川学園第4駐車場 09時45分～10時48分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前)	16-1	40	中中	21 P17		同上		0
H14-224	06/24	調査	大西	300	300	駐車場代 ID PARK玉川学園7丁目駐車場 17時15分～18時25分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前)	16-1	40	下中	21 P17		同上		0
H14-225	07/09	調査	大西	400	400	駐車場代 TP玉川学園第4駐車場 15時54分～17時22分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前)	16-1	38	中左	21 P17		玉川学園ケヤキ問題の現地調査や関係者の聴取のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H14-226	07/19	調査	大西	400	400	駐車場代 TP玉川学園第4駐車場 15時57分～17時27分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前)	16-1	38	下中	21 P17		同上		0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	区選管(号)	シートNo	位置	収容書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-227	07/28	調査	大西	200	200	駐車場代 TP玉川学園第4駐車場 17時16分～18時08分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前)	16-1	38	下左	21 P17	南大谷の大型マンション送迎バスが停車することによる道の混雑状況を調査する際に自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H14-228	08/01	調査	大西	400	400	駐車場代 TP玉川学園第4駐車場 10時26分～11時30分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前)	16-1	46	上左	21 P17	同上		0
H14-229	08/27	調査	大西	400	400	駐車場代 エイブルパーキング玉川学園7丁目駐車場 15時56分～17時15分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前)	16-1	38	中右	21 P17	同上		0
H14-230	10/04	調査	大西	300	300	駐車場代 ID PARK玉川学園7丁目駐車場 16時49分～17時51分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前)	16-1	38	下右	21 P17	同上		0
H14-231	10/20	調査	大西	200	200	駐車場代 ID PARK玉川学園7丁目駐車場 18時30分～19時24分「現地調査」とされている	・利用目的不明(小田急線玉川学園駅前) ・夜間	16-1	38	中中	21 P17	南大谷の大型マンション送迎バスが停車することによる道の混雑状況を調査する際に自動車で移動した際の駐車場代である。通勤時間帯の調査も必要であり、夜間であることにも理由がある。		0
H14-232	01/10	調査	大西	500	500	駐車場代 タイムズ鶴川駐車場 09時56分～11時32分「現地調査」とされている	・利用目的が不明(鶴川駅前) ・茶道会の茶会への参加	16-1	43	下右	21 P19 199-1	同上		0
H14-233	01/12	調査	大西	700	700	駐車場代 タイムズ鶴川駐車場 12時48分～14時58分「現地調査」とされている	・利用目的が不明(鶴川駅前)	16-1	43	上右	21 P19	同上		0
H14-234	02/11	調査	大西	400	400	駐車場代 リパーク町田大蔵町駐車場(大蔵町75-6) 10時29分～11時47分「現地調査」とされている	・利用目的が不明(鶴川街道沿い・鶴川駅前まで徒歩8分)	16-1	42	上右		道路補修工事に関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H14-235	01/03	調査	大西	400	400	駐車場代 駐車場名不明 10時12分～10時56分「現地調査」とされている	・駐車場場所が不明	16-1	44	上中		玉川学園の急傾斜地の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H14-236	01/09	調査	大西	400	400	駐車場代 駐車場名不明 16時15分～18時25分 料金600円 車・1枚200円「現地調査」とされている 場所が不明	・長時間 2時間10分の駐車	16-1	43	上中		洪水解消のための視察のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査や関係者からの聴取の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-237	05/13	調査	大西	200	200	駐車場代 駐車場名分からず 12時52分～13時15分「現地調査」とされている	・短時間 23分の駐車	16-1	48	下中		騒音環境調査の現地調査(写真撮影)のために自動車で移動した際の駐車場代である。写真撮影のみであったため短時間であることにも理由がある。		0
H14-238	03/07	調査	白川	100	100	駐車場代 町田市立総合体育館第2駐車場(南成瀬5-12) 17時48分～19時17分「現地調査」とされている	・利用目的不明(スポーツ施設の私的利用) ・夜間	16-1	33	下左		総合体育館で行われたスポーツアワードにまだ参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催時間の都合上、夜間であることにも理由がある。		0
H14-239	03/29	調査	新井	100	100	駐車場代 町田市立総合体育館第2駐車場(南成瀬5-12) 12時41分～13時29分「現地調査」とされている	・利用目的不明(スポーツ施設の私的利用) ・短時間48分の駐車	16-1	47	中左		総合体育館の取組の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。現地調査が短時間で終了することも当然あり得る。		0
H14-240	05/30	調査	新井	150	150	駐車場代 町田市立総合体育館第2駐車場(南成瀬5-12) 18時53分～21時14分「現地調査」とされている	・利用目的不明(スポーツ施設の私的利用) ・長時間 2時間16分の駐車 ・深夜	16-1	51	中右		総合体育館がホームタウンチームであるASVベスカフドー町田の試合の視察のために自動車で移動した際の駐車場代である。試合時間の都合上、長時間や夜間であることにも理由がある。		0
H14-241	07/19	調査	大西	200	200	駐車場代 町田市立総合体育館第2駐車場(南成瀬5-12) 13時11分～16時06分「現地調査」とされている	・利用目的不明(スポーツ施設の私的利用) ・長時間 2時間55分の駐車	16-1	39	下中		ダンス協会の練習事情調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査や関係者からの聴取の時間を考えれば長時間ではない。		0
H14-242	10/12	調査	大西	200	200	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場(南成瀬5-12) 17時21分～20時23分「現地調査」とされている	・利用目的不明(スポーツ施設の私的利用) ・長時間 3時間02分の駐車	16-1	42	中右		同上		0
H14-243	10/19	調査	大西	250	250	駐車場代 町田市立総合体育館第2駐車場(南成瀬5-12) 18時53分～13時13分「現地調査」とされている	・利用目的不明(スポーツ施設の私的利用) ・長時間 3時間24分の駐車	16-1	46	下左		ダンス大会視察のために自動車で移動した際の駐車場代である。大会時間の都合上、長時間であることにも理由がある。		0
H14-244	10/13	調査	白川	100	100	駐車場代 町田市立総合体育館第2駐車場(南成瀬5-12) 09時53分～10時48分「現地調査」とされている	・利用目的不明(スポーツ施設の私的利用) ・短時間 50分の駐車	16-1	33	上右 下3		町田市の茶道大会に実業として参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。他の予定との都合上、短時間であることにも当然あり得る。		0
合計額				94,400										1900

H15-1	02/02	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 タイムズ北葛1丁目1目駐車場 大田区北葛1-30 11時20分～19時31分「金庫」とされている	・遠方 ・利用目的不明(駐車場の場所は葛西第三小学校前) ・長時間 8時間の駐車	17-1	66	下左 下		鶴見川流域にトイレ施設がなく、市民から被害の被害があったため、先達自治体である大田区の取り組みを調査する際の駐車場代である。調査や関係者からの聴取の時間を考えれば、長時間の駐車ではない。		0
H15-2	02/15	調査	大西	400	400	駐車場代 マイパーキング江ノ島東浜(藤沢市片瀬海岸1丁目10-14) 12時33分～13時41分「打合せ」とされる	・遠方 ・利用目的が不明(駐車場の場所片瀬東浜の徒歩のそば、ファミリーマート駐車場、江ノ島タクシーそば)	17-1	61	上右		海洋汚染に関する打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H15-3	04/15	調査	大西	300	300	駐車場代 クレインパーク国立金庫 15時46分～17時08分「金庫」とされる。	・遠方 ・利用目的が不明(国立駅から徒歩5分の場所であり、国立駅近くの繁華街。周辺は飲食店が多く、会議ができる場所ではない。)	17-1	61	中左		国立駅前通りの桜並木伐採に関する反対運動について調査及び関係者との会議をするために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H15-4	05/22	調査	大西	400	400	駐車場代 クレインパーク国立金庫 08時35分～10時30分「金庫」とされる。	・遠方 ・利用目的が不明(国立駅から徒歩5分の場所であり、国立駅近くの繁華街。周辺は飲食店が多く、会議ができる場所ではない。)	17-1	59	下左		同上 調査や会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-5	05/28	調査	大西	600	600	駐車場代 鎌倉プリンスホテル駐車場 江ノ島側 17時18分～18時39分「打合せ」とある。	・遠方 ・利用目的が不明(観光地のホテル)	17-1	59	中	甲2	鎌倉市のオープンデータの施策に関する関係者との打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H15-6	06/14	調査	大西	100	100	駐車場代 タイムズ大國魂神社駐車場 府中市宮前3-1 07時00分～07時15分「打合せ」とされている	・遠方 ・利用目的不明(観光地) ・短時間 15分の駐車	17-1	64	中右		大國魂神社の資料収集のために自動車で移動した際の駐車場代である。収集に時間がかからず短時間となることも当然あり得る。		0
H15-7	06/15	調査	大西	400	400	駐車場代 クレインパーク国立金庫 15時12分～18時50分「市民相談」とされている	・遠方 ・利用目的が不明(国立駅から徒歩5分の場所であり、国立駅近くの繁華街)	17-1	61	下右		国立駅前通りの桜並木伐採に関する反対運動について調査するために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H15-8	07/23	調査	大西	100	100	駐車場代 リポートパーク 鶴岡中央4駐車場(横浜市民会館見学中央5) 20時07分～21時02分「打合せ」とある	・遠方 ・繁華街、深夜	17-1	64	下中		打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車である。先方の都合に合わせて時間や場所を調整するため、深夜や繁華街であることにも理由がある。		0
H15-9	08/06	調査	大西	500	500	駐車場代 京王コインパーキング東武南駐車場 12時43分～13時45分「金庫」とある	・遠方 (バルテノン多摩の改修工事に関する現地調査であれば、多摩センター駅に駐車しなければ調査できない)	17-1	62	上中		バルテノン多摩の改修工事に関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H15-10	08/08	調査	新井	900	900	駐車場代 新国立劇場 東京オペラシティビル駐車場 20時42分～22時00分「金庫」とある	・遠方 ・深夜	17-1	76	中		オリンピック・パラリンピックキャンプ施設について、関係者からの説明聴取のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、遠方や深夜であることにも理由がある。		0
H15-12	03/23	調査	大西	200	200	駐車場代 アイベック古瀬第2駐車場 08時53分～09時03分「打合せ」とされている	・市外・短時間10分の駐車	17-1	57	下右		市民相談の資料収集のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方に合わせて場所を調整し、資料受領のみであったため、市外であることや短時間であることにも理由がある。		0
H15-13	08/09	調査	大西	100	100	駐車場代 コムパーク橋本第2駐車場 11時24分～11時32分「打合せ」とされている	・市外・短時間8分の駐車	17-1	61	中		同上		0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	区別番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-14	08/17	調査	大西	200	200	駐車場代 東都パーク瀬野辺第3駐車場 10時49分～11時14分「市民相談」とある。	・市外・長時間25分の駐車	17-1	64	中左		市民相談のために自動車で移動した際の駐車代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、市外であることにも理由がある。また、相談内容によっては短時間で終了することも当然あり得る。		0
H15-15	12/01	調査	白川	200	200	駐車場代 アイベック相模大野駅前第2駐車場 20時34分～20時39分「現地調査」とされている	・市外・深夜 ・長時間 05分の駐車 ・夜間	17-1	87	中左		市民相談の資料受領のために自動車で移動した際の駐車代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、市外や深夜であることにも理由がある。また、資料受領のみのため短時間であることも当然あり得る。		0
H15-16	02/24	調査	白川	700	700	駐車場代 アイベック相模大野駅前第2駐車場 19時45分～22時13分「会談」とされている	・市外・深夜 ・長時間 2時間28分の駐車	17-1	86	下右		領収書の日付は12月24日ではなく2月24日の誤りである。市民相談のために自動車で移動した際の駐車代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、市外や深夜であることにも理由がある。また、相談内容により所要時間が2時間程度となることも当然あり得る。		0
H15-17	09/28	調査	白川	450	450	駐車場代 シンヤ駐車場(相模大野3丁目13-15) 20時26分～21時52分「会談」とされている	・市外・深夜 ・長時間	17-1	83	上右		市民相談のために自動車で移動した際の駐車代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、市外や深夜であることにも理由がある。		0
H15-18	10/12	調査	白川	300	300	駐車場代 シンヤ駐車場(相模大野3丁目13-15) 20時20分～21時04分「会談」とされている	・市外・深夜 ・長時間	17-1	82	上左		同上		0
H15-19	11/28	調査	白川	450	450	駐車場代 シンヤ駐車場(相模大野3丁目13-15) 19時42分～21時05分「会談」とされている	・市外・深夜 ・長時間	17-1	86	中左		同上		0
H15-20	12/11	調査	白川	600	600	駐車場代 シンヤ駐車場(相模大野3丁目13-15) 20時15分～21時48分「会談」とされている	・市外・深夜 ・長時間	17-1	85	中左		市民相談のために自動車で移動した際の駐車代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、市外や深夜であることにも理由がある。また、相談内容により所要時間が2時間程度となることも当然あり得る。		0
H15-21	03/19	調査	大西	400	400	駐車場代 ナビパーク古淵第1駐車場 11時51分～13時30分「打合せ」とされている	・市外・利用目的不明	17-1	58	上中		市民相談の資料受領のために自動車で移動した際の駐車代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、市外であることにも理由がある。		0
H15-22	03/22	調査	大西	200	200	駐車場代 ナビパーク古淵第1駐車場 11時50分～13時04分「打合せ」とされている	・市外・利用目的不明	17-1	58	上左		同上		0
H15-23	11/04	調査	大西	200	200	駐車場代 ナビパーク古淵第1駐車場 08時50分～10時14分「打合せ」とされている	・市外・利用目的不明	17-1	65	中左		同上		0
H15-24	04/03	調査	白川	800	800	駐車場代 パーキング365瀬野辺4丁目駐車場 15時51分～18時19分「会談」とされている	・市外・長時間 2時間28分の駐車	17-1	83	中左		市民相談のために自動車で移動した際の駐車代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、市外であることにも理由がある。また、相談内容により所要時間が2時間程度となることも当然あり得る。		0
H15-25	06/05	調査	白川	1,200	1,200	駐車場代 タイムズ青葉台1丁目駐車場(目黒区青葉台1-21) 20時44分～22時04分「現地調査」とされている	・深夜 ・遠方	17-1	87	下中		地方議員との意見交換のために自動車で移動した際の駐車代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、深夜や遠方であることにも理由がある。		0
H15-26	01/03	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 13時08分～18時28分「打合せ」とされている	・市外・長時間 5時間20分の駐車	17-1	65	中右		長津田駅近くに町田市下水処理場があり、同処理場について一般質問の資料収集や打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車代である。資料収集や打ち合わせの所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-27	01/20	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 にこにこパーキング長津田第1駐車場 12時41分～20時59分「打合せ」とされている	・市外・長時間 7時間18分の駐車 ・夜間	17-1	57	中右	21 P32	同上		0
H15-28	11/14	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 12時51分～20時11分「会談」とされている	・市外・長時間 7時間20分の駐車 ・夜間	17-1	57	上右	21 P32	資料収集や資料内容についての会談のため、電車で移動するために利用した際の駐車代である。移動時間や会談の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-29	12/02	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング12時01分～17時15分「会談」とされている	・市外・長時間 5時間15分の駐車	17-1	57	下左	21 P32	同上		0
H15-30	04/04	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時27分～18時23分「会談」とされている	・市外・長時間 8時間56分の駐車	17-1	59	上中	21 P32	憲法問題地方議員の会合のため、電車で移動するために利用した際の駐車代である。移動時間や会談の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-31	07/13	調査	大西	700	700	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時39分～12時55分「会談」とされている	・市外・長時間 3時間16分の駐車	17-1	59	下中	21 P32	長津田駅近くに町田市下水処理場が併設されているテニスコートの在り方についての会談のため、自動車移動した際の駐車代である。会談の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-32	08/07	調査	大西	700	700	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 12時41分～15時05分「会談」とされている	・市外・長時間 2時間24分の駐車	17-1	59	下右	21 P32	同上		0
H15-33	07/05	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 09時00分～14時46分「会談」とされている	・市外・長時間 5時間46分の駐車	17-1	60	下左	21 P32	長津田駅の近くに町田市下水処理場があり、その下水管の敷設に関する会談のために自動車移動した際の経費である。会談の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-34	08/21	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 08時46分～17時58分「会談」とされている	・市外・長時間9時間12分の駐車	17-1	60	下右	21 P32	飲料書採択届打合せのため、電車で移動するために利用した際の駐車代である。移動時間や打ち合わせの所要時間を考えれば長時間ではない。 H14-34-52は、永田町での会談の際、永田町駅へのアクセスが良い長津田駅の駐車場を利用し、電車で永田町駅まで移動していた際の駐車場使用である。		0
H15-35	08/30	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 12時06分～19時23分「会談」とされている	・市外・長時間 7時間17分の駐車 ・夜間	17-1	60	中右	21 P32	一般質問の資料収集及び内容についての会談のため、電車で移動するために利用した際の駐車代である。移動時間や会談の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-36	12/24	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 09時47分～18時19分「会談」とされている	・市外・長時間8時間32分の駐車	17-1	60	中中	21 P32	外国人問題を考える会の会合のため、電車で移動するために利用した際の駐車代である。移動時間や会談の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-37	07/18	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 13時14分～19時12分「会談」とされている	・市外・長時間5時間58分の駐車 ・夜間	17-1	61	下中	21 P32	同上		0
H15-38	08/05	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 09時34分～17時48分「会談」とされている	・市外・長時間8時間14分の駐車	17-1	61	上左	21 P32	一般質問の資料収集・作成とそれに基づき会談のため、電車で移動するために利用した際の駐車代である。移動時間や会談の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-39	04/18	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 10時05分～17時36分「会談」とされている	・市外・長時間 7時間31分の駐車	17-1	62	上左	21 P32	憲法問題研究会をやる会の会合のため、電車で移動するために利用した際の駐車代である。移動時間や会談の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-40	06/20	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時54分～18時08分「会談」とされている	・市外・長時間8時間14分の駐車	17-1	62	下中	21 P32	同上		0

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	区画番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-41	07/31	調査	大西	800	800	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 10時22分～13時05分「会議」とされている	・市外・長時間2時間43分の駐車	17-1	62	下左	21 P32	下水処理場からの排水臭気の影響について会議のため、電車で移動するために利用した駅の駐車場代である。会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-42	10/17	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 10時24分～19時26分「会議」とされている	・市外・長時間9時間02分の駐車 ・夜間	17-1	62	上右	21 P32	教育を正す会の会議のため、電車で移動するために利用した駅の駐車場代である。移動時間や会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-43	05/24	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時32分～17時02分「会議」とされている	・市外・長時間7時間30分の駐車	17-1	63	下左	21 P32	LGBT問題を考える会の会議のため、電車で移動するために利用した駅の駐車場代である。移動時間や会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-44	06/14	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時20分～18時22分「会議」とされている	・市外・長時間9時間02分の駐車	17-1	63	上右	21 P32	憲法問題地方議員の会の会議のため、電車で移動するために利用した駅の駐車場代である。移動時間や会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-45	07/28	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 長津田4丁目コインパーキング 08時25分～16時53分「会議」とされている	・市外・長時間7時間28分の駐車	17-1	63	上中	21 P32	同上		0
H15-46	09/13	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時05分～18時16分「会議」とされている	・市外・長時間9時間11分の駐車	17-1	63	下中横	21 P32	外国人参政権に反対する会の会議のため、電車で移動するために利用した駅の駐車場代である。移動時間や会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-47	04/30	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 16時11分～21時18分「会議」とされている	・市外・長時間5時間07分の駐車 ・深夜の駐車	17-1	64	上左	21 P32	同上		0
H15-48	09/23	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時10分～18時56分「会議」とされている	・市外・長時間9時間46分の駐車	17-1	64	上中	21 P32	地方自治法に関する会議のため、電車で移動するために利用した駅の駐車場代である。移動時間や会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-49	07/24	調査	大西	500	500	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 07時47分～10時37分「打合せ」とされている	・市外・長時間2時間50分	17-1	65	中左	21 P32	テニスコートの利用に関する打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。打ち合わせの所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-50	07/12	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時27分～17時59分「会議」とされている	・市外・長時間8時間23分	17-1	66	上左	21 P32	外国人参政権に反対する会の会議のため、電車で移動するために利用した駅の駐車場代である。移動時間や会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-51	10/31	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 16時22分～21時35分「会議」とされている	・市外・長時間5時間13分 ・深夜	17-1	66	中右	21 P32	同上		0
H15-52	10/04	調査	大西	800	800	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 13時58分～19時37分「会議」とされている	・市外・長時間5時間39分 ・夜間	17-1	67	上中	21 P32	同上		0
H15-53	08/30	調査	白川	200	200	駐車場代 タイムズP第2駐車場(原町6-17) 11時57分～12時25分「会議」とされている	・繁華街 ・短時間 28分の駐車	17-1	83	上左	21 P8-P9(ピンク)	町田市の経営者の会議に出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、業務の所要時間が長時間にわたることも当然あり得る。		0
H15-54	09/08	調査	白川	400	400	駐車場代 タイムズP第2駐車場(原町6-17) 19時31分～20時34分「会議」とされている	・繁華街 ・夜間	17-1	86	上中	21 P8-P9(ピンク)	町田市の経営者の会議に出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や夜間であることにも理由がある。		0
H15-55	10/14	調査	白川	200	200	駐車場代 タイムズP第2駐車場(原町6-17) 19時59分～20時34分「会議」とされている	・繁華街 ・夜間	17-1	86	上右	21 P8-P9(ピンク)	同上		0
H15-56	05/12	調査	大西	200	200	駐車場代 TP原町48駐車場(原町4-20) 13時11分～13時53分「打合せ」とされている	・繁華街	17-1	60	下中	原町4丁目	町田市文化協会の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-57	05/12	調査	大西	200	200	駐車場代 TP原町48駐車場(原町4-20) 13時29分～13時48分「打合せ」とされている	・繁華街 ・短時間 19分の駐車	17-1	59	上右	原町4丁目	市民相談の無料受け取りのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、業務の所要時間が長時間にわたることも当然あり得る。		0
H15-58	11/26	調査	新井	900	900	駐車場代 サウスフロントタワー駐車場(原町4-7-8) 時間見えず「会議」とされている	・繁華街	17-1	76	下左横	21 P8-P9(赤32)	市民フォーラムにて学力向上策を広げるための会議に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。会議の開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-59	05/30	調査	大西	800	800	駐車場代 ショウワパーク町田駅前駐車場(原町3丁目24) 13時44分～15時30分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間7時間45分の駐車	17-1	62	中	21 P8-P9(青89)	町田市文化協会の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-60	02/16	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 ショウワパーク町田駐車場(原町3丁目3-24) 10時40分～18時25分「打合せ」とされている	・繁華街 ・長時間7時間45分の駐車	17-1	57	上中	21 P8-P9(青86)	市民との意見交換の機会調査と調査に関する打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、調査や説明聴取の所要時間が長時間にわたることも当然あり得る。		0
H15-61	07/27	調査	大西	400	400	駐車場代 ダイイチパーク町田駐車場(原町6-21) 14時23分～15時10分「打合せ」とされている	・繁華街	17-1	64	下右	21 P8-P9(ピンク)	町田市文化協会の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-62	02/01	調査	白川	400	400	駐車場代 タイムズ原町6丁目駐車場(1F)(原町6-26) 16時04分～17時08分「会議」とされている	・繁華街	17-1	85	下左-1	21 P8-P9(ピンク)	月1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-63	02/01	調査	白川	400	400	駐車場代 タイムズ原町6丁目駐車場(1F)(原町6-26) 17時56分～19時06分「会議」とされている	・繁華街 ・夜間	17-1	85	下左	21 P8-P9(ピンク)	市民との意見交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や夜間であることにも理由がある。		0
H15-64	02/13	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ原町6丁目駐車場(1F)(原町6-26) 13時53分～15時29分「会議」とされている	・繁華街	17-1	85	下左-3	21 P8-P9(ピンク)	市民との意見交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-65	02/14	調査	白川	1,100	1,100	駐車場代 タイムズ原町6丁目駐車場(1F)(原町6-26) 11時54分～15時18分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間3時間24分の駐車	17-1	82	中	21 P8-P9(ピンク)	月1回行っている市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-66	03/13	調査	白川	600	600	駐車場代 タイムズ原町6丁目駐車場(1F)(原町6-26) 13時21分～15時03分「会議」とされている	・繁華街	17-1	84	上左-1	21 P8-P9(ピンク)	同上		0
H15-67	05/10	調査	白川	800	800	駐車場代 タイムズ原町6丁目駐車場(1F)(原町6-26) 13時23分～15時51分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間2時間28分の駐車	17-1	82	上左	21 P8-P9(ピンク)	同上		0
H15-68	05/08	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町6丁目駐車場(1F)(原町6-26) 19時08分～20時05分「会議」とされている	・繁華街 ・夜間	17-1	82	上左-1	21 P8-P9(ピンク)	月1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や夜間であることにも理由がある。		0

支出番号	支出日	項目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	原簿番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-69	06/23	調査	白川	600	600	駐車場代 タイムズ原町田6丁目駐車場(1F)(原町田6-26)15時57分~17時56分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 約2時間の駐車	17-1	82	上左 1-3	21 P8-P9(ピンク91)	月1回行っている市長との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-70	07/12	調査	白川	600	600	駐車場代 タイムズ原町田6丁目駐車場(1F)(原町田6-26)09時52分~11時55分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間03分の駐車	17-1	83	中	21 P8-P9(ピンク91)	同上		0
H15-71	07/30	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目駐車場(1F)(原町田6-26)15時56分~16時58分「現地調査」とされている	・繁華街	17-1	87	中	21 P8-P9(ピンク91)	月1回行っている市長との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-72	08/25	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目駐車場(1F)(原町田6-26)12時59分~13時54分「会議」とされている	・繁華街	17-1	86	中左	21 P8-P9(ピンク91)	同上		0
H15-73	09/13	調査	白川	700	700	駐車場代 タイムズ原町田6丁目駐車場(1F)(原町田6-26)09時57分~12時13分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間16分の駐車	17-1	85	中右	21 P8-P9(ピンク91)	月1回行っている市長との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-74	11/08	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ原町田6丁目駐車場(1F)(原町田6-26)10時45分~12時27分「会議」とされている	・繁華街	17-1	85	下左 1	21 P8-P9(ピンク91)	月1回行っている市長との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-75	11/28	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目駐車場(1F)(原町田6-26)16時10分~17時09分「会議」とされている	・繁華街	17-1	86	中左 2	21 P8-P9(ピンク91)	月1回行っている市長との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-76	12/13	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ原町田6丁目駐車場(1F)(原町田6-26)13時54分~15時16分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間16分の駐車	17-1	84	上左 3	21 P8-P9(ピンク91)	月1回行っている市長との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-77	12/30	調査	白川	700	700	駐車場代 タイムズ原町田6丁目駐車場(1F)(原町田6-26)20時01分~22時17分「会議」とされている	・繁華街 ・深夜	17-1	86	中左 3	21 P8-P9(ピンク91)	市長相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や深夜であることにも理由がある。		0
H15-78	02/02	調査	新井	500	500	駐車場代 ぼっぼ町田パーキング(原町田4-10-20)12時44分~13時48分「現地調査」とされている	・繁華街	17-1	75	上中	21 P8-P9(赤28)	放置自転車の多い跡地の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-79	07/03	調査	新井	1,000	1,000	駐車場代 ぼっぼ町田パーキング(原町田4-10-20)16時49分~19時08分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間19分の駐車 ・夜間	17-1	76	中左	21 P8-P9(赤28)	ぼっぼ町田での中心市街地活性化に関する会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。会議の開催場所や開催時間の都合上、繁華街や夜間であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-80	08/11	調査	新井	700	700	駐車場代 ぼっぼ町田パーキング(原町田4-10-20)16時32分~19時03分 割引(1時間)1枚400円「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間31分の駐車 ・夜間	17-1	76	下右	21 P8-P9(赤28)	同上		0
H15-81	10/16	調査	新井	1,000	1,000	駐車場代 ぼっぼ町田パーキング(原町田4-10-20)14時24分~16時43分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間19分の駐車	17-1	76	中右	21 P8-P9(赤28)	オリンピック・パラリンピックキャノン炮台建設についての会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。会議の開催場所や開催時間の都合上、繁華街や夜間であることにも理由がある。また、会議の内容により所要時間が2時間程度となることおよびあり。		0
H15-82	06/21	調査	白川	400	400	駐車場代 まちだターミナルパーキング(原町田3-1-4)14時32分~15時37分「会議」とされている	・繁華街 ・華道展の鑑賞	17-1	84	中右	21 P8-P9(青44)甲214-1	町田文化交流センターで開催された茶道華道に出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。会議の開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。文化協会加盟団体の活動への参加は、市の支援を得る働きかけのための調査研究活動である。		0
H15-83	12/18	調査	白川	400	400	駐車場代 まちだターミナルパーキング(原町田3-1-4)18時46分~20時44分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 約2時間の駐車 ・夜間	17-1	84	中	21 P8-P9(青44)	町田文化交流センターで開催された茶道華道に出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。会議の開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-84	04/29	調査	白川	200	200	駐車場代 リパークJR町田駅前駐車場 17時39分~18時01分「会議」とされている	・繁華街 ・短時間 22分の駐車	17-1	83	上中	原町田駅南口(古瀬側) デニーズ隣	市長相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、短時間で聴取が終了することもあり、短時間となることも当然あり。		0
H15-85	07/02	調査	白川	100	100	駐車場代 リパークJR町田駅前駐車場 16時39分~16時54分 サービス券D-100円「会議」とされている	・繁華街 ・短時間 15分の駐車	17-1	85	中	原町田駅南口(古瀬側) デニーズ隣	市政報告作成に関する打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、短時間で聴取が終了することもあり、短時間となることも当然あり。		0
H15-86	07/12	調査	白川	500	500	駐車場代 平野屋第3駐車場(原町田3-3-26)15時10分~16時46分「現地調査」とされている	・繁華街	17-1	87	下左	21 P8-P9(青35)	学童の会に出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-87	01/18	調査	大西	800	800	駐車場代 ワンダーパーク原町田第2駐車場 10時16分~12時14分「会議」とされている	・繁華街	17-1	66	上中	21 P8-P9(ピンク25)	文化協会の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-88	01/23	調査	白川	400	400	駐車場代 ワンダーパーク原町田1丁目第1駐車場(6-1-21)17時44分~19時08分「会議」とされている	・繁華街 ・夜間	17-1	84	下右	21 P8-P9(ピンク10)	FC町ゼルビアの会に出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。会議の開催場所や開催時間の都合上、繁華街や夜間であることにも理由がある。		0
H15-89	02/21	調査	白川	300	300	駐車場代 原町田1丁目第1駐車場(原町田1-6)13時58分~14時59分「会議」とされている	・繁華街 ・茶道会の茶会への参加。	17-1	85	上右	21 P8-P9(紫15)甲217-1	文化交流センターの町田茶道協会に出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。文化協会加盟団体の活動への参加は、市の支援を得る働きかけのための調査研究活動である。		0
H15-90	03/05	調査	白川	500	500	駐車場代 原町田1丁目第1駐車場(原町田1-6)16時57分~18時28分「会議」とされている	・繁華街	17-1	82	中右	21 P8-P9(紫15)	総合体育館で行われたスポーツアワードに参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。会議の開催場所や開催時間の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-91	03/24	調査	白川	700	700	駐車場代 原町田1丁目第1駐車場(原町田1-6)17時55分~20時14分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間16分の駐車 ・夜間	17-1	82	下右	21 P8-P9(紫15)	商工会議所のイベントに出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所や開催時間の都合上、繁華街や夜間であることにも理由がある。また、イベントの所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-92	07/19	調査	大西	600	600	駐車場代 原町田4丁目第1駐車場(原町田)09時34分~10時54分「打合せ」とされている	・繁華街	17-1	60	上左	原町田4丁目	町田市畜産大会に関する打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0

支出番号	支出日	項目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	全派保守連合の主張	古田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-93	11/15	調査	大西	600	600	駐車場代 原町4丁目第1駐車場(原町田)11時52分~13時38分「会議」とされている	・繁華街	17-1	57	下中	原町4丁目	文化協会の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-94	11/15	調査	大西	1,100	1,100	駐車場代 ワンダーパーク原町田第2駐車場 09時17分~11時49分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間2時間16分の駐車	17-1	66	下中下	21 P8-P9(ピンク25)	町田茶道会の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。会議場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-95	09/05	調査	白川	500	500	駐車場代 ワンダーパーク原町田第1駐車場(6-1-21)14時49分~16時12分「会議」とされている	・繁華街 (白川議員が認める、高校同窓会組織の会議への参加)	17-1	84	下中	21 P8-P9(ピンク10)甲65	高校同窓会組織の会議に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。会議場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-96	11/26	調査	大西	300	300	駐車場代 ワンダーパーク原町田第1駐車場(6-1-21)11時13分~12時30分「打合せ」とされている	・繁華街・町田市の施設	17-1	66	下右	21 P8-P9(ピンク10)	公民館使用料に関する打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。会議場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、町田市の施設を使用することも当然あり得る。		0
H15-97	10/31	調査	大西	700	700	駐車場代 タマパーク原町田第23駐車場 14時02分~16時08分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間2時間16分の駐車	17-1	66	上右	21 P8-P9(ピンク60)	町田の教育を考える会の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。会議場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-98	01/18	調査	新井	200	200	駐車場代 タイムズ町田市健康福祉会館駐車場(原町田5-8)14時14分~14時44分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間30分の駐車	17-1	75	下左	21 P8-P9(黄緑88)	健康福祉会館で行われていた市主催事業に関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、調査内容により短時間で終了することも当然あり得る。		0
H15-99	01/25	調査	新井	600	600	駐車場代 タイムズ町田市健康福祉会館駐車場(原町田5-8)10時01分~11時58分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間約2時間の駐車	17-1	77	上	21 P8-P9(黄緑88)	健康福祉会館の会議室での会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。会議場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-100	12/02	調査	新井	500	500	駐車場代 タイムズ町田市健康福祉会館駐車場(原町田5-8)09時52分~11時32分「会議」とされている	・繁華街	17-1	76	上右	21 P8-P9(黄緑88)	子育て世帯への支援に関する会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-101	01/24	調査	大西	800	800	駐車場代 アイベック原町田3丁目第2駐車場(原町田3-7)11時39分~15時57分「会議」とあるが、である。	・同日、同じ駐車場で、ほぼ同時期での駐車(H15-102、H15-103と手帳) ・長時間4時間18分の駐車 保守連合はH15-102、H15-103を削除	17-1	66	中	21 P8-P9(青33)	文化協会の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-104	08/13	調査	大西	300	300	駐車場代 アイベック町田第7駐車場(原町田4-1)12時08分~12時20分「打合せ」とされている	・繁華街 ・短時間12分の駐車	17-1	64	下左	21 P8-P9(赤48)	市民相談の資料受け取りのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、資料受領のみのため短時間となることも当然あり得る。		0
H15-105	09/29	調査	大西	800	800	駐車場代 アイベック原町田第2駐車場(原町田3-7)10時28分~13時48分「打合せ」とされている	・繁華街 ・長時間3時間20分の駐車	17-1	64	中	21 P8-P9(青干●)	憲法改正の在り方に関する打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、打合せの所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-106	01/14	調査	白川	600	600	駐車場代 ショウワワーク町田駅前駐車場 20時51分~22時14分「会議」とされている	・繁華街 ・深夜 ・原告準備書面(P2)P2-3 買調交歓会、放談参加に係る支出	17-1	84	下左	21 P8-P9(青89)甲199-2 甲200-1 甲200-2~4	町田青年会館主催の会に出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。会の開催場所や開催時間の都合上、繁華街や深夜であることにも理由がある。		0
H15-107	03/30	調査	新井	100	100	タマパーク原町田第23駐車場(原町田6-22)15時36分~15時45分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間9分の駐車	17-1	74	上左	21 P8-P9(ピンク60)	不法投棄現場の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、調査がすぐに終了し短時間となることも当然あり得る。		0
H15-108	06/01	調査	新井	100	100	駐車場代 ワンダーパーク原町田第1駐車場(原町田6-1-21)07時48分~08時12分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間24分の駐車	17-1	74	中左	21 P8-P9(ピンク10)	建物壁面の写真撮影のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、調査がすぐに終了し短時間となることも当然あり得る。		0
H15-109	08/07	調査	新井	100	100	駐車場代 ワンダーパーク原町田第1駐車場(原町田6-1-21)18時44分~18時59分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間15分の駐車	17-1	74	下右	21 P8-P9(ピンク10)	同上		0
H15-110	01/10	調査	大西	400	400	エスエーパークキング駐車場(中町1-28)09時02分~10時56分「会議」とされている	・繁華街 平成28年町田市消防団出初式(会場:町田市立町田第一小学校中町1-20-30)	17-1	57	中中	21 P8-P9(黄43)甲126	文化協会の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-111	04/08	調査	大西	200	200	駐車場代 エスエーパークキング駐車場(中町1-28)15時54分~16時45分「打合せ」とされている	・繁華街	17-1	59	上左	21 P8-P9(黄43)	町田茶道会の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-112	08/25	調査	白川	500	500	駐車場代 TP中町2駐車場(中町1-17)20時47分~22時13分「会議」とされている	・繁華街 ・深夜	17-1	83	下右	21 P8-P9(黄32)	市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や深夜であることにも理由がある。		0
H15-113	10/17	調査	白川	200	200	駐車場代 TP中町2駐車場(中町1-17)15時58分~16時34分「会議」とされている	・繁華街	17-1	83	下中	21 P8-P9(黄32)	ハワイ町田フェスティバルに出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-114	11/19	調査	白川	100	100	駐車場代 サイクルタイムズ町田栄通り駐車場(中町1-40)17時58分~20時49分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間2時間51分の駐車 ・夜間	17-1	86	上左	21 P8-P9(黄45)	市民との意見交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や夜間であることにも理由がある。また、意見交換の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-115	05/31	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ町田栄通り駐車場(中町1-40)09時59分~12時16分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間2時間17分の駐車	17-1	87	上左	21 P8-P9(黄45)	新産業創造センターにて経営者との意見交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や夜間であることにも理由がある。また、意見交換の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-116	06/30	調査	白川	500	500	駐車場代 町田栄通り駐車場(中町1-40)9時58分~12時16分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間2時間18分の駐車	17-1	84	上左	21 P8-P9(黄45)	新産業創造センターで行われた会議に出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。会議場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-117	みえず	調査	新井	300	300	駐車場代 バンダ駐車場(中町1-4-20)12時14分~13時00分「現地調査」とされている	・繁華街	17-1	74	上右	21 P8-P9(黄8)	11月12日の駐車場使用である。小学校の放課後フェスティバルのコンクリートにヒビが入っている問題について、その後の経過に関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-118	04/09	調査	新井	200	200	駐車場代 バンダ駐車場(中町1-4-20)12時19分~13時00分「現地調査」とされている	・繁華街	17-1	74	中	21 P8-P9(黄8)	小学校の放課後フェスティバルのコンクリートにヒビが入っている問題について、その後の経過に関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-119	01/29	調査	新井	200	200	駐車場代 バンダ駐車場(中町1-4-20) 12時43分~13時22分「現地調査」とされている	・繁華街	17-1	75	上右	21 P8-P9(黄8)	同上		0
H15-120	12/24	調査	新井	400	400	駐車場代 町田シバヒロ駐車場(中町1-20)14時27分~15時38分「現地調査」とされている	・繁華街	17-1	75	下右	21 P8-P9(黄1)	シバヒロで開催された市後援事業の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。市民相談の機会上、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-121	01/23	調査	新井	200	200	駐車場代 アイベック町田中町第1駐車場(中町2丁目)14時53分~15時09分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間11分の駐車	17-1	75	上左	中町2丁目	中町2丁目 さるひあ図書館前道路の現地調査として写真を撮るために自動車で移動した際の駐車場代である。写真撮影のみであったため、短時間となったのは当然である。		0
H15-122	05/07	調査	白川	200	200	駐車場代 SK森野パーキング(森野1-14)11時41分~12時11分「会議」とされている	・繁華街 ・短時間30分の駐車	17-1	84	中左	Z連学教室前・西友すぐ近く	市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、短時間で撮影が終了することもあり、短時間となることも当然あり得る。		0
H15-123	06/01	調査	白川	100	100	駐車場代 SK森野パーキング(森野1-14)13時53分~14時05分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間12分の駐車	17-1	87	上中	Z連学教室前・西友すぐ近く	道路のへこみについて問い合わせがあったため、当該道路を確認する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。確認のみであったため短時間となることも当然である。		0
H15-124	09/23	調査	白川	100	100	駐車場代 NBパーキング町田駅前駐車場(森野1-38)20時37分~21時08分「会議」とされている	・繁華街 ・深夜	17-1	86	下中	21 P8-P9(緑20)	市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や深夜であることにも理由がある。また、短時間で撮影が終了することもあり、短時間となることも当然あり得る。		0
H15-125	12/30	調査	大西	300	300	駐車場代 NBパーキング町田駅前駐車場(森野1-38)17時39分~18時01分「打合せ」とされている	・繁華街 ・短時間22分の駐車	17-1	57	上左	21 P8-P9(緑20)	市民相談の資料準備のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方に合わせて場所を調整し、資料準備のみであったため、繁華街であることや短時間であることにも理由がある。		0
H15-126	02/01	調査	白川	400	400	駐車場代 アットパーク町田第1駐車場(森野1-18-11) 13時17分~14時25分「現地調査」とされている	・繁華街	17-1	87	下右	21 P8-P9(緑50)	市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-127	07/30	調査	白川	400	400	駐車場代 町田駅前コイン駐車場(森野1-12-17)12時28分~13時44分「会議」とされている	・繁華街	17-1	83	下左	21 P8-P9(緑34)	同上		0
H15-128	06/22	調査	大西	600	600	駐車場代 タイムズ町田市役所駐車場(森野2-2)09時30分~10時56分「会議」とされている	・議員は無料で利用できる駐車場であるため、議員以外の利用である。市役所の駐車場での駐車。(この日は会議は開かれていない)	17-1	61	下左	甲63	議員用駐車券を別の車に置き忘れたため、経費として支出したものである。		0
H15-129	04/13	調査	大西	600	600	駐車場代 大雄駐車場(森野1-17-2)「打合せ」とされている	・繁華街 ・時間記録なし・小田急百貨店 町田店の駐車場 ・利用目的不明(旭町1丁目16 20時07分~22時20分「会議」とされている)	17-1	67	中横		打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。 発達障害の子を持つ家族支援に関する会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、深夜であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-130	05/11	調査	新井	300	300	駐車場代 ダイレクトパーク町田旭町駐車場 旭町1丁目16 20時07分~22時20分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間2時間14分の駐車 ・深夜	17-1	76	上左		打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。発達障害の子を持つ家族支援に関する会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、深夜であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-131	04/09	調査	大西	200	200	駐車場代 サン町田旭体育館駐車場(旭町3-20-60)08時55分~11時52分「市民相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・長時間 約3時間の駐車	17-1	62	下右		市民に関する市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、スポーツ施設であることにも理由がある。また、相談内容により所要時間が3時間程度となることも当然あり得る。		0
H15-132	04/13	調査	大西	250	250	駐車場代 サン町田旭体育館駐車場(旭町3-20-60)08時57分~12時02分「打合せ」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・長時間 3時間05分の駐車	17-1	61	上中		ダンス大会視察のために自動車で移動した際の駐車場代である。大会開催場所の都合上、スポーツ施設であることにも理由がある。また、大会視察の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-133	04/23	調査	大西	200	200	駐車場代 サン町田旭体育館駐車場(旭町3-20-60)09時12分~12時01分「会議」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・長時間 約3時間の駐車	17-1	60	中左		旭町球場利用問題に関する会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、スポーツ施設であることにも理由がある。また、相談内容により所要時間が3時間程度となることも当然あり得る。		0
H15-134	07/19	調査	白川	100	100	駐車場代 町田市立総合体育館第2駐車場 09時49分~10時36分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・47分の駐車	17-1	87	中右		柔道大会に出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H15-135	11/13	調査	新井	200	200	駐車場代 町田市立総合体育館第2駐車場 18時10分~20時55分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間・長時間 2時間45分の駐車 ・ベスカドーラ町田のリーグ戦(第30節)の観戦である。 ・ベスカドーラ町田 2015シーズン 30節 19:00~ ・同日のタクシーH15-179と矛盾	17-1	74	上中	甲41	総合体育館をホームチームにしているASVベスカドーラ町田の試合に関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。試合の開催場所からしてスポーツ施設であることにも理由がある。また、試合の所要時間からすれば長時間ではない。また、かかる経費は新井議員が町田市の「みるスポーツの充実」政策の一環として行われた現地調査である。新井議員は、試合終了後にベスカドーラ町田のゼネラルマネージャーとも懇談を行って大型ビジョンの設置に関する要望を受けた。	200	
H15-136	08/15	調査	白川	200	200	駐車場代 TOMOパーキング(公園3-16-9)20時16分~20時29分「会議」とされている	・短時間14分の駐車 ・夜間	17-1	86	下左		公園公開後リテ市民から市への要望を聴取するために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて時間を調整するため、夜間であることにも理由がある。また、短時間で撮影が終了することもあり、短時間となることも当然あり得る。		0
H15-137	03/14	調査	新井	800	800	駐車場代 タイムズ鶴川駐車場 18時02分~20時34分「会議」とされている	・利用目的が不明(小田急鶴川駅前) ・長時間2時間32分の駐車 ・夜間	17-1	76	上中	21 P19	学友向上業をどのように広げることができるかに関する会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて時間を調整するため、夜間であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-138	08/30	調査	白川	500	500	駐車場代 神楽パーキング(鶴川駅前)09時11分~11時30分「会議」とされている	・利用目的が不明(小田急鶴川駅前) ・長時間2時間19分の駐車	17-1	83	中右	21 P19	防犯訓練に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。訓練やその後の会合等の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H15-139	07/22	調査	新井	200	200	駐車場代 ナビパーク玉川学園第1駐車場 13時55分~14時24分「現地調査」とされている	・利用目的が不明(小田急鶴川駅前) ・短時間29分の駐車	17-1	74	下左	21 P17	露から現地調査される現地の写真撮影のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査・写真撮影のみであったため、短時間であることにも理由がある。		0
H15-140	09/18	調査	大西	600	600	駐車場代 三井のリパーク駐車場 11時21分~12時58分「会議」とされるが、場所が不明である。	・利用目的不明(場所が不明)	17-1	60	上横		生涯学習センターの会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H15-141	10/31	調査	白川	300	300	駐車場代名わからず13時00分~13時55分「現地調査」とされるが、場所が不明。	・同上	17-1	87	上右		月1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H15-142	11/09	調査	白川	200	200	駐車場代 三井のリパーク 19時47分~20時27分「会議」とされている	・同上	17-1	85	上左		町田テニス協会からの相談取組のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H15-144	02/15	調査	大西	400	400	駐車場代 駐車場名不明 13時09分~14時23分「打合せ」とされている	・同上	17-1	62	中右		文化協会の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。	400	
H15-145	04/21	調査	大西	600	600	駐車場代 駐車場名不明 14時51分~17時49分「市民相談」とされている	・同上	17-1	65	下右		町田の明日の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-146	11/20	調査	大西	1,800	1,800	駐車場代 駐車場不明 09時14分～15時00分「市民相談」とされている	同上	17-1	66	右下		文化祭参加のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
合計				74,950										600
H16-61	01/04	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時38分～17時46分「打合せ」とされている	・市外 ・長時間 8時間08分の駐車	18-1	48	上右1-2	P32	拉致問題地方議員の会連席状況打ち合わせのため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-62	01/26	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 マルエツ長津田駅前店 駐車場 09時45分～19時07分「会議」とされている	・市外 ・長時間 9時間22分の駐車・夜間	18-1	74	上右	P32	地方議員の会情報交換会開催打合せのため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-63	05/04	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 09時16分～16時02分「研修」とされている	・市外 ・長時間 6時間46分の駐車	18-1	75	上中	P32	憲法改正報告研究会と打ち合わせのため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-64	07/08	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 長津田駅前コインパーキング 14時35分～19時35分「研究会」とされている	・市外 ・長時間 5時間の駐車 ・夜間	18-1	75	下左	P32	教科書採択問題研究会出席のため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-65	07/22	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 マルエツ長津田駅前店 駐車場 09時52分～17時11分「会議」とされている	・市外 ・長時間 7時間19分の駐車	18-1	75	中右	P32	同上		0
H16-66	08/05	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 マルエツ長津田駅前店 駐車場 10時24分～17時57分「会議」とされている	・市外 ・長時間 7時間33分の駐車	18-1	75	下中	P32	尖閣諸島問題情報交換会と会議である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。電車で移動するために利用した際の駐車場代		0
H16-67	08/26	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 マルエツ長津田駅前店 駐車場 10時04分～18時55分「研修会議」とされている	・市外 ・長時間 8時間51分の駐車	18-1	75	下右	P32	同上		0
H16-68	09/03	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 マルエツ長津田駅前店 駐車場 09時19分～18時18分「会議」とされている	・市外 ・長時間 8時間59分	18-1	73	上左	P32	教育を正す地方議員の会会連のため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-69	10/01	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 にこにこパーキング長津田第1駐車場 10時24分～21時16分「研究会」とされている	・市外・長時間 8時間52分 ・深夜	18-1	73	中中	P32	郡議会関係者と性教育についての研究会のため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-70	10/09	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 07時23分～17時53分「会議」とされている	・市外 ・長時間 10時間30分の駐車	18-1	73	上右	P32	同上		0
H16-71	10/23	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 にこにこパーキング長津田第2駐車場 08時37分～16時45分「研修会」とされている	・市外 ・長時間 8時間08分の駐車	18-1	73	中左	P32	各自自治体における共産党機関紙赤旗の購入、配布の実態の意見交換会のため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-72	11/23	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 マルエツ長津田駅前店 駐車場 09時47分～17時14分「研究会」とされている	・市外 ・長時間 7時間27分の駐車	18-1	73	下中	P32	LEBTの研究会出席のため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-73	12/02	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 マルエツ長津田駅前店 駐車場 09時17分～17時57分「研修会」とされている	・市外 ・長時間 8時間40分の駐車	18-1	73	中右	P32	教科書採択問題研究会出席のため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-74	12/13	調査	大西	1,300	1,300	駐車場代 長津田駅前コインパーキング 08時47分～20時49分「会議」とされている	・市外 ・長時間 12時間02分の駐車 ・朝から夜間まで	18-1	73	下右	P32	習近平日本訪問影響分析会連のため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-75	12/24	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 にこにこパーキング長津田第1駐車場 09時01分～21時49分「研究会」とされている	・市外 ・長時間 12時間48分の駐車 ・深夜	18-1	74	上中	P32	自治体の市政報告の在り方研究会のため、電車で移動するために利用した際の駐車場代である。移動時間や会連の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-76	01/31	調査	白川	700	700	Apark相模原駐車場(相模原市中央区相模原6-25-4)12時10分～15時16分「打合せ」とされている	・市外・長時間 3時間06分の駐車	18-1	71	中左		ホームページの市政の情報発信等に関する打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、市外であることにも理由がある。		0
H16-77	02/17	調査	白川	600	600	Apark相模原駐車場(相模原市中央区相模原6-25-4 14時08分～16時57分「打合せ」とされている	・市外 ・長時間2時間49分の駐車	18-1	65	下左		同上		0
H16-78	02/10	調査	白川	300	300	駐車場代 府中の森芸術劇場駐車場(府中市法蘭西1-2) 13時40分「会議」とされている	・遠方	18-1	63	中左1-2		地方議員が参加する議員研修会に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、遠方であることにも理由がある。		0
H16-79	04/06	調査	大西	400	400	駐車場代 国立せきやビル駐車場 12時58分～14時02分「打合せ」とされている	・遠方	18-1	49	上右		講演会の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、遠方であることにも理由がある。		0
H16-80	05/16	調査	大西	400	400	駐車場代 リパーク国立1丁目第2駐車場 10時26分～11時45分「打合せ」とされている	・遠方	18-1	49	上中1-1		年金組合の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、遠方であることにも理由がある。		0
H16-81	07/05	調査	新井	800	800	駐車場代 武蔵小山駐車場(東洋カーマックス株式会社14時21分～16時19分「会議」とされている	・遠方(東京都目黒区武蔵小山駅そば(品川区))	18-1	51	上右1-1		武蔵小山創業支援センターにて自治体が主催する創業支援についての会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、遠方であることにも理由がある。		0
H16-82	05/20	調査	大西	300	300	駐車場代 サイクルバイクパーク 湘野2 湘野2東部パーク 12時34分～13時45分「打合せ」とされている	・市外	18-1	49	上左1-2		打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、遠方であることにも理由がある。		0
H16-83	08/18	調査	大西	200	200	相模原駅前駐車場 11時35分～12時20分「打合せ」とされている	同上	18-1	48	上左1-2		団体の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、遠方であることにも理由がある。		0
H16-84	08/21	調査	白川	300	300	駐車場代 エイブルパーキング南台5丁目駐車場(相模原市南区南台5-9-4) 17時08分～17時58分「打合せ」とされている	同上	18-1	65	下中		相模原市連との意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、遠方であることにも理由がある。		0
H16-85	10/09	調査	白川	200	200	駐車場代 アイベック相模大野駅前第2駐車場 18時44分～18時52分「打合せ」とされている	・市外 ・短時間 8分の駐車	18-1	65	下右		地方議員との面談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、市外や商業街であることにも理由がある。また、資料の受け渡しのみであったり経路の内容が短いこともあり、短時間となることも当然あり得る。		0
H16-86	09/19	調査	白川	200	200	駐車場代 マルイ駐車場(原町田6-1-6)13時54分～14時22分 28分「打合せ」とされている	・商業街 ・短時間 28分の駐車	18-1	64	上右		同上		0
H16-87	05/30	調査	白川	200	200	駐車場代 マルイ駐車場 15時49分～16時14分「会議」とされている	・商業街 ・短時間25分の駐車	18-1	72	中左		同上		0
H16-88	11/02	調査	大西	900	900	駐車場代 ダイイチパーク町田駐車場(原町田6-21)13時51分～15時54分「打合せ」とされている	・商業街 ・長時間 2時間3分の駐車	18-1	49	上左	P8-P9(ピンク24)	しるる憲法の会のために自動車で移動した際の駐車場代である。会の所要時間を考えれば長時間ではない。		0

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シードNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H16-89	01/06	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F (原町田6-26) 10時59分～11時54分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	67	上左 1 3	21 P8-P9(ピンク91)	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-90	01/14	調査	白川	900	900	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 20時28分～23時25分(打合せ)とされている	・繁華街 ・深夜 ・長時間 約3時間の駐車	18-1	67	中左 1 1	21 P8-P9(ピンク91)	新年会に参加し、その後、市政のごとで相談したいとの問い合わせがあったため話を聴取するために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や深夜であることにも理由がある。また、両予定の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-91	01/31	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 10時22分～11時09分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	63	上左 1 1	21 P8-P9(ピンク91)	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-92	02/12	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 09時55分～10時42分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	63	上左 1 2	21 P8-P9(ピンク91)	月1回行っている市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-93	02/23	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 10時03分～11時01分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	62	上左 1 2	21 P8-P9(ピンク91)	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-94	03/10	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 20時44分～21時31分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	62	中左	21 P8-P9(ピンク91)	市民に質疑の報告をするために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-95	03/12	調査	白川	400	400	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 09時57分～11時06分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	62	上左	21 P8-P9(ピンク91)	月1回行っている市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-96	03/14	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 16時05分～17時41分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	67	中左	21 P8-P9(ピンク91)	市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-97	04/21	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 15時59分～17時22分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	63	中左 1 1	21 P8-P9(ピンク91)	同上		0
H16-98	04/26	調査	白川	200	200	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 15時09分～15時48分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	62	中左 1 1	21 P8-P9(ピンク91)	同上		0
H16-99	05/16	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 12時03分～13時26分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	67	上左	21 P8-P9(ピンク91)	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-100	06/11	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 09時03分～10時02分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	63	上左	21 P8-P9(ピンク91)	同上		0
H16-101	07/04	調査	白川	400	400	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 10時01分～11時09分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	62	中左 1 1	21 P8-P9(ピンク91)	同上		0
H16-102	08/16	調査	白川	400	400	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 13時00分～14時08分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	63	上左 1 1	21 P8-P9(ピンク91)	同上		0
H16-103	09/10	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 11時01分～12時01分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	67	上左 1 1	21 P8-P9(ピンク91)	同上		0
H16-104	10/09	調査	白川	900	900	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 09時54分～12時49分(打合せ)とされている	・繁華街 ・長時間 2時間55分の駐車	18-1	62	上左 1 3	21 P8-P9(ピンク91)	月1回行っている市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-105	10/19	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 11時00分～11時57分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	62	中左 1 3	21 P8-P9(ピンク91)	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-106	10/19	調査	白川	700	700	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 13時58分～16時06分(打合せ)とされている	・繁華街 ・長時間 2時間8分の駐車	18-1	67	上左 1 2	21 P8-P9(ピンク91)	市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-107	11/15	調査	白川	400	400	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 09時59分～11時18分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	67	中左 1 2	21 P8-P9(ピンク91)	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-108	12/11	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 09時54分～11時20分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	67	中左 1 3	21 P8-P9(ピンク91)	月1回行っている市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-109	12/11	調査	白川	300	300	駐車場代 タイムズ原町田6丁目 駐車場1F 17時03分～18時00分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	62	上左 1 1	21 P8-P9(ピンク91)	月約1回行っている子育て意見交換会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の予定に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-110	02/23	調査	白川	100	100	駐車場代 原町田第4駐車場(原町田4-17-2) 19時31分～19時46分(会議)とされている	・繁華街 ・短時間 15分の駐車	18-1	72	中右	原町田4丁目	経営者の会議に出席しするために自動車で移動した際の駐車場代である。会議場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、出しのみであったため、短時間であることも当然である。		0
H16-111	02/27	調査	新井	200	200	駐車場代 TP原町田57駐車場(原町田6-22 15時53分～16時59分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間 6分の駐車	18-1	68	中	21 P8-P9(ピンク91)	器物損壊の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所の都合上、繁華街や短時間であることにも理由がある。また、他の予定との関係から夜間となったことも当然あり得る。		0
H16-112	07/01	調査	大西	1,600	1,600	駐車場代 原町田4丁目第一駐車場(原町田4-7-11)09時46分～19時03分「打合せ」とされている	・繁華街 ・夜間 ・長時間 9時間17分の駐車	18-1	48	上左	21 P8-P9(赤78)	文化協会の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や夜間であることにも理由がある。		0
H16-113	08/27	調査	白川	1,100	1,100	駐車場代 原町田1丁目第一駐車場19時26分～22時52分「(会合)とされている。	・繁華街 ・長時間 3時間36分の駐車 ・深夜 (白川議員が認める、高校同窓会組織の会議への参加)	18-1	72	下右	21 P8-P9(紫15)甲65	高校同窓会組織の集まりに参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。集まりの場所や時間等の都合上、繁華街や深夜であることにも理由がある。また、集まりの所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-114	02/19	調査	白川	300	300	駐車場代 原町田1丁目第一駐車場 13時28分～14時19分「打合せ」とされている	・繁華街 ・茶室への参加	18-1	71	上中	21 P8-P9(紫15)甲217-3	町田茶室に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-115	05/14	調査	白川	400	400	駐車場代 原町田1丁目第一駐車場(原町田4-7-11) 09時51分～10時58分「打合せ」とされている	・繁華街	18-1	64	下中	21 P8-P9(紫15)	町田市表彰式に来賓として出席するために自動車で移動した際の駐車場代である。式の開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-116	05/29	調査	白川	300	300	駐車場代 原町田1丁目第一駐車場 14時10分～16時09分(打合せ)とされている	・繁華街	18-1	71	上右	21 P8-P9(紫15)	町田ターミナルへ市民面談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-117	06/19	調査	白川	500	500	駐車場代 原町田1丁目第一駐車場 14時48分～16時19分(打合せ)とされている	・繁華街 ・茶室への参加	18-1	65	上中	21 P8-P9(紫15)甲214-2	町田茶室に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。文化協会加盟団体の活動への参加は、市の支援を得る機会のための調査研究活動である。		0

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	原簿番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H16-118	09/21	調査	新井	200	200	駐車場代 原町田第一駐車場(原町田5丁目3) 11時19分~11時25分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間 12分の駐車	18-1	69	下中	21 P 8-P9(黄緑8)	公園のベンチの老朽化の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査事項や内容からすれば繁華街、短時間であることにも理由がある。		0
H16-119	12/21	調査	新井	200	200	駐車場代 TP原町田57駐車場(原町田6-22) 16時45分~17時04分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間 18分の駐車	18-1	68	上中	21 P8-P9(ピンク)	植物損壊の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所や調査内容から繁華街や短時間であることにも理由がある。		0
H16-120	07/29	調査	新井	200	200	駐車場代 TP原町田57駐車場 09時58分~10時27分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間 29分の駐車	18-1	69	上右	21 P8-P9(ピンク)	不法投棄現場の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査場所や調査内容から繁華街や短時間であることにも理由がある。		0
H16-121	01/24	調査	白川	400	400	駐車場代 FP第2駐車場 原町田6-17 20時52分~21時33分「会議」とされている	・繁華街 ・深夜	18-1	70	中左	21 P8-P9(ピンク)	市内の会社経営者の会派に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や深夜であることにも理由がある。		0
H16-122	01/31	調査	白川	800	800	駐車場代 ショウパーク町田駅前駐車場 原町田3丁目3-24 15時31分~17時11分「打合せ」とされている	・繁華街	18-1	70	下中	21 P8-P9(青89)	多摩都市モノレール延伸の集金に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-123	02/23	調査	新井	150	150	駐車場代 まちだターミナル駐輪場(原町田3丁目1-4)「現地調査」とされている	・繁華街 ・時間なし	18-1	68	中左	21 P8-P9(青44)	植物損壊の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査内容によれば繁華街であることにも理由がある。		0
H16-124	04/17	調査	白川	400	400	駐車場代 まちだターミナルパーキング(原町田3丁目1-4) 10時35分~11時15分「打合せ」とされている	・繁華街	18-1	65	上左	21 P8-P9(青44)	町田茶道会に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-125	07/17	調査	白川	400	400	駐車場代 まちだターミナルパーキング(原町田3丁目1-4) 10時56分~11時59分「会議」とされている	・繁華街 ・茶道会の茶会への参加。	18-1	72	上左	21 P8-P9(青44) 甲217-2	同上		0
H16-126	12/11	調査	白川	200	200	駐車場代 まちだターミナルパーキング(原町田3丁目1-4) 11時24分~11時52分「会議」とされている	・繁華街 ・短時間 28分の駐車 ・茶道会の茶会への参加。	18-1	72	上中	21 P8-P9(青44)	同上		0
H16-127	03/29	調査	白川	250	250	駐車場代 S・Bコインパーキング(ソフトバンク町田駅前店) 原町田6-14-13) 12時11分~13時02分「打合せ」とされている	・繁華街	18-1	66	上左	原町田6丁目	市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-128	06/12	調査	白川	400	400	駐車場代 FP第7駐車場(原町田6-20) 14時22分~15時21分「会議」とされている	・繁華街	18-1	72	下左	21 P8-P9(ピンク)	月1回行っている市民との情報交換のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-129	08/09	調査	白川	600	600	駐車場代 FP第7駐車場(原町田6-20) 12時57分~14時06分「打合せ」とされている	・繁華街	18-1	63	下左	21 P8-P9(ピンク)	同上		0
H16-130	08/21	調査	白川	900	900	駐車場代 ぼっぼ町田パーキング(原町田4-10-20) 16時28分~18時36分 打合せとされている	・繁華街 ・長時間約2時間の駐車	18-1	64	中	21 P8-P9(赤28)	市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-131	09/21	調査	新井	400	400	駐車場代 ぼっぼ町田パーキング(原町田4-10-20) 11時51分~12時38分「現地調査」とされている	・繁華街	18-1	69	下左	21 P8-P9(赤28)	仲見世商店街内の臭気の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査内容によれば繁華街であることにも理由がある。		0
H16-132	02/02	調査	大西	200	200	駐車場代 ぼっぼ町田パーキング(原町田4-10-20) 13時11分~13時29分「打合せ」とされている	・繁華街 ・短時間 18分の駐車	18-1	47	上左1 上左2	21 P8-P9(赤28)	資料受け取りのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、資料受領のみであったことから短時間であることにも理由がある。		0
H16-133	03/27	調査	白川	1,500	1,500	駐車場代 ぼっぼ町田パーキング(原町田4-10-20) 19時25分~23時05分「会合」とされている	・繁華街 ・長時間3時間40分の駐車・深夜	18-1	72	上右	21 P8-P9(赤28)	働き会連所・法人会、青年会連所での集まり等に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、複数の集まりに参加する所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-134	01/10	調査	白川	800	800	駐車場代 原町田3丁目第一駐車場(原町田3-3-8) バイク駐車場(19時31分~20時44分「打合せ」とされている)	・繁華街 ・夜間 ・東京土産一般労働町支部の「新春旗びらき」への参加である。(情報誌 議会活動状況)	18-1	64	上左	21 P8-P9(青34) 甲132 甲211・三遊亭議員 ブログ	東京土産の会の参加及び市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所や開催時間の都合上、繁華街や夜間であることにも理由がある。旗びらきは多数の参加者が集まり意見や情報の交換を行う場であり、酒宴を伴うことにより政務活動であることには認定されない。		0
H16-135	05/09	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 原町田3丁目第一駐車場(原町田3-3-8) バイク駐車場 19時02分~20時46分「会議」とされている	・繁華街 ・夜間	18-1	75	中左	21 P8-P9(青34)	市政の在り方会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。会議場所や参加者の都合上、繁華街や夜間であることにも理由がある。		0
H16-136	12/17	調査	大西	3,000	3,000	駐車場代 原町田3丁目第一駐車場(原町田3-3-8) バイク駐車場 12時40分~17時32分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間4時間52分の駐車	18-1	74	上左	21 P8-P9(青34)	憲法学習会の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。参加者の都合上、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-137	04/27	調査	大西	900	900	駐車場代 アイベック原町田3丁目第2駐車場18台駐車可(原町田3丁目7) 10時01分~11時43分「会議」とされている	・繁華街	18-1	75	上左	21 P8-P9(青33)	文字会会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-138	02/21	調査	大西	900	900	駐車場代 TP原町田58駐車場(市原町田6-23) 16台駐車可(1番車室から5番車室までセブンイレブン専用) 17時29分~20時19分「市民との打合せ」とされている	・繁華街 ・夜間	18-1	47	上中1 上中2	21 P8-P9(ピンク)	教育を考える会の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。参加者の都合上、繁華街や夜間であることにも理由がある。		0
H16-139	03/15	調査	白川	500	500	駐車場代 原町田第19駐車場(原町田4-18-1) 19時50分~21時32分「会合」とされている	・繁華街 ・深夜 ・町田青年会議所の活動への参加である。「町田青年会議所」「所属委員会主催の例会で司会をしました」	18-1	63	下中	21 P8-P9(赤)	町田市の防災減災に関する打合せのために自動車で移動した際の駐車場代である。イベント開催場所や時間の都合上、繁華街や深夜であることにも理由がある。かかる打合せは、今後の町田市の防災減災のために取り組むべき課題を見出すためのもので、政務活動に伴う支出である。		0
H16-140	03/19	調査	大西	300	300	駐車場代 原町田第18駐車場(原町田4丁目6) 11時32分~13時28分「打合せ」とされている	・繁華街 ・長時間 約2時間の駐車	18-1	49	上中		同上		0
H16-141	07/17	調査	大西	300	300	駐車場代 原町田4丁目第一駐車場(原町田4-7-11) 10時55分~11時52分「打合せ」とされている	・繁華街	18-1	48	上右	21P 8-9(赤78)	文化協会の会議のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-142	05/25	調査	大西	1,600	1,600	駐車場代 原町田4丁目第一駐車場(原町田4-7-11) 08時54分~10時11分「打合せ」とされている	・繁華街 ・長時間 9時間17分の駐車	18-1	49	上右1 上右2	21P 8-9(赤78)	同上		0
H16-143	01/27	調査	白川	1,000	1,000	駐車場代 ワンデーパーク原町田第1駐車場(原町田6-1-21) 10時40分~22時58分「会合」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間18分の駐車 ・深夜 ・(白川議員が認める、高校同窓会組織の会議への参加)	18-1	71	上左	21P 8-9(ピンク) 甲65(白川議員 ブログ)	市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や深夜であることにも理由がある。また、相談内容により所要時間が3時間程度となることも当然あり得る。		0

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H16-144	07/12	調査	大西	500	500	駐車場代 ワンダーパーク原町第2駐車場 18時07分～19時21分「打合せ」とされている	・繁華街 ・夜間	18-1	48	上中	21P 8-9(ピンク25)	権限施設に関する打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や深夜であることにも理由がある。		0
H16-145	08/12	調査	大西	1,200	1,200	駐車場代 ワンダーパーク原町第2駐車場 08時32分～11時19分「打合せ」とされている	・繁華街	18-1	48	上中1	21P 8-9(ピンク25)	教育委員会の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-146	08/30	調査	大西	1,100	1,100	駐車場代 ワンダーパーク原町第2駐車場 08時41分～11時23分「打合せ」とされている	・繁華街	18-1	48	上中1	21P 8-9(ピンク25)	慰安施設に関する打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-147	11/16	調査	大西	900	900	駐車場代 ワンダーパーク原町第2駐車場 10時00分～12時07分「打合せ」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間7分の駐車	18-1	49	上左1	21P 8-9(ピンク25)	しるしの憲法の会のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、会の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-148	09/18	調査	大西	300	300	駐車場代 原町第18駐車場(原町4-6) 09時33分～11時11分「打合せ」とされている	・繁華街 ・香道展の鑑賞	18-1	48	上右1	原町4丁目甲214-2・香道展	文化協会の会場のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。文化協会加盟団体の活動への参加は、市の支援を得る機会のための重要活動である。		0
H16-149	10/13	調査	白川	600	600	駐車場代 平野屋第3駐車場(原町3-3-26) 19時27分～21時25分「金合」とされている	・繁華街 ・深夜	18-1	63	中左1	21P 8-9(青35)	町田を盛り上げることをテーマにした講演のために自動車で移動した際の駐車場代である。講演場所や時間の都合上、繁華街や深夜であることにも理由がある。		0
H16-150	10/22	調査	大西	600	600	駐車場代 タマパーク原町第18駐車場(原町4-6) 13時03分～16時58分「市民との打合せ」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間55分の駐車	18-1	47	上中1	原町4丁目	文化協会の会場のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-151	11/04	調査	白川	500	500	駐車場代 タマパーク原町第55駐車場(原町4-12-13)20時01分～21時30分「会議」とされている	・繁華街 ・深夜	18-1	72	下中	原町4丁目	町田法人会の会議に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や深夜であることにも理由がある。		0
H16-152	10/24	調査	新井	200	200	駐車場代 タイムズ町田シバヒロ駐車場(中町1-20)15時52分～16時18分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間 20分の駐車	18-1	69	下右	21P 8-9(黄1)	シバヒロの芝の状態の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。現地調査の内容から短時間となることも当然あり得る。		0
H16-153	11/05	調査	白川	200	200	駐車場代 タイムズ町田シバヒロ駐車場(中町1-20)14時39分～15時05分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間26分の駐車 ・同上	18-1	70	上右	21P 8-9(黄1)	キラリまち祭に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催場所の都合上、繁華街や深夜であることにも理由がある。また、視察や挨拶のみで所要時間が短時間となることも当然あり得る。		0
H16-154	01/30	調査	新井	200	200	駐車場代 NPC24H 町田中町駐車場(中町1-12-18)15時37分～16時21分「現地調査」とされている	・繁華街	18-1	68	上右	21P 8-9(黄●)	中央学童保育クラブの現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。調査対象の場所からして繁華街であることにも理由がある。		0
H16-155	03/19	調査	新井	400	400	駐車場代 NPC24H 町田中町駐車場(中町1-12-18)12時43分～14時22分「現地調査」とされている	・繁華街	18-1	68	中右	21P 8-9(黄●)	建物損壊の相談を受けて現地調査を行うために自動車で移動した際の駐車場代である。調査対象の場所からして繁華街であることにも理由がある。		0
H16-156	07/25	調査	新井	100	100	駐車場代 NPC24H 町田中町駐車場(中町1-12-18)14時22分～14時36分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間14分の駐車	18-1	69	上中	21P 8-9(黄●)	建物損壊の相談を受けて現地調査を行うために自動車で移動した際の駐車場代である。調査対象の場所からして繁華街であることにも理由がある。また、調査内容により短時間で終了することも当然あり得る。		0
H16-157	01/08	調査	大西	200	200	駐車場代 TP中町第15駐車場(中町3-4) 08時49分～10時38分「市民との打合せ」とされている	・繁華街 平成29年町田市消防団出初式(会場:町田市立町田第一小学校中町1-20-30)	18-1	47	上右	甲126	資料受け取りのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。		0
H16-158	01/29	調査	大西	800	800	駐車場代 TP中町第15駐車場(中町3-4) 11時34分～12時23分「市民との打合せ」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間49分の駐車	18-1	47	上左1		文化協会の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、繁華街であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-159	01/14	調査	白川	400	400	駐車場代 TP中町第10駐車場(中町1丁目12-31)10時39分～11時43分「打合せ」とされている	・繁華街	18-1	71	下右		フラッグツアー(町田市のイベント)に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。イベント開催場所の都合上、繁華街や深夜であることにも理由がある。		0
H16-160	02/27	調査	白川	900	900	駐車場代 タイムズ町田栄通り駐車場(中町1-4)16時52分～20時54分「打合せ」とされている	・繁華街 ・長時間 4時間02分の駐車 ・夜間	18-1	64	上中	21P 8-9(黄45)	町田法人会の打ち合わせに参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、繁華街や深夜であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-161	03/19	調査	白川	600	600	駐車場代 テクニカルパーク町田中町駐車場 12時15分～16時19分「打合せ」とされている	長時間 約4時間の駐車(白川議員が認める、高校同窓会組織の会議への参加)	18-1	64	中左	甲65	同窓会の会合に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。会場の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-162	04/28	調査	新井	400	400	駐車場代 TP中町第8駐車場(中町2-2) 13時30分～14時20分「現地調査」とされている	利用目的が不明(町田街道にそって、商店、オフィスビル、住宅の混在する一角)	18-1	69	上左		横断歩道が狭くなっていることに関する現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。		0
H16-163	07/17	調査	白川	100	100	駐車場代 サイクルタイムズ町田栄通り駐車場(中町1-4) 17時04分～20時08分「会議」とされている	・長時間 3時間04分の駐車 ・夜間	18-1	70	中	21P 8-9(黄45)	市民との打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、夜間であることにも理由がある。また、打ち合わせ内容により所要時間が3時間程度となることも当然あり得る。		0
H16-164	08/05	調査	白川	100	100	駐車場代 サイクルタイムズ町田栄通り駐車場(中町1-4) 17時57分～21時10分「会議」とされている	・長時間 3時間13分の駐車 ・深夜	18-1	70	上中	21 P8-P9(黄45)	町田法人会の打ち合わせに参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所や時間を調整するため、深夜であることにも理由がある。また、会議の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-165	10/23	調査	白川	600	600	駐車場代 タイムズ町田中町4丁目駐車場 12時53分～16時30分「打合せ」とされている	・長時間 3時間37分の駐車(白川議員が認める、高校同窓会組織の会議への参加)	18-1	64	上右1	甲65	同窓会の会合に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。会場の所要時間を考えれば長時間ではない。		0
H16-166	09/03	調査	白川	600	600	駐車場代 タイムズ町田中町4丁目駐車場 中町4-13 09時01分～14時39分「打合せ」とされている	・長時間 5時間38分の駐車(白川議員が認める、高校同窓会組織の会議への参加)	18-1	64	上右1	甲65	同上		0

支出番号	支出日	支出目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	返金額(円)	シートNo	位置	収受書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H16-167	09/13	調査	白川	500	500	駐車場代 タイムズ前田栄通り駐車場 中町1-40 18時31分～20時40分「会議」とされている	・長時間2時間9分の駐車 ・夜間 ・商工会議所の新入会員交流会への参加である。(商工会議所ニュースV.01.247)	18-1	70	上左	甲133	町田商工会議所の会館に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。開催時間の都合上、夜間でも理由がある。会館の所要時間を考えれば長時間ではない。地域の職工業者が集まる会館への参加であり、地域の職工業者と意見や情報交換するためのもので、地域経済の市政の発展や市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動のための支出である。	0	
H16-168	09/04	調査	新井	100	100	駐車場代 町田中央公園駐車場 旭町3-20-60「現地調査」とされている	・時間記録なし ・スポーツ施設の私的利用	18-1	69	中		軟式野球大会開会式の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。	0	
H16-169	03/26	調査	新井	100	100	駐車場代 町田中央公園駐車場 (ギオン) 時間記録なし	・時間記録なし ・スポーツ施設の私的利用	18-1	68	下		少年野球大会開会式の現地調査のために自動車で移動した際の駐車場代である。	0	
H16-170	01/06	調査	大西	1,080	1,080	駐車場代 いちのや駐車場 (森野1-21-14) 11時05分～15時44分「市民との打合せ」とされている	・営業街 ・長時間 4時間39分の駐車	18-1	47	上左		文化協会の会館のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、営業街であることにも理由がある。また、会館の所要時間を考えれば長時間ではない。	0	
H16-171	09/14	調査	大西	1,080	1,080	駐車場代 いちのや駐車場 (森野1-21-14) 10時49分～15時51分1800円 E 1枚・720円「打合せ」とされている	・営業街 ・長時間 5時間03分の駐車 ・フェスタ町田というイベントは平成28年9月10日及び11日に開催されたものであり、駐車がされた同日14日にその打合せがされたとは考えられない。	18-1	48	上中1/3	甲51(タウンニュース町田)	フェスタ町田の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、営業街であることにも理由がある。また、打ち合わせの所要時間を考えれば長時間ではない。	0	
H16-172	09/17	調査	白川	150	150	駐車場代 タマパーク森野駐車場 (森野1-19-7) 13時17分～13時25分「打合せ」とされている	・営業街 ・短時間 8分の駐車	18-1	66	上右	21 P8-P9(幹40)	市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、営業街であることにも理由がある。また、資料の受け渡しのみであったり話の内容が短いため、短時間となることも当然あり得る。	0	
H16-173	11/15	調査	白川	100	100	駐車場代 SK森野パーキング (森野1-14) 11時23分～11時41分「打ち合せ」とされている	・営業街・短時間 18分の駐車	18-1	71	中右		同上	0	
H16-174	08/20	調査	白川	400	400	駐車場代 SK森野パーキング (森野1-14) 10時48分～11時49分「会議」とされている	・営業街	18-1	72	中		市民相談のために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、営業街であることにも理由がある。	0	
H16-175	11/28	調査	大西	600	600	駐車場代 大雄駐車場 (森野1-17-2)「市民との打合せ」とされている	・営業街・時間なし 小田急百貨店・町田店の駐車場	18-1	50	上左		同上	0	
H16-176	05/24	調査	大西	1,300	1,300	駐車場代 TP玉川学園駐車場 14時15分～16時22分「会議」とされている	・小田急線 玉川学園駅前・同日、同じ駐車場に、ほぼ同時時間帯で駐車H16-177、H16-178と矛盾	18-1	75	上右	21P 17	明日の日本を考える会町田会館のために自動車で移動した際の駐車場代である。保守連合所属の複数議員が別々の自動車を持っており、同時時間帯の使用であることは当然である。	1,300	
H16-177	05/24	調査	大西	400	400	駐車場代 TP玉川学園駐車場 15時35分～16時11分「打ち合せ」とされている	・同上	18-1	49	上中1/上右1	21P 17	同上	400	
H16-178	05/24	調査	大西	300	300	駐車場代 TP玉川学園駐車場 15時47分～16時08分打ち合せ」とされている	・同上	18-1	49	上中1/上右1	21P 17	同上	0	
H16-179	11/05	調査	新井	200	200	駐車場代 ナビパーク玉川学園第1駐車場 13時16分～13時22分「現地調査」とされている	・利用目的が不明(小田急線 玉川学園駅前) ・短時間 6分の駐車	18-1	68	上左	21P 17	位置指定道路にかかる住宅の現地調査及び写真撮影のために自動車で移動した際の駐車場代である。撮影のみであったため、短時間となることも当然である。	0	
H16-180	10/16	調査	大西	600	600	駐車場代 市立総合体育館第1駐車場 08時12分～15時19分「研修会」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・長時間 約3時間の駐車	18-1	73	上中		ダンス協会の研修会のために自動車で移動した際の駐車場代である。会の所要時間を考えれば長時間ではない。	0	
H16-181	07/17	調査	白川	100	100	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 09時58分～10時48分「打ち合せ」とされている	・スポーツ施設の私的利用	18-1	65	中右		茶室として茶室大会に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。	0	
H16-182	09/09	調査	白川	200	200	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 17時59分～20時45分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間、長時間 2時間46分の駐車 ・白川議員ダンス観覧会参加	18-1	65	上右	甲42-1(本人ブログ)	町田ダンス協会の会館に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。会館の開催時間の都合上、夜間であることにも理由がある。また、会館の所要時間を考えれば長時間ではない。	200	
H16-183	09/16	調査	白川	100	100	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 18時11分～19時43分「打ち合せ」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間	18-1	64	下左	甲42-2	同上	100	
H16-184	09/30	調査	白川	150	150	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 18時24分～20時49分「打ち合せ」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間、長時間 2時間25分の駐車	18-1	64	上右1	甲42-1(本人ブログ)	同上	150	
H16-185	10/14	調査	白川	100	100	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 18時35分～19時39分「打ち合せ」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間	18-1	66	上中	甲42-1(本人ブログ)	同上	100	
H16-186	10/28	調査	白川	150	150	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 18時22分～20時51分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間、長時間 2時間29分の駐車	18-1	71	下中	甲42-1(本人ブログ)	同上	150	
H16-187	11/04	調査	白川	100	100	駐車場代 町田市立総合体育館第1駐車場 18時29分～19時52分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・夜間	18-1	65	中左	甲42-1(本人ブログ)	同上	100	
H16-188	12/04	調査	大西	500	500	駐車場代 市立総合体育館第1駐車場 11時23分～17時12分「研修会」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・長時間 5時間49分の駐車	18-1	73	下左		ダンス協会チャリティ研修会のために自動車で移動した際の駐車場代である。研修会の所要時間を考えれば長時間ではない。	0	
H16-189	05/07	調査	白川	900	900	駐車場代 マイパーキング成瀬湖 駐車場 16時51分～19時45分「打ち合せ」とされている	・長時間2時間54分の駐車 ・夜間 ・青年会館所主催の「わんぱく相撲町田場所」開催。ただし、開催時間は変更。	18-1	71	中	甲46	総合体育館でのわんぱく相撲に参加するために自動車で移動した際の駐車場代である。大会の所要時間や開催時間を考えれば長時間ではない。夜間であることにも理由がある。	0	
H16-190	06/11	調査	大西	1,000	1,000	駐車場代 パークつくし野駐車場 12時55分～19時26分「会議」とされている	・長時間駐車 6時間31分の駐車 ・夜間	18-1	75	中		教育を正す地方議員の会の会館のために自動車で移動した際の駐車場代である。会館の所要時間を考えれば長時間ではない。また、開催時間の都合上、夜間であることにも理由がある。	0	
H16-191	06/22	調査	大西	3,800	3,800	駐車場代 パークつくし野駐車場 11時50分～18時47分「打ち合せ」とされている	・長時間駐車 6時間57分の駐車	18-1	49	上左1		同上	0	
H16-192	04/02	調査	白川	100	100	駐車場代 町田市立室内プール駐車場 14時40分～15時49分「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 ・目的、内容、根拠がなく、事実として「調査」がなされたばかりで疑わしい	18-1	70	下左		さくらまつりにおいて市民と情報交換をするために自動車で移動した際の駐車場代である。	0	
H16-193	07/27	調査	大西	600	600	駐車場代 カノープス鶴川駅前駐車場 15時28分～17時16分「打ち合せ」とされる。	・利用目的不明(鶴川駅前徒歩5分、打ち合わせに連した場所はない。)	18-1	48	上左1/1	21 P19	市民との打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整する。会話のできる場所であればどこであっても打ち合わせは可能である。	0	
H16-194	01/07	調査	大西	600	600	駐車場代 ザ・パーク鶴川駐車場 (鶴川駅前) 12時42分～15時06分「市民との打合せ」とされる。	・利用目的不明(鶴川駅前徒歩4分、打ち合わせに連した場所はない。) ・長時間 54分の駐車 ・市民研修大会への参加、研修大会の様子を撮った参加者のブログに大西議員の名もある。	18-1	47	上中	21 P19 甲214-2	同上	0	
H16-195	01/08	調査	大西	600	600	駐車場代 アイベック鶴川第1駐車場 14時05分～14時59分「市民打合せ」とされる。	・利用目的不明(鶴川駅前徒歩5分、打ち合わせに連した場所はない。) ・長時間 54分の駐車 ・市民研修大会への参加、研修大会の様子を撮った参加者のブログに大西議員の名もある。	18-1	47	上右1/1	21 P19 甲214-2 甲218	市民研修大会の打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整する。会話のできる場所であればどこであっても打ち合わせは可能である。文化協会加盟団体の活動への参加は、市の支援を得る働きかけのための調査活動である。	0	
H16-196	07/18	調査	白川	600	600	駐車場代 TP園の台地駐車場 18時25分～20時28分「打ち合せ」とされている	・長時間 2時間03分の駐車 ・夜間	18-1	65	中		議員の自宅からの打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代である。先方の都合に合わせて場所を調整するため、夜間であることにも理由がある。また、打ち合わせの所要時間を考えれば長時間ではない。	0	
合計額				81,610										2,500

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-321	08/23	研修	吉田	1,800	1,800	第31回市民向けのセミナー「戦時中に作られた珍しい映像作品を見る」施設使用料(保守連合吉田つとむ事務所主催)	・市民向けのセミナーであり、会派の政務活動費ではない。	17-2	91, 92	91上左, 91上中, 91上右, 91中左, 92			①この講演は、市民に歴史文化を学ぶ機会を作るとともに、会派議員たる補助参加人吉田勉が参加し、市民の文化に対する意見や認識を収集することを目的としていた。町田市では文化芸術活動の振興を旨としており(丙B)、市民への歴史・文化の継承は重要課題である。会派議員と市民との直接的な意見交換・意見交流は、市政の問題点や解決方法を発見し、市政への適切な反映を図る重要な会派活動である。 ②主催について「吉田つとむ事務所」との表記はあっても、「後援会活動は別スタイル」の付記、「町田市議会議員 保守連合」の署名も付されておらず、会派性は顕われない。	0
H15-322	02/28	研修	吉田	600	600	第32回市民向けのセミナー「平成28年度市議会開催について、他」施設使用料(保守連合吉田つとむ事務所主催)	・同上	17-2	91, 93	91下左, 91下中, 91下右			①このセミナーは、議会における主たるテーマや予算案についての見直し等を市民に説明するとともに、議会における会派の発言に生かすため、参加者の意見を求め、協議するために開催されたものである。したがって会派活動との関連性は密接である。 ②「吉田つとむ(保守連合)」との会派名が明記されているが、会派活動であることが明らかである。	0
H15-323	06/23	研修	新井	10,000	10,000	ぞっこん町田98' サポーターズクラブ 年会費	・市民団体、「よさこいチーム・ぞっこん町田」の年会費であり、年会費は団体に所属する個人が当該団体との関係を維持するために支出することを要する費用である。上記団体は、よさこい踊りを行うチームをサポートするためのものであり、政務活動としての支出ではない。	17-2	94		甲75	ぞっこん町田'98は、踊り会費は、まちづくりに携わる団体の支援会の構成員として、まちづくりを進める市民の市政参画を学ぶための経費であり、研修・研究費として使途基準に沿った違法な支出である。	10,000	
合計額				12,400										10,000
H16-336	05/24	研修	新井	10,000	10,000	ぞっこん町田98' サポーターズクラブ 年会費	・同上	18-2	102	中	甲75	ぞっこん町田'98は、踊りを中心とする祭りの開催を通してまちづくりに携わる組織で、町田の秋の4大祭りの1つである「キラリ町田祭」において、全国からよさこいの団体を招き、多くの観客を呼び寄せる町田の中心的組織のひとつである。サポーターズクラブは、同組織の支援のための会であり、新井よしなお自身は、「ぞっこん町田'98」の会員ではない。会費は、まちづくりに携わる団体の支援会の構成員として、まちづくりを進める市民の市政参画を学ぶための支出であり、市民の声を市政に反映させるために必要な経費である。	10,000	
H16-337	10/31	研修	新井	50,324	50,324	希望の壁への参加費(政治団体 都民ファーストの会 主催)	・一政治団体が主催する研修への参加費であり、この研修への参加自体が政治活動としての意味を持つから、この支出は政務活動費として研修費に該当しない。	18-2	105 ~ 108			都民ファーストの会主催の勉強会に参加費を支払い、市政に活かすために勉強してきたものであり、まさに促進基準や運用指針が想定する研修費である。	0	
合計額				60,324										10,000
H17-1	05/18	研修	吉田	6,000	6,000	講師 宿治代(宿治先 ラポール千寿園)	・市民向けのセミナーであり、会派の政務活動費ではない。	19-2	49	上			①この時のセミナーのテーマは、「地場産業・商店街の繁盛店づくり」である。町田市、町田市議会では、商店街の活性化は重要課題の一つであり(丙B)、かねてから補助参加人吉田勉は議会での問題提起を行っており、さらに商店街の持続可能性等の課題研究に取り組むため本セミナーを開催した。これは市政における会派の意見・提案を練り上げるために実施されたものであって、会派の政務活動である。 ②主催は「町田市議会議員 保守連合会派 吉田つとむ事務所」として会派活動であることが明記されている。	0
H17-2	06/01	研修	吉田	77,000	77,000	セミナー講師謝金、交通費(税込)(吉田つとむ事務所あての領収書)	・同上	19-2	49	中			同上	0
H17-3	06/01	研修	吉田	5,500	5,500	施設使用料(町田市民フォーラム)	・同上	19-2	52				同上	0
合計額				88,500										0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-352		資料	大西	36,408	36,408	一般紙購読(産経新聞) H26年4月~H27年3月まで(再発行) 36,408円 手書き領収書 日付27.3.28	私的な資料 議員個人宅での新聞購読費 議員個人宅は東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している。	16-2 219	104-A	上	甲219	一般新聞の購読は、議員に相応しい教養を身に付けるとともに、日々刻々と変わる政治、経済、社会情勢について最新の情報を取得するための情報収集手段であり、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動である。運用指針においても、資料購入費の例示として新聞購読費が挙げられており、調査研究活動のために必要な経費として当然に想定されている支出である。	0	
H14-353		資料	大西	48,444	48,444	一般紙購読 読売新聞 H26年4月~H27年3月分まで 48,444円 手書き領収書 日付27.4.4	同上	16-2 219	104-A	下	甲219	同上	0	
H14-354		資料	吉田	48,444	48,444	一般紙購読 読売新聞 4月分 4,037円×12ヶ月 48,444円	同上	16-2 219	95~97		甲219	一般新聞の購読は、議員に相応しい教養を身に付けるのに資するものであり、また、日々変化する政治、経済及び社会の情勢について最新の情報を取得しておくことは、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動である。これは自宅で購読する場合であっても同様であり、会派の調査研究活動に關係することは、すでに広く認められ一般化している。	0	
H14-355		資料	新井	44,407	44,407	一般紙購読 読売新聞 4月分 4,037円×11ヶ月 44,407円	契約の住所には、議員は住んでおらず、東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している場所。	16-2 219	100~104		甲154 甲219	同上	0	
合計額				177,703										0
H15-324		資料	新井	4,037	4,037	一般紙の購読 読売新聞 4月(成瀬が丘1-14-12カンホワイエ) 4,037円 8-18-23	同上	17-3 154 219			124	甲154 甲219	一般新聞の購読は、議員に相応しい教養を身に付けるとともに、日々刻々と変わる政治、経済、社会情勢について最新の情報を取得するための情報収集手段であり、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動である。運用指針においても、資料購入費の例示として新聞購読費が挙げられており、調査研究活動のために必要な経費として当然に想定されている支出である。	0
H15-325		資料	新井	36,773	36,773	一般紙の購読 東京新聞 5月分 3,343円×11か月 36,773円 玉川学園8-18-23	同上	17-3 154 219			124~127	甲154 甲219	同上	0
H15-326		資料	吉田	48,444	48,444	一般紙の購読 読売新聞 4月分4,037円×12ヶ月 48,444円(成瀬が丘1-14-12カンホワイエ103-13)	私的な資料 議員個人宅での新聞購読費 議員個人宅は東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している。	17-3 219			138~140	甲219	一般新聞の購読は、一般教養の取得、議員にふさわしい教養を身に付けるのに資するものであり、また、日々変化する政治、経済及び社会の情勢について最新の情報を取得しておくことは、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動である。これは自宅で購読する場合であっても同様であり、会派の調査研究活動に關係することは、すでに広く認められ一般化している。	0
H15-327		資料	大西	36,408	36,408	一般紙の購読 産経新聞 H27年4月~H28年3月まで36,408円 手書き領収書	私的な資料 議員個人宅での新聞購読費 領収書が手書きであり、信憑性が疑わしい。 同上	17-3 219			141	甲219	同上	0
H15-328		資料	大西	48,444	48,444	一般紙の購読 読売新聞 H27年4月~H28年3月分まで48,444円 手書き領収書	同上	17-3 219			141	甲219	同上	0
合計額				174,106										0
H16-338		資料	新井	3,343	3,343	一般紙購読 東京新聞 4月分 3,343円	同上	18-3 154 219			116~119	甲154 甲219	一般新聞の購読は、議員に相応しい教養を身に付けるとともに、日々刻々と変わる政治、経済、社会情勢について最新の情報を取得するための情報収集手段であり、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動である。運用指針においても、資料購入費の例示として新聞購読費が挙げられており、調査研究活動のために必要な経費として当然に想定されている支出である。	0
H16-339		資料	新井	44,407	44,407	一般紙購読 毎日新聞 4037×11=44,407	同上	18-3 154 219			中	甲154 甲219	同上	0
H16-340		資料	吉田	48,444	48,444	一般紙購読 読売新聞 4月分4,037円×12ヶ月 48,444円	私的な資料 議員個人宅での新聞購読費 議員個人宅は東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している。	18-3 219			124~126	甲219	一般新聞の購読は、一般教養の取得、議員にふさわしい教養を身に付けるのに資するものであり、また、日々変化する政治、経済及び社会の情勢について最新の情報を取得しておくことは、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動である。これは自宅で購読する場合であっても同様であり、会派の調査研究活動に關係することは、すでに広く認められ一般化している。	0
H16-341	2019/3/31	資料	大西	36,408	36,408	一般紙購読 産経新聞 28年4月~H29年3月まで 36,408円 年度末の手書き領収書	同上	18-3 219			128	上 甲219	同上	0
H16-342	H29 4/12	資料	大西	48,444	48,444	一般紙購読 読売新聞 H28年4月~H29年3月分まで 48,444円(手書きの領収書(年度を超えて支払))	同上	18-3 219			128	下 甲219	同上	0
H16-343		資料	白川	12,600	12,600	一般紙購読 日経電子版 2017年1月~3月 4,200×3ヶ月 12,600円	同上	18-3 219			129~131	甲219	同上	0
合計額				193,646										0
H17-75		資料	新井	4,037	4,037	一般紙購読 毎日新聞 4月分 4,037円	同上	19-3 154 219			54	上 甲154 甲219	一般新聞の購読は、議員に相応しい教養を身に付けるとともに、日々刻々と変わる政治、経済、社会情勢について最新の情報を取得するための情報収集手段であり、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動である。運用指針においても、資料購入費の例示として新聞購読費が挙げられており、調査研究活動のために必要な経費として当然に想定されている支出である。	0
H17-76		資料	新井	30,087	30,087	一般紙購読 東京新聞 5月分 3,343円×9ヶ月	同上	19-3 154 219			54	中 甲154 甲219	同上	0
H17-77		資料	吉田	44,407	44,407	一般紙購読 読売新聞 4月分 4,037円×11か月 44,407円	私的な資料 議員個人宅での新聞購読費 議員個人宅は東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している。	19-3 219			58	甲219	一般新聞の購読は、一般教養の取得、議員にふさわしい教養を身に付けるのに資するものであり、また、日々変化する政治、経済及び社会の情勢について最新の情報を取得しておくことは、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動である。これは自宅で購読する場合であっても同様であり、会派の調査研究活動に關係することは、すでに広く認められ一般化している。	0
合計額				78,531										0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-356	2015/1/1	広報	会派	43,200	43,200	意見広告 武相新聞	会派の宣伝広告	16-3	106 107			意見広告は、広く市民に対して会派の政策や立場を知らしめることにより、これを知らなかった市民から意見や情報等が寄せられることにもつながり、市民との意見交換等の契機として重要な広報手段である。 運用指針では、意見広告が選挙活動目的と現在しないよう、個人名のみは不可とし、会派名を記載するものとされており、実際に意見広告の内容を見ると、保守連合の意見広告は、会派の政策や立場を市民に表明するに過ぎず、宣伝広告ではない。		0
合計額				43,200										0
H15-329	2016/1/1	広報	会派	43,200	43,200	意見広告 武相新聞	会派の宣伝広告であり、政務調査とはいえない	17-4	157			意見広告は、広く市民に対して会派の政策や立場を知らしめることにより、これを知らなかった市民から意見や情報等が寄せられることにもつながり、市民との意見交換等の契機として重要な広報手段である。 運用指針では、意見広告が選挙活動目的と現在しないよう、個人名のみは不可とし、会派名を記載するものとされており、実際に意見広告の内容を見ると、保守連合の意見広告は、会派の政策や立場を市民に表明するに過ぎず、宣伝広告ではない。		0
合計額				43,200										0
H16-344	2016/11/24	広報	会派	15,600	15,600	52円ハガキ 300枚 購入	大量のハガキ購入(300枚を郵送した事実がなし)用途が不明である。	18-4 193	139		甲193	甲18の4、140頁のとおり、新井よしなおが活動報告のために支出した経費である。 意見広告は、広く市民に対して会派の政策や立場を知らしめることにより、これを知らなかった市民から意見や情報等が寄せられることにもつながり、市民との意見交換等の契機として重要な広報手段である。 運用指針では、意見広告が選挙活動目的と現在しないよう、個人名のみは不可とし、会派名を記載するものとされており、実際に意見広告の内容を見ると、保守連合の意見広告は、会派の政策や立場を市民に表明するに過ぎず、宣伝広告ではない。		0
H16-345	2017/1/24	広報	会派	43,200	43,200	意見広告 武相新聞	会派の宣伝広告であり、政務調査とはいえない	18-4	147			意見広告は、広く市民に対して会派の政策や立場を知らしめることにより、これを知らなかった市民から意見や情報等が寄せられることにもつながり、市民との意見交換等の契機として重要な広報手段である。 運用指針では、意見広告が選挙活動目的と現在しないよう、個人名のみは不可とし、会派名を記載するものとされており、実際に意見広告の内容を見ると、保守連合の意見広告は、会派の政策や立場を市民に表明するに過ぎず、宣伝広告ではない。		0
合計額				58,800										0
H17-49	2017/11/28	広報	吉田	227,232	227,232	議会報告秋号	選挙のための広報である。領収書等貼付用紙の3ではじまる番号は吉田議員のものと思われる	19-4	101- 左		36003		補助参加人吉田が、会派の議会報告として、平成28年から平成29年にかけて定期的・継続的に同規模で発行している広報誌であり(内22ないし内B10)、選挙のための広報ではない。	0
H17-50	2017/11/29	広報	吉田	178,632	178,632	議会報告秋号 新聞折込	同上	19-4	101- 下右		36004		同上	0
H17-51	2017/12/1	広報	会派	7,756	7,756	ポスティング代として(11月22日～11月25日) 1,890 秋	新井よしなお議員が支出した、選挙のための広報である。以下、H17-54まで、総額1,147,481円となる)領収書等貼付用紙の1ではじまる番号は新井議員のものと思われる	19-4	78- 上 79		18016		投票のための宣伝ではない。市議会議員選挙前には、投票先を後援する市民が各会派とその所属議員の活動、政策等の情報収集を集中して行う時期であり、意見交換の契機として高い効果を期待される時期である。そのため、同時期に広報費の支出を集中させることにより、有効に市民の反応を促すことができ、その意見を市民に反映させることが可能となる。このことは、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の充実を図るという、政務活動推進の趣旨に合致するものであり、違法な支出であることは明らかである。	7,756
H17-52	2017/12/19	広報	会派	26,730	26,730	メインDM用(6,000部)	同上	19-4	63		16001			26,730
H17-53	2017/12/19	広報	会派	21,500	21,500	メインDM用(5,000部)	同上	19-4	64		16002			21,500
H17-54	2017/12/25	広報	会派	10,275	10,275	保守連合議会報告新井地域版01(2,000部)	同上	19-4	65		16003			10,275
H17-55	2018/1/1	広報	会派	43,200	43,200	意見広告 武相新聞	会派の宣伝広告であり、選挙のための広報である。政務調査とはいえない 領収書等貼付用紙の5ではじまる番号は会派のものと思われる	19-4	106		56001			0
H17-56	2018/1/11	広報	会派	12,300	12,300	保守連合議会報告玉川学園版(7,000部)	・新井よしなお議員が支出した、選挙のための広報である。以下、H17-72まで、領収書等貼付用紙の1ではじまる番号は新井議員のものと思われる	19-4	66		16004			12,300
H17-57	2018/1/11	広報	会派	5,610	5,610	保守連合議会報告平成30年1号(2,500部)	同上	19-4	67		16005			5,610
H17-58	2018/1/11	広報	会派	40,720	40,720	保守連合議会報告平成30年1号(30,000部)	同上	19-4	68		16006			40,720
H17-59	2018/1/18	広報	会派	10,920	10,920	保守連合議会報告中町廻町版(5,500部)	同上	19-4	69		16007			10,920
H17-60	2018/1/18	広報	会派	12,925	12,925	保守連合議会報告原町田号(6,500部)	同上	19-4	70		16008			12,925
H17-61	2018/1/18	広報	会派	42,190	42,190	保守連合議会報告平成30年2号(25,000部)	同上	19-4	71		16009			42,190
H17-62	2018/1/18	広報	会派	153,760	153,760	郵送代 2480通(町田郵便局)	同上	19-4	81		16018			153,760
H17-63	2018/1/18	広報	会派	108,560	108,560	郵送代 1,180通(町田郵便局)	同上	19-4	81		16019			108,560
H17-64	2018/1/19	広報	会派	13,509	13,509	郵送代 171通(町田西郵便局)	同上	19-4	81		16020			13,509
H17-65	2018/1/19	広報	会派	28,045	28,045	郵送代 355通(鶴川郵便局)	同上	19-4	81		16021			28,045
H17-66	2018/1/21	広報	会派	9,130	9,130	保守連合議会報告森野版(5,000部)	同上	19-4	72		16010			9,130
H17-67	2018/1/23	広報	会派	85,105	85,105	保守連合議会報告平成30年3号(30,000部)	同上	19-4	73		16011			85,105
H17-68	2018/1/27	広報	会派	13,370	13,370	保守連合議会報告平成30年3号(3,000部)	同上	19-4	74		16012			13,370
H17-69	2018/1/28	広報	会派	28,850	28,850	保守連合議会報告平成30年2号増刷版(17,000部)	同上	19-4	75		16013			28,850
H17-70	2018/2/7	広報	会派	26,685	26,685	保守連合議会報告平成30年3号増刷版2(4,500部)	同上	19-4	76		16014			26,685
H17-71	2018/2/7	広報	会派	16,450	16,450	保守連合議会報告平成30年3号増刷分(2,500部)	同上	19-4	77		16015			16,450

支出 番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張 する違法支出 額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける 事情	証書 番号 (甲)	シ ト No	位 置	領収書以外の関連 証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定 する違法支出 額
H17-72	2018/3/2	広報	金沢	429,881	429,881	ポスティング代として ①1月31日～2月3日 玉川学園チ ラシ(7,000枚) ②1月31日～2月3日 減税チラシ (30,957枚) ③2月7日～2月10日 (24,700枚) ④2月14日～2月17日 (42,080枚)	同上	19-4	78下	16017		同上		429,881
H17-73	2018/2/4	広報	金沢	215,250	215,250	郵送代 2625通 (町田郵便局)	選挙活動である 感収書等貼付用紙の2ではじまる番 号は大西議員のものと思われる	19-4	96	26001		同上		0
H17-74	2018/3/5	広報	大西	235,105	235,105	ポスティング代として ①2月7日～2月10日 30,000枚 (野並み) ②2月14日～2月17日 17,500枚 (戸渡指定)	選挙活動である 同上	19-4	97,98	26002		同上		0
合計額				2,003,690										1,104,271

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H14-357	12/22	通信	不明	26,000	26,000	ハガキ購入 52円ハガキ×500	ハガキで郵送をした事実が確認できない	16-4-193	119		甲193	新井よしなおが活動報告のしがきを郵送するために支出した経費である(丙A10)。しがきは、情報発信のための手段として最も一般的なもののひとつであり、議会報告等の会派の広報手段として用いられたものである。		0
H14-358	01/07	通信	不明	2,700	2,700	ハガキ交換・購入 50×460枚 23,000円分のハガキを持ち込み、下記↓23,400円に交換 交換手数料、交換差金合わせて2,700円	用途が不明 50円ハガキと52円ハガキの交換の差額と手数料合計2,700円の支払いであるにもかかわらず、実態のない「支出」計上。	16-4	118			同上		0
H14-359	01/07	通信	不明	23,400	23,400	ハガキ購入 52円ハガキ×450枚	ハガキで郵送をした事実が確認できない 同上	16-4	118			同上		23,400
H14-360	04/30	通信	新井	180,000	180,000	電話代等 15,000×12ヶ月	・自宅の電話料金である。 ・支払い証明書(内訳)別紙(事由)固定電話・携帯電話他(支払先)NTT、KDDI他とあり(別紙)に議員名と上限額1月15,000×12ヶ月=180,000円、合計金額720,000とある。	16-4	121~122			運用指針は、電話代等の通信費についても、ガソリン代等と同様、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、会派所属議員1人あたり月額24万円の限度額を設けている。保守連合の各議員は、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としての通信費の支出を報告しているのであり、限度内のものであり、限度内のものでない支出と認定する余地はない。 なお、新井よしなおの電話代について、自宅と事務所の電話番号がそもそも違うため、自宅の固定電話の計上などではなく、原告らの主張は誤りである。		90,000
H14-361	04/30	通信	大西	180,000	180,000	電話代等 15,000×12ヶ月	・同上	16-4	121~122			運用指針は、電話代等の通信費についても、ガソリン代等と同様、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、会派所属議員1人あたり月額24万円の限度額を設けている。保守連合の各議員は、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としての通信費の支出を報告しているのであり、限度内のものでない支出と認定する余地はない。 また、政治活動や選挙活動にも充てていない。		90,000
H14-362	04/30	通信	吉田	180,000	180,000	電話代等 15,000×12ヶ月	・同上	16-4	121~122			①町田市では、通信費について、支出の性格の別困難回避のため、按分方式によるのではなくて上限額方式を採用しており、会派保守連合の通信費支出は、いずれの時期についても運用指針等の定める上限額の範囲内の充当となっているため、「使途基準に合致した政務調査費の支出がされなかったことを推認させる一般的・外移的事実」及び使途基準違反の事実はない。 ②当該回線は、いずれも補助参加人吉田が自宅を起点として行う政務調査・政務活動に用いるものである。 ③補助参加人吉田は選挙の際は別途選挙事務所を開設し電話番号も別回線を開設していた。		90,000
H14-363	04/30	通信	白川	180,000	180,000	電話代等 15,000×12ヶ月	・同上	16-4	121~122			同上		90,000
合計額				772,100										383,400

H15-330		通信	新井	180,000	180,000	電話代 J-COM KDDI 利用一覧表	・使途が不明 携帯電話料金であるが、内容が全く不明。複数台分の料金と推測される。議員の家族などの利用料金が含まれている可能性も高い ・電話番号の所在地は、東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している「新井よしなお後援会」の場所。	17-5-154	164		甲154	運用指針は、電話代等の通信費についても、ガソリン代等と同様、政務活動と政務活動以外の雑活動との区分が困難であることから、会派所属議員1人あたり月額24万円の限度額を設けている。保守連合の各議員は、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としての通信費の支出を報告しているのであり、限度内のものでない支出と認定する余地はない。		35,137
H15-331		通信	吉田	180,000	180,000	電話代 J-COM NTT東日本 利用一覧表 (内訳は補助参加人吉田第4準備書面3頁記載の表のとおり)	・同上 ・議員個人宅は東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している。	17-5-219~223	173		甲219~223	①町田市では、通信費について、支出の性格の別困難回避のため、按分方式によるのではなくて上限額方式を採用しており、会派保守連合の通信費支出は、いずれの時期についても運用指針等の定める上限額の範囲内の充当となっているため、「使途基準に合致した政務調査費の支出がされなかったことを推認させる一般的・外移的事実」及び使途基準違反の事実はない。 ②当該回線は、いずれも補助参加人吉田が自宅を起点として行う政務調査・政務活動に用いるものである。 ③補助参加人吉田は選挙の際は別途選挙事務所を開設し電話番号も別回線を開設していた。		84,649
H15-332		通信	大西	71,824	71,824	電話代 ドコモ	・同上	17-5-219	191		甲219	同上 また、政治活動や選挙活動にも充てていない。		35,908

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	区番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派保守連合の主張	吉田議員の主張	裁判所の認定する違法支出額
H15-333		通信	白川	176,945	176,945	電話代 KDDI ソフトバンク1 ソフトバンク2 ワイヤレスゲート利用一覧表	・同上 ・電話番号の所在地は、東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している「政治をかえる会」の場所である。	17-5 219	203		甲219	同上		59,630

合計額 608,769

215,324

H16-346		通信	大西	147,801	147,801	電話代 NTTドコモ 固定電話	・使途が不明 ・携帯電話、固定電話の料金と推測される。議員の家族などの利用料金が含まれている可能性も高い ・議員個人宅は東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している。	18-5 219	155		甲219	運用指針は、電話代等の通信費についても、ガソリン代等と同様、政務活動と政務活動以外の贈答活動との区分が困難であることから、会派所属議員1人あたり年額24万円の限度額を設けている。保守連合の各議員は、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としての通信費の支出を報告しているものであり、限度内のものであり、使途基準に違反する支出と認定する余地はない。また、政治活動や選挙活動にも充てていない。		73,900
H16-347		通信	新井	240,000	240,000	niftyプロバイダー 携帯電話 固定電話 (J-COM)	・同上 ・電話番号の所在地は、東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している「新井よしなお後援会」の場所。	18-5 154 219	158		甲154 甲219	運用指針は、電話代等の通信費についても、ガソリン代等と同様、政務活動と政務活動以外の贈答活動との区分が困難であることから、会派所属議員1人あたり年額24万円の限度額を設けている。保守連合の各議員は、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としての通信費の支出を報告しているものであり、限度内のものであり、使途基準に違反する支出と認定する余地はない。		81,334
H16-348		通信	白川	134,352	134,352	ワイヤレスゲート KDDI	・同上 ・電話番号の所在地は、東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している「政治をかえる会」の場所である。	18-5 219			甲219	同上 また、政治活動や選挙活動にも充てていない。		67,176
H16-349		通信	吉田	203,299	203,299	固定電話代・ファックス代・ケーブル契約・モバイル費	・同上 ・議員個人宅は東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している。	18-5 219 223			甲219~223		①町田市では、通信費について、支出の性格の区別困難回避のため、按分方式によるのではなくて上限額方式を採用しており、会派保守連合の通信費支出は、いずれの時期についても運用指針等の定める上限額の範囲内での充当となっているため、「使途基準に合致した政務調査費の支出がされなかったことを推認させる一般的・外形的事実」及び使途基準違反の事実はない。 ②当該回線は、いずれも補助参加人吉田が自宅を起点として行う政務調査・政務活動に用いるものである。 ③補助参加人吉田は選挙の際は別途選挙事務所を開き電話番号も別回線を開設していた。	101,649

合計額 725,452

324,059

H17-78		通信	新井	173,243	173,243	携帯電話代 niftyプロバイダー料	・使途が不明 ・携帯電話、固定電話の料金と推測される。議員の家族などの利用料金が含まれている可能性も高い ・電話番号の所在地は、東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している「新井よしなお後援会」の場所。	19-5 154 219	109 ~ 122		甲154 甲219	運用指針は、電話代等の通信費についても、ガソリン代等と同様、政務活動と政務活動以外の贈答活動との区分が困難であることから、会派所属議員1人あたり年額24万円の限度額を設けている。保守連合の各議員は、同指針に従い、使途基準及び運用指針に適合する範囲で経費としての通信費の支出を報告しているものであり、限度内のものであり、使途基準に違反する支出と認定する余地はない。なお、新井よしなおの電話代について、自宅と事務所の電話番号がそもそも違うため、自宅の固定電話の計上などではなく、原告らの主張は誤りである。		87,597
H17-79		通信	吉田	199,061	199,061	NTT電話 2台 携帯代1台 J-COM	・同上 ・議員個人宅は東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している。	19-5 219 223	123 ~ 132		甲219~223		①町田市では、通信費について、支出の性格の区別困難回避のため、按分方式によるのではなくて上限額方式を採用しており、会派保守連合の通信費支出は、いずれの時期についても運用指針等の定める上限額の範囲内での充当となっているため、「使途基準に合致した政務調査費の支出がされなかったことを推認させる一般的・外形的事実」及び使途基準違反の事実はない。 ②当該回線は、いずれも補助参加人吉田が自宅を起点として行う政務調査・政務活動に用いるものである。 ③補助参加人吉田は選挙の際は別途選挙事務所を開き電話番号も別回線を開設していた。	96,750

合計額 372,304

184,347

## 町田市議会政務調査費使途基準の運用指針

この運用指針は、町田市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月町田市条例第17号)及び町田市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年3月町田市規則第9号)の定めに基づき、各会派の政務調査費に関する事務等の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## 1. 使途基準の留意事項

項目	内容	例示	留意事項
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	給料、賃金、交通費、諸手当等	<p>(1) 調査研究活動を補助する職員は、次のとおりとする。            (ア)会派室において事務に従事する者。            (イ)会派室において政策立案等を補助する者。</p> <p>(2) 日額、月額、時間単価・雇用期間、日数、仕事内容を別紙1「臨時職員雇用報告書」に記入して提出するものとする。なお、支払証明書又は源泉徴収票を発行するものとし、写しを収支報告書に添付する。</p> <p>(3) 人件費にかかる交通費は実費とする。なお、その上限額は「町田市臨時職員に関する規則」に基づく単価を準用する。</p> <p>(4) 雇用賃金は「町田市臨時職員に関する規則に基づく臨時職員の賃金単価」を参考に適正な金額を支給するものとする。</p> <p>(5) 家族・親族の雇用にかかる経費は支出できないものとする。</p>

項目	内容	例示	留意事項
調査活動費	会派の行う調査研究活動のために要する経費	交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代)、宿泊費、負担金等、車借上料、燃料費(ガソリン・軽油代)、有料道路通行料、駐車場代等	<p>(1) 管外視察の交通費は実費とし、経済性、効率性(金銭的、時間的)を考慮するものとする。</p> <p>(2) 日当については支出しないものとする。</p> <p>(3) 宿泊料は実費とし、町田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき算定した額を限度とする。なお、食事代こみで料金が設定されている場合は、宿泊料のみの実費を把握することが困難なため、宿泊料に食事代を含むものとする。</p> <p>(4) 管外視察等は、予め別紙2「視察の実施について」を提出し、視察後30日以内に別紙3「視察報告書」を議長に提出する。</p> <p>(5) 個人視察の場合は、議員個人名により会派視察と同様に別紙4「視察の実施について」、別紙5「視察報告書」を議長に提出する。</p> <p>(6) 海外視察を実施する場合の届出等は管外視察と同じ扱いとする。</p> <p>(7) 国家公務員等の旅費に関する法律中、内閣総理大臣等その他の者の相当額  (ア)日当については支出しないものとする。  (イ)宿泊料は実費とし、上記法律に基づき算定した額を限度とする。なお、食事代こみで料金が設定されている場合は、宿泊料のみの実費を把握することが困難なため、宿泊料に食事代を含むものとする。</p> <p>(8) 町田市長等の給与に関する条例別表第3 食卓料は、船賃及び航空賃のほかに食費を要する場合に限り支給する。</p>

項目	内容	例示	留意事項
調査活動費	会派の行う調査研究活動のために要する経費	交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代)、宿泊費、負担金等、車借上料、燃料費(ガソリン・軽油代)、有料道路通行料、駐車場代等	<p>(9) 自家用車の燃料費は1人当たり年額12万円以内とする。</p> <p>(10) 燃料費に洗車料、ワックス、メンテナンス費用は含まないものとする。</p> <p>(11) 交通費は原則として、領収書を徴収する。鉄道、バスで領収書の徴収が困難な場合は、支払証明書に別紙6「交通費支出記録簿」を添付するものとする。</p> <p>(12) パスネット、イオカード、バスカードは使用済みのカードを添付するものとする。</p> <p>(13) Suicaカード・PASMOカードは履歴印字で打ち出した紙を添付するものとする。 ただし、「交通費支出記録簿」でも可能とする。</p> <p>(14) 自動車借り上げ料については、バス、レンタカーの利用料とし、領収書に利用期間、行き先、目的を記載するものとする。</p> <p>(15) 駐車場代の支出にあたっては、領収書に使用目的(会議、現地調査等)を簡潔に記入するものとする。</p> <p>(16) ETCを利用した場合は、料金の確認ができる明細書を添付するものとする。</p> <p>(17) タクシー代及び有料道路通行料の支出にあたっては、領収書に目的等を簡潔に記入するものとする。</p>

項目	内容	例示	留意事項
<p style="text-align: center;">研修・研究・ 会議費</p>	<p>会派が研修会等を開催するために必要な経費、他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費及び会派が行う調査研究のための調査委託に必要な経費</p>	<p>会場費、器材借上料、講師謝金、出席者負担金、会費、資料代、調査委託料、授業料等</p>	<p>(1) 政策立案等のためのコンサルタント委託経費及び条例研究等のための顧問弁護士費用等とする。</p> <p>(2) コンサルタント等への調査研究委託については、領収書にあわせて、委託先、委託期間、委託金額、委託内容を別紙7「調査研究委託報告書」に記入して提出し、成果物については会派で保管するものとする。</p> <p>(3) 研修費は、会派が研修会等を開催するためにかかる会場費、器材借上料、講師謝金、又は他の団体の主催する研修会、講習会等への出席者負担金とする。</p> <p>(4) 会議費は、会派が調査研究を目的として開催する勉強会や意見交換会にかかる会場費、器材借上料、講師謝金とする。</p> <p>(5) 会派が研修会等を開催したとき、又は、他の団体が開催する研修会、講習会等に参加したときは、開催案内等、会議内容が確認できる資料類を添付するものとする。</p> <p>(6) 授業料については、研究内容が市の施策に関するもので市民に成果を還元できるものであるものとする。また、授業の講座名や内容のわかるものを添付する。 学位・資格が取得できるものは、これに含めないものとする。</p> <p>(7) 宿泊を伴う研修会への参加は調査活動費で支出するものとする。</p>

項目	内容	例示	留意事項
資料作成費	会派の行う調査研究・政策広報に必要な資料の作成に要する経費	印刷費、コピー代、製本代、写真代、資料作成委託料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会派の印刷物は、領収書に名称、内容、部数、単価等を記載する。</li> <li>(2) 作成した資料等は、会派において保管するものとする。</li> <li>(3) 資料作成委託については、委託先、委託期間、委託金額、委託内容を別紙8「資料作成委託報告書」に記入して提出するものとする。</li> </ul>
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の購入に要する経費	新聞購入費、雑誌購入費、図書購入費、電子メディア購入費、電子コンテンツ購入費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 参考図書、新聞、雑誌等定期刊行物の購入費、追録代、電子メディア・電子コンテンツ購入費等とする。</li> <li>(2) 書籍、雑誌、その他の資料は、名称、冊数、単価等を領収書に記載するものとする。</li> <li>(3) 調査研究に適さない図書等の購入は不可とする。</li> </ul>
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費	広報紙及び報告書の印刷製本代、郵送料、新聞折込代、意見広告代、インターネットホームページ運営費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) インターネットホームページ運営費（作成・運用・維持・管理）は会派所属議員1人当たり実費の2分の1とし、年額10万円を限度額とする。</li> <li>(2) インターネットホームページ運営費は、会派の広報活動としてホームページの作成・運用・維持・管理の際に係る一切の費用を対象とする。</li> <li>(3) インターネットホームページの開設者名は、個人名のみを不可とし、会派名も記載するものとする。</li> <li>(4) 広報紙、報告書、意見広告の発行者名は、個人名のみを不可とし、会派名も記載するものとする。</li> <li>(5) 広報費で、報告書等の印刷代、郵送料（切手、はがき代等）、新聞折込代等を支出するときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする。</li> <li>(6) 広報紙、報告書、意見広告の各発行回数は、制限しない。</li> </ul>

項目	内容	例示	留意事項
通信運搬費	会派の行う調査研究活動のために必要な通信運搬に要する経費	はがき代、切手代、電話代、ファクシミリ代等	<p>(1) 通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)については、会派所属議員1人当たり月額15,000円を限度に支出することができるものとする。</p> <p>(2) インターネット回線使用料は、会派所属議員が調査研究活動としてインターネットを利用する際の費用(回線使用料・プロバイダ契約料など)とする。</p>
事務費	会派の事務運営に必要な経費	消耗品購入費、備品購入費、事務機器代、複写機等リース代等	<p>(1) 備品については、別紙9「政務調査費によって購入した備品の取り扱いについて」により使用・管理するものとする。</p> <p>(2) 備品は、1件3万円以上のものとし、リース又はレンタル契約によることも可とする。なお、品名、契約先、契約期間、契約金額が確認できる書類は会派で保管するものとする。</p> <p>(3) 政務調査費により購入したOA等事務機器の補修代、リース等によるOA等事務機器の保守点検料は、支出できるものとする。</p> <p>(4) OA等事務機器の保険料は支出できないものとする。</p> <p>(5) 消耗品を購入した場合は、領収書に物品等の名称を具体的に記載するものとする。</p> <p>(6) 携帯電話の購入費は、支出できないものとする。</p>

## 2. 政務調査費として支出できない経費

1. 交際費的な経費 餞別、慶弔、寸志、病氣見舞い、年賀状購入・印刷代、名刺印刷代等
2. 政党の活動に属する経費 党費・党大会賛助金・党大会参加費、党大会参加のための旅費等
3. 選挙活動に伴う経費 パンフレット・ポスター等
4. 食事のみに要する経費
5. その他名目の如何を問わず議員個人に支給する経費

## 3. 定額・按分の考え方について

1. 実費弁償の原則 調査研究活動は会派(議員)の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究に要した費用の実費に充当(実費弁償)することを原則とする。 ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費(燃料代)、海外視察の際の食卓料及び通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)については、実費の把握が困難であること等から、一定の基準(定額を上限)で充当する。
2. 按分の考え方 会派(議員)の活動は、議会活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等と多面的であり、一つの活動が政務調査活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられる。 このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが適当でない認められる場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当することが考えられる。

## 4. 領収書について

1. 領収書のあて名は、原則として会派名とする。なお、所属議員が1人の場合には諸派とする。ただし、領収書のあて名が所属議員である場合は所属する会派名を明記する。
2. 口座振込により支出した場合は、領収書が発行されない場合に限り払込金受領証を添付するものとする。
3. クレジットカードにより支出した場合は、領収書に代え「利用控え」を添付するものとする。
4. 口座から、自動引き落としされている場合は、その通帳の写しを添付書類とする。

## 5. 施行期日

この運用指針は、平成19年10月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

町田市議会政務活動費使途基準の運用指針

この運用指針は、町田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年3月町田市条例第17号)及び町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年3月町田市規則第9号)の定めに基づき、各会派の政務活動費に関する事務等の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

1. 使途基準の留意事項

項目	内容	例示	留意事項
人件費	会派の行う政務活動を補助する職員を雇用する経費	給料、賃金、交通費、諸手当等	(1) 政務活動を補助する職員は、次のとおりとする。 (ア) 会派室において事務に従事する者。 (イ) 会派室において政策立案等を補助する者。  (2) 日額、月額、時間単価・雇用期間、日数、仕事内容を別紙1「臨時職員雇用報告書」に記入して提出するものとする。なお、支払証明書又は源泉徴収票を発行するものとし、写しを収支報告書に添付する。  (3) 人件費にかかる交通費は実費とする。なお、その上限額は「町田市臨時職員に関する規則」に基づく単価を準用する。  (4) 雇用賃金は「町田市臨時職員に関する規則」に基づく臨時職員の賃金単価を参考に適正な金額を支給するものとする。  (5) 家族・親族の雇用にかかる経費は支出できないものとする。

項目	内容	例示	留意事項
調査活動費	会派の行う調査研究活動及び情報収集等のために要する経費	交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代)、宿泊費、負担金等、車借上料、燃料費(ガソリン・軽油代)、有料道路通行料、駐車場代等	<p>(1) 管外視察の交通費は実費とし、経済性、効率性(金銭的、時間的)を考慮するものとする。</p> <p>(2) 日当については支出しないものとする。</p> <p>(3) 宿泊料は実費とし、町田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき算定した額を限度とする。なお、食事代こみで料金が設定されている場合は、宿泊料のみの実費を把握することが困難なため、宿泊料に食事代を含むものとする。</p> <p>(4) 管外視察等は、予め別紙2「視察の実施について」を提出し、視察後30日以内に別紙3「視察報告書」を議長に提出する。</p> <p>(5) 個人視察の場合は、議員個人名により会派視察と同様に別紙4「視察の実施について」、別紙5「視察報告書」を議長に提出する。</p> <p>(6) 海外視察を実施する場合の届出等は管外視察と同じ扱いとする。</p> <p>(7) 国家公務員等の旅費に関する法律中、内閣総理大臣等その他の者の相当額  (ア) 日当については支出しないものとする。  (イ) 宿泊料は実費とし、上記法律に基づき算定した額を限度とする。なお、食事代こみで料金が設定されている場合は、宿泊料のみの実費を把握することが困難なため、宿泊料に食事代を含むものとする。</p> <p>(8) 町田市長等の給与に関する条例別表第3 食卓料は、船賃及び航空賃のほかに食費を要する場合に限り支給する。</p>

項目	内容	例示	留意事項
調査活動費	会派の行う調査研究活動及び情報収集等のために要する経費	交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代)、宿泊費、負担金等、車借上料、燃料費(ガソリン・軽油代)、有料道路通行料、駐車場代等	<p>(9) 自家用車の燃料費は、14万4千円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出することができるものとする。</p> <p>(10) 燃料費に洗車料、ワックス、メンテナンス費用は含まないものとする。</p> <p>(11) 交通費は原則として、領収書を徴収する。鉄道、バスで領収書の徴収が困難な場合は、「交通費支払証明書(第9号の2様式)」を添付するものとする。</p> <p>(12) Suicaカード・PASMOカードは履歴印字で打ち出した紙を添付するものとする。</p> <p>(13) 自動車借り上げ料については、バス、レンタカーの利用料とし、領収書に利用期間、行き先、目的を記載するものとする。</p> <p>(14) 駐車場代の支出にあたっては、領収書に使用目的(会議、会合、現地調査等)を簡潔に記入するものとする。</p> <p>(15) ETCを利用した場合は、料金の確認ができる明細書を添付するものとする。</p> <p>(16) タクシー代及び有料道路通行料の支出にあたっては、領収書に目的等を簡潔に記入するものとする。</p>

項目	内容	例示	留意事項
<p>研修・研究・ 会議費</p>	<p>会派が研修会等を開催するために必要な経費、他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費及び会派が行う政務活動のための調査委託に必要な経費</p>	<p>会場費、器材借上料、講師謝金、出席者負担金、会費、資料代、調査委託料、授業料等</p>	<p>(1) 政策立案等のためのコンサルタント委託経費及び条例研究等のための顧問弁護士費用等とする。</p> <p>(2) コンサルタント等への調査研究委託については、領収書にあわせて、委託先、委託期間、委託金額、委託内容を別紙6「調査研究委託報告書」に記入して提出し、成果物については会派で保管するものとする。</p> <p>(3) 研修費は、会派が研修会等を開催するためにかかる会場費、器材借上料、講師謝金、又は他の団体の主催する研修会、講習会等への出席者負担金とする。</p> <p>(4) 会議費は、会派が調査研究を目的として開催する勉強会や意見交換会にかかる会場費、器材借上料、講師謝金とする。</p> <p>(5) 会派が研修会等を開催したとき、又は、他の団体が開催する研修会、講習会等に参加したときは、開催案内等、会議内容が確認できる資料類を添付するものとする。</p> <p>(6) 授業料については、研究内容が市の施策に関するもので市民に成果を還元できるものであるものとする。また、授業の講座名や内容のわかるものを添付する。 学位・資格が取得できるものは、これに含めないものとする。</p> <p>(7) 宿泊を伴う研修会への参加は調査活動費で支出するものとする。</p>

項目	内容	例示	留意事項
資料作成費	会派の行う調査研究・政策広報に必要な資料の作成に要する経費	印刷費、コピー代、製本代、写真代、資料作成委託料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会派の印刷物は、領収書に名称、内容、部数、単価等を記載する。</li> <li>(2) 作成した資料等は、会派において保管するものとする。</li> <li>(3) 資料作成委託については、委託先、委託期間、委託金額、委託内容を別紙7「資料作成委託報告書」に記入して提出するものとする。</li> </ul>
資料購入費	会派の行う政務活動のために必要な資料の購入に要する経費	新聞購入費、雑誌購入費、図書購入費、電子メディア購入費、電子コンテンツ購入費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 参考図書、新聞、雑誌等定期刊行物の購入費、追録代、電子メディア・電子コンテンツ購入費等とする。</li> <li>(2) 書籍、雑誌、その他の資料は、名称、冊数、単価等を領収書に記載するものとする。</li> <li>(3) 政務活動に適さない図書等の購入は不可とする。</li> </ul>
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費	広報紙及び報告書の印刷製本代、郵送料、新聞折込代、意見広告代、インターネットホームページ運営費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) インターネットホームページ運営費（作成・運用・維持・管理）は会派所属議員1人当たり実費の2分の1とし、年額12万円を限度額とする。</li> <li>(2) インターネットホームページ運営費は、会派の広報活動としてホームページの作成・運用・維持・管理の際に係る一切の費用を対象とする。</li> <li>(3) インターネットホームページの開設者名は、個人名のみを不可とし、会派名も記載するものとする。</li> <li>(4) 広報紙、報告書、意見広告の発行者名は、個人名のみを不可とし、会派名も記載するものとする。</li> <li>(5) 広報費で、報告書等の印刷代、郵送料（切手、はがき代等）、新聞折込代等を支出するときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする。</li> <li>(6) 広報紙、報告書、意見広告の各発行回数は、制限しない。</li> </ul>

項目	内容	例示	留意事項
通信運搬費	会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要する経費	電話代、ファクシミリ代等	<p>(1) 通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)については、会派所属議員1人当たり年額24万円を限度に支出することができるものとする。</p> <p>(2) インターネット回線使用料は、会派所属議員が政務活動としてインターネットを利用する際の費用(回線使用料・プロバイダ契約料など)とする。</p>
事務費	会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する経費	消耗品購入費、備品購入費、事務機器代、複写機等リース代、情報機器代、ソフトウェア代等	<p>(1) 備品については、別紙8「政務活動費によって購入した備品の取り扱いについて」により使用・管理するものとする。</p> <p>(2) 備品は、1件3万円以上のものとし、リース又はレンタル契約によることも可とする。なお、品名、契約先、契約期間、契約金額が確認できる書類は会派で保管するものとする。</p> <p>(3) 政務活動費により購入したOA等事務機器の補修代、リース等によるOA等事務機器の保守点検料は、支出できるものとする。</p> <p>(4) OA等事務機器の保険料は支出できないものとする。</p> <p>(5) 消耗品を購入した場合は、領収書に物品等の名称を具体的に記載するものとする。</p> <p>(6) 政務活動に適さないソフトウェア等の購入は不可とする。</p>

## 2. 政務活動費として支出できない経費

1. 交際費的な経費 餞別、慶弔、寸志、病氣見舞い、年賀状購入・印刷代、名刺印刷代等
2. 政党の活動に属する経費 党費・党大会賛助金・党大会参加費、党大会参加のための旅費等
3. 選挙活動に伴う経費 パンフレット・ポスター等
4. 食事のみに要する経費
5. 携帯電話の購入及び通信に係る費用のうち、2台目以降に要する経費
6. その他名目の如何を問わず議員個人に支給する経費

## 3. 定額・按分の考え方について

1. 実費弁償の原則 政務活動は会派(議員)の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当(実費弁償)することを原則とする。 ただし、調査研究その他の活動のために自家用車を使用した場合の交通費(燃料代)、海外視察の際の食卓料及び通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)については、実費の把握が困難であること等から、一定の基準(定額を上限)で充当する。
2. 按分の考え方 会派(議員)の活動は、議会活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等と多面的であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられる。 このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが適当でないと認められる場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当することが考えられる。

## 4. 領収書等について

1. 領収書のあて名は、原則として会派名とする。なお、所属議員が1人の場合には諸派とする。ただし、領収書のあて名が所属議員である場合は所属する会派名を明記する。
2. ポイントが付加された領収書の取り扱いについては、付加されたポイント分を購入代金から差し引いたものとして取り扱うものとする。
3. 感熱紙など印字が消えやすいもの場合は、写しをとり原本に添付すること。
4. 口座振込により支出した場合は、領収書が発行されない場合に限り払込金受領証を添付するものとする。
5. クレジットカードにより支出した場合は、領収書に代え「利用控え」を添付するものとする。
6. 口座から、自動引き落としされている場合は、その通帳の写しを添付書類とする。

## 5. 施行期日

この運用指針は、平成19年10月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この運用指針は、平成28年4月1日から施行する。改正後の運用指針の規定は、平成28年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

谷沢議員  
別表C1-1 (平成26年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する適法支出額 (Y) C×1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				NTT東日本利用分料金 (A)	ドコモ利用分 (B)	合計 (C)		
C14-598	NTTファイナンス4月分	9,472	9,472	6,529	2,943	9,472	4,736	4,736
C14-599	同上5月分	9,745	9,745	6,718	3,027	9,745	4,873	4,872
C14-600	同上6月分	9,831	9,831	6,804	3,027	9,831	4,916	4,915
C14-601	同上7月分	9,771	9,771	6,744	3,027	9,771	4,886	4,885
C14-602	同上8月分	9,747	9,747	6,720	3,027	9,747	4,874	4,873
C14-603	同上9月分	9,734	9,734	6,707	3,027	9,734	4,867	4,867
C14-604	同上10月分	9,726	9,726	6,699	3,027	9,726	4,863	4,863
C14-605	同上11月分	9,699	9,699	6,672	3,027	9,699	4,850	4,849
C14-606	同上12月分	9,194	9,194	6,059	3,135	9,194	4,597	4,597
C14-607	同上1月分	9,280	9,280	6,253	3,027	9,280	4,640	4,640
C14-608	同上2月分	9,298	9,298	6,272	3,026	9,298	4,649	4,649
C14-609	同上3月分	6,497	6,497	6,497		6,497	3,249	3,248
	合計額	111,994	111,994	78,674	33,320	111,994	56,000	

別表C1-2 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する適法支出額 (Y) C×1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				NTT東日本利用分料金 (A)	ドコモ利用分 (B)	合計 (C)		
C15-493	NTTファイナンス4月分	9,246	9,246	6,220	3,026	9,246	4,623	4,623
C15-494	同上5月分	9,436	9,436	6,248	3,188	9,436	4,718	4,718
C15-495	同上6月分	9,274	9,274	6,248	3,026	9,274	4,637	4,637
C15-496	同上7月分	9,266	9,266	6,240	3,026	9,266	4,633	4,633
C15-497	同上8月分	9,248	9,248	6,222	3,026	9,248	4,624	4,624
C15-498	同上9月分	9,238	9,238	6,212	3,026	9,238	4,619	4,619
C15-499	同上10月分	9,246	9,246	6,220	3,026	9,246	4,623	4,623
C15-500	同上11月分	9,266	9,266	6,240	3,026	9,266	4,633	4,633
C15-501	同上12月分	9,246	9,246	6,220	3,026	9,246	4,623	4,623
C15-502	同上1月分	9,405	9,405	6,379	3,026	9,405	4,703	4,702
C15-503	同上2月分	9,264	9,264	6,238	3,026	9,264	4,632	4,632
C15-504	同上3月分	6,220	6,220	6,220		6,220	3,110	3,110
	合計額	108,355	108,355	74,907	33,448	108,355	54,178	

別表C1-3 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する適法支出額 (Y) C合計額×1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				NTT東日本利用分料金 (A)	ドコモ利用分 (B)	合計 (C)		
C16-493	NTTファイナンス4月分	111,440	111,440	6,220	3,026	9,246	55,720	55,720
	同上5月分			6,266	3,026	9,292		
	同上6月分			6,264	3,026	9,290		
	同上7月分			6,238	3,026	9,264		
	同上8月分			6,241	3,027	9,268		
	同上9月分			6,241	3,027	9,268		
	同上10月分			6,239	3,027	9,266		
	同上11月分			6,221	3,027	9,248		
	同上12月分			6,213	3,027	9,240		
	同上1月分			6,387	3,027	9,414		
	同上2月分			6,380	3,026	9,406		
	同上3月分			6,212	3,026	9,238		
				合計額				

別表C1-4 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する適法支出額 (Y) C合計額×1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				NTT東日本利用分料金 (A)	ドコモ利用分 (B)	合計 (C)		
C17-492	NTTファイナンス4月分	101,891	101,891	6,246	3,026	9,272	50,946	50,945
	同上5月分			6,243	3,026	9,269		
	同上6月分			6,231	3,026	9,257		
	同上7月分			6,229	3,026	9,255		
	同上8月分			6,232	3,027	9,259		
	同上9月分			6,213	3,027	9,240		
	同上10月分			6,249	3,027	9,276		
	同上11月分			6,221	3,027	9,248		
	同上12月分			6,256	3,027	9,283		
	同上1月分			6,241	3,027	9,268		
	同上2月分			6,238	3,026	9,264		
	同上3月分							
				合計額				

佐藤和彦議員  
別表C2-1 (平成26年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額	裁判所の認定する適法支出額 (Y)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y合計額
C14-585	KDDI 4月分	178,784	178,784	17,261	8,631	76,680
	同上5月分			16,969	8,485	
	同上6月分			16,969	8,485	
	同上7月分			16,969	8,485	
	同上8月分			16,969	8,485	
	同上9月分			17,555	8,778	
	同上10月分			17,555	8,778	
	同上11月分			17,555	8,778	
	同上12月分			17,555	8,778	
	同上1月分			13,784	6,892	
	同上2月分			18,148	9,074	
	同上3月分			16,910	8,455	
	合計額					

別表C2-2 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額	裁判所の認定する適法支出額 (Y)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y合計額
C16-491	KDDI 4月分	127,376	127,376	9,134	63,688	63,688
	同上5月分			9,086		
	同上6月分			9,084		
	同上7月分			9,146		
	同上8月分			9,054		
	同上9月分			9,021		
	同上10月分			11,701		
	同上11月分			9,021		
	同上12月分			9,021		
	同上1月分			13,225		
	同上2月分			14,967		
	同上3月分			14,916		
	合計額					

森本議員

別表C3-1 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する違法支出額 (C×1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				NTT東日本利用分料金 (A)	ドコモ利用分 (B)	合計 (C)		
C15-529	平成27年4月分	15,000	15,000	7,757	11,361	19,118	9,559	5,441
C15-530	同年5月分	15,000	15,000	7,760	13,911	21,671	10,836	4,164
C15-531	同年6月分	15,000	15,000	7,750	10,754	18,504	9,252	5,748
C15-532	同年7月分	15,000	15,000	7,790	10,754	18,544	9,272	5,728
C15-533	同年8月分	15,000	15,000	7,617	10,754	18,371	9,186	5,814
C15-534	同年9月分	15,000	15,000	8,106	12,856	20,962	10,481	4,519
C15-535	同年10月分	15,000	15,000	7,639	11,842	19,481	9,741	5,259
C15-536	同年11月分	15,000	15,000	8,168	11,726	19,894	9,947	5,053
C15-537	同年12月分	15,000	15,000	7,812	10,862	18,674	9,337	5,663
C15-538	平成28年1月分	15,000	15,000	7,577	10,754	18,331	9,166	5,834
C15-539	同年2月分	15,000	15,000	7,833	10,754	18,587	9,294	5,706
C15-540	同年3月分	15,000	15,000	8,078	10,754	18,832	9,416	5,584
	合計額	180,000	180,000	93,887	137,082	230,969		

別表C3-2 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額				裁判所の認定する違法支出額 (Y) D合計額×1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				電話利用料金 (A)	インターネット利用料金 (B)	携帯電話利用料金 (C)	合計 (D)		
C16-496	平成28年4月分	240,000	240,000	7,718		10,754	18,472	141,906	98,094
	同年5月分			7,787	4,794	10,765	23,346		
	同年6月分			8,249		14,527	22,776		
	同年7月分			7,864	4,794	15,103	27,761		
	同年8月分			7,871		20,573	28,444		
	同年9月分			8,108	4,794	14,812	27,714		
	同年10月分			8,258		13,558	21,816		
	同年11月分			7,984	4,794	11,481	24,259		
	同年12月分			7,648		11,492	19,140		
	平成29年1月分			7,577	4,794	11,367	23,738		
	同年2月分			7,766		11,365	19,131		
	同年3月分			7,969	4,794	14,452	27,215		
				合計額	240,000	240,000	94,799		

別表C3-3 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額				裁判所の認定する違法支出額 (Y) D合計額×1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y					
				電話利用料金 (A)	インターネット利用料金 (B)	携帯電話利用料金 (C)	合計 (D)							
C17-493	平成29年4月分	240,000	240,000	8,065		11,817	19,882	140,759	99,241					
	同年5月分			8,071	4,794	12,994	25,859							
	同年6月分			7,946		18,404	26,350							
	同年7月分			7,691	4,794	13,920	26,405							
	同年8月分			7,664		14,250	21,914							
	同年9月分			7,786	4,794	12,973	25,553							
	同年10月分			8,859		15,779	24,638							
	同年11月分			7,648	4,794	17,792	30,234							
	同年12月分			7,855		18,170	26,025							
	平成30年1月分			7,976	4,794	15,327	28,097							
	同年2月分			7,930		18,631	26,561							
				合計額			87,491			23,970	170,057	281,518		

わたべ議員  
別表C4-1 (平成26年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額		スカパー利用料等 (C)	AからCを控除した金額 (D)	B+D	裁判所の認定する違法支出額 (Y) (B+D) × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				NTT東日本利用分料金 (A)	KDDI料金 (B)					
C14-586	自宅インターネット回線使用料 (NTTファイナンス) 料金の4月請求分	12,523	12,523	7,645	5,544	666	6,979	12,523	6,262	6,261
C14-587	同上5月請求分	12,530	12,530	7,626	5,570	666	6,990	12,530	6,265	6,265
C14-588	同上6月請求分 15000円のみ計上	15,000	15,000	7,781	10,371	666	7,115	17,486	8,743	6,257
C14-589	同上7月請求分	11,737	11,737	8,521	3,882	666	7,855	11,737	5,869	5,868
C14-590	同上8月請求分 15000円のみ計上	13,536	13,536	6,102	8,100	666	5,436	13,536	6,768	6,768
C14-591	同上9月請求分 15000円のみ計上	15,000	15,000	6,102	10,335	666	5,436	15,771	7,886	7,114
C14-592	同上10月請求分 15000円のみ計上	15,000	15,000	6,102	10,965	666	5,436	16,401	8,201	6,799
C14-593	同上11月請求分 15000円のみ計上	15,000	15,000	6,113	14,171	677	5,436	19,607	9,804	5,196
C14-594	同上12月請求分 15000円のみ計上	15,000	15,000	6,113	12,420	677	5,436	17,856	8,928	6,072
C14-595	同上1月請求分 15000円のみ計上	15,000	15,000	6,366	11,255	677	5,689	16,944	8,472	6,528
C14-596	同上2月請求分 15000円のみ計上	15,000	15,000	6,275	10,675	677	5,598	16,273	8,137	6,863
C14-597	同上3月請求分 15000円のみ計上	15,000	15,000	6,447	11,833	677	5,770	17,603	8,802	6,198
	合計額	170,326	170,326				8,047	188,267		

別表C4-2 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額		スカパー利用料等 (C)	AからCを控除した金額 (D)	B+D	裁判所の認定する違法支出額 (Y) (B+D) × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y	
				NTT東日本利用分料金 (A)	KDDI料金 (B)						
C15-517	電話料金・NTTファイナンス4月ご請求分「KDDI料金」電話	15,000	15,000	6,275	12,256	677	5,598	17,854	8,927	6,073	
C15-518	同上5月分	15,000	15,000	6,275	11,978	677	5,598	17,577	8,789	6,211	
C15-519	同上6月分	15,000	15,000	6,275	10,823	677	5,598	16,421	8,211	6,789	
C15-520	同上7月分	15,000	15,000	6,354	11,456	677	5,677	17,133	8,567	6,433	
C15-521	同上8月分	15,000	15,000	6,275	12,517	677	5,598	18,115	9,058	5,942	
C15-522	同上9月分	15,000	15,000	6,275	12,980	677	5,598	18,578	9,289	5,711	
C15-523	同上10月分	15,000	15,000	6,275	10,501	677	5,598	16,099	8,050	6,950	
C15-524	同上11月分	15,000	15,000	6,275	11,429	677	5,598	17,027	8,514	6,486	
C15-525	同上12月分	15,000	15,000	6,275	10,366	677	5,598	15,964	7,982	7,018	
C15-526	同上1月分	15,000	15,000	6,275	10,329	677	5,598	15,927	7,964	7,036	
C15-527	同上2月分	15,000	15,000	6,275	13,125	677	5,598	18,723	9,362	5,638	
C15-528	同上3月分	15,000	15,000	6,275	9,405	677	5,598	15,003	7,502	7,498	
	合計額	180,000	180,000				8,124	67,255	204,421	102,215	77,785

別表C4-3 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			スカパー利用料等 (D)	AからDを控除した金額 (E)	B+C+E	裁判所の認定する違法支出額 (Y) (B+C+E) の合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				NTT東日本利用分料金 (A)	KDDI料金 (B)	BIGLOBE (C)					
C16-500	電話料金・NTTファイナンス4月ご請求分「KDDI料金」電話	195,583	195,583	6,275	11,691		677	5,598	17,289	97,792	97,791
	同上5月分			6,275	14,011		677	5,598	19,609		
	同上6月分			6,275	14,375		677	5,598	19,973		
	同上7月分			6,275	11,493		677	5,598	17,091		
	同上8月分			10,751	23,369		677	10,074	33,443		
	同上9月分			7,042	9,107		677	6,365	15,472		
	同上10月分			7,594	5,816		677	6,917	12,733		
	同上11月分			6,818	4,746		677	6,141	10,887		
	同上12月分			6,887	5,778		677	6,210	11,368		
	同上1月分			6,984	6,153		677	6,307	13,068		
	同上2月分					7,970			14,123		
	同上3月分					3,136	7,371		10,507		
	合計額			71,176	115,836	15,341	6,770	64,406	195,583		

石井議員  
別表C5-1 (平成26年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 A	裁判所の認定する適法支出額 (Y) A × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
C14-610	ソフトバンク5月分の代金	13,961	13,961	13,961	6,981	6,980
C14-611	同上6月分の代金	13,224	13,224	13,224	6,612	6,612
C14-612	同上7月分の代金	12,963	12,963	12,963	6,482	6,481
C14-613	同上8月分の代金	13,637	13,637	13,637	6,819	6,818
C14-614	同上9月分の代金 9月以降は15,000円のみ計上	15,000	15,000	15,294	7,647	7,353
C14-615	同上10月分の代金	15,000	15,000	15,317	7,659	7,341
C14-616	同上11月分の代金	15,000	15,000	20,537	10,269	4,731
C14-617	同上12月分の代金	15,000	15,000	16,316	8,158	6,842
C14-618	同上1月分の代金	15,000	15,000	20,543	10,272	4,728
C14-619	同上2月分の代金	12,173	12,173	12,173	6,087	6,086
	合計額	140,958	140,958	153,965	76,986	

別表C5-2 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 A	裁判所の認定する適法支出額 (Y) A × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y 合計額
C15-553	ソフトバンク4月分の代金	88,582	88,582	13,316	6,658	43,769
	同上5月分の代金			8,447	4,224	
	同上6月分の代金			8,445	4,223	
	同上7月分の代金			8,527	4,264	
	同上8月分の代金			8,446	4,223	
	同上9月分の代金			11,412	5,706	
	同上10月分の代金			14,989	7,495	
	同上11月分の代金			16,039	8,020	
	合計額			89,621	44,813	

別表C5-3 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 A	裁判所の認定する適法支出額 (Y) A合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
C16-498	ソフトバンク4月分の代金	178,028	178,028	14,979	89,014	89,014
	同上5月分の代金			15,015		
	同上6月分の代金			14,891		
	同上7月分の代金			15,156		
	同上8月分の代金			14,849		
	同上9月分の代金			14,875		
	同上10月分の代金			14,888		
	同上11月分の代金			15,346		
	同上12月分の代金			14,853		
	同上1月分の代金			28,538		
	同上2月分の代金			14,638		
				合計額		

別表C5-4 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告の主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 A	裁判所の認定する適法支出額 (Y) A合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
C17-489	ソフトバンク4月分の代金	155,506	155,506	15,989	85,695	69,811
	同上5月分の代金			15,512		
	同上6月分の代金			15,362		
	同上7月分の代金			15,379		
	同上8月分の代金			15,366		
	同上9月分の代金			15,486		
	同上10月分の代金			15,401		
	同上11月分の代金			15,846		
	同上12月分の代金			22,349		
	同上1月分の代金			24,699		
	合計額			171,389		

田中議員  
別表C6-1 (平成26年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額						携帯電話機分割支払金 (G)	F-G	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (F-G) × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				auひかり料金 (A)	auひかり(携携プロバイダ)料金 (B)	au電話料金 (C)	Web割引又は紙発行料 (D)	消費税 (E)	合計 (F) (A+B+C+D+E)				
C14-620	8月分	15,000	15,000	1,359	5,616	11,789	(120)	1,250	19,894	2,205	17,689	8,845	6,155
C14-621	9月分	14,639	14,639	1,635	5,616	8,689	(120)	1,024	16,844	2,205	14,639	7,320	7,319
C14-622	10月分	14,186	14,186	1,215	5,616	8,689	(120)	991	16,391	2,205	14,186	7,093	7,093
C14-623	11月分	15,000	15,000	1,511	5,616	10,552	(120)	1,187	18,746	2,205	16,541	8,271	6,729
C14-624	12月分	15,000	15,000	1,651	5,616	10,655	(120)	1,183	18,985	2,205	16,780	8,390	6,610
C14-625	1月分	13,950	13,950	998	5,616	8,688	(120)	973	16,155	2,205	13,950	6,975	6,975
C14-626	2月分	15,000	15,000	1,134	5,616	9,895	100	659	17,404	2,205	15,199	7,600	7,400
	合計額	102,775	102,775	9,503	39,312	68,957			124,419				

別表C6-2 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	携帯電話機分割支払金 (B)	かんたん決済分 (C)	A-B-C (D)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) D × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
C15-541	4月分	13,992	13,992	16,598	2,205	401	13,992	6,996	6,996
C15-542	5月分	15,000	15,000	19,385	2,205		17,180	8,590	6,410
C15-543	6月分	15,000	15,000	20,253			20,253	10,127	4,873
C15-544	7月分	15,000	15,000	19,141			19,141	9,571	5,429
C15-545	8月分	15,000	15,000	19,875			19,875	9,938	5,062
C15-546	9月分	15,000	15,000	21,256			21,256	10,628	4,372
C15-547	10月分	15,000	15,000	17,890			17,890	8,945	6,055
C15-548	11月分	15,000	15,000	17,184			17,184	8,592	6,408
C15-549	12月分	15,000	15,000	20,857			20,857	10,429	4,571
C15-550	1月分	15,000	15,000	18,759			18,759	9,380	5,620
C15-551	2月分	15,000	15,000	16,094			16,094	8,047	6,953
C15-552	3月分	15,000	15,000	16,642			16,642	8,321	6,679
	合計額	178,992	178,992	223,934					

別表C6-3 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 A	裁判所の認定する適法支出額 (Y) A 合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
C16-497	4月分	215,762	215,762	16,795	107,881	107,881
	5月分			19,283		
	6月分			16,079		
	7月分			18,931		
	8月分			16,285		
	9月分			17,249		
	10月分			17,310		
	11月分			19,680		
	12月分			17,295		
	1月分			17,033		
	2月分			21,007		
	3月分			18,815		
	合計額			215,762		

別表C6-4 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 A	裁判所の認定する適法支出額 (Y) A 合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
C17-491	5月分	142,532	142,532	19,282	71,266	71,266
	6月分			18,843		
	7月分					
	8月分			18,963		
	9月分			24,601		
	10月分					
	11月分			20,522		
	12月分			19,923		
	1月分			20,398		
	2月分					
3月分						
	合計額			142,532		

戸塚議員  
別表C7 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額	裁判所の認定する適法支出額 (Y)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
C15-505	平成26年4月分	14,366	14,366	15,156	3,048	11,318
C15-506	同上5月分	12,190	12,190	12,190	3,048	9,142
C15-507	同上6月分	15,000	15,000	30,374	3,048	11,952
C15-508	同上7月分	15,000	15,000	20,194	3,048	11,952
C15-509	同上8月分	15,000	15,000	24,645	3,048	11,952
C15-510	同上9月分	15,000	15,000	41,124	3,048	11,952
C15-511	同上10月分	15,000	15,000	45,144	3,048	11,952
C15-512	同上11月分	15,000	15,000	25,533	3,048	11,952
C15-513	同上12月分	15,000	15,000	36,836	3,048	11,952
C15-514	平成27年1月分	15,000	15,000	25,203	3,048	11,952
C15-515	同上2月分	15,000	15,000	31,103	3,048	11,952
C15-516	同上3月分	15,000	15,000	21,821	3,048	11,952
	合計額	176,556	176,556	329,323	36,576	139,980

小関議員

別表C8-1 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額	裁判所の認定する適法支出額 (Y)	裁判所の認定する違法支出額 (X-Y)
C15-554	NTTドコモの料金平成27年4月分	8,564	8,564	8,564	4,282	4,282
C15-555	同年5月分	11,658	11,658	11,658	5,829	5,829
C15-556	同年6月分	15,000	15,000	25,297	12,649	2,351
C15-557	同年7月分	15,000	15,000	18,373	9,187	5,813
C15-558	同年8月分	15,000	15,000	21,704	10,852	4,148
C15-559	同年9月分	15,000	15,000	17,224	8,612	6,388
C15-560	同年10月分	15,000	15,000	17,118	8,559	6,441
C15-561	同年11月分	15,000	15,000	17,416	8,708	6,292
C15-562	同年12月分	15,000	15,000	16,871	8,436	6,564
C15-563	平成28年1月分	15,000	15,000	17,616	8,808	6,192
C15-564	同上2月分	15,000	15,000	16,360	8,180	6,820
	合計額	155,222	155,222	188,201	94,102	

別表C8-2 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する違法支出額 (Y) A合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 (X-Y)
C16-499	NTTドコモの料金平成28年4月分	139,498	139,498	17,116	75,595	63,903
	同年5月分			16,879		
	同年6月分			16,596		
	同年7月分			17,241		
	同年8月分			18,211		
	同年9月分			17,071		
	同年10月分			10,153		
	同年11月分			9,137		
	同年12月分			8,006		
	平成29年1月分			9,088		
	同上2月分			11,691		
	合計額			151,189		

別表C8-3 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する違法支出額 (Y) A合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 (X-Y)
C17-488	NTTドコモの料金平成29年8月分	59,395	59,395	9,025	29,698	29,697
	同年9月分			7,974		
	同年10月分			8,892		
	同年11月分			8,960		
	同年12月分			7,841		
	平成30年1月分			8,905		
	同上2月分			7,798		
	合計額			59,395		

河辺議員

別表C9 (平成28年度NTTファイナンス等)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する違法支出額 (Y) C合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y	
				NTT東日本利用分料金 (A)	ドコモ利用分 (B)	合計 (C)			
C16-494	平成28年4月分	240,000	240,000	8,609	18,785	27,394	178,217	61,783	
	同年5月分			8,838	22,491	31,329			
	同年6月分			8,786	18,844	27,630			
	同年7月分			8,890	18,533	27,423			
	同年8月分			8,914	18,502	27,416			
	同年9月分			8,468	20,468	28,936			
	同年10月分			9,056	19,887	28,943			
	同年11月分			8,875	20,077	28,952			
	同年12月分			8,943	38,223	47,166			
	平成29年1月分			8,948	26,208	35,156			
	同年2月分				23,036	23,036			
	同年3月分				23,053	23,053			
	合計額				88,327	268,107			356,434

議員名不明

別表C10-1 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する違法支出額 C合計額×1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y合計額			
				インターネット利用料金 (A)	固定電話利用分 (B)	合計 (C)					
C16-492	平成28年4月分	68,136	68,136	4,649	1,029	5,678	34,068	34,068			
	同年5月分			4,649	1,029	5,678					
	同年6月分			4,649	1,029	5,678					
	同年7月分			4,649	1,029	5,678					
	同年8月分			4,649	1,029	5,678					
	同年9月分			4,649	1,029	5,678					
	同年10月分			4,649	1,029	5,678					
	同年11月分			4,649	1,029	5,678					
	同年12月分			4,649	1,029	5,678					
	平成29年1月分			4,649	1,029	5,678					
	同年2月分			4,649	1,029	5,678					
	同年3月分			4,649	1,029	5,678					
	合計額				55,788	12,348			68,136		

別表C10-2 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 A	裁判所の認定する違法支出額 (Y)	裁判所の認定する違法支出額 X-Yの合計額		
C16-495	平成28年4月分	220,186	220,186	28,039	2,848	188,858		
	同年5月分			32,991	2,848			
	同年6月分			26,136	2,848			
	同年7月分			20,745	2,848			
	同年8月分			0	0			
	同年9月分			44,893	2,848			
	同年10月分			22,973	2,848			
	同年11月分			17,730	2,848			
	同年12月分			38,677	2,848			
	平成29年1月分			24,732	2,848			
	同年2月分			11,391	2,848			
	同年3月分			18,099	2,848			
	合計額				286,406		31,328	

別表C10-3 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額				裁判所の認定する違法支出額 (Y) D合計額×1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Yの合計額		
				インターネット利用料金 (A)	固定電話利用分 (B)	携帯電話利用分 (C)	合計 (D)				
C17-490	平成29年4月分	215,635	215,635	4,649	1,029	14,896	20,574	107,818	107,817		
	同年5月分			4,649	1,029	15,322	21,000				
	同年6月分			4,649	1,029	14,874	20,552				
	同年7月分			4,649	1,029	14,842	20,520				
	同年8月分			4,649	1,029	14,946	20,624				
	同年9月分			4,649	1,029	14,875	20,553				
	同年10月分			4,649	1,029	14,865	20,543				
	同年11月分			4,649	1,029	11,834	17,512				
	同年12月分			4,649	1,029	11,866	17,544				
	平成30年1月分			4,649	1,029	12,344	18,022				
	同年2月分			4,649	1,029	12,513	18,191				
	合計額				51,139	11,319	153,177			215,635	

別表C10-4 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派まちだ市民クラブの計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する違法支出額 (Y) D合計額×1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Yの合計額		
				BIGLOBE利用料金 (A)	KDDI利用分 (B)	合計 (D)				
C17-494	平成29年4月分	137,297	137,297	8,098	4,293	12,391	68,649	68,648		
	同年5月分			8,195	4,281	12,476				
	同年6月分			8,152	3,888	12,040				
	同年7月分			8,247	4,001	12,248				
	同年8月分			8,075	4,056	12,131				
	同年9月分			8,112	4,340	12,452				
	同年10月分			8,219	4,327	12,546				
	同年11月分			8,007	5,407	13,414				
	同年12月分			8,076	4,368	12,444				
	平成29年1月分			8,181	4,250	12,431				
	同年2月分			8,061	4,663	12,724				
	合計額								137,297	

## 若林議員

## 別表 J 1 - 1 (平成 27 年度・NTTファイナンス株式会社)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) A × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X - Y 合計額	
J15-377	平成 27 年 4 月分	117,896	117,896	8,400	4,200	58,944	
	同年 5 月分			12,159	6,080		
	同年 6 月分			13,263	6,632		
	同年 7 月分			13,515	6,758		
	同年 8 月分			8,374	4,187		
	同年 9 月分			8,313	4,157		
	同年 10 月分			8,377	4,189		
	同年 11 月分			12,002	6,001		
	同年 12 月分			8,390	4,195		
	平成 28 年 1 月分			8,465	4,233		
	同年 2 月分			8,309	4,155		
	同年 3 月分			8,329	4,165		
	合計額				117,896		58,952

## 別表 J 1 - 2 (平成 28 年度)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) A 合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X - Y
J16-446	平成 28 年 4 月分	100,629	100,629	8,241	50,315	50,314
	同年 5 月分			8,442		
	同年 6 月分			8,313		
	同年 7 月分			8,277		
	同年 8 月分			8,474		
	同年 9 月分			8,275		
	同年 10 月分			8,242		
	同年 11 月分			8,285		
	同年 12 月分			8,549		
	平成 29 年 1 月分			9,042		
	同年 2 月分			8,264		
	同年 3 月分			8,225		
	合計額					

三遊亭議員

別表J2-1-1 (平成27年度・ドコモ利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y 合計額
J15-378	平成27年4月分	77,896	77,896	6,191	3,096	38,944
	同年5月分			6,198	3,099	
	同年6月分			6,159	3,080	
	同年7月分			6,165	3,083	
	同年8月分			6,279	3,140	
	同年9月分			6,211	3,106	
	同年10月分			6,165	3,083	
	同年11月分			6,191	3,096	
	同年12月分			6,152	3,076	
	平成28年1月分			9,982	4,991	
	同年2月分			7,490	3,745	
	同年3月分			4,713	2,357	
	合計額				77,896	

別表J2-1-2 (平成27年度・東日本利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y 合計額
J15-379	平成27年4月分	31,704	31,704	2,624	1,312	15,850
	同年5月分			2,750	1,375	
	同年6月分			2,998	1,499	
	同年7月分			2,313	1,157	
	同年8月分			3,184	1,592	
	同年9月分			2,544	1,272	
	同年10月分			3,013	1,507	
	同年11月分			2,422	1,211	
	同年12月分			2,566	1,283	
	平成28年1月分			2,399	1,200	
	同年2月分			2,505	1,253	
	同年3月分			2,386	1,193	
	合計額				31,704	

別表J2-2 (平成29年度・ドコモ利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A 合計額 × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J17-641	平成29年4月分	67,080	67,080	4,431	33,540	33,540
	同年5月分			4,441		
	同年6月分			4,389		
	同年7月分			4,412		
	同年8月分			4,423		
	同年9月分			4,682		
	同年10月分			4,734		
	同年11月分			5,622		
	同年12月分			7,522		
	平成30年1月分			8,994		
	同年2月分			6,696		
	同年3月分			6,734		
	合計額					

## 佐藤議員

## 別表J3-1 (平成27年度・ドコモ利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計 上した支出金額 (X)	原告らの主張す る違法支出額	議員の実際の支 出金額 (A)	裁判所の認定す る適法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定す る違法支出額 X - Y
J15-380	平成27年6月分	9,646	9,646	9,646	4,823	4,823
J15-381	同年7月分	7,051	7,051	7,051	3,526	3,525
J15-382	同年8月分	7,673	7,673	7,673	3,837	3,836
J15-383	同年9月分	7,511	7,511	7,511	3,756	3,755
J15-384	同年10月分	7,553	7,553	7,553	3,777	3,776
J15-385	同年11月分	7,615	7,615	7,615	3,808	3,807
J15-386	同年12月分	7,653	7,653	7,653	3,827	3,826
J15-387	平成28年1月分	7,637	7,637	7,637	3,819	3,818
J15-388	同年2月分	7,918	7,918	7,918	3,959	3,959
J15-389	同年3月分	7,621	7,621	7,621	3,811	3,810
合計額		77,878	77,878	77,878	38,943	

## 別表J3-2 (平成29年度・ドコモ利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計 上した支出金額 (X)	原告らの主張す る違法支出額	議員の実際の支 出金額 (A)	裁判所の認定す る適法支出額 (Y) (A合計額 × 1/ 2)	裁判所の認定す る違法支出額 X合計額 - Y		
J17-633	平成29年5月分	7,521	7,521	7,521	28,757	28,757		
J17-634	同年6月分	7,712	7,712	7,712				
J17-635	同年7月分	8,223	8,223	8,223				
J17-636	同年8月分	8,357	8,357	8,357				
J17-637	同年9月分	8,289	8,289	8,289				
J17-638	同年10月分	8,314	8,314	8,314				
J17-639	同年11月分	8,392	8,392	8,392				
J17-640	同年12月分	8,227	8,227	8,227				
合計額		57,514	57,514	57,514				

松岡議員

別表J4-1 (平成27年度・ドコモ利用料金及び固定電話料金)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する違法支出額 (Y) C × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				ドコモ利用分料金 (A)	固定電話利用分 (B)	合計 (C)		
J15-390	平成27年4月分	4,088	4,088		4,088	4,088	2,044	2,044
J15-391	同年5月分	3,126	3,126		3,126	3,126	1,563	1,563
J15-392	同年6月分	3,729	3,729		3,729	3,729	1,865	1,864
J15-393	同年7月分	2,894	2,894		2,894	2,894	1,447	1,447
J15-394	同年8月分	15,000	15,000	14,179	3,667	17,846	8,923	6,077
J15-395	同年9月分	15,000	15,000	13,742	3,436	17,178	8,589	6,411
J15-396	同年10月分	2,811	2,811		2,811	2,811	1,406	1,405
J15-397		10,252	10,252	10,252		10,252	5,126	5,126
J15-398	同年11月分	2,598	2,598		2,598	2,598	1,299	1,299
J15-399		10,320	10,320	10,320		10,320	5,160	5,160
J15-400	同年12月分	3,754	3,754		3,754	3,754	1,877	1,877
J15-401	平成28年1月分	5,148	5,148		5,148	5,148	2,574	2,574
J15-402		8,560	8,560	8,560		8,560	4,280	4,280
J15-403	同年2月分	3,919	3,919		3,919	3,919	1,960	1,959
J15-404		8,602	8,602	8,602		8,602	4,301	4,301
J15-405	同年3月分	8,586	8,586	8,586		8,586	4,293	4,293
合計額		108,387	108,387	74,241	39,170	113,411		

別表J4-2 (平成28年度・固定電話料金)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する違法支出額 (Y) A合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J16-443	平成28年4月分	23,842	23,842	3,121	11,921	11,921
	同年5月分			3,148		
	同年7月分			2,619		
	同年8月分			3,197		
	同年10月分			3,306		
	同年11月分			3,116		
	平成29年1月分			2,665		
	同年2月分			2,670		
	合計額			23,842		

別表J4-3 (平成28年度・ドコモ利用料金)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する違法支出額 (Y) A合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J16-444	平成28年4月分	106,837	106,837	8,596	53,419	53,418
	同年5月分			11,079		
	同年6月分			8,615		
	同年7月分			8,622		
	同年8月分			8,597		
	同年9月分			8,626		
	同年10月分			8,613		
	同年11月分			8,610		
	同年12月分			8,655		
	平成29年1月分			8,591		
	同年2月分			9,682		
	同年3月分			8,551		
	合計額			106,837		

別表J4-4 (平成29年度・ドコモ利用料金及び固定電話料金)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する違法支出額 (Y) C合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X合計額-Y
				ドコモ利用分料金 (A)	固定電話利用分 (B)	合計 (C)		
J17-642	平成29年4月分	14,278	14,278	8,674	5,604	14,278	40,905	40,904
J17-643	同年5月分	11,459	11,459	8,589	2,870	11,459		
J17-644	同年6月分	13,558	13,558	9,263	4,295	13,558		
J17-645	同年7月分	11,073	11,073	8,157	2,916	11,073		
J17-646	同年8月分	11,324	11,324	8,191	3,133	11,324		
J17-647	同年9月分	20,117	20,117	15,935	4,182	20,117		
合計額		81,809				81,809		

## 市川議員

## 別表J5-1 (平成27年度・ドコモ利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X - Y
J15-406	平成27年4月分	109,651	109,651	8,894	4,447	54,824
	同年5月分			8,919	4,460	
	同年6月分			8,894	4,447	
	同年7月分			9,014	4,507	
	同年8月分			8,952	4,476	
	同年9月分			9,619	4,810	
	同年10月分			9,020	4,510	
	同年11月分			8,978	4,489	
	同年12月分			9,256	4,628	
	平成28年1月分			9,312	4,656	
	同年2月分			9,357	4,679	
	同年3月分			9,436	4,718	
	合計額					

## 別表J5-2 (平成28年度・ドコモ利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A 合計額 × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X - Y
J16-445	平成29年4月分	68,523	68,523	7,535	34,262	34,261
	同年5月分			7,587		
	同年6月分			7,561		
	同年7月分			7,581		
	同年8月分			7,586		
	同年9月分			7,643		
	同年10月分			10,063		
	同年11月分			12,967		
合計額			68,523			

藤田議員

別表J6-1 (平成27年度・ドコモ利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J15-407	平成27年10月分	57,718	57,718	18,234	9,117	27,241
	同年11月分			8,571	4,286	
	同年12月分			8,571	4,286	
	平成28年1月分			8,646	4,323	
	同年2月分			8,568	4,284	
	同年3月分			8,362	4,181	
合計額		57,718	57,718	60,952	30,477	

別表J6-2 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A 合計額 × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J16-447	平成28年4月分	100,848	100,848	8,404	50,424	50,424
	同年5月分			8,394		
	同年6月分			8,410		
	同年7月分			8,439		
	同年8月分			8,451		
	同年9月分			8,434		
	同年10月分			8,408		
	同年11月分			8,376		
	同年12月分			8,411		
	平成29年1月分			8,372		
	同年2月分			8,381		
	同年3月分			8,368		
	合計額					

別表J6-3 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A 合計額 × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J17-649	平成29年4月分	57,118	57,118	8,413	28,559	28,559
	同年5月分			8,391		
	同年6月分			8,378		
	同年7月分			8,362		
	同年8月分			8,402		
	同年9月分			8,376		
	同年10月分			6,796		
合計額				57,118		

木田議員

別表J7-1-1 (平成27年度・固定電話利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する違法支出額 (Y) A × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X - Y	
J15-408	平成27年4月分	61,359	61,359	4,792	2,396	30,677	
	同年5月分			5,150	2,575		
	同年6月分			5,937	2,969		
	同年7月分			5,002	2,501		
	同年8月分			4,861	2,431		
	同年9月分			5,034	2,517		
	同年10月分			4,962	2,481		
	同年11月分			4,921	2,461		
	同年12月分			5,346	2,673		
	平成28年1月分			5,736	2,868		
	平成28年2月分			4,809	2,405		
	平成28年3月分			4,809	2,405		
	合計額				61,359		30,682

別表J7-1-2 (平成27年度・携帯電話利用料金)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 ※8月分～3月分については端末購入代の分割支払分3460円を控除	裁判所の認定する違法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X - Y		
J15-409	平成27年4月分	90,369	90,369	8,170	4,085	40,190		
	同年5月分			8,179	4,090			
	同年6月分			8,161	4,081			
	同年7月分			19,980	9,990			
	同年8月分			6,372	3,186			
	同年9月分			6,896	3,448			
	同年10月分			6,881	3,441			
	同年11月分			6,875	3,438			
	同年12月分			6,101	3,051			
	平成28年1月分			6,901	3,451			
	平成28年2月分			7,901	3,951			
	平成28年3月分			7,934	3,967			
	合計額			90,369	90,369		100,351	50,179

別表J7-2-1 (平成28年度・携帯電話利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する違法支出額 (Y) (A 合計額 × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X - Y	
J16-452	平成28年4月分	120,285	120,285	11,358	60,143	60,142	
	同年5月分			11,382			
	同年6月分			11,355			
	同年7月分			11,359			
	同年8月分			11,443			
	同年9月分			11,371			
	同年10月分			10,523			
	同年11月分			10,377			
	同年12月分			10,365			
	平成29年1月分			10,388			
	平成29年2月分			10,364			
	合計額						120,285

別表J7-2-2 (平成28年度・固定電話料金・wifi利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する違法支出額 (Y) C 合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X - Y	
				固定電話利用分料金 (A)	wifi 利用分 (B)	合計 (C)			
J16-453	平成28年4月分	112,959	112,959	5,635	5,122	10,757	56,480	56,479	
	同年5月分			4,850	5,122	9,972			
	同年6月分			4,903	5,122	10,025			
	同年7月分			5,101	5,122	10,223			
	同年8月分			5,057	5,122	10,179			
	同年9月分			4,984	5,122	10,106			
	同年10月分			4,876	5,122	9,998			
	同年11月分			4,833	5,122	9,955			
	同年12月分			5,999	5,122	11,121			
	平成29年1月分			5,603	5,122	10,725			
	同年2月分			4,776	5,122	9,898			
	合計額				56,617	56,342			112,959

別表J7-3 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上 した支出金額 (X)	原告らの主張する 違法支出額	議員の実際の支出金額				裁判所の認定する違 法支出額 (Y) D合計額×1/2	裁判所の認定する違 法支出額 X-Y
				携帯電話利用分 (A)	wifi利用分 (B)	固定電話利用分料 金 (C)	合計 (D)		
J17-600	H29.4	5,122	5,122		5,122		5,122	110,106	110,106
J17-601	H29.4	10,398	10,398	10,398			10,398		
J17-602	H29.5	5,122	5,122		5,122		5,122		
J17-603	H29.4	5,025	5,025			5,025	5,025		
J17-604	H29.5	11,364	11,364	11,364			11,364		
J17-605	H29.6	5,122	5,122		5,122		5,122		
J17-606	H29.5	5,004	5,004			5,004	5,004		
J17-608	H29.6	11,427	11,427	11,427			11,427		
J17-609	H29.7	5,122	5,122		5,122		5,122		
J17-610	H29.6	5,219	5,219			5,219	5,219		
J17-611	H29.7	10,392	10,392	10,392			10,392		
J17-612	H29.8	5,122	5,122		5,122		5,122		
J17-613	H29.7	4,959	4,959			4,959	4,959		
J17-614	H29.8	10,183	10,183	10,183			10,183		
J17-615	H29.9	5,122	5,122		5,122		5,122		
J17-616	H29.8	4,811	4,811			4,811	4,811		
J17-617	H29.9	9,171	9,171	9,171			9,171		
J17-618	H29.10	5,122	5,122		5,122		5,122		
J17-619	H29.9	5,837	5,837			5,837	5,837		
J17-620	H29.10	9,201	9,201	9,201			9,201		
J17-621	H29.11	5,122	5,122		5,122		5,122		
J17-622	H29.10	5,058	5,058			5,058	5,058		
J17-623	H29.11	9,189	9,189	9,189			9,189		
J17-624	H29.12	5,122	5,122		5,122		5,122		
J17-625	H29.11	8,148	8,148			8,148	8,148		
J17-626	H29.12	12,283	12,283	12,283			12,283		
J17-627	H30.1	5,122	5,122		5,122		5,122		
J17-628	H29.12	4,768	4,768			4,768	4,768		
J17-629	H30.1	9,626	9,626	9,626			9,626		
J17-630	H30.2	5,122	5,122		5,122		5,122		
J17-631	H30.1	5,335	5,335			5,335	5,335		
J17-632	H30.2	6,472	6,472			6,472	6,472		

220,212

220,212

いわせ議員  
別表J8-1 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する適法支出額 (Y) C × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
				固定電話利用料金 (A)	携帯電話利用料金 (B)	合計 (C)		
J15-410	平成27年4月分	13,167	13,167	3,127	10,040	13,167	6,584	6,583
J15-411	同年5月分	13,774	13,774	3,042	10,732	13,774	6,887	6,887
J15-412	同年6月分	14,213	14,213	3,452	10,761	14,213	7,107	7,106
J15-413	同年7月分	13,389	13,389	2,869	10,520	13,389	6,695	6,694
J15-414	同年8月分	14,539	14,539	3,671	10,868	14,539	7,270	7,269
J15-415	同年9月分	10,659	10,659		10,659	10,659	5,330	5,329
J15-416	同年10月分	13,410	13,410	2,909	10,501	13,410	6,705	6,705
J15-417	同年11月分	13,515	13,515	2,982	10,533	13,515	6,758	6,757
J15-418	同年12月分	13,678	13,678	3,093	10,585	13,678	6,839	6,839
J15-419	平成28年1月分	13,386	13,386	2,905	10,481	13,386	6,693	6,693
J15-420	同年2月分	13,179	13,179	2,633	10,546	13,179	6,590	6,589
J15-421	同年3月分	13,038	13,038	2,540	10,498	13,038	6,519	6,519

別表J8-2 (平成28年度・固定電話利用料金)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A合計額 × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J16-451	平成28年4月分	11,366	11,366	2,558	5,683	5,683
	同年5月分			2,755		
	同年6月分			2,996		
	同年7月分			3,057		
	合計額			11,366		

別表J8-3 (平成29年度・携帯電話利用料金)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y		
J17-591	平成29年4月分	12,293	12,293	12,293	51,006	51,006		
J17-592	同年5月分	12,784	12,784	12,784				
J17-593	同年6月分	12,330	12,330	12,330				
J17-594	同年7月分	11,951	11,951	11,951				
J17-595	同年8月分	10,237	10,237	10,237				
J17-596	同年9月分	10,762	10,762	10,762				
J17-597	同年10月分	10,486	10,486	10,486				
J17-598	同年11月分	10,468	10,468	10,468				
J17-599	同年12月分	10,701	10,701	10,701				
		102,012		102,012				

## 渡辺議員

## 別表J9-1-1 (平成27年度・携帯電話利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J15-422	平成27年4月分	109,999	109,999	10,675	5,338	54,281
	同年5月分			16,429	8,215	
	同年6月分			10,675	5,338	
	同年7月分			10,675	5,338	
	同年8月分			10,804	5,402	
	同年9月分			10,675	5,338	
	同年10月分			10,675	5,338	
	同年11月分			8,716	4,358	
	同年12月分			7,677	3,839	
	平成28年1月分			7,677	3,839	
	同年2月分			6,750	3,375	
	合計額				111,428	

## 別表J9-1-2 (平成27年度・携帯電話利用料金)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J15-423	平成28年3月分	6,750	6,750	6,750	3,375	3,375

## 別表J9-2-1 (平成28年度・携帯電話利用分)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J16-449	平成28年4月分	111,416	111,416	6,750	55,708	55,708
	同年5月分			6,750		
	同年6月分			12,795		
	同年7月分			7,816		
	同年8月分			12,304		
	同年9月分			6,937		
	同年10月分			7,466		
	同年11月分			8,120		
	同年12月分			7,340		
	平成29年1月分			8,055		
	同年2月分			8,126		
	同年3月分			18,957		
	合計額					

## 別表J9-2-2 (平成28年度・プロバイダ利用料金)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J16-450	平成28年8月分	3,402	3,402	3,402	1,701	1,701

## 別表J9-3 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A 合計額 × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J17-648	平成29年4月分	93,835	93,835	7,229	46,918	46,917
	同年5月分			6,785		
	同年6月分			7,769		
	同年7月分			8,580		
	同年8月分			7,118		
	同年9月分			6,752		
	同年10月分			6,752		
	同年11月分			10,654		
	同年12月分			8,924		
	平成30年1月分			11,599		
	同年2月分			11,673		
	合計額					

長村議員  
別表J10-1 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する適法支出額 (Y) C × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X - Y
				携帯電話利用分料金 (A)	インターネット回線利用分 (B)	合計 (C)		
J15-424	平成27年4月分	173,812	173,812	13,001	2,160	15,161	7,581	84,803
	同年5月分			12,988	2,160	15,148	7,574	
	同年6月分			12,991	2,160	15,151	7,576	
	同年7月分			12,994	2,160	15,154	7,577	
	同年8月分			12,911	2,160	15,071	7,536	
	同年9月分			12,921	2,160	15,081	7,541	
	同年10月分			16,138	2,160	18,298	9,149	
	同年11月分			12,908	2,160	15,068	7,534	
	同年12月分			12,908	2,160	15,068	7,534	
	平成28年1月分			12,921	0	12,921	6,461	
	同年2月分			12,931	0	12,931	6,466	
	同年3月分			12,960	0	12,960	6,480	
				158,572	19,440	178,012	89,009	

別表J10-2 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A合計額 × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X - Y
J16-448	平成28年4月分	187,427	187,427	16,121	93,714	93,713
	同年5月分			13,700		
	同年6月分			13,158		
	同年7月分			13,430		
	同年8月分			13,894		
	同年9月分			12,264		
	同年10月分			12,241		
	同年11月分			12,251		
	同年12月分			12,264		
	平成29年1月分			12,254		
	同年2月分			27,013		
	同年3月分			28,837		
				187,427		

石川議員  
別表J11 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派自民党の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額 (A)	裁判所の認定する適法支出額 (Y) (A合計額 × 1/2)	裁判所の認定する違法支出額 X-Y
J17-590	平成28年4月分	26,513	26,513	2,399	13,257	13,256
	同年5月分			2,399		
	同年6月分			2,378		
	同年7月分			2,507		
	同年8月分			2,368		
	同年9月分			2,281		
	同年10月分			2,454		
	同年11月分			2,379		
	同年12月分			2,411		
	平成29年1月分			2,495		
	同年2月分			2,442		

26,513

新井議員

別表H1-1 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派保守連合の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する違法支出額 (Y) C × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y 合計額		
				J-COM利用分料金 (A)	KDDI 利用分 (B)	合計 (C)				
H15-330	平成27年4月分	180,000	180,000	11,425	10,231	21,656	10,828	35,137		
	同年5月分			10,959	10,208	21,167	10,584			
	同年6月分			11,567	10,839	22,406	11,203			
	同年7月分			34,121	14,816	48,937	24,469			
	同年8月分			11,257	11,590	22,847	11,424			
	同年9月分			11,056	11,098	22,154	11,077			
	同年10月分			11,106	10,891	21,997	10,999			
	同年11月分			11,584	10,513	22,097	11,049			
	同年12月分			10,898	10,614	21,512	10,756			
	平成28年1月分			11,150	10,500	21,650	10,825			
	同年2月分			11,116	10,514	21,630	10,815			
	同年3月分			11,147	10,520	21,667	10,834			
	合計額			180,000	180,000	157,386	132,334		289,720	144,863

別表H1-2 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派保守連合の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額				裁判所の認定する違法支出額 (Y) D合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y 合計額		
				プロバイダ利用分料金 (A)	携帯電話利用分 (B)	固定電話電話利用分 (C)	合計 (D)				
H16-347	平成28年4月分	240,000	240,000	2,592	10,500	9,684	22,776	158,666	81,334		
	同年5月分			2,592	12,734	11,335	26,661				
	同年6月分			2,592	10,796	10,055	23,443				
	同年7月分			2,592	15,946	11,415	29,953				
	同年8月分			2,592	11,523	11,381	25,496				
	同年9月分			2,592	13,398	11,332	27,322				
	同年10月分			2,592	12,548	11,353	26,493				
	同年11月分			2,592	10,514	11,306	24,412				
	同年12月分			2,592	10,498	11,235	24,325				
	平成29年1月分			2,592	16,482	11,368	30,442				
	同年2月分			2,592	16,688	11,289	30,569				
	同年3月分			2,592	11,600	11,247	25,439				
	合計額					31,104	153,227			133,000	317,331

別表H1-3 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派保守連合の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する違法支出額			裁判所の認定する違法支出額 X-Y		
				プロバイダ利用分料金 (A)	au電話料金	合計	プロバイダ利用分料金 (A合計額 × 1/2)	au電話料金	合計 (Y)			
H17-78	平成28年4月分	173,243	173,243	2,592	26,641	29,233	14,256	71,390	85,646	87,597		
	同年5月分			2,592	55,607	58,199						
	同年6月分			2,592	58,504	61,096						
	同年7月分			2,592	32,893	35,485						
	同年8月分			2,592	32,150	34,742						
	同年9月分			2,592	29,852	32,444						
	同年10月分			2,592	31,845	34,437						
	同年11月分			2,592	26,800	29,392						
	同年12月分			2,592	36,294	38,886						
	平成29年1月分			2,592	32,536	35,128						
	同年2月分			2,592	46,537	49,129						
	合計額					28,512					409,659	438,171

大西議員  
別表H2-1 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派保守連合の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する適法支出額 (Y) C × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y 合計額		
				ドコモ利用分料金 (A)	プロバイダ利用分 (B)	合計 (C)				
H15-332	平成27年4月分	71,824	71,824	4,091	1,566	5,657	2,829	35,908		
	同年5月分			4,097	1,566	5,663	2,832			
	同年6月分			4,259	1,566	5,825	2,913			
	同年7月分			3,909	1,566	5,475	2,738			
	同年8月分			3,853	1,566	5,419	2,710			
	同年9月分			3,614	1,566	5,180	2,590			
	同年10月分			3,569	1,566	5,135	2,568			
	同年11月分			4,560	1,566	6,126	3,063			
	同年12月分			4,968	1,566	6,534	3,267			
	平成28年1月分			3,582	1,566	5,148	2,574			
	同年2月分			3,821	0	3,821	1,911			
	同年3月分			11,841	0	11,841	5,921			
	合計額					56,164	15,660		71,824	35,916

別表H2-2 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派保守連合の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する適法支出額 (Y) C 合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X-Y		
				ドコモ利用分料金 (A)	NTT東日本利用分 (B)	合計 (C)				
H16-346	平成28年4月分	147,801	147,801	4,621	6,851	11,472	73,901	73,900		
	同年5月分			3,893	6,929	10,822				
	同年6月分			4,504	6,979	11,483				
	同年7月分			3,825	7,182	11,007				
	同年8月分			3,602	7,124	10,726				
	同年9月分			3,641	6,879	10,520				
	同年10月分			4,044	7,024	11,068				
	同年11月分			4,060	7,154	11,214				
	同年12月分			3,834	6,911	10,745				
	平成29年1月分			5,166	7,022	12,188				
	同年2月分			9,597	7,007	16,604				
	同年3月分			18,837	1,115	19,952				
	合計額					69,624			78,177	147,801

吉田議員  
別表H3-1 (平成27年度)

支出番号	支出内容	会派保守連合の計 上した支出金額	原告らの主張する 違法支出額	議員の実際の支出金額				裁判所の認定する 違法支出額	裁判所の認定する 違法支出額
				NTT東日本利用 分料金・2回線分 (A)	ジェイコムイース ト利用分(B)※ テレビ代4320 円を差し引き計上	ドコモ利用分 (C)	合計 (D)	合計 D×1/2	X-Y合計額
H15-331	平成27年4月分	180,000	180,000	5,363	3,815	6,804	15,982	7,991	84,649
	同年5月分			5,199	3,815	6,732	15,746	7,873	
	同年6月分			5,593	3,890	6,462	15,945	7,973	
	同年7月分			5,238	3,829	7,132	16,199	8,100	
	同年8月分			5,396	3,843	6,462	15,701	7,851	
	同年9月分			5,183	3,807	6,462	15,452	7,726	
	同年10月分			5,238	3,825	6,462	15,525	7,763	
	同年11月分			5,219	3,851	7,102	16,166	8,083	
	同年12月分			5,541	3,824	6,462	15,827	7,914	
	平成28年1月分			5,188	3,807	6,592	15,587	7,794	
	同年2月分			6,016	3,824	6,462	16,302	8,151	
	同年3月分			5,289	3,807	7,167	16,263	8,132	
	合計額					64,457	45,937	80,301	

別表H3-2 (平成28年度)

支出番号	支出内容	会派保守連合の計 上した支出金額 (X)	原告らの主張する 違法支出額	議員の実際の支出金額				裁判所の認定する 違法支出額(Y) E合計額×1/2	裁判所の認定する 違法支出額 X-Y合計額	
				一般電話利用分 料金(A)	FAX費 (B)	ジェイコムイース ト利用分(C) ※テレビ代432 0円を差し引き計 上 ※平成28年5月 分についてはNH K契約代2万29 20円を差し引き 計上	ドコモ利用分 (D)			合計 (E)
H16-349	平成28年4月分	203,299	203,299	3,716	2,118	3,825	7,645	17,304	101,650	101,649
	同年5月分			5,563	2,118	3,825	6,462	17,968		
	同年6月分			3,908	2,118	3,842	6,462	16,330		
	同年7月分			3,189	2,118	3,808	6,895	16,010		
	同年8月分			3,392	2,120	3,830	6,463	15,805		
	同年9月分			3,292	2,120	3,818	6,679	15,909		
	同年10月分			5,068	2,120	3,842	6,679	17,709		
	同年11月分			3,412	2,120	3,835	6,603	15,970		
	同年12月分			3,953	2,120	3,817	8,873	18,763		
	平成29年1月分			3,654	2,117	3,897	8,716	18,384		
	同年2月分			4,461	2,118	4,239	6,678	17,496		
	同年3月分			3,264	2,118	3,807	6,462	15,651		
	合計額					46,872	25,425	46,385		

別表H3-3 (平成29年度)

支出番号	支出内容	会派保守連合の計 上した支出金額 (X)	原告らの主張する 違法支出額	議員の実際の支出金額				裁判所の認定する 違法支出額(Y) E合計額×1/2	裁判所の認定する 違法支出額 X-Y合計額				
				一般電話利用分 料金(A)	FAX費 (B)	ジェイコムイース ト利用分(C) ※テレビ代432 0円を差し引き計 上 ※平成29年5月 分についてはNH K契約代2万29 20円を差し引き 計上	ドコモ利用分 (D)			合計 (E)			
H17-79	平成29年4月分	199,061	199,061	3,390	2,118	3,815	6,462	15,785	102,311	96,750			
	同年5月分			3,560	2,550	3,807	7,192	17,109					
	同年6月分			3,824	2,118	3,824	6,732	10,556					
	同年7月分			3,360	2,118	3,808	6,527	15,813					
	同年8月分			3,001	2,118	3,817	10,598	19,534					
	同年9月分			3,752	2,120	3,808	10,835	20,515					
	同年10月分			3,088	2,120	3,826	6,463	15,497					
	同年11月分			3,359	2,120	3,808	6,880	16,167					
	同年12月分			3,137	2,120	3,903	6,834	15,994					
	平成30年1月分			3,527	2,120	3,807	13,791	23,245					
	同年2月分			16,760	2,117	3,905	11,625	34,407					
	合計額					46,934	21,621	42,128			93,939	204,622	

白川議員

別表H4-1 (平成27年度)

支出番号	支出内容	金派保守連合の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額					裁判所の認定する違法支出額 (Y) D × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X - Y 合計額			
				KDDI 利用分料金 (A)	ソフトバンク利用分料金 1 (B)	ソフトバンク利用分料金 2 ※平成27年4月から8月までの分割支払金各1400円を除く。	ワイヤレスゲート利用分料金 (C)	合計 (D)					
H15-333	平成27年4月分	176,945	176,945	10,117	4,843	2,917	3,991	21,868	10,934	59,630			
	同年5月分			10,602	4,843	2,917	3,991	22,353	11,177				
	同年6月分			7,535	4,843	3,349	3,991	19,718	9,859				
	同年7月分			7,431	4,843	2,917	3,991	19,182	9,591				
	同年8月分			7,408	4,843	2,917	3,991	19,159	9,580				
	同年9月分			7,421	4,843	4,317	3,991	20,572	10,286				
	同年10月分			8,027	4,843	4,317	3,991	21,178	10,589				
	同年11月分			8,504	4,843	14,577	4,123	32,047	16,024				
	同年12月分			7,527	4,843		3,993	16,363	8,182				
	平成28年1月分			6,404	4,843		3,993	15,240	7,620				
	同年2月分			6,707	4,183		3,993	14,883	7,442				
	同年3月分			6,554	1,515		3,993	12,062	6,031				
	合計額						94,237	54,128	38,228		48,032	234,625	117,315

別表H4-2 (平成28年度)

支出番号	支出内容	金派保守連合の計上した支出金額 (X)	原告らの主張する違法支出額	議員の実際の支出金額			裁判所の認定する違法支出額 (Y) C 合計額 × 1/2	裁判所の認定する違法支出額 X - Y 合計額				
				KDDI 利用分料金 (A)	ワイヤレスゲート利用分料金 (B)	合計 (C)						
H16-348	平成28年4月分	134,352	134,352	6,409	3,993	10,402	67,176	67,176				
	同年5月分			7,314	3,993	11,307						
	同年6月分			6,445	3,993	10,438						
	同年7月分			6,439	3,994	10,433						
	同年8月分			6,400	3,994	10,394						
	同年9月分			6,436	3,994	10,430						
	同年10月分			6,417	3,994	10,411						
	同年11月分			7,500	3,994	11,494						
	同年12月分			6,505	3,994	10,499						
	平成29年1月分			6,416	3,993	10,409						
	同年2月分			10,567	3,993	14,560						
	同年3月分			9,582	3,993	13,575						
	合計額								86,430	47,922	134,352	

これは正本である。

令和6年2月29日

東京地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 山崎

